

鯖江市地域防災計画

〈 資 料 編 〉

令和7年3月修正

鯖江市防災会議

資料編目次

【本編】

第1章 総則

(章)(節)(番号)

1-3-1	道路の現況	1
1-3-2	河川の現況	1
1-3-3	砂防指定地一覧表	2
1-3-4	人口	4
1-4-1	地震関係（震度階級表）	5

第3章 災害予防計画

(章)(節)(番号)

3-1-1	特別警報・警報・注意報概要等の発表基準	10
3-1-2	重要水防区域一覧表	17
3-1-3	雨量観測所一覧表	17
3-1-4	水位観測所一覧表	18
3-1-5	要配慮者利用施設一覧	19
3-2-1	地すべり防止区域一覧表	26
3-2-2	砂防指定地台帳（一覧表）	27
3-2-3	急傾斜地崩壊危険区域一覧表	33
3-2-4	土砂災害警戒区域一覧表	35
3-2-5	土砂災害警戒区域内の社会福祉施設、学校、医療施設等	44
3-3-1	消・融・流雪施設箇所一覧表	45
3-5-1	消防団・水利の現況	54
3-5-2	国・県・市指定、国登録文化財一覧表	55
3-6-1	危険物施設一覧表	61
3-8-1	上水道施設の現況	62
3-8-2	下水道事業の現況	62
3-9-1	危険道路・橋梁箇所一覧表	62
3-10-1	防災行政無線運用資料	63
3-10-2	水防用資機材一覧表	64
3-10-3	ヘリポート適地箇所一覧表	76
3-11-1	市内公共建物等番号標示一覧表	77
3-20-1	緊急輸送道路ネットワーク	78

第4章 災害応急対策計画

(章)(節)(番号)

4-1-1	主な担当部署一覧表	79
4-1-2	鯖江市防災会議条例	82
4-1-3	鯖江市災害対策本部条例	84
4-1-4	鯖江市災害対策本部事務分掌	85

(章)(節)(番号)

4-1-5	防災関係機関等連絡先一覧表	88
4-2	災害協定一覧	92
4-3-1	自衛隊災害派遣要請書	220
4-4-1	民間団体組織状況一覧表	221
4-5-1	鯖江市被害状況報告要領	222
4-5-2	鯖江市防災行政無線局管理規程	227
4-7-1	避難施設一覧表	230
4-7-2	一時避難所一覧表	238
4-7-3	都市公園一覧表	241
4-10-1	医療機関一覧表	244
4-10-2	県内災害拠点病院一覧表	247
4-13-1	上水道施設一覧表	248
4-16-1	民間輸送機関一覧表	249
4-22-1	鯖江市災害廃棄物処理計画	250
4-26-1	鯖江市水防協議会設置条例	316

1-3-1 道路の現況

(令和7年1月1日現在)

(単位：km)

区分	路線名等	路線数	延長	改良済延長	舗装済延長
国道	8号	1	6.862	6.862	6.862
	417号	1	11.11	11.11	11.11
県道	主要地方道	4	21.77	19.74	21.77
	一般県道	14	45.13	41.52	45.13
市道	一般市道	2,310	626.18	537.63	617.70
	鯖浦自転車道	2	4.08	4.08	4.08
	丹南自転車道	2	3.60	3.60	3.60

(資料：道路台帳等)

1-3-2 河川の現況

① 一級河川

(令和7年1月1日現在)

河川名	延長 (km)	保全区域
日野川	8.97	管内全部指定
浅水川	10.97	中野町 日野川合流点
鞍谷川	4.43	松成町 浅水川合流点
河和田川	9.74	指定なし
天神川	1.00	〃
血ノ川	1.87	〃
穴田川	3.84	〃
黒津川	3.05	〃
吉野瀬川	1.30	〃
石田川	2.30	〃
和田川	2.86	〃

(資料：福井県河川台帳)

② 準用河川

(令和7年1月1日現在)

河川名	延長 (km)
論手川	4.21
神通川	4.00
赤川	1.17
石生谷川	1.85
青野川	0.70

(資料：鯖江市準用河川台帳)

1-3-3 砂防指定地一覧表

(令和7年1月1日現在)

◎ 鞍谷川筋

指 定 地	河 川 名	区域面積 (ha)	指定年月日および番号 (告示第 号)	
中 野 町	原川	11.74	S42. 11. 21	3895
		7.85	H17. 2. 3	143
	雨降川	0.93	H 1. 3. 7	532
		10.91	H17. 2. 3	143
川 島 町	川島川	1.39	S46. 12. 17	2050
		4.99	H17. 2. 3	143
	東谷島川	25.77	H 8. 3. 19	708
大 野 町	片上川	15.14	S37. 12. 22	3170
大 正 寺 町	文殊川	12.09	〃	〃
	稲谷川	4.64	S37. 12. 22	3170
		0.22	H 4. 3. 2	481
南 井 町	南井川	4.37	S37. 12. 22	3170
		0.07	S60. 1. 24	462
	滝谷川	17.49	H17. 2. 3	143
四 方 谷 町	四方谷川	5.98	S37. 12. 22	3170
		0.56	H 1. 3. 7	532
	大平川	3.44	S37. 12. 22	3170
		0.25	S61. 9. 26	1570
	正ヶ谷川	4.22	H12. 12. 18	2387
	西出川	4.56	H26. 7. 1	710
別 所 町	別所川	16.93	S37. 12. 22	3170
		0.81	H18. 4. 13	532
	寺谷川	1.26	S50. 1. 31	68
乙坂今北町	土の谷川	0.34	S46. 12. 17	2050

◎ 浅水川筋

指 定 地	河 川 名	区域面積 (ha)	指定年月日および番号 (告示第 号)	
下 新 庄 町	瀧ノ尻川	10.87	H17. 2. 3	143

◎ 河和田川筋

指 定 地	河 川 名	区域面積 (ha)	指定年月日および番号 (告示第 号)	
上 戸 口 町	血ノ川	15.6	S36. 10. 26	2378
	戸口川	1.98	S53. 8. 14	1355
	足谷川	31.59	H 9. 12. 22	2169
	小谷川	58.44	R 1. 8. 15	359
中 戸 口 町	深谷川	1.65	S50. 1. 31	68
	上山北川	18.44	R 3. 10. 8	1320

別 司 町	別司川	4.31	S 42. 11. 21	3895
		18.92	H14. 10. 22	903
	巳ノ松谷川	6.17	H 4. 3. 2	481
		1.25	H 9. 3. 7	406
	立岩谷川	6.44	H 8. 3. 19	708
1.09		H 9. 3. 7	406	
蒔 生 田 町	荒木川	8.79	H 24. 4. 6	419
	蒔生田川	13.43	S 37. 12. 22	3170
	蒔生田川支川	10.17	H 5. 11. 8	2111
	南上山川	4.69	H11. 7. 2	1446
東 清 水 町	高尾川	0.11	H 8. 3. 19	708
		16.62	H 4. 12. 25	2064
尾 花 町	尾花川	5.16	H 6. 2. 14	272
		5.56	S 33. 1. 18	75
	割谷川	30.04	H 9. 3. 7	406
上 河 内 町	毘紗川	48.48	R 1. 8. 15	359
	赤谷川	2.96	S 39. 7. 28	1869
		2.03	S 50. 1. 31	68
	三ツ俣川	8.31	H17. 2. 3	143
		6.72	H18. 4. 13	532
	三ツ俣川・折谷川	18.99	S 34. 12. 24	2581
沢 町	荒谷川	2.95	S 46. 12. 17	2050
		2.42	R 1. 11. 29	858

◎ 天神川筋

指 定 地	河 川 名	区域面積 (ha)	指定年月日および番号 (告示第 号)	
寺中町～西袋町	天神川	12.82	S 37. 6. 19	1411
		0.16	S 63. 11. 8	2159
		0.66	H18. 4. 13	532
西 袋 町	西袋川	5.73	S 37. 6. 19	1411
	足谷川	2.66	S 37. 6. 19	1411
	椿坂川	6.26	S 37. 6. 19	1411
		1.45	H17. 2. 3	143
		0.91	H18. 4. 13	532
	大谷川	1.92	S 37. 6. 19	1411
		8.68	H11. 7. 2	1446
0.93		H17. 2. 3	143	
金 谷 町	金谷川	8.8	S 37. 6. 19	1411
		0.29	H17. 2. 3	143
	積成寺谷川	4.84	S 37. 6. 19	1411
	間谷川	1.67	S 37. 6. 19	1411
		2.15	H17. 2. 3	143
	屋谷川	0.54	S 63. 3. 18	807
		0.3	H 1. 10. 21	1774
須別当川	1.09	H17. 2. 3	143	

(資料：福井県砂防指定地台帳)

1-3-4 人口

鯖江市の人口の推移

(単位：人)

調査年	男	女	計
昭和 40	23,872	26,242	50,114
45	25,416	27,198	52,614
50	27,978	29,274	57,252
55	29,070	30,509	59,579
60	29,881	31,571	61,452
平成 2	30,164	32,119	62,283
7	30,376	32,514	62,890
12	31,448	33,450	64,898
17	32,263	34,568	66,831
22	32,507	39,943	67,450
27	33,105	35,179	68,284
令和 2	33,323	34,979	68,302

(鯖江市統計書)

鯖江市の年齢別人口の推移

(国勢調査)

調査年	S60年	H2年	H7年	H12年	H17年	H22年	H27年	R2年
少年人口 (人)	13,997	11,883	10,643	10,452	10,524	10,543	10,257	9,599
(0~14歳) 構成比(%)	22.8	19.1	16.9	16.1	15.7	15.7	15.1	14.2
生産年齢人口 (人)	40,272	41,933	42,023	42,390	42,610	41,430	39,994	39,408
(15~64歳) 構成比(%)	65.5	67.3	66.9	65.4	63.8	61.5	58.7	58.1
老年人口 (人)	7,183	8,461	10,208	11,982	13,697	15,371	17,811	18,757
(65歳以上) 構成比(%)	11.7	13.6	16.2	18.5	20.5	22.8	26.2	27.7
合計	61,452	62,277	62,874	64,824	66,831	67,450	68,062	67,764
不詳	0	6	16	74	0	106	222	538
総数	61,452	62,283	62,890	64,898	66,831	67,450	68,284	68,302

※総数には年齢不詳も含む。

1-4-1 地震関係

(1) 緊急地震速報

ア. 緊急地震速報の発表等

気象庁は、震度5弱以上の揺れまたは長周期地震動階級3以上が予想された場合に、震度4以上または長周期地震動階級3以上が予想される地域及び震度4以上が予想される地域（緊急地震速報で用いる区域）に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。日本放送協会（NHK）は、テレビ、ラジオを通じて住民に提供する。なお、震度6弱以上または長周期地震動階級4の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置づけられる。

緊急地震速報で用いる区域の名称

都道府県名	緊急地震速報で用いる 府県予報区の名称	震源・震度情報で用いる市町名
福井県	福井県嶺北	福井市、大野市、勝山市、鯖江市、あわら市、越前市、福井坂井市、永平寺町、福井池田町、南越前町、越前町
	福井県嶺南	敦賀市、小浜市、福井美浜町、高浜町、福井おおい町、福井若狭町

注）緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、内陸の浅い場所で地震が発生した場合、震源に近い場所では強い揺れの到達に原理的に間に合わないことがある。

イ. 気象庁震度階級関連解説表

使用にあたっての留意事項

- (1) 気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値です。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではありません。
- (2) 地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがあります。また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なります。
- (3) 震度が同じであっても、地震動の振幅（揺れの大きさ）、周期（揺れが繰り返す時の1回あたりの時間の長さ）および継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なります。
- (4) この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではありません。
- (5) この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、5年程度で定期的に内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなった場合には変更します。
- (6) この資料では、被害などの量を概数で表せない場合に、一応の目安として、次の副詞・形容詞を用いています。

用語	意味
まれに	極めて少ない。めったにない。
わずか	数量・程度が非常に少ない。ほんの少し。
大半	半分以上。ほとんどよりは少ない。
ほとんど	全部ではないが、全部に近い。
が（も）ある、 が（も）いる	当該震度階級に特徴的に現れ始めることを表し、量的には多くはないがその数量・程度の概数を表現できかねる場合に使用。
多くなる	量的に表現できかねるが、下位の階級より多くなることを表す。
さらに多くなる	上記の「多くなる」と同じ意味。下位の階級で上記の「多くなる」が使われている場合に使用。

※ 気象庁では、アンケート調査などにより得られた震度を公表することがありますが、これらは「震度〇相当」と表現して、震度計の観測から得られる震度と区別しています。

●人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらなさと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが多くなる。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7		固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

●木造建物（住宅）の状況

震度階級	木造建物（住宅）	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5 弱	—	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5 強	—	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
6 弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。
6 強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。傾くものや、倒れるものが多くなる。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

(注1) 木造建物（住宅）の耐震性により2つに分けた。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注2) この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁（割り竹下地）、モルタル仕上壁（ラス、金網下地を含む）を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

(注3) 木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成20年（2008年）岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

●鉄筋コンクリート造建物の状況

震度階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5 強	—	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6 弱	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6 強	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂がみられることがある。1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂が多くなる。1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。

(注1) 鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注2) 鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

●地盤・斜面等の状況

震度階級	地盤の状況	斜面等の状況
5弱	亀裂※ ¹ や液状化※ ² が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
5強		
6弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6強	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある※ ³ 。
7		

※¹ 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

※² 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

※³ 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

●ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。 さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることもある※。
断水、停電の発生	震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある※。
鉄道の停止、高速道路の規制等	震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。 （安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。）
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

※震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

●大規模構造物への影響

長周期地震動※による超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長いいため、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いOA機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらなると、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

※規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなることがある。

3-1-1 特別警報・警報・注意報概要等の発表基準

大雨や強風などの気象現象によって、災害が起こるおそれのあるときには「注意報」が、重大な災害が起こるおそれのあるときには「警報」が、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合には「特別警報」が、鯖江市に発表される。また、大雨や洪水などの警報が発表された場合のテレビやラジオによる放送などでは、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、これまでどおり市町村をまとめた地域の嶺北南部を用いる場合がある。

(1) 特別警報・警報・注意報の種類と概要

特別警報・警報・注意報の種類		概要
特別警報	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生又は切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。
	大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
	暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
	波浪特別警報	高い波が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
	高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
警報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報（土砂災害）は、高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
	洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
	大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
	波浪警報	高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	高潮警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
	洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
	大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意を呼びかける。
	波浪注意報	高い波により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	高潮注意報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。高潮警報に切り替える可能性に言及されていない場合は、避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
	濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。
	乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。
	なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	着氷（着雪）注意報	著しい着氷（着雪）により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体などへの被害が起こるおそれのあるときに発表される。
	融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水、土砂災害などの災害が発生するおそれがあるときに発表される。
	霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温のために農作物などに著しい被害が発生したり、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の起こるおそれがあるときに発表される。	

(2) 特別警報・警報・注意報発表基準

特別警報の発表基準（一覧）

現象の種類		特別警報の発表基準
気象	大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合
	暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合
	暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
	大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合
地象	地震動	震度6弱以上または長周期地震動階級4の大きさの地震動が予想される場合
	火山現象	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が予想される場合
	津波	高いところで3mを超える津波が予想される場合
	高潮	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される場合
	波浪	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高波になると予想される場合

※参考：特別警報に用いる客観的指標

① 大雨に関する特別警報

大雨特別警報は、過去の多大な被害をもたらした現象に相当すると予想され、かつ、激しい雨がさらに降り続くと予想される場合に発表される。

注意1) 大雨特別警報（土砂災害）

- ・キキクル（土砂災害）での該当格子(1km格子)が概ね10格子以上まとまって出現する場合。

注意2) 大雨特別警報（浸水害）

- ・キキクル（洪水害）での該当格子(1km格子)が概ね20格子以上まとまって出現する場合。

- ・キキクル（浸水害）での該当格子(1km格子)が概ね30格子以上まとまって出現する場合。

② 各地の50年に一度の積雪深と既往最深積雪深一覧

注意1) 50年に一度の値は統計値であり、一の位の大小まで厳密に評価する意味は無い。

注意2) 特別警報は、府県程度の広がりでの50年に一度の値となる現象を対象。個々の地点で50年に一度の値となることのみで特別警報となるわけではないことに留意。

令和6年11月1日現在

府県予報区	地点名	50年に一度の積雪深 (cm)	既往最深積雪深 (cm)
福井県	福井	164	213
福井県	敦賀	150	196
福井県	武生	118	130
福井県	大野	236	262
福井県	九頭竜	324	301
福井県	今庄	246	244
福井県	小浜	96	135

(3) 地面現象注意報、警報（※4）

注 意 報	警 報
大雨、大雪等による山くずれ、地すべり等によって災害が起こるおそれがあると予想される場合	大雨、大雪等による山くずれ、地すべり等によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合

(4) 浸水注意報、警報 (※4)

注 意 報	警 報
浸水によって災害が起こるおそれがあると予想される場合	浸水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合

(5) 水防活動用気象注意報、警報 (※5)

区分 種類	注 意 報	警 報
大 雨	(1) 気象注意報、警報の大雨注意報と同じ	(1) 気象注意報、警報の大雨警報と同じ

(6) 九頭竜川水系日野川中流洪水予報、九頭竜川水系足羽川洪水予報

河川の増水や氾濫等に対する水防活動の判断や住民の避難行動の参考となるように、あらかじめ指定した河川について、区間を決めて水位又は流量を示して発表される警報および注意報である。九頭竜川水系日野川中流、九頭竜川水系足羽川洪水予報については、福井県土木部砂防防災課と福井地方気象台が共同で下表の標題により発表される。警戒レベル2～5に相当する。

種類	標題	概 要
洪水警報	氾濫発生情報	氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況で、命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。
	氾濫危険情報	氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位を超える状況が継続しているときに発表される。いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生への対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。
	氾濫警戒情報	氾濫危険水位に達すると見込まれるとき、避難判断水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状況が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）に発表される。高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。
洪水注意報	氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状況が継続しているとき、避難判断水位に到達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。	

九頭竜川水系日野川中流洪水予報の基準水位

(単位：m)

予報 区域名	河川名	基準地点	所在地	位置	水防団 待機水 位	氾濫注 意水位	避難判 断水位	氾濫危 険水位	計画高 水位
九頭竜 川水系 日野川 中流	日野川	糺橋	鯖江市 糺町	北緯 35° 58' 23" 東経 136° 10' 03"	3.20	4.20	4.60	5.50	6.65

九頭竜川水系足羽川洪水予報の基準水位

予報 区域名	河川名	基準地点	所在地	位置	水防団 待機水 位	氾濫注 意水位	避難判 断水位	氾濫危 険水位	計画高 水位
九頭竜 川水系 足羽川	足羽川	九十九 橋	福井市 照手1 丁目1- 1	北緯 36° 03' 47" 東経 136° 12' 41"	3.50	4.80	6.80	7.40	福井県河 川管理者 にご確認 ください

水防活動用注意報・警報

福井地方気象台長は、気象等の状況により洪水、津波または高潮のおそれがあると認められるときは、その状況を近畿地方整備局長および知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させるものとする。

発表する注意報、警報の種類および発表基準は次のとおりであり、水防活動の利用に適合する（水防活動用）注意報および警報は、指定河川における洪水注意報および警報を除き、一般の利用に適合する注意報、警報および特別警報をもって代える。なお、水防活動の利用に適合する特別警報は設けられていない。

水防活動の利用に適合する注意報・警報	一般の利用に適合する注意報・警報	発表基準
水防活動用 気象注意報	大雨注意報	大雨により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される
水防活動用 津波注意報	津波注意報	津波により沿岸部において災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される
水防活動用 高潮注意報	高潮注意報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇が予想されたときに注意を喚起するため発表される
水防活動用 洪水注意報	洪水注意報	上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される
水防活動用 気象警報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される
	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される
水防活動用 津波警報	津波警報	津波により沿岸部や川沿いにおいて重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される
	津波特別警報（大津波警報の名称で発表）	津波により沿岸部や川沿いにおいて重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される
水防活動用 高潮警報	高潮警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される
	高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される
水防活動用 洪水警報	洪水警報	上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される

- (注) 1. 発表基準に記載した数値は、福井県における過去の災害頻度と気象条件との関係を調査したものであり、気象要素によって災害を予想する際の目安である。
2. 注意報、警報は、その種類にかかわらず、解除されるまで継続される。また、新たな注意報、警報が発表される時は、これまで継続中の注意報、警報は自動的に解除または更新され新たな注意報、警報に切り換えられる。
3. 注意報、警報については、その防災効果を高めるため、気象特性、災害特性および地理的特性等により地域細分（行政区画により調整）し、必要に応じ可能な限り細分した地域を示して行う。

※1 表面雨量指数：短時間強雨による浸水危険度の高まりを把握するための指標。

※2 土壌雨量指数：降った雨による土砂災害危険度の高まりを把握するための指標。

- ※3 流域雨量指数：河川の上流域に降った雨により、どれだけ下流の対象地点の洪水危険度が高まるかを把握するための指標。
- ※4 注意報、警報は標題を出さないで気象注意報、警報に含めて行う。
- ※5 水防活動の利用に適合する注意報、警報は、一般の注意報、警報のうち、水防に関するものを用いて行い、水防活動の話は用いない。

(別表1) 大雨注意報基準

市町をまとめた地域	市町村	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準 (1)
嶺北南部	鯖江市	9	7 7

(別表2) 洪水注意報基準

市町をまとめた地域	市町村	流域雨量指数基準 (2)	複合基準 (3)	指定河川洪水予報による基準
嶺北南部	鯖江市	浅水川流域=20.0 穴田川流域=7.6 鞍谷川流域=15.8 河和田川流域=8.8 吉野瀬川流域=10.8 天神川流域=3.1 神通川流域=5.5	浅水川流域=(7, 16.0) 鞍谷川流域=(5, 15.8) 河和田川流域=(7, 7.0) 日野川流域=(7, 27.9) 天神川流域=(7, 3.0)	九頭竜川水系 日野川中流 [糺橋]

(別表3) 大雨警報基準

市町をまとめた地域	市町村	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準 (1)
嶺北南部	鯖江市	1 7	1 1 1

(別表4) 洪水警報基準

市町をまとめた地域	市町村	流域雨量指数基準 (2)	複合基準 (3)	指定河川洪水予報による基準
嶺北南部	鯖江市	浅水川流域=25.0 穴田川流域=9.5 鞍谷川流域=19.8 河和田川流域=11.1 吉野瀬川流域=13.6 天神川流域=3.9 神通川流域=7.1	浅水川流域=(7, 22.5) 鞍谷川流域=(7, 17.8) 河和田川流域=(7, 9.9) 日野川流域=(7, 32.5) 天神川流域=(7, 3.4)	九頭竜川水系 日野川中流 [糺橋] 九頭竜川水系 足羽川 [九十九橋]

大雨および洪水警報・注意報基準表の見方

- (1) 土壌雨量指数基準値は 1km 四方毎に設定している。土壌雨量指数基準の欄中には、市町内における基準値の最低値を示す。
- (2) 流域雨量指数基準の欄中、「○○川流域=30」は、「○○川流域の流域雨量指数 30 以上」を意味する。
- (3) 複合基準は（表面雨量指数，流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を表す。

(別表5) 記録的短時間大雨情報発表基準

市町村	1 時間雨量
鯖江市	80 mm

3-1-2 重要水防区域一覧表

(令和7年1月1日現在)

土木名	河川名	水防区域延長 (m)	地 係	重要度別区域 (m)		摘用
				A	B	
丹南土木 鯖江丹生土木部	浅水川	1,150	西番～出作	—	右 550 左 600	堤防高 (流下能力)
		3,100	鳥羽～神明	—	右 1,500 左 1,600	
		1,400	下河端町	—	左 700 右 700	
	鞍谷川	7,200	川島～橋立	右 500 左 500	右 3,050 左 4,150	
	河和田川	500	片山町	左 500	—	
		4,000	落井～戸口	右 1,500 左 2,500	—	
	天神川	2,600	河和田町	右 1,300 左 1,300	—	
	和田川	2,860	川去～石田下	—	右 2,860	

※ A：水防上最も重要な区間 B：水防上重要な区間 (資料：鯖江市水防計画)

3-1-3 雨量観測所一覧表

(市内)

(令和7年1月1日現在)

河川名	観測所名	所在地	種類	観測者	連絡先
日野川	西山	鯖江市西山町	無線テレ	丹南土木 鯖江丹生土木部	34-0464
鞍谷川	松成	鯖江市松成町	無線テレ	丹南土木 鯖江丹生土木部	34-0464
河和田川	北中	鯖江市北中町	無線テレ	丹南土木 鯖江丹生土木部	34-0464

(市外)

(令和7年1月1日現在)

河川名	観測所名	所在地	種類	観測者	連絡先
日野川	広野ダム	南越前町広野	有線テレ	広野・梶谷 ダム統管	45-1122
	丹南土木	越前市上太田町	有線テレ	丹南土木 鯖江丹生土木部	23-4966
鞍谷川	栗田部	越前市栗田部町	無線テレ	丹南土木 鯖江丹生土木部	23-4966
	余川	越前市余川町	無線テレ	丹南土木 鯖江丹生土木部	23-4966
服部川	相木	越前市相木町	無線テレ	丹南土木 鯖江丹生土木部	23-4966

(資料：鯖江市水防計画)

3-1-4 水位観測所一覧表

(令和7年1月1日現在)

(市内)

(単位m 川底から(※黒津川は標高))

河川名	観測所	所在地	観測者	連絡先	水防団待機水位 (通報水位)	氾濫注意水位 (警戒水位)	避難判断水位	氾濫危険水位 (特別警戒水位)
日野川	糺橋	糺町	丹南土木 鯖江丹生 土木部	水位情報 (0776) 21-2854	3.20	4.20	4.60	5.50
浅水川	出作	三尾野 出作町			5.00	5.50	—	7.50
浅水川	鳥羽	御幸町			4.40	4.90	5.10	6.10
鞍谷川	松成	松成町			1.80	2.90	3.40	6.20
河和田川	北中	北中町			0.70	1.20	—	1.90
穴田川	上河端 (※)	上河端町			—	—	—	—
天神川	河和田 (※)	河和田町	—	—	—	—		
河和田川	戸口 (※)	戸口町	—	—	—	—		
神通川	川去 (※)	川去町	市土木課	—	—	—	—	
神通川	西大井 (※)	西大井町		—	—	—	—	

※ 上記連絡先は、自動音声による対応
(※)：危機管理型水位計

(市外)

(単位m 川底から)

河川名	観測所	所在地	観測者	連絡先	水防団待機水位 (通報水位)	氾濫注意水位 (警戒水位)	避難判断水位 (特別警戒水位)	氾濫危険水位 (危険水位)
日野川	家久 (鯖江)	越前市 家久町	広野・榊谷 ダム統管	—	2.00	2.50	—	4.00
浅水川	北	越前市 北町	丹南土木	水位情報 (0776) 21-2854	1.80	2.30	—	2.80
吉野瀬川	上太田	越前市 上太田町			2.00	2.40	2.50	3.20
	家久 (吉野瀬川)	越前市 家久町			1.10	1.90	—	2.70
鞍谷川	栗田部	越前市 栗田部町			1.30	1.80	1.90	2.50
和田川	近田橋 (気比庄)	越前町 上川去	丹南土木 鯖江丹生 土木部	—	2.00	3.00	—	4.00

※ 上記連絡先は、自動音声による対応

[日野川および和田川水位情報テレホンサービス] 石田下排水機場 (51-6857)

水位名称	用語解説
水防団待機水位	水防団が待機する目安となる水位
氾濫注意水位	氾濫の発生に対する注意を求める目安、水防団が出動する目安となる水位
避難判断水位	高齢者等避難の発令判断の目安となる水位、危険な場所から高齢者等は避難する目安となる水位
氾濫危険水位	避難指示の発令判断の目安となる水位、危険な場所から全員避難する目安となる水位

施設名	所在地	TEL	FAX	水害	土砂
ほのぼのハーツたんなん事業所	小黒町2丁目901	53-0582	53-0682	日	
こころ	住吉町1丁目1-19	77-2022	77-2022	日	
まるハウス住吉	住吉町2丁目7-8	080-5372-0875	0776-65-2459		
アスラボさばえ	小黒町1丁目8-8-1	42-8365	42-8365		
エイティーンズ電子工業㈱	下新庄町17-13-1	51-7731	51-7768	日・浅	
千草の家(就労移行)	三六町1丁目11-7	53-0023	53-2001	日	
千草の家	三六町1丁目2-5-1	53-0015	53-2001	日	
やすらぎ		53-0002	53-2001		
デイサービスセンター ちぐさのいえ	三六町1丁目11-3	080-6750-3828	53-2001		
たんぼぼ	三六町1丁目11-7	53-0002	53-2001	日	
福授園神中事業所	神中町2丁目6-20	51-2910	54-0391	日・浅	
福授園御幸事業所	下河端町901	52-1552	54-0294	日	
福授園鳥羽事業所	御幸町3丁目8-4	51-6100	54-0294	日・浅	
福授園当田事業所	当田町13-1-1	62-0040	54-0391	日	
チャレンジ	神明町2丁目8-4	43-5260	54-0391		
鳥羽グループホーム	御幸町3丁目8-4	51-2910	54-0391		
平井グループホーム	平井町55-2-3	51-2910	54-0391	日	
平井第三グループホーム	平井町55-2-4	51-2910	54-0391	日	
平井第二グループホーム	平井町57-30-8	51-2910	54-0391	日	
グループホーム第一虹の家	水落町1丁目14-22-3	51-2381	67-9267	日	
虹の家(放課後等デイサービス)	水落町2丁目12-20	090-2377-0010	67-5237	日	
虹の家鯖江西事業所(放課後等デイサービス) <small>※社中</small>	水落町1丁目14-11-1	51-2381	67-9267	日	
とまり木福祉協会	鳥羽1丁目12-10	52-4225	52-4226	浅	
いやしろち	幸町2丁目6-22	42-7842	42-7842		
いやしろち水落	水落町7-28-8	42-7822	42-7822		
さばえ子どもの発達支援センター かがやき	鳥羽町56-5	42-6090	42-6088		
サンフレッシュ	中野町109-24	42-5396	52-7979		
水耕栽培事業所	上河端町33-24-1	080-6362-6145	0776-34-1760	日・浅	
ナチュラル	舟枝町3-118	29-1001	29-1001		
ハートオブマインド(A型)	丸山町4丁目301-2	42-5980	42-5981	日	
ハートオブマインド(B型)	杉本町17-22-1	42-7974	42-5981	日	
みんなの家	平井町62-60-7	67-3175	67-3175		
ライフトレーニングセンター	和田町9-1-1	62-1234	62-0890		
ライトワークセンター	和田町9-1-1	62-1234	62-3775		
シマエナガ	中戸口町15-36	65-3651	65-3655		
インライフ株式会社	田所町3-4-4	54-7011	-		
F e e l s	東鯖江2丁目2-1-1	43-6341	43-6342		
じぶんハウス・まなびクラブ	丸山町1丁目202-1	54-0520	54-0521	日	
株式会社 悠	つつじヶ丘町15-1	43-5716	43-5717		
えつぼ Jr	北中町722	080-9417-5763	-		
合同会社おひさまとみどり	糺町23-3-1	090-3177-7743	-	日	

施設名	所在地	TEL	FAX	水害	土砂
ことぶき荘（特別養護老人ホーム）	大野町 3-1	51-7780	51-8760	浅	土
ことぶき荘デイサービスセンター					
ことぶき荘（短期入所生活介護）					
エレガント・セニール・ガーデン （特別養護老人ホーム）	吉江町 31-7-1	53-2772	53-2778	日	
エレガント・セニール・ガーデン （デイサービスセンター）					
エレガント・セニール・ガーデン （短期入所生活介護）					
エレガント・セニール・ルーエ（グループホーム）		53-2273			
五岳園（特別養護老人ホーム）	漆原町 20-8	62-2220	62-2219		
短期入所施設 うぐいすの里		62-2804			
デイサービスセンター うぐいすの里					
グレースフルわかたけ	本町 2 丁目 2-17	52-7400	52-7407	日	
鯖江つつじ苑	水落町 3 丁目 6-34	53-0767	53-1655		
つつじの家	水落町 3 丁目 6-32	53-2022	53-2023		
グループホームつつじ	水落町 3 丁目 6-33	53-2040	53-2040		
リハビリセンター王山（介護老人保健施設）	旭町 1 丁目 3-22	51-7720	51-7718		
リハビリセンター王山（通所リハビリテーション）					
鯖江ケアセンターみどり荘（介護老人保健施設）	中野町 33-20-1	51-7540	51-8421	日・浅	
みどり荘デイケアセンター					
神明ケアセンター（介護老人保健施設）	幸町 1 丁目 2-2	51-8228	51-8335		
神明ケアセンター（通所リハビリテーション）					
かがやき（介護医療院）	旭町 4 丁目 9-10	51-2755	51-4271	日	
グループホームさばえ					
陽だまりさばえ					
グループホームおしどり	別司町 41-30	65-3120	65-3121		土
おしどり荘（小規模多機能型居宅介護）					
おしどり荘デイサービスセンター					
小規模多機能型居宅介護 もんざえもん	鳥羽 3 丁目 1-29-1	29-1800	54-8355	日	
デイサービスセンターいろり	鳥羽 3 丁目 1-29	54-7300	54-7360	浅	
地域密着小規模多機能型居宅介護事業所 ありんこ	西大井町 12-38-2	62-2944	62-2944	日	
ほっと地域リハビリセンター鯖江	鳥羽町 107-70	52-7720	52-7721	浅	
ほっとリハビリショートステイ鯖江					
活き生きほっと倶楽部鯖江					
ロイヤルほっとクラブ鯖江					

施設名	所在地	TEL	FAX	水害	土砂
アミューズメントデイサービス まんまる	冬島町 2-7-1	42-7335	42-7341	日	
県民せいきょう 鯖江きらめき グループホーム	小黒町 3 丁目 10-21	52-8050	52-8051	日	
県民せいきょう 小規模多機能ホーム 鯖江きらめきハウス					
県民せいきょう 鯖江きらめき あったかホーム					
県民せいきょう サービス付高齢者向け住宅 鯖江きらめき					
グループホームきらめきの里鯖江	小黒町 3 丁目 1009	53-1294	54-4166		
小規模多機能型居宅介護きらめきの里鯖江		52-1294			
地域密着型介護老人福祉施設 きらめきの里鯖江		51-1294			
通所リハビリテーションセンター アイ・シーなごみの里	三六町 1 丁目 2-31	51-5234	51-8242		
デイサービスセンターわらく	住吉町 2 丁目 16-12	52-1117	52-1118	日	
アミューズメントリゾート ドリームデイサービス	東鯖江 2 丁目 9-16	54-7800	54-7801	日	
リハビリデイサービスリラックス	東鯖江 4 丁目 8-2	67-8876	67-6654		
鯖江市社会福祉協議会 デイサービスセンター	水落町 2 丁目 30-1	51-0091	51-8079	日	
デイサービスセンターなかま	神明町 5 丁目 5-37	51-1839	51-8805	日	
ツクイ福井さばえ	三六町 1 丁目 6-2	51-9300	51-9301		
憩の里デイサービスセンター	中野町 12-8-1	51-1501	51-1901	日	
さくら倶楽部 聚楽第	下河端町 4-6-1	54-8448	54-8484	日	
ニチケアセンターたちまち	吉江町 303	53-0066	53-0069	日・浅	
ニチケアセンター糺さくら	糺町 14-6	51-1711	51-2717	日	
丹南デイサービスセンター	持明寺町 14-14-1	62-0236	62-1363	日	
One Heart リハビリの家	川島町 19-14	43-5356	43-5358	日	
くるみの森 丹南	新横江 1 丁目 3-5-1	42-7748	42-7758	日	
デイサービスえくぼ園	杉本町 15-1-1	42-7230	42-7231	日	
FoHo笑デイさばえ	杉本町 35-106	42-7414	42-7415	日	
ここんデイサービスしんめい	糺町 19-9-1	42-7411	42-7416	日	
谷川病院 (介護医療院)	本町 4 丁目 3-14	51-4132	52-4627		
HANA (華) テラス	三六町 2 丁目 7-5	54-7733	54-7753		
広瀬病院介護医療院サンク	旭町 1 丁目 2-8	51-3030	51-5978		
鯖江市高年大学	舟枝町 4-23-1	52-8824	52-8824	日	
吉江学園	西番町 24-1-1	51-1614	51-1614		

施設名	所在地	TEL	FAX	水害	土砂
高野病院	本町 2 丁目 3-10	51-0845	51-4712	日	
斎藤医院	本町 3 丁目 1-25	51-0073	51-9880		
広瀬病院	旭町 1 丁目 2-8	51-3030	51-5978		
木水医院	旭町 1 丁目 9-1	51-7557	51-1863		
鯖江清水眼科	旭町 2 丁目 1-30	51-0067	53-1683	日	
土屋医院	旭町 3 丁目 6-2	51-2100	51-3555	日	
木村病院	旭町 4 丁目 4-9	51-0478	52-4817		
たかはし医院	小黒町 3 丁目 11-28	54-0550	54-0670	日	
嶋田整形外科医院	五郎丸町 253	54-0500	54-0510	日	
いしだ皮膚科クリニック	東鯖江 1 丁目 3-15	53-0753	53-0751	日	
産婦人科鈴木クリニック	東鯖江 4 丁目 2-23	52-6000	52-6002	日・浅	
藤田胃腸科・内科・外科医院	水落町 4 丁目 16-24	52-5200	52-7268	日	
柳沢医院	三六町 1 丁目 2-50	52-6100	54-7221		
みどりヶ丘病院	三六町 1 丁目 2-6	51-1370	51-1487		
公立丹南病院	三六町 1 丁目 2-31	51-2260	52-8620		
今野内科	幸野 1 丁目 2-12	51-1018	51-6249		
品川クリニック	長泉寺町 4-10-8	51-0011	53-0011	日・浅	
きむら内科医院	中野町 257-3-7	54-0707	51-7321	日	土
斎藤病院	中野町 6-1-1	51-0593	53-1597	浅	
くぼたクリニック	糺町 30-2- 1	53-2511	53-2611	日	
山岸医院	戸口町 15-13-4	65-1084	65-7100		
高野医院	河和田町 20-4-1	65-0236	65-3477		
一乗医院	河和田町 28-1-1	65-0052	65-2239		
鯖江清水耳鼻咽喉科医院	本町 4 丁目 1-28	52-8700	52-2901		
皮膚科鈴木医院	長泉寺町 1 丁目 8-36	51-0232	51-0232		

施設名	所在地	TEL	FAX	水害	土砂
加藤産婦人科	水落町 1 丁目 4-21	51-1285	51-7667		
幸道眼科	幸町 1 丁目 4-8	54-0088	52-5701		
野尻内科胃腸科医院	鳥羽 2 丁目 4-16	51-1460	51-7803		
馬場医院	杉本町 16-1-3	51-1677	51-0050	日	
津田クリニック	平井町 43-1-3	62-0222	62-4522	日	
カマカズ医院	日の出町 5-4	51-0207	51-9595		
高村病院	幸町 1 丁目 2-2	51-2030	51-2219		
谷川内科クリニック	本町 4 丁目 3-14	51-4132	52-4627		
丸山内科循環器科医院	上鯖江 2 丁目 9-5	29-0008	53-0222	日	
はやしクリニック	水落町 2 丁目 26-28	25-1884	51-5074	浅	
ともだち診療所	石田上町 23-14	51-4895	52-4894	日	
くまもと眼科クリニック	東鯖江 1 丁目 4-23	43-5066	43-5015	日	
土屋耳鼻咽喉科クリニック	三六町 2 丁目 4-15	54-0555	54-0560		
みつや心療クリニック	五郎丸町 273	42-5606	42-5606	日	
鯖江腎臓クリニック	五郎丸町 24-22	51-6161	51-6161	日	
やなぎ保育園	柳町 4 丁目 2-17	51-0012	51-3305	日	
すみれ保育園	住吉町 1 丁目 14-14	51-4144	51-9992	日	
幼保連携型認定こども園しんよこえ	新横江 1 丁目 3-13	52-3883	52-9600	浅	
あおいこども園	神明町 4 丁目 1-7	52-2231	54-7312	日	
あすなろ保育園	御幸町 2 丁目 15-15	51-6552	51-9855	日・浅	
草の実保育園	鳥羽 1 丁目 3-18-2	52-1511	52-8220	日	
いずみ保育園	下河端町 2-8	52-4771	52-8772	日・浅	
吉江保育園	杉本町 408	51-6555	51-6558	日	
白蓮保育園	糺町 37-7	51-2493	51-1388	日	
慈光保育園	西袋町 64-25	65-2044	65-2170		
のぞみ保育園	当田町 10-2-2	62-3234	43-6445	日	
みずほ保育園	下河端町 47-43	51-1416	51-1416	浅	
ふじ保育園	持明寺町 14-14-1	62-0236	62-1363	日	

施設名	所在地	TEL	FAX	水害	土砂
せきいんこども園	日の出町 6-37	51-0640	51-1588		
しんとくこども園	長泉寺町 1 丁目 9-19	51-7717	51-7717		
神明保育所	三六町 1 丁目 1-12	51-1137	51-1137		
中河保育所	中野町 208- 1	51-3103	51-3982	浅・鞍	
立待保育所	杉本町 33-4-1	51-3377	51-3377	日	
石田保育所	石田上町 44- 1	51-1972	51-1972	日	
吉川保育所	大倉町 5-20	62-1332	62-1332	日	
ゆたかこども園	上野田町 2-9	62-1680	62-1779	日	
かわだ保育所	筋生田町 10-5- 1	65-0173	65-0173		
本町児童センター	本町 4 丁目 6-16	52-8903	52-8903		
舟津児童センター	舟津町 4 丁目 8-16	51-3329	51-3329	日	
小黒町児童センター	小黒町 1 丁目 1 -18	52-4529	52-4529	日	
有定児童センター	有定町 2 丁目 8-21	51-2985	51-2985	日	
柳町児童センター	柳町 2 丁目 1-8	52-9302	52-9302	日	
長泉寺児童センター	長泉寺町 2 丁目 3-11	52-0697	52-0697	日	
新横江児童センター	定次町 108	51-1450	51-1450	日	
水落児童館	水落町 1 丁目 8-22	52-3561	52-3561		
鳥羽中児童センター	神明町 4 丁目 7-55	52-5920	52-5920		
神中児童センター	神中町 3 丁目 5-31	52-8909	52-8909	日・浅	
曲木児童センター	中野町 54-30- 1	52-5940	52-5940	浅	
石田児童センター	石田下町 17-11	52-5160	52-5160	日	
平井児童センター	平井町 27-9-5	62-0716	62-0716	日	
戸口児童センター	戸口町 15-18-3	65-0664	65-0664		
東部児童センター	別司町 21-17	65-1119	65-1119		土
子育て支援センター	本町 4 丁目 6-17	51-3527	51-3768		

施設名	所在地	TEL	FAX	水害	土砂
惜陰小学校	日の出町 6-37	51-2866	53-0483		
進徳小学校	長泉寺町 2丁目 5-1	53-1503	52-5983		
鯖江東小学校	新横江 2丁目 6-37	51-0338	51-8309	日・浅	
神明小学校	水落町 4丁目 13-23	51-1110	53-0472	日・浅	
鳥羽小学校	神明町 4丁目 1-38	52-0045	52-5971	日・浅	
中河小学校	中野町 73-16	51-0518	51-8071	浅・鞍	
片上小学校	大野町 16-6	51-4802	51-7840	浅・鞍	土
立待小学校	杉本町 1-5	51-1505	53-0473	日	
吉川小学校	大倉町 22- 1	62-1134	62-3166	日	
豊小学校	下野田町 39-29	62-1201	62-3196	日	
北中山小学校	磯部町 25-11	65-1019	65-2530	鞍	
河和田小学校	西袋町 67- 8	65-0050	65-2531		
鯖江中学校	小黒町 2丁目 12- 1	51-2890	51-9053	日	
中央中学校	三六町 1丁目 1-50	51-1161	51-1143		
東陽中学校	落井町 32- 7	65-0104	65-1419	鞍	
鯖江東幼稚園	新横江 2丁目 6-37	52-5696	52-5696	日・浅	
神明幼稚園	三六町 1丁目 8-24	51-1002	51-1034		
片上幼稚園	大野町 16-6	52-5791	52-5791	浅・鞍	土
北中山幼稚園	戸口町 9-11-4	65-2879	65-2879	鞍	
鯖江高等学校	舟津町 2-5-42	51-0001	51-0103		土

3-2-1 地すべり防止区域一覧表

(令和6年1月1日現在)

地区名	所在地	指定地名	危険度	保全対策 人家戸数	指定年月日および番号
片上	大野町	大野	A	113	S38.10.25 建設省告示 2696号
	別所町	別所	A	48	S38.10.25 建設省告示 2696号
立待	吉江町	入	A	83	H10.2.17 建設省告示 208号
	西番町 入町				
河和田	西袋町	大窪	A	7	S52.6.7 建設省告示 883号

3-2-2 砂防指定地台帳 (一覧表)

(令和6年1月1日現在)

番号	溪流名	区域			告示番号	面積 (畝)
		郡市	町村	大字	および年月日	
01	尾花川	鯖江市		尾花町	2条 昭和33年1月18日	5.56
					建設省告示 第75号	
02	三ツ俣川	鯖江市		上河内町 沢町	2条 昭和34年12月24日	18.99
					建設省告示 第2581号	
03	血の川	鯖江市		上戸口町 中戸口町 戸口町	2条 昭和36年10月26日	15.60
					建設省告示 第2378号	
04	天神川	鯖江市		寺中町 西袋町 北中町	2条 昭和37年6月19日	12.82
					建設省告示 第1411号	
05	金谷川	鯖江市		金谷町 寺中町	2条 昭和37年6月19日	8.80
					建設省告示 第1411号	
06	間谷	鯖江市		金谷町	2条 昭和37年6月19日	1.67
					建設省告示 第1411号	
07	積成寺谷	鯖江市		金谷町	2条 昭和37年6月19日	4.84
					建設省告示 第1411号	
08	椿坂川	鯖江市		西袋町	2条 昭和37年6月19日	6.26
					建設省告示 第1411号	
09	大谷	鯖江市		西袋町	2条 昭和37年6月19日	1.92
					建設省告示 第1411号	
10	西袋川	鯖江市		西袋町	2条 昭和37年6月19日	5.73
					建設省告示 第1411号	
11	足谷	鯖江市		西袋町	2条 昭和37年6月19日	2.66
					建設省告示 第1411号	
12	筋生田川 大谷溪流および 堂之上溪流	鯖江市		別所町 河和田町 筋生田町	2条 昭和37年12月22日	13.43
					建設省告示 第3170号	
13	片上川	鯖江市		大野町 吉谷町 南井町 四方谷町	2条 昭和37年12月22日	15.14
					建設省告示 第3170号	
14	別所川	鯖江市		別所町 大野町 南井町 四方谷町	2条 昭和37年12月22日	16.93
					建設省告示 第3170号	

番号	溪流名	区域			告示番号	面積 (畝)
		郡市	町村	大字	および年月日	
15	文殊川	鯖江市		大正寺町	2条 昭和37年12月22日	12.09
					建設省告示 第3170号	
16	稲谷	鯖江市		大正寺町	2条 昭和37年12月22日	4.64
					建設省告示 第3170号	
17	南井川	鯖江市		南井町 大正寺町	2条 昭和37年12月22日	4.37
					建設省告示 第3170号	
18	滝谷	鯖江市		南井町 大正寺町	2条 昭和37年12月22日	3.58
					建設省告示 第3170号	
19	四方谷川	鯖江市		四方谷町	2条 昭和37年12月22日	5.98
					建設省告示 第3170号	
20	大平溪流	鯖江市		四方谷町	2条 昭和37年12月22日	3.44
					建設省告示 第3170号	
21	赤谷川	鯖江市		上河内町	2条 昭和39年7月28日	2.96
					建設省告示 第1869号	
22	別司川	鯖江市		別司町 戸口町	2条 昭和42年11月21日	4.31
					建設省告示 第3895号	
23	原川および 雨降川	鯖江市		川島町 中野町 松成町	2条 昭和42年11月21日	11.74
					建設省告示 第3895号	
24	荒谷川	鯖江市		上河内町	2条 昭和46年12月17日	2.95
					建設省告示 第2050号	
25	土の谷川	鯖江市		乙坂今北 町	2条 昭和46年12月17日	0.34
					建設省告示 第2050号	
26	川島川	鯖江市		川島町	2条 昭和46年12月17日	1.39
					建設省告示 第2050号	
27	寺谷川	鯖江市		別所町	2条 昭和50年1月31日	1.26
					建設省告示 第68号	
28	深谷川	鯖江市		戸口町 中戸口町	2条 昭和50年1月31日	1.65
					建設省告示 第68号	

番号	溪流名	区域			告示番号	面積 (畝)
		郡市	町村	大字	および年月日	
29	坂川	鯖江市		上河内町	2条 昭和50年1月31日	2.03
					建設省告示 第68号	
30	戸ノ口川および小谷川	鯖江市		上戸口町	2条 昭和53年8月14日	1.98
					建設省告示 第1355号	
31	南井川	鯖江市		南井町	2条 昭和60年1月24日	0.07
					建設省告示 第95号	
32	大平川	鯖江市		四方谷町	2条 昭和61年9月26日	0.25
					建設省告示 第1570号	
33	屋谷川	鯖江市		金谷町	2条 昭和63年3月18日	0.54
					建設省告示 第807号	
34	天神川	鯖江市		寺中町	2条 昭和63年11月8日	0.16
					建設省告示 第2159号	
35	雨降川	鯖江市		中野町	2条 平成元年3月7日	0.93
					建設省告示 第532号	
36	四方谷川	鯖江市		四方谷町	2条 平成元年3月7日	0.56
					建設省告示 第532号	
37	屋谷川	鯖江市		金谷町	2条 平成元年10月21日	0.30
					建設省告示 第1774号	
38	巳ノ松谷川	鯖江市		別司町	2条 平成4年3月2日	6.17
					建設省告示 第481号	
39	稲谷川	鯖江市		大正寺町	2条 平成4年3月2日	0.22
					建設省告示 第481号	
40	高尾川	鯖江市		東清水町	2条 平成4年12月25日	16.62
					建設省告示 第2064号	
41	苜生田川	鯖江市		苜生田町	2条 平成5年11月8日	10.17
					建設省告示 第2111号	
42	高尾川	鯖江市		東清水町	2条 平成6年2月14日	5.16
					建設省告示 第272号	

番号	溪流名	区域			告示番号	面積 (畝)
		郡市	町村	大字	および年月日	
43	立岩谷川	鯖江市		別司町	2条 平成8年3月19日	6.44
					建設省告示 第708号	
44	堂ノ上川	鯖江市		筋生田町	2条 平成8年3月19日	0.11
					建設省告示 第708号	
45	東谷島川	鯖江市		川島町	2条 平成8年3月19日	25.77
					建設省告示 第708号	
46	割谷川	鯖江市		尾花町	2条 平成9年3月7日	30.04
					建設省告示 第406号	
47	巳ノ松谷川	鯖江市		別司町	2条 平成9年3月7日	1.25
					建設省告示 第406号	
48	立岩谷川	鯖江市		別司町	2条 平成9年3月7日	1.09
					建設省告示 第406号	
49	足谷川	鯖江市		上戸口町	2条 平成9年12月22日	31.59
					建設省告示 第2169号	
50	南上山川	鯖江市		筋生田町	2条 平成11年7月2日	4.69
					建設省告示 第1446号	
51	大谷川	鯖江市		河和田町	2条 平成11年7月2日	8.68
					建設省告示 第1446号	
52	正ヶ谷川	鯖江市		四方谷町	2条 平成12年12月18日	4.22
					建設省告示 第1411号	
53	別司川	鯖江市		別司町	2条 平成14年10月22日	18.92
					国土交通省告示 第903号	
54	椿坂川	鯖江市		西袋町	2条 平成17年2月3日	1.45
					国土交通省告示 第143号	
55	間谷川	鯖江市		西袋町	2条 平成17年2月3日	2.14
					国土交通省告示 第143号	
56	須別当	鯖江市		西袋町	2条 平成17年2月3日	1.46
					国土交通省告示 第143号	

番号	溪流名	区域			告示番号	面積 (畝)
		郡市	町村	大字	および年月日	
57	大谷川	鯖江市		西袋町	2条 平成17年2月3日	0.95
					国土交通省告示 第143号	
58	金谷	鯖江市		金谷町	2条 平成17年2月3日	0.24
					国土交通省告示 第143号	
59	雨降川	鯖江市		中野町	2条 平成17年2月3日	10.93
					国土交通省告示 第143号	
60	原川	鯖江市		中野町	2条 平成17年2月3日	7.87
					国土交通省告示 第143号	
61	川島川	鯖江市		川島町	2条 平成17年2月3日	5.01
					国土交通省告示 第143号	
62	滝谷川	鯖江市		南井町	2条 平成17年2月3日	17.49
					国土交通省告示 第143号	
63	瀧ノ尻川	鯖江市		下新庄町	2条 平成17年2月3日	11.42
					国土交通省告示 第143号	
64	三ツ俣川	鯖江市		上河内町	2条 平成17年2月3日	9.34
					国土交通省告示 第143号	
65	別所川	鯖江市		別司町	2条 平成18年4月13日	0.81
					国土交通省告示 第532号	
66	椿坂川	鯖江市		西袋町	2条 平成18年4月13日	1.03
					国土交通省告示 第143号	
67	天神川	鯖江市		寺中町	2条 平成18年4月13日	0.66
					国土交通省告示 第143号	
68	三ツ俣川	鯖江市		上河内町	2条 平成18年4月13日	6.72
					国土交通省告示 第143号	
69	三ツ俣川	鯖江市		上河内町	2条 平成21年6月17日	4.56
					国土交通省告示 第637号	
70	水谷川	鯖江市		上戸口町 中戸口町	2条 平成21年11月24日	14.90
					国土交通省告示 第1235号	

番号	溪流名	区域			告示番号	面積 (畝)
		郡市	町村	大字	および年月日	
71	片上川	鯖江市		大野町	2条 平成22年3月26日	13.65
					国土交通省告示 第227号	
72	荒木川	鯖江市		別司町 河和田町	2条 平成24年4月6日	8.80
					国土交通省告示 第419号	
73	赤谷川	鯖江市		上河内町	2条 平成24年12月5日	21.48
					国土交通省告示 第1397号	
74	西出川	鯖江市		四方谷町	2条 平成26年7月1日	4.56
					国土交通省告示 第710号	
75	小谷川	鯖江市		上戸口町	2条 令和元年8月15日	58.44
					国土交通省告示 第359号	
76	毘紗川	鯖江市		尾花町	2条 令和元年8月15日	48.48
					国土交通省告示 第359号	
77	上谷川	鯖江市		沢町	2条 令和元年11月29日	2.42
					国土交通省告示 第858号	
78	上山北川	鯖江市		中戸口町	2条 令和3年10月8日	18.44
					国土交通省告示 第1320号	

3-2-3 急傾斜地崩壊危険区域一覧表
(自然)

(令和6年1月1日現在)

地区名	所在地	区域名	保全対象 人家戸数	指定年月日および番号	施工 状況
鯖江	長泉寺町	上野	81	S53. 3.17 福井県告示 225号 H 8. 1. 9 福井県告示 20号	済
	日の出町	日の出	14	H13. 3.27 福井県告示 225号	済
		広野	6	R 3.10.12 福井県告示 385号	未
	舟津町	舟津	8	S56. 3. 6 福井県告示 156号	済
	小黒町	小黒	21	H 1. 8.18 福井県告示 775号	済
	西山町	瓜生谷	7	S53. 3.17 福井県告示 225号	一部
	西山町・水落町	西山	20	H 2. 3.13 福井県告示 157号	済
中河	中野原	奇長崎	7	H20.12. 5 福井県告示 662号	済
片上	吉谷町	春日山	20	S53.10. 3 福井県告示 894号 S58. 5.13 福井県告示 481号 H28. 3.29 福井県告示 157号	済
		稲葉	49	S47. 9. 1 福井県告示 802号 H 5. 3.23 福井県告示 201号 H28. 3.29 福井県告示 158号	済
	南井町・大正寺町	大正寺	24	H 2. 3.13 福井県告示 157号	済
	大野町	東山	10	S53. 3.17 福井県告示 225号	済
		上山	10	S53. 3.17 福井県告示 225号	済
	別所町	別所	6	S58. 5.13 福井県告示 478号	済
立待	吉江町・米岡町	吉谷	16	S63. 9.20 福井県告示 802号	済
	杉本町	経ヶ岳	12	H 6. 3.25 福井県告示 257号	済
吉川	西大井町	西和台	49	H 5. 3.23 福井県告示 199号 H13.12.25 福井県告示 811号	済
		西大井	11	H 2. 3.13 福井県告示 157号	済
豊	和田町	和田	12	S56. 3. 6 福井県告示 156号	済
		和田第2	5	S58. 5.13 福井県告示 478号	済
	上氏家町	上氏家	21	S54. 8. 3 福井県告示 696号 S62. 3. 4 福井県告示 190号	済
北中山	落井町	落井	16	S62. 3.24 福井県告示 188号	済
	磯部町	山王	11	S56. 3. 6 福井県告示 156号	済
		花山	12	S59. 8.10 福井県告示 708号	済
	戸口町	戸口	16	S57. 4. 1 福井県告示 292号 H 4. 8.21 福井県告示 684号	済
		戸ノ口	9	S57. 4. 1 福井県告示 292号	済

地区名	所在地	区域名	保全対象 人家戸数	指定年月日および番号	施工 状況
河和田	別司町	別司	11	S56. 9.16 福井県告示 869号	済
	河和田町	寺山	23	S47. 2.12 福井県告示 118号	済
		河和田	31	S54. 8. 3 福井県告示 696号	済
	片山町	大雑山	38	S53.10. 3 福井県告示 894号	済
	西袋町	椿坂	19	S55. 3.28 福井県告示 221号	済
		大谷	7	S61. 3.18 福井県告示 173号 地すべり防止区域内	一部
	金谷町	金谷第3	14	S63. 9.20 福井県告示 802号	済
	寺中町	北龍谷	20	S51. 2.27 福井県告示 182号	済
		南谷山	21	S52.11.11 福井県告示 918号	済
		寺中	10	S54. 8. 3 福井県告示 696号	済
	尾花町	尾花	12	H 4. 8.21 福井県告示 684号	済
		尾花第2	11	H 8.12.20 福井県告示 935号	済
		脇谷	5	H11. 3.19 福井県告示 200号	済
	沢町	沢	11	H 5. 6.25 福井県告示 496号	一部
	沢町・上河内町	湧口	12	H元. 4.21 福井県告示 393号	済
	上河内町	上河内	25	S44.10.31 福井県告示 777号 S56. 3. 6 福井県告示 157号 H 5. 3.23 福井県告示 200号	済
12			S55. 3.28 福井県告示 221号	済	
11			H元. 3.22 福井県告示 251号	済	

(人工)

地区名	所在地	区域名	保全対象 人家戸数	指定年月日および番号	施工 状況
鯖江	日の出町・舟津町2丁目	舟津第3	8	H17. 8.23 福井県告示 700号	済

3-2-4 土砂災害警戒区域一覧表

(令和6年1月1日現在)

地区名	町名	土砂災害警戒区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象	特別警戒区域指定	告示番号	公示日
鯖江	長泉寺町	鯖江市長泉寺町(7-1-254)	急傾斜地の崩壊	○	福井県告示 167号	H19.3.23
		鯖江市長泉寺町(7-1-257)	急傾斜地の崩壊	○	福井県告示 166号	H19.3.23
		鯖江市長泉寺町(7-1-4005-1)	急傾斜地の崩壊	○	福井県告示 166号	H19.3.23
		鯖江市長泉寺町(7-2-4004-1)	急傾斜地の崩壊		福井県告示 166号	H19.3.23
		鯖江市長泉寺町(7-2-4004-2)	急傾斜地の崩壊	○	福井県告示 166号	H19.3.23
		鯖江市長泉寺町(7-1-253)	急傾斜地の崩壊		福井県告示 133号	H20.2.29
		鯖江市長泉寺町(7-1-4005)	急傾斜地の崩壊	○	福井県告示 134号	H23.3.29
	西山町	鯖江市西山町(7-1-270)	急傾斜地の崩壊	○	福井県告示 133号	H20.2.29
		鯖江市西山町(7-1-4004)	急傾斜地の崩壊	○	福井県告示 133号	H20.2.29
		鯖江市西山町(7-1-4005)	急傾斜地の崩壊	○	福井県告示 133号	H20.2.29
		鯖江市西山町(7-2-4003)	急傾斜地の崩壊	○	福井県告示 133号	H20.2.29
		鯖江市西山町(7-2-4009)	急傾斜地の崩壊	○	福井県告示 133号	H20.2.29
		鯖江市西山町(7-2-4010)	急傾斜地の崩壊	○	福井県告示 133号	H20.2.29
		鯖江市西山町(7-2-4011)	急傾斜地の崩壊	○	福井県告示 133号	H20.2.29
		鯖江市西山町(7-1-01501)	急傾斜地の崩壊	○	福井県告示 153号	H21.3.24
	鯖江市西山町(7-2-01502)	急傾斜地の崩壊		福井県告示 153号	H21.3.24	
	日の出町	鯖江市日の出町(7-1-33)	急傾斜地の崩壊	○	福井県告示 770号	H19.12.4
		鯖江市日の出町(7-1-4006)	急傾斜地の崩壊		福井県告示 770号	H19.12.4
		鯖江市日の出町(7-2-4012)	急傾斜地の崩壊	○	福井県告示 770号	H19.12.4
		鯖江市日の出町(7-2-01601)	急傾斜地の崩壊	○	福井県告示 153号	H21.3.24
		鯖江市日の出町(7-2-01602)	急傾斜地の崩壊	○	福井県告示 153号	H21.3.24
		鯖江市日の出町(7-I-258)	急傾斜地の崩壊		福井県告示 134号 福井県告示 62号	H23.3.29 H31.3.15
	舟津町1丁目	鯖江市舟津町1丁目(7-2-01901)	急傾斜地の崩壊	○	福井県告示 153号	H21.3.24
	舟津町2丁目	鯖江市舟津町2丁目(7-1-02002)	急傾斜地の崩壊	○	福井県告示 153号	H21.3.24
	舟津町3丁目	鯖江市舟津町3丁目(7-1-260)	急傾斜地の崩壊	○	福井県告示 770号	H19.12.4
	小黒町	鯖江市小黒町(7-1-255-1)	急傾斜地の崩壊	○	福井県告示 999号	H18.12.26
		鯖江市小黒町(7-1-255-3)	急傾斜地の崩壊	○	福井県告示 999号	H18.12.26
		鯖江市小黒町(7-1-4002)	急傾斜地の崩壊	○	福井県告示 999号	H18.12.26
		鯖江市小黒町(7-1-4003-1)	急傾斜地の崩壊	○	福井県告示 999号	H18.12.26
		鯖江市小黒町(7-1-4003-3)	急傾斜地の崩壊	○	福井県告示 999号	H18.12.26
		鯖江市小黒町(7-1-255-2)	急傾斜地の崩壊	○	福井県告示 770号	H19.12.4
		鯖江市小黒町(7-1-268)	急傾斜地の崩壊	○	福井県告示 770号	H19.12.4
		鯖江市小黒町(7-2-03003)	急傾斜地の崩壊	○	福井県告示 153号	H21.3.24
鯖江市小黒町(7-2-03005)		急傾斜地の崩壊	○	福井県告示 153号	H21.3.24	
鯖江市小黒町(7-2-03006)		急傾斜地の崩壊	○	福井県告示 153号	H21.3.24	
鯖江市小黒町(7-2-03007)		急傾斜地の崩壊	○	福井県告示 153号	H21.3.24	
鯖江市小黒町(7-2-03008)	急傾斜地の崩壊	○	福井県告示 153号	H21.3.24		
新横江	下新庄町	鯖江市下新庄町(7-1-1-108S)	土石流	○	福井県告示 133号	H20.2.29
		鯖江市下新庄町(7-1-249)	急傾斜地の崩壊	○	福井県告示 133号	H20.2.29
		鯖江市下新庄町(7-1-4006)	急傾斜地の崩壊	○	福井県告示 133号	H20.2.29
		鯖江市下新庄町(7-3-4007)	急傾斜地の崩壊	○	福井県告示 133号	H20.2.29
		鯖江市下新庄町(7-3-4008)	急傾斜地の崩壊	○	福井県告示 133号	H20.2.29
		鯖江市下新庄町(7-3-4009)	急傾斜地の崩壊	○	福井県告示 133号	H20.2.29
		鯖江市下新庄町(7-1-1-03502)	土石流		福井県告示 153号	H21.3.24
		鯖江市下新庄町(7-1-03504)	急傾斜地の崩壊	○	福井県告示 153号	H21.3.24
		鯖江市下新庄町(7-2-03505)	急傾斜地の崩壊	○	福井県告示 153号	H21.3.24
		鯖江市下新庄町(7-2-03506)	急傾斜地の崩壊	○	福井県告示 153号	H21.3.24
神明	水落町1丁目	鯖江市水落町1丁目(7-1-725)	急傾斜地の崩壊	○	福井県告示 133号	H20.2.29

地区名	町名	土砂災害警戒区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象	特別警戒区域指定	告示番号	公示日	
神明	水落町1丁目	鯖江市水落町1丁目(7-2-4001)	急傾斜地の崩壊	○	福井県告示 133号	H20.2.29	
	水落町2丁目	鯖江市水落町2丁目(7-1-4004)	急傾斜地の崩壊	○	福井県告示 133号	H20.2.29	
		鯖江市水落町2丁目(7-1-04201)	急傾斜地の崩壊	○	福井県告示 681号	H20.12.19	
		鯖江市水落町2丁目(7-1-04205)	急傾斜地の崩壊	○	福井県告示 681号	H20.12.19	
		鯖江市水落町2丁目(7-2-04202)	急傾斜地の崩壊	○	福井県告示 681号	H20.12.19	
		鯖江市水落町2丁目(7-2-04203)	急傾斜地の崩壊	○	福井県告示 681号	H20.12.19	
		鯖江市水落町2丁目(7-2-04204)	急傾斜地の崩壊	○	福井県告示 681号	H20.12.19	
	丸山町1丁目	鯖江市丸山町1丁目(7-2-05901)	急傾斜地の崩壊	○	福井県告示 153号	H21.3.24	
つつじヶ丘町	鯖江市つつじヶ丘町(7-1-25)	急傾斜地の崩壊	○	福井県告示 133号	H20.2.29		
中河	中野町出口	鯖江市中野町出口(7-2-06801)	急傾斜地の崩壊	○	福井県告示 153号	H21.3.24	
	中野町花出	鯖江市中野町花出(7-1-1-107)	土石流	○	福井県告示 133号	H20.2.29	
		鯖江市中野町花出(7-1-248)	急傾斜地の崩壊	○	福井県告示 133号	H20.2.29	
		鯖江市中野町花出(7-1-4007)	急傾斜地の崩壊	○	福井県告示 133号	H20.2.29	
		鯖江市中野町花出(7-3-4010)	急傾斜地の崩壊	○	福井県告示 133号	H20.2.29	
		鯖江市中野町花出(7-2-06901)	急傾斜地の崩壊	○	福井県告示 153号	H21.3.24	
		鯖江市中野町花出(7-2-06902)	急傾斜地の崩壊	○	福井県告示 153号	H21.3.24	
	中野町原	鯖江市中野町原(7-1-1-64-1)	土石流		福井県告示 133号	H20.2.29	
		鯖江市中野町原(7-1-1-64-2)	土石流	○	福井県告示 133号	H20.2.29	
		鯖江市中野町原(7-1-1-106)	土石流	○	福井県告示 133号	H20.2.29	
		鯖江市中野町原(7-2-4013)	急傾斜地の崩壊	○	福井県告示 133号	H20.2.29	
		鯖江市中野町原(7-3-4011)	急傾斜地の崩壊	○	福井県告示 133号	H20.2.29	
		鯖江市中野町原(7-1-247)	急傾斜地の崩壊	○	福井県告示 681号	H20.12.19	
		鯖江市中野町原(7-2-07301)	急傾斜地の崩壊	○	福井県告示 153号	H21.3.24	
		鯖江市中野町原(7-2-07302)	急傾斜地の崩壊	○	福井県告示 153号	H21.3.24	
	青葉町	鯖江市青葉町(7-1-1-6)	土石流		福井県告示 999号	H18.12.26	
		鯖江市青葉町(7-1-1-7)	土石流		福井県告示 999号	H18.12.26	
		鯖江市青葉町(7-2-4017)	急傾斜地の崩壊	○	福井県告示 770号	H19.12.4	
	片上	吉谷町	鯖江市吉谷町(7-1-1-8)	土石流	○	福井県告示 944号	H18.11.24
			鯖江市吉谷町(7-1-245)	急傾斜地の崩壊	○	福井県告示 770号	H19.12.4
鯖江市吉谷町(7-1-246)			急傾斜地の崩壊	○	福井県告示 770号	H19.12.4	
鯖江市吉谷町(7-2-4018)			急傾斜地の崩壊	○	福井県告示 770号	H19.12.4	
鯖江市吉谷町(7-2-08201)			急傾斜地の崩壊	○	福井県告示 153号	H21.3.24	
鯖江市吉谷町(7-1-1-08901)			土石流	○	福井県告示 425号	R5.10.31	
四方谷町		鯖江市四方谷町(7-1-1-10)	土石流		福井県告示 944号	H18.11.24	
		鯖江市四方谷町(7-1-1-11)	土石流		福井県告示 944号	H18.11.24	
		鯖江市四方谷町(7-1-1-12)	土石流		福井県告示 944号	H18.11.24	
		鯖江市四方谷町(7-1-1-84)	土石流		福井県告示 944号 福井県告示 115号	H18.11.24 H30.3.27	
		鯖江市四方谷町(7-1-243)	急傾斜地の崩壊	○	福井県告示 944号	H18.11.24	
		鯖江市四方谷町(7-1-4007-1)	急傾斜地の崩壊	○	福井県告示 944号	H18.11.24	
		鯖江市四方谷町(7-1-4007-2)	急傾斜地の崩壊	○	福井県告示 944号	H18.11.24	
		鯖江市四方谷町(7-2-4019)	急傾斜地の崩壊	○	福井県告示 944号	H18.11.24	
		鯖江市四方谷町(7-2-4020)	急傾斜地の崩壊	○	福井県告示 944号	H18.11.24	
		鯖江市四方谷町(7-3-4013)	急傾斜地の崩壊	○	福井県告示 944号	H18.11.24	
		鯖江市四方谷町(7-1-08309)	急傾斜地の崩壊	○	福井県告示 681号	H20.12.19	
四方谷町		鯖江市四方谷町(7-2-08301)	急傾斜地の崩壊	○	福井県告示 681号	H20.12.19	
		鯖江市四方谷町(7-2-08303)	急傾斜地の崩壊	○	福井県告示 681号	H20.12.19	
		鯖江市四方谷町(7-2-08304)	急傾斜地の崩壊	○	福井県告示 681号	H20.12.19	
		鯖江市四方谷町(7-2-08305)	急傾斜地の崩壊	○	福井県告示 681号	H20.12.19	
		鯖江市四方谷町(7-2-08308)	急傾斜地の崩壊	○	福井県告示 681号	H20.12.19	
南井町		鯖江市南井町(7-1-1-13)	土石流		福井県告示 999号	H18.12.26	

地区名	町名	土砂災害警戒区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象	特別警戒区域指定	告示番号	公示日	
片上	南井町	鯖江市南井町(7-1-1-14)	土石流		福井県告示 999号	H18.12.26	
		鯖江市南井町(7-1-242)	急傾斜地の崩壊	○	福井県告示 999号	H18.12.26	
	大野町	鯖江市大野町(7-1-1-16)	土石流		福井県告示 944号	H18.11.24	
		鯖江市大野町(7-3-4014-1)	急傾斜地の崩壊	○	福井県告示 944号	H18.11.24	
		鯖江市大野町(7-3-4014-2)	急傾斜地の崩壊	○	福井県告示 944号	H18.11.24	
		鯖江市大野町(7-1-238)	急傾斜地の崩壊	○	福井県告示 770号	H19.12.4	
		鯖江市大野町(7-1-239)	急傾斜地の崩壊	○	福井県告示 770号	H19.12.4	
		鯖江市大野町(7-2-08602)	急傾斜地の崩壊	○	福井県告示 681号	H20.12.19	
		鯖江市大野町(7-69)	地すべり		福井県告示 134号	H23.3.29	
	別所町	鯖江市別所町(7-1-1-17)	土石流		福井県告示 166号	H19.3.23	
		鯖江市別所町(7-1-1-18)	土石流		福井県告示 166号	H19.3.23	
		鯖江市別所町(7-2-4021)	急傾斜地の崩壊	○	福井県告示 166号	H19.3.23	
		鯖江市別所町(7-3-4015)	急傾斜地の崩壊	○	福井県告示 166号	H19.3.23	
		鯖江市別所町(7-1-237-1)	急傾斜地の崩壊		福井県告示 770号	H19.12.4	
		鯖江市別所町(7-1-237-2)	急傾斜地の崩壊		福井県告示 770号	H19.12.4	
		鯖江市別所町(7-1-08703)	急傾斜地の崩壊	○	福井県告示 681号	H20.12.19	
		鯖江市別所町(7-2-08701)	急傾斜地の崩壊		福井県告示 681号	H20.12.19	
		鯖江市別所町(7-2-08702)	急傾斜地の崩壊	○	福井県告示 681号	H20.12.19	
		鯖江市別所町(7-2-08704)	急傾斜地の崩壊	○	福井県告示 681号	H20.12.19	
		鯖江市別所町(7-70)	地すべり		福井県告示 134号	H23.3.29	
	乙坂今北町	鯖江市乙坂今北町(7-1-1-19)	土石流		福井県告示 944号	H18.11.24	
		鯖江市乙坂今北町(7-1-1-20)	土石流		福井県告示 944号	H18.11.24	
		鯖江市乙坂今北町(7-1-4008-1)	急傾斜地の崩壊	○	福井県告示 944号	H18.11.24	
		鯖江市乙坂今北町(7-1-4008-2)	急傾斜地の崩壊	○	福井県告示 944号	H18.11.24	
		鯖江市乙坂今北町(7-1-4009)	急傾斜地の崩壊	○	福井県告示 944号	H18.11.24	
		鯖江市乙坂今北町(7-2-4023)	急傾斜地の崩壊	○	福井県告示 944号	H18.11.24	
		鯖江市乙坂今北町(7-2-4024)	急傾斜地の崩壊	○	福井県告示 944号	H18.11.24	
		鯖江市乙坂今北町(7-2-4025)	急傾斜地の崩壊	○	福井県告示 944号	H18.11.24	
		鯖江市乙坂今北町(7-2-08801)	急傾斜地の崩壊	○	福井県告示 681号	H20.12.19	
		鯖江市乙坂今北町(7-2-08803)	急傾斜地の崩壊	○	福井県告示 681号	H20.12.19	
		鯖江市乙坂今北町(7-2-08804)	急傾斜地の崩壊	○	福井県告示 681号	H20.12.19	
		鯖江市乙坂今北町(7-2-08805)	急傾斜地の崩壊	○	福井県告示 681号	H20.12.19	
	吉谷町青葉台	鯖江市吉谷町青葉台(7-1-1-82)	土石流		福井県告示 944号	H18.11.24	
		鯖江市吉谷町青葉台(7-1-22)	急傾斜地の崩壊	○	福井県告示 944号	H18.11.24	
	大正寺町	鯖江市大正寺町(7-1-1-77S)	土石流		福井県告示 999号	H18.12.26	
		鯖江市大正寺町(7-1-1-85S)	土石流	○	福井県告示 999号	H18.12.26	
		鯖江市大正寺町(7-1-1-15)	土石流	○	福井県告示 681号	H20.12.19	
		鯖江市大正寺町(7-1-241)	急傾斜地の崩壊	○	福井県告示 681号	H20.12.19	
		鯖江市大正寺町(7-2-08501)	急傾斜地の崩壊	○	福井県告示 681号	H20.12.19	
		鯖江市大正寺町(7-2-08502)	急傾斜地の崩壊	○	福井県告示 681号	H20.12.19	
		鯖江市大正寺町(7-2-08504)	急傾斜地の崩壊	○	福井県告示 681号	H20.12.19	
	吉江町	鯖江市吉江町(7-1-1-81S)	土石流	○	福井県告示 999号	H18.12.26	
		鯖江市吉江町(7-1-251)	急傾斜地の崩壊	○	福井県告示 770号	H19.12.4	
	立待	入町	鯖江市入町(7-1-1-79S)	土石流		福井県告示 999号	H18.12.26
			鯖江市入町(7-1-4000)	急傾斜地の崩壊	○	福井県告示 999号	H18.12.26
			鯖江市入町(7-3-4002)	急傾斜地の崩壊	○	福井県告示 999号	H18.12.26
			鯖江市入町(7-2-09301)	急傾斜地の崩壊	○	福井県告示 153号	H21.3.24
鯖江市入町(7-138)			地すべり		福井県告示 134号	H23.3.29	
鯖江市入町(7-1-09302)			急傾斜地の崩壊	○	福井県告示 362号	H27.6.12	
平和台団地	鯖江市平和台団地(7-1-1-2)	土石流		福井県告示 999号	H18.12.26		

地区名	町名	土砂災害警戒区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象	特別警戒区域指定	告示番号	公示日
立待	平和台団地	鯖江市平和台団地(7-1-1-3-1)	土石流	○	福井県告示 999号	H18.12.26
		鯖江市平和台団地(7-1-1-3-2)	土石流		福井県告示 999号	H18.12.26
	吉江町山手団地	鯖江市吉江町山手団地(7-1-1-4)	土石流	○	福井県告示 999号	H18.12.26
		鯖江市吉江町山手団地(7-1-250)	急傾斜地の崩壊	○	福井県告示 770号	H19.12.4
	三尾野出作町	鯖江市三尾野出作町(7-1-4000)	急傾斜地の崩壊	○	福井県告示 999号	H18.12.26
		鯖江市三尾野出作町(7-2-4000)	急傾斜地の崩壊	○	福井県告示 999号	H18.12.26
		鯖江市三尾野出作町(7-2-4001)	急傾斜地の崩壊	○	福井県告示 999号	H18.12.26
		鯖江市三尾野出作町(7-3-4000)	急傾斜地の崩壊	○	福井県告示 999号	H18.12.26
		鯖江市三尾野出作町(7-3-4001)	急傾斜地の崩壊	○	福井県告示 999号	H18.12.26
		鯖江市三尾野出作町(7-1-252)	急傾斜地の崩壊	○	福井県告示 770号	H19.12.4
吉川	西大井町	鯖江市西大井町(7-1-1-75)	土石流	○	福井県告示 133号	H20.2.29
		鯖江市西大井町(7-1-269)	急傾斜地の崩壊	○	福井県告示 133号	H20.2.29
		鯖江市西大井町(7-2-4002)	急傾斜地の崩壊	○	福井県告示 133号	H20.2.29
		鯖江市西大井町(7-2-4003)	急傾斜地の崩壊	○	福井県告示 133号	H20.2.29
		鯖江市西大井町(7-2-11302)	急傾斜地の崩壊	○	福井県告示 133号	H20.2.29
		鯖江市西大井町(7-1-1-11301)	土石流	○	福井県告示 153号	H21.3.24
		鯖江市西大井町(7-1-1-11302)	土石流	○	福井県告示 153号	H21.3.24
		鯖江市西大井町(7-2-11301)	急傾斜地の崩壊	○	福井県告示 153号	H21.3.24
		鯖江市西大井町(7-2-11303)	急傾斜地の崩壊	○	福井県告示 153号	H21.3.24
		鯖江市西大井町(7-2-11304)	急傾斜地の崩壊	○	福井県告示 153号	H21.3.24
		鯖江市西大井町(7-2-11306)	急傾斜地の崩壊	○	福井県告示 153号	H21.3.24
	西和町内会	鯖江市西大井町(7-1-262)	急傾斜地の崩壊	○	福井県告示 133号	H20.2.29
	豊	和田町	鯖江市和田町(7-1-1-73)	土石流	○	福井県告示 166号
鯖江市和田町(7-1-1-74)			土石流		福井県告示 166号	H19.3.23
鯖江市和田町(7-2-4004)			急傾斜地の崩壊	○	福井県告示 166号	H19.3.23
鯖江市和田町(7-2-4005)			急傾斜地の崩壊	○	福井県告示 166号	H19.3.23
鯖江市和田町(7-2-4006)			急傾斜地の崩壊	○	福井県告示 166号	H19.3.23
鯖江市和田町(7-3-4003)			急傾斜地の崩壊	○	福井県告示 166号	H19.3.23
鯖江市和田町(7-3-4004-1)			急傾斜地の崩壊	○	福井県告示 166号	H19.3.23
鯖江市和田町(7-1-263-1)			急傾斜地の崩壊	○	福井県告示 770号	H19.12.4
鯖江市和田町(7-1-263-2)			急傾斜地の崩壊	○	福井県告示 770号	H19.12.4
鯖江市和田町(7-1-264-1)			急傾斜地の崩壊	○	福井県告示 770号	H19.12.4
鯖江市和田町(7-1-264-2)			急傾斜地の崩壊	○	福井県告示 770号	H19.12.4
鯖江市和田町(7-1-13101)			急傾斜地の崩壊	○	福井県告示 153号	H21.3.24
鯖江市和田町(7-2-13102)			急傾斜地の崩壊	○	福井県告示 153号	H21.3.24
鯖江市和田町(7-2-13103)			急傾斜地の崩壊	○	福井県告示 153号	H21.3.24
石生谷町		鯖江市石生谷町(7-1-1-68)	土石流		福井県告示 166号	H19.3.23
		鯖江市石生谷町(7-1-1-71)	土石流	○	福井県告示 166号	H19.3.23
		鯖江市石生谷町(7-1-1-72)	土石流		福井県告示 166号	H19.3.23
		鯖江市石生谷町(7-1-266)	急傾斜地の崩壊	○	福井県告示 166号	H19.3.23
		鯖江市石生谷町(7-2-4007)	急傾斜地の崩壊	○	福井県告示 166号	H19.3.23
		鯖江市石生谷町(7-3-4005-1)	急傾斜地の崩壊	○	福井県告示 166号	H19.3.23
		鯖江市石生谷町(7-1-1-69)	土石流	○	福井県告示 770号	H19.12.4
		鯖江市石生谷町(7-2-13203)	急傾斜地の崩壊	○	福井県告示 153号	H21.3.24
		鯖江市石生谷町(7-2-13204)	急傾斜地の崩壊	○	福井県告示 153号	H21.3.24
漆原町		鯖江市漆原町(7-1-1-13301)	土石流	○	福井県告示 153号	H21.3.24
		鯖江市漆原町(7-1-13305)	急傾斜地の崩壊	○	福井県告示 153号	H21.3.24
		鯖江市漆原町(7-1-13306)	急傾斜地の崩壊	○	福井県告示 153号	H21.3.24
		鯖江市漆原町(7-2-13301)	急傾斜地の崩壊	○	福井県告示 153号	H21.3.24
		鯖江市漆原町(7-2-13303)	急傾斜地の崩壊	○	福井県告示 153号	H21.3.24

地区名	町名	土砂災害警戒区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象	特別警戒区域指定	告示番号	公示日
豊	漆原町	鯖江市漆原町(7-2-13304)	急傾斜地の崩壊	○	福井県告示 153号	H21.3.24
		鯖江市漆原町(7-2-13308)	急傾斜地の崩壊	○	福井県告示 153号	H21.3.24
		鯖江市漆原町(7-2-13310)	急傾斜地の崩壊	○	福井県告示 153号	H21.3.24
		鯖江市上氏家町(7-2-4008)	急傾斜地の崩壊	○	福井県告示 166号	H19.3.23
		鯖江市上氏家町(7-3-4005)	急傾斜地の崩壊	○	福井県告示 166号	H19.3.23
		鯖江市上氏家町(7-3-4006)	急傾斜地の崩壊	○	福井県告示 166号	H19.3.23
		鯖江市上氏家町(7-1-267)	急傾斜地の崩壊	○	福井県告示 770号	H19.12.4
		鯖江市上氏家町(7-2-13501)	急傾斜地の崩壊	○	福井県告示 153号	H21.3.24
		鯖江市上氏家町(7-2-13502)	急傾斜地の崩壊	○	福井県告示 153号	H21.3.24
		鯖江市上氏家町(7-2-13503)	急傾斜地の崩壊	○	福井県告示 153号	H21.3.24
北中山	落井町	鯖江市落井町(7-2-4026)	急傾斜地の崩壊	○	福井県告示 883号	H18.10.31
		鯖江市落井町(7-1-235)	急傾斜地の崩壊	○	福井県告示 770号	H19.12.4
		鯖江市落井町(7-2-14601)	急傾斜地の崩壊	○	福井県告示 681号	H20.12.19
		鯖江市落井町(7-2-14602)	急傾斜地の崩壊	○	福井県告示 681号	H20.12.19
	磯部町	鯖江市磯部町(7-1-1-21)	土石流	○	福井県告示 883号	H18.10.31
		鯖江市磯部町(7-1-1-22)	土石流	○	福井県告示 883号	H18.10.31
		鯖江市磯部町(7-1-1-23)	土石流	○	福井県告示 883号	H18.10.31
		鯖江市磯部町(7-1-4010-1)	急傾斜地の崩壊	○	福井県告示 883号	H18.10.31
		鯖江市磯部町(7-1-4010-2)	急傾斜地の崩壊	○	福井県告示 883号	H18.10.31
		鯖江市磯部町(7-2-4008)	急傾斜地の崩壊	○	福井県告示 883号	H18.10.31
		鯖江市磯部町(7-2-4027)	急傾斜地の崩壊	○	福井県告示 883号	H18.10.31
		鯖江市磯部町(7-2-4028)	急傾斜地の崩壊	○	福井県告示 883号	H18.10.31
		鯖江市磯部町(7-2-4029)	急傾斜地の崩壊	○	福井県告示 883号	H18.10.31
		鯖江市磯部町(7-2-4060)	急傾斜地の崩壊	○	福井県告示 883号	H18.10.31
		鯖江市磯部町(7-3-4016-1)	急傾斜地の崩壊	○	福井県告示 883号	H18.10.31
		鯖江市磯部町(7-3-4016-2)	急傾斜地の崩壊	○	福井県告示 883号	H18.10.31
		鯖江市磯部町(7-1-233)	急傾斜地の崩壊	○	福井県告示 770号	H19.12.4
		鯖江市磯部町(7-1-234)	急傾斜地の崩壊	○	福井県告示 770号	H19.12.4
		鯖江市磯部町(7-2-14701)	急傾斜地の崩壊	○	福井県告示 681号	H20.12.19
		鯖江市磯部町(7-2-14702)	急傾斜地の崩壊	○	福井県告示 681号	H20.12.19
	鯖江市磯部町(7-2-14703)	急傾斜地の崩壊	○	福井県告示 681号	H20.12.19	
	戸口町	鯖江市戸口町(7-1-229)	急傾斜地の崩壊	○	福井県告示 883号	H18.10.31
		鯖江市戸口町(7-2-4009)	急傾斜地の崩壊	○	福井県告示 883号	H18.10.31
		鯖江市戸口町(7-1-228)	急傾斜地の崩壊	○	福井県告示 770号	H19.12.4
		鯖江市戸口町(7-1-4012)	急傾斜地の崩壊	○	福井県告示 770号	H19.12.4
	中戸口町	鯖江市中戸口町(7-1-1-30)	土石流	○	福井県告示 820号	H18.9.29
		鯖江市中戸口町(7-1-1-31)	土石流	○	福井県告示 820号	H18.9.29
		鯖江市中戸口町(7-1-1-32)	土石流	○	福井県告示 820号	H18.9.29
		鯖江市中戸口町(7-1-1-86S)	土石流	○	福井県告示 820号	H18.9.29
		鯖江市中戸口町(7-2-4035)	急傾斜地の崩壊	○	福井県告示 820号	H18.9.29
		鯖江市中戸口町(7-2-4036)	急傾斜地の崩壊	○	福井県告示 820号	H18.9.29
		鯖江市中戸口町(7-2-4037)	急傾斜地の崩壊	○	福井県告示 820号	H18.9.29
		鯖江市中戸口町(7-2-4038)	急傾斜地の崩壊	○	福井県告示 820号	H18.9.29
鯖江市中戸口町(7-3-4017)		急傾斜地の崩壊	○	福井県告示 820号	H18.9.29	
鯖江市中戸口町(7-1-1-14901)		土石流	○	福井県告示 681号	H20.12.19	
鯖江市中戸口町(7-1-14904)		急傾斜地の崩壊	○	福井県告示 681号	H20.12.19	
鯖江市中戸口町(7-2-14901)		急傾斜地の崩壊	○	福井県告示 681号	H20.12.19	
鯖江市中戸口町(7-2-14902)		急傾斜地の崩壊	○	福井県告示 681号	H20.12.19	
鯖江市中戸口町(7-2-14903)	急傾斜地の崩壊	○	福井県告示 681号	H20.12.19		
上戸口町	鯖江市上戸口町(7-1-1-24)	土石流	○	福井県告示 820号	H18.9.29	

地区名	町名	土砂災害警戒区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象	特別警戒区域指定	告示番号	公示日
北中山	上戸口町	鯖江市上戸口町(7-1-1-25)	土石流	○	福井県告示 820 号	H18. 9. 29
		鯖江市上戸口町(7-1-1-26-1)	土石流	○	福井県告示 820 号	H18. 9. 29
		鯖江市上戸口町(7-1-1-26-2)	土石流	○	福井県告示 820 号	H18. 9. 29
		鯖江市上戸口町(7-1-1-27)	土石流	○	福井県告示 820 号	H18. 9. 29
		鯖江市上戸口町(7-1-1-28)	土石流	○	福井県告示 820 号	H18. 9. 29
		鯖江市上戸口町(7-1-1-29)	土石流		福井県告示 820 号 福井県告示 39 号	H18. 9. 29 H26. 1. 31
		鯖江市上戸口町(7-1-1-87S)	土石流	○	福井県告示 820 号	H18. 9. 29
		鯖江市上戸口町(7-1-1-88)	土石流	○	福井県告示 820 号	H18. 9. 29
		鯖江市上戸口町(7-1-231)	急傾斜地の崩壊	○	福井県告示 820 号	H18. 9. 29
		鯖江市上戸口町(7-1-4011)	急傾斜地の崩壊	○	福井県告示 820 号	H18. 9. 29
		鯖江市上戸口町(7-2-4030)	急傾斜地の崩壊	○	福井県告示 820 号	H18. 9. 29
		鯖江市上戸口町(7-2-4031)	急傾斜地の崩壊	○	福井県告示 820 号	H18. 9. 29
		鯖江市上戸口町(7-2-4032)	急傾斜地の崩壊	○	福井県告示 820 号	H18. 9. 29
		鯖江市上戸口町(7-2-4033-1)	急傾斜地の崩壊	○	福井県告示 820 号	H18. 9. 29
		鯖江市上戸口町(7-2-4033-2)	急傾斜地の崩壊	○	福井県告示 820 号	H18. 9. 29
		鯖江市上戸口町(7-2-4034)	急傾斜地の崩壊	○	福井県告示 820 号	H18. 9. 29
		鯖江市上戸口町(7-3-4018)	急傾斜地の崩壊	○	福井県告示 820 号	H18. 9. 29
		鯖江市上戸口町(7-3-4019)	急傾斜地の崩壊	○	福井県告示 820 号	H18. 9. 29
		鯖江市上戸口町(7-1-15012)	急傾斜地の崩壊	○	福井県告示 681 号	H20. 12. 19
		鯖江市上戸口町(7-2-15002)	急傾斜地の崩壊	○	福井県告示 681 号	H20. 12. 19
		鯖江市上戸口町(7-2-15003)	急傾斜地の崩壊	○	福井県告示 681 号	H20. 12. 19
		鯖江市上戸口町(7-2-15006)	急傾斜地の崩壊	○	福井県告示 681 号	H20. 12. 19
		鯖江市上戸口町(7-2-15007)	急傾斜地の崩壊	○	福井県告示 681 号	H20. 12. 19
		鯖江市上戸口町(7-2-15008)	急傾斜地の崩壊	○	福井県告示 681 号	H20. 12. 19
	鯖江市上戸口町(7-2-15009)	急傾斜地の崩壊	○	福井県告示 681 号	H20. 12. 19	
	鯖江市上戸口町(7-2-15013)	急傾斜地の崩壊	○	福井県告示 681 号	H20. 12. 19	
	鯖江市上戸口町(7-143)	地すべり		福井県告示 134 号	H23. 3. 29	
	川島町	鯖江市川島町(7-1-1-62)	土石流		福井県告示 770 号 福井県告示 39 号	H19. 12. 4 H26. 1. 31
		鯖江市川島町(7-1-1-63)	土石流	○	福井県告示 770 号	H19. 12. 4
		鯖江市川島町(7-2-4014)	急傾斜地の崩壊	○	福井県告示 770 号	H19. 12. 4
		鯖江市川島町(7-2-4015)	急傾斜地の崩壊	○	福井県告示 770 号	H19. 12. 4
		鯖江市川島町(7-2-4016)	急傾斜地の崩壊	○	福井県告示 770 号	H19. 12. 4
		鯖江市川島町(7-3-4012)	急傾斜地の崩壊	○	福井県告示 770 号	H19. 12. 4
鯖江市川島町(7-2-15101)		急傾斜地の崩壊	○	福井県告示 681 号	H20. 12. 19	
河和田	別司町	鯖江市別司町(7-1-1-33)	土石流		福井県告示 594 号	H18. 6. 27
		鯖江市別司町(7-1-1-34-1)	土石流		福井県告示 594 号	H18. 6. 27
		鯖江市別司町(7-1-1-34-2)	土石流	○	福井県告示 594 号	H18. 6. 27
		鯖江市別司町(7-1-1-89)	土石流		福井県告示 594 号	H18. 6. 27
		鯖江市別司町(7-1-1-15201)	土石流		福井県告示 594 号 福井県告示 161 号	H18. 6. 27 H28. 3. 29
		鯖江市別司町(7-1-226-1)	急傾斜地の崩壊	○	福井県告示 594 号	H18. 6. 27
		鯖江市別司町(7-1-226-2)	急傾斜地の崩壊	○	福井県告示 594 号	H18. 6. 27
		鯖江市別司町(7-2-4039)	急傾斜地の崩壊	○	福井県告示 594 号	H18. 6. 27
		鯖江市別司町(7-2-4040)	急傾斜地の崩壊	○	福井県告示 594 号	H18. 6. 27
		鯖江市別司町(7-3-4020-1)	急傾斜地の崩壊	○	福井県告示 594 号	H18. 6. 27
		鯖江市別司町(7-3-4020-2)	急傾斜地の崩壊	○	福井県告示 594 号	H18. 6. 27
		鯖江市別司町(7-3-4020-3)	急傾斜地の崩壊	○	福井県告示 594 号	H18. 6. 27
		鯖江市別司町(7-3-4020-4)	急傾斜地の崩壊	○	福井県告示 594 号	H18. 6. 27
		鯖江市別司町(7-3-4021)	急傾斜地の崩壊	○	福井県告示 594 号	H18. 6. 27
		鯖江市別司町(7-1-227)	急傾斜地の崩壊	○	福井県告示 770 号	H19. 12. 4
		鯖江市別司町(7-2-15202)	急傾斜地の崩壊	○	福井県告示 681 号	H20. 12. 19

地区名	町名	土砂災害警戒区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象	特別警戒区域指定	告示番号	公示日
河和田	河和田町	鯖江市河和田町(7-1-1-35)	土石流	○	福井県告示 961号	H17.11.29
		鯖江市河和田町(7-1-1-36)	土石流		福井県告示 961号	H17.11.29
		鯖江市河和田町(7-1-1-37-1)	土石流	○	福井県告示 961号	H17.11.29
		鯖江市河和田町(7-1-1-37-2)	土石流		福井県告示 961号	H17.11.29
		鯖江市河和田町(7-1-1-105S)	土石流		福井県告示 961号	H17.11.29
		鯖江市河和田町(7-1-224-1)	急傾斜地の崩壊	○	福井県告示 770号	H19.12.4
		鯖江市河和田町(7-1-224-2)	急傾斜地の崩壊	○	福井県告示 770号	H19.12.4
		鯖江市河和田町(7-1-224-3)	急傾斜地の崩壊	○	福井県告示 770号	H19.12.4
		鯖江市河和田町(7-1-225)	急傾斜地の崩壊	○	福井県告示 770号	H19.12.4
	筋生田町	鯖江市筋生田町(7-1-1-59)	土石流	○	福井県告示 961号	H17.11.29
		鯖江市筋生田町(7-1-1-60-1)	土石流		福井県告示 961号	H17.11.29
		鯖江市筋生田町(7-1-1-60-2)	土石流		福井県告示 961号	H17.11.29
		鯖江市筋生田町(7-1-1-61)	土石流		福井県告示 961号	H17.11.29
		鯖江市筋生田町(7-1-1-104)	土石流	○	福井県告示 961号	H17.11.29
		鯖江市筋生田町(7-2-4011)	急傾斜地の崩壊	○	福井県告示 961号	H17.11.29
		鯖江市筋生田町(7-1-1-15401)	土石流	○	福井県告示 681号	H20.12.19
		鯖江市筋生田町(7-2-15401)	急傾斜地の崩壊	○	福井県告示 681号	H20.12.19
	片山町	鯖江市片山町(7-1-222-1)	急傾斜地の崩壊	○	福井県告示 770号	H19.12.4
		鯖江市片山町(7-1-222-2)	急傾斜地の崩壊	○	福井県告示 770号	H19.12.4
	西袋町	鯖江市西袋町(7-1-1-38)	土石流	○	福井県告示 961号	H17.11.29
		鯖江市西袋町(7-1-1-39)	土石流	○	福井県告示 961号	H17.11.29
		鯖江市西袋町(7-1-1-90S)	土石流	○	福井県告示 961号	H17.11.29
		鯖江市西袋町(7-1-1-91S)	土石流	○	福井県告示 961号	H17.11.29
		鯖江市西袋町(7-1-1-92S)	土石流	○	福井県告示 961号	H17.11.29
		鯖江市西袋町(7-1-1-93S-1)	土石流	○	福井県告示 961号	H17.11.29
		鯖江市西袋町(7-1-1-93S-2)	土石流	○	福井県告示 961号	H17.11.29
		鯖江市西袋町(7-2-4041)	急傾斜地の崩壊	○	福井県告示 961号	H17.11.29
		鯖江市西袋町(7-2-4042)	急傾斜地の崩壊	○	福井県告示 961号	H17.11.29
		鯖江市西袋町(7-2-4043)	急傾斜地の崩壊	○	福井県告示 961号	H17.11.29
		鯖江市西袋町(7-2-4044)	急傾斜地の崩壊	○	福井県告示 961号	H17.11.29
		鯖江市西袋町(7-2-4045)	急傾斜地の崩壊	○	福井県告示 961号	H17.11.29
		鯖江市西袋町(7-2-4046)	急傾斜地の崩壊	○	福井県告示 961号	H17.11.29
		鯖江市西袋町(7-3-4022-1)	急傾斜地の崩壊	○	福井県告示 961号	H17.11.29
		鯖江市西袋町(7-3-4022-2)	急傾斜地の崩壊	○	福井県告示 961号	H17.11.29
		鯖江市西袋町(7-1-221)	急傾斜地の崩壊	○	福井県告示 677号	H19.10.12
		鯖江市西袋町(7-1-4013)	急傾斜地の崩壊	○	福井県告示 677号	H19.10.12
		鯖江市西袋町(7-2-4010)	急傾斜地の崩壊	○	福井県告示 677号	H19.10.12
		鯖江市西袋町(7-1-1-15601)	土石流	○	福井県告示 681号	H20.12.19
		鯖江市西袋町(7-1-1-15602)	土石流	○	福井県告示 681号	H20.12.19
		鯖江市西袋町(7-2-15601)	急傾斜地の崩壊	○	福井県告示 681号	H20.12.19
		鯖江市西袋町(7-2-15602)	急傾斜地の崩壊	○	福井県告示 681号	H20.12.19
		鯖江市西袋町(7-2-15604)	急傾斜地の崩壊	○	福井県告示 681号	H20.12.19
		鯖江市西袋町(7-2-15605)	急傾斜地の崩壊	○	福井県告示 681号	H20.12.19
		鯖江市西袋町(7-2-15606)	急傾斜地の崩壊	○	福井県告示 681号	H20.12.19
		鯖江市西袋町(7-2-15609)	急傾斜地の崩壊	○	福井県告示 681号	H20.12.19
		鯖江市西袋町(7-71)	地すべり		福井県告示 134号 福井県告示 362号	H23.3.29 H27.6.12
		西袋町椿坂	鯖江市西袋町椿坂(7-1-1-94)	土石流		福井県告示 651号
鯖江市西袋町椿坂(7-1-4015)			急傾斜地の崩壊	○	福井県告示 651号	H17.7.29
鯖江市西袋町椿坂(7-2-4048)			急傾斜地の崩壊	○	福井県告示 651号	H17.7.29
鯖江市西袋町椿坂(7-1-1-40)			土石流	○	福井県告示 677号	H19.10.12

地区名	町名	土砂災害警戒 区域の名称	土砂災害の発生原因 となる自然現象	特別警戒 区域指定	告示番号	公示日	
河和田	西袋町椿坂	鯖江市西袋町椿坂(7-1-1-41)	土石流		福井県告示 677号	H19.10.12	
		鯖江市西袋町椿坂(7-1-219)	急傾斜地の崩壊		福井県告示 677号	H19.10.12	
		鯖江市西袋町椿坂(7-1-4014)	急傾斜地の崩壊	○	福井県告示 677号	H19.10.12	
		鯖江市西袋町椿坂(7-2-4047)	急傾斜地の崩壊	○	福井県告示 677号	H19.10.12	
		鯖江市西袋町椿坂(7-2-15701)	急傾斜地の崩壊	○	福井県告示 153号	H21.3.24	
		鯖江市西袋町椿坂(7-2-15702)	急傾斜地の崩壊	○	福井県告示 153号	H21.3.24	
		鯖江市西袋町椿坂(7-2-15703)	急傾斜地の崩壊	○	福井県告示 153号	H21.3.24	
		鯖江市西袋町椿坂(7-2-15705)	急傾斜地の崩壊	○	福井県告示 153号	H21.3.24	
		鯖江市西袋町椿坂(7-2-15706)	急傾斜地の崩壊	○	福井県告示 153号	H21.3.24	
		鯖江市西袋町椿坂(7-2-15707)	急傾斜地の崩壊	○	福井県告示 153号	H21.3.24	
	金谷町	鯖江市金谷町(7-2-4049)	急傾斜地の崩壊	○	福井県告示 220号	H18.2.28	
		鯖江市金谷町(7-2-4050)	急傾斜地の崩壊	○	福井県告示 220号	H18.2.28	
		鯖江市金谷町(7-1-1-42)	土石流		福井県告示 220号	H18.2.28	
		鯖江市金谷町(7-1-1-43-1)	土石流	○	福井県告示 220号	H18.2.28	
		鯖江市金谷町(7-1-1-43-2)	土石流	○	福井県告示 220号	H18.2.28	
		鯖江市金谷町(7-1-1-43-3)	土石流	○	福井県告示 220号	H18.2.28	
		鯖江市金谷町(7-1-1-44)	土石流	○	福井県告示 220号	H18.2.28	
		鯖江市金谷町(7-1-1-95S)	土石流	○	福井県告示 220号	H18.2.28	
		鯖江市金谷町(7-1-1-96S)	土石流	○	福井県告示 220号	H18.2.28	
		鯖江市金谷町(7-1-217-1)	急傾斜地の崩壊		福井県告示 677号	H19.10.12	
		鯖江市金谷町(7-1-217-2)	急傾斜地の崩壊	○	福井県告示 677号	H19.10.12	
		鯖江市金谷町(7-1-15805)	急傾斜地の崩壊	○	福井県告示 681号	H20.12.19	
		鯖江市金谷町(7-2-15804)	急傾斜地の崩壊	○	福井県告示 681号	H20.12.19	
		鯖江市金谷町(7-2-15806)	急傾斜地の崩壊	○	福井県告示 681号	H20.12.19	
		寺中町	鯖江市寺中町(7-1-1-45)	土石流		福井県告示 820号	H18.9.29
			鯖江市寺中町(7-1-1-46)	土石流	○	福井県告示 820号	H18.9.29
	鯖江市寺中町(7-1-1-97S)		土石流	○	福井県告示 820号	H18.9.29	
	鯖江市寺中町(7-1-1-98S)		土石流	○	福井県告示 820号	H18.9.29	
	鯖江市寺中町(7-1-212)		急傾斜地の崩壊	○	福井県告示 677号	H19.10.12	
	鯖江市寺中町(7-1-213)		急傾斜地の崩壊	○	福井県告示 677号	H19.10.12	
	鯖江市寺中町(7-1-214)		急傾斜地の崩壊	○	福井県告示 677号	H19.10.12	
	鯖江市寺中町(7-1-1-15901)		土石流	○	福井県告示 681号	H20.12.19	
	鯖江市寺中町(7-2-15901)		急傾斜地の崩壊	○	福井県告示 681号	H20.12.19	
	鯖江市寺中町(7-2-15902)		急傾斜地の崩壊	○	福井県告示 681号	H20.12.19	
	北中町	鯖江市北中町(7-2-4051)	急傾斜地の崩壊	○	福井県告示 820号	H18.2.28	
		鯖江市北中町(7-1-1-103S)	土石流	○	福井県告示 820号	H18.2.28	
	東清水町	鯖江市東清水町(7-1-1-58-1)	土石流		福井県告示 820号	H18.9.29	
		鯖江市東清水町(7-1-1-58-2)	土石流	○	福井県告示 820号	H18.9.29	
		鯖江市東清水町(7-1-1-102)	土石流	○	福井県告示 820号	H18.9.29	
		鯖江市東清水町(7-2-4052)	急傾斜地の崩壊	○	福井県告示 820号	H18.9.29	
		鯖江市東清水町(7-2-4053)	急傾斜地の崩壊	○	福井県告示 820号	H18.9.29	
	尾花町	鯖江市尾花町(7-1-1-47)	土石流	○	福井県告示 883号	H18.10.31	
		鯖江市尾花町(7-1-1-48)	土石流	○	福井県告示 883号 福井県告示 91号	H18.10.31 H27.2.20	
		鯖江市尾花町(7-1-1-49)	土石流	○	福井県告示 883号	H18.10.31	
		鯖江市尾花町(7-1-1-50)	土石流	○	福井県告示 883号	H18.10.31	
		鯖江市尾花町(7-2-4012)	急傾斜地の崩壊	○	福井県告示 883号	H18.10.31	
		鯖江市尾花町(7-2-4054)	急傾斜地の崩壊	○	福井県告示 883号	H18.10.31	
鯖江市尾花町(7-1-21)		急傾斜地の崩壊	○	福井県告示 677号	H19.10.12		
鯖江市尾花町(7-1-211)		急傾斜地の崩壊	○	福井県告示 677号	H19.10.12		
鯖江市尾花町(7-1-737)	急傾斜地の崩壊	○	福井県告示 677号	H19.10.12			

地区名	町名	土砂災害警戒区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象	特別警戒区域指定	告示番号	公示日
河和田	尾花町	鯖江市尾花町(7-1-4009)	急傾斜地の崩壊		福井県告示 677 号	H19. 10. 12
		鯖江市尾花町(7-1-4016)	急傾斜地の崩壊	○	福井県告示 677 号	H19. 10. 12
		鯖江市尾花町(7-2-4014)	急傾斜地の崩壊	○	福井県告示 677 号	H19. 10. 12
		鯖江市尾花町(7-1-1-16201)	土石流	○	福井県告示 681 号	H20. 12. 19
		鯖江市尾花町(7-2-16203)	急傾斜地の崩壊	○	福井県告示 681 号	H20. 12. 19
		鯖江市尾花町(7-2-16204)	急傾斜地の崩壊	○	福井県告示 681 号	H20. 12. 19
		鯖江市尾花町(7-2-16206)	急傾斜地の崩壊	○	福井県告示 681 号	H20. 12. 19
		鯖江市尾花町(7-2-16208)	急傾斜地の崩壊	○	福井県告示 681 号	H20. 12. 19
		鯖江市尾花町(7-72)	地すべり		福井県告示 134 号	H23. 3. 29
	沢町	鯖江市沢町(7-1-1-51)	土石流	○	福井県告示 789 号	H17. 9. 30
		鯖江市沢町(7-1-1-52)	土石流	○	福井県告示 789 号	H17. 9. 30
		鯖江市沢町(7-1-1-53-1)	土石流	○	福井県告示 789 号	H17. 9. 30
		鯖江市沢町(7-1-1-53-2)	土石流	○	福井県告示 789 号	H17. 9. 30
		鯖江市沢町(7-1-1-99)	土石流	○	福井県告示 789 号	H17. 9. 30
		鯖江市沢町(7-1-210)	急傾斜地の崩壊	○	福井県告示 677 号	H19. 10. 12
		鯖江市沢町(7-1-4011)	急傾斜地の崩壊	○	福井県告示 677 号	H19. 10. 12
		鯖江市沢町(7-2-4005)	急傾斜地の崩壊	○	福井県告示 677 号	H19. 10. 12
		鯖江市沢町(7-2-4013)	急傾斜地の崩壊		福井県告示 677 号	H19. 10. 12
		鯖江市沢町(7-2-4055)	急傾斜地の崩壊	○	福井県告示 677 号	H19. 10. 12
	上河内町	鯖江市上河内町(7-1-1-56-1)	土石流	○	福井県告示 320 号	H17. 3. 31
		鯖江市上河内町(7-1-1-56-2)	土石流	○	福井県告示 320 号	H17. 3. 31
		鯖江市上河内町(7-1-1-57)	土石流	○	福井県告示 320 号	H17. 3. 31
		鯖江市上河内町(7-1-1-78)	土石流	○	福井県告示 320 号	H17. 3. 31
		鯖江市上河内町(7-1-1-100)	土石流	○	福井県告示 320 号	H17. 3. 31
		鯖江市上河内町(7-1-1-101)	土石流	○	福井県告示 320 号	H17. 3. 31
		鯖江市上河内町(7-1-4017)	急傾斜地の崩壊	○	福井県告示 320 号	H17. 3. 31
		鯖江市上河内町(7-1-4018)	急傾斜地の崩壊	○	福井県告示 320 号	H17. 3. 31
		鯖江市上河内町(7-1-4019)	急傾斜地の崩壊	○	福井県告示 320 号	H17. 3. 31
		鯖江市上河内町(7-2-4058)	急傾斜地の崩壊	○	福井県告示 320 号	H17. 3. 31
		鯖江市上河内町(7-2-4059)	急傾斜地の崩壊	○	福井県告示 320 号	H17. 3. 31
		鯖江市上河内町(7-1-1-54)	土石流	○	福井県告示 681 号	H20. 12. 19
		鯖江市上河内町(7-1-1-55)	土石流	○	福井県告示 681 号	H20. 12. 19
		鯖江市上河内町(7-1-1-16401)	土石流	○	福井県告示 681 号	H20. 12. 19
		鯖江市上河内町(7-1-1-16404)	土石流	○	福井県告示 681 号	H20. 12. 19
		鯖江市上河内町(7-1-206)	急傾斜地の崩壊	○	福井県告示 681 号	H20. 12. 19
		鯖江市上河内町(7-1-207)	急傾斜地の崩壊	○	福井県告示 681 号	H20. 12. 19
		鯖江市上河内町(7-1-208)	急傾斜地の崩壊	○	福井県告示 681 号	H20. 12. 19
		鯖江市上河内町(7-1-209)	急傾斜地の崩壊	○	福井県告示 681 号	H20. 12. 19
		鯖江市上河内町(7-1-4020)	急傾斜地の崩壊	○	福井県告示 681 号	H20. 12. 19
		鯖江市上河内町(7-2-4056)	急傾斜地の崩壊	○	福井県告示 681 号	H20. 12. 19
		鯖江市上河内町(7-2-4057)	急傾斜地の崩壊	○	福井県告示 681 号	H20. 12. 19
鯖江市上河内町(7-1-16401)	急傾斜地の崩壊	○	福井県告示 681 号	H20. 12. 19		
鯖江市上河内町(7-2-16402)	急傾斜地の崩壊	○	福井県告示 681 号	H20. 12. 19		
鯖江市上河内町(7-2-16403)	急傾斜地の崩壊	○	福井県告示 681 号	H20. 12. 19		
鯖江市上河内町(7-2-16404)	急傾斜地の崩壊	○	福井県告示 681 号	H20. 12. 19		
鯖江市上河内町(7-1-4010)	急傾斜地の崩壊	○	福井県告示 681 号	H20. 12. 19		

3-2-5 土砂災害警戒区域内の社会福祉施設、学校、医療施設等

(令和6年1月1日現在)

施設名	所在地	TEL	FAX
ことぶき荘 ことぶき荘デイサービスセンター	大野町 3-1	51-7780	51-8760
ことぶき荘（短期入所生活介護）			
おしどり荘デイサービスセンター	別司町 41-30	65-3120	65-3121
小規模多機能型居宅介護おしどり荘			
グループホームおしどり			
きむら内科医院	中野町 257-3-7	54-0707	51-7321
東部児童センター	別司町 21-17	65-1119	65-1119
片上幼稚園	大野町 16-6	52-5791	52-5791
片上小学校			
鯖江高校	舟津町 2 丁目 5-42	51-0001	51-0103

3-3-1 消・融・流雪施設箇所一覧表

国土交通省・福井県管理

(令和7年1月1日現在)

地区	地 係	道 路 種 別	路 線 名	延 長 (m)	管 理 者	施 設 名
鯖 江	長泉寺町	国 道	8号	640	国土交通省	消雪工
	柳町(国8)～本町	〃	417号	808	福 井 県	〃
	旭町～柳町(JR跨線)	〃	417号	396	〃	〃
	本町～桜町(CH)	〃	417号	238	〃	〃
	桜町	〃	417号	469.5	〃	〃
	柳町4丁目	国 道	417号	18.8	福 井 県	〃
	長泉寺町(第1新出踏切)	主要地方道	鯖江美山線	662.0	〃	〃
	本町～深江町	一 般 県 道	鯖江停車場線	525	〃	〃
	本町	〃	鯖江停車場線	350	〃	〃
	日の出町	〃	鯖江停車場線	97	〃	〃
	日の出町	〃	西尾鯖江停車場線	689.8	〃	〃
	有定町	〃	鯖江織田線	675	〃	〃
	舟津町5丁目	一 般 県 道	福井鯖江線	1,398.4	福 井 県	〃
	宮前	〃	福井鯖江線	585	〃	〃
新 横 江	下新庄町1	国 道	417号	689.4	〃	〃
	下新庄町2	〃	417号	398	〃	〃
	下新庄町3	〃	417号	745	〃	〃
	横越町	〃	417号	818	〃	〃
	東鯖江	主要地方道	鯖江インター	792.3	〃	〃
	下新庄町	一 般 県 道	西尾鯖江停車場線	629.7	〃	〃
	定次町	〃	西尾鯖江停車場線	845.1	〃	〃
神 明	御幸町～鳥羽町	国 道	8号	600	国土交通省	消雪工
	三六町	国 道	417号	436.4	福 井 県	〃
	神明町	一 般 県 道	神明停車場線	76.5	〃	〃
	丸山町	一 般 県 道	鯖江清水線	99	福 井 県	〃
	丸山町	〃	鯖江清水線	396	〃	〃
	田所町	〃	鯖江清水線	198	〃	〃
	御幸町	〃	鯖江清水線	552	〃	〃
	神中町	〃	鯖江清水線	320	〃	〃
	北野町1	〃	青野鯖江線	471	〃	〃
	北野町2	〃	青野鯖江線	373.5	〃	〃
	水落町	〃	青野鯖江線	759	〃	〃
水落町2	〃	青野鯖江線	687.5	〃	〃	

国土交通省・福井県管理

地区	地 係	道 路 種 別	路 線 名	延 長 (m)	管 理 者	施 設 名
中 河	中野町（出口）	国 道	417号	580	福 井 県	消雪工
	中野町（曲木）	主要地方道	鯖江美山線	644	〃	〃
	中野町 1	〃	鯖江今立線	153	〃	〃
	中野町 2	〃	鯖江今立線	202	〃	〃
	中野町（大橋）	〃	鯖江今立線	218	〃	〃
	上河端町	〃	鯖江美山線	368	〃	〃
	上河端町（橋）	〃	鯖江美山線	330	〃	〃
	下河端町（石切橋）	一 般 県 道	徳光鯖江線	426	〃	〃
	下河端町（高架橋）	〃	徳光鯖江線	349	〃	〃
片上	大正寺町	〃	徳光鯖江線	650	〃	〃
立 待	石田上町	国 道	417号	609.1	〃	〃
	石田上町	一 般 県 道	石田家久停車場線	145	〃	〃
	杉本～石田上町	〃	鯖江清水線	559	〃	〃
	杉本町	〃	鯖江清水線	457	〃	〃
	杉本町	〃	三尾野鯖江線	212	〃	〃
	糺町 1	〃	三尾野鯖江線	267.4	〃	〃
	糺町 2	〃	三尾野鯖江線	467.9	〃	〃
	吉江	〃	三尾野鯖江線	122	〃	〃
吉 川	川去町	主要地方道	福井朝日武生線	467.5	〃	〃
	二丁掛町	一 般 県 道	石田家久停車場線	390.5	〃	〃
	小泉町	〃	石田家久停車場線	640	〃	〃
	大倉町	〃	石田家久停車場線	738.8	〃	〃
	平井町	〃	青野鯖江線	575	〃	〃
	持明寺町	〃	青野鯖江線	104	〃	〃
	熊田町	〃	鯖江織田線	439.5	〃	〃
豊	下野田町	主要地方道	福井朝日武生線	546	〃	〃
	上野田町	〃	福井朝日武生線	629	〃	〃
	下氏家町	一 般 県 道	石田家久停車場線	418.5	〃	〃
	上氏家町	〃	石田家久停車場線	555.7	〃	〃
	下司町	〃	福井鯖江線	187	〃	〃
	下司町（側道橋）	〃	福井鯖江線	869	〃	〃
	石生谷町	〃	鯖江織田線	1,444.6	〃	〃

国土交通省・福井県管理

地区	地 係	道 路 種 別	路 線 名	延 長 (m)	管 理 者	施 設 名
北 中 山	戸口町	主要地方道	鯖江美山線	776	福 井 県	消雪工
	戸口町	一 般 県 道	福井今立線	440	〃	〃
	上戸口町	〃	福井今立線	983	〃	〃
	川島町 1	〃	福井今立線	250	〃	〃
	川島町 2	〃	福井今立線	939	〃	〃
河 和 田	金谷町	主要地方道	鯖江美山線	400	〃	〃
	上河内町	一 般 県 道	上河内北中線	712	〃	〃

鯖江市・町内管理

地区	地 係	道 路 種 別	路 線 名	延 長 (m)	管 理 者	施 設 名
鯖 江	長泉寺町	市 道	長泉寺山トンネル線	730	鯖 江 市	消雪工
	長泉寺町	〃	鳥羽中芦山線	640	〃	〃
	長泉寺町	〃	長泉寺 17 号線	110	〃	〃
	長泉寺町 1・2 丁目～旭町 4 丁目	〃	鯖江駅北線	1,033	〃	〃
	旭町 1・2 丁目	〃	御殿西鯖江線	296	〃	〃
	旭町 1・2 丁目	〃	旭町 4 号線	338	〃	〃
	旭町 1・2 丁目	〃	鯖江駅北線	344	〃	〃
	旭町 3・4 丁目	〃	旭町 16 号線(南)	244	〃	〃
	旭町 4 丁目	〃	西山長泉寺線	195	〃	〃
	旭町 4 丁目	〃	鯖江駅北線	28	〃	〃
	旭町 4 丁目	〃	旭町長泉寺線	52	〃	〃
	旭町～本町	〃	旭町 5 号線	300	〃	〃
	桜町～西山町	〃	有定鳥羽線	711.5	〃	〃
	日の出町	〃	日の出 6 号線	280	〃	〃
	日の出町	〃	鯖江駅前西線	129	〃	〃
	日の出町	〃	日の出 1 号線	100	〃	〃
	日の出町	〃	日の出舟津線	258	〃	〃
	日の出町～舟津町 1 丁目	〃	住吉王山線	157	〃	〃
	日の出町～深江町	〃	王山線	659	〃	〃
	柳町 1 丁目	〃	横江柳町 3 号線	488	〃	〃
	柳町 2 丁目	〃	柳町 11 号線	646	〃	〃
	柳町 2 丁目	〃	柳町 9 号線	347	〃	〃
	柳町 3 丁目	〃	柳町 2 号線	19	〃	〃
	柳町 3 丁目	〃	柳町 1 号線	19	〃	〃
	柳町 3 丁目	〃	横江柳町 1 号線	40	〃	〃
	柳町 4 丁目	〃	柳町 1 号線	280	〃	〃
	柳町 4 丁目	〃	柳町 7 号線	65	〃	〃
	柳町 4 丁目	〃	柳町 8 号線	40	〃	〃
	柳町 4 丁目	〃	柳町 21 号線	175	〃	〃
	柳町 4 丁目	〃	横江柳町 1 号線	306	〃	〃
	本町 1・2 丁目	〃	御殿西鯖江線	175	〃	〃
	本町 1 丁目・旭町 1 丁目	〃	松阜神社線	185	〃	〃
本町 3・4 丁目・桜町 3 丁目	〃	本町 7 号線	393	〃	〃	

鯖江市・町内管理

地区	地 係	道 路 種 別	路 線 名	延 長 (m)	管 理 者	施 設 名
鯖 江	本町4丁目	市 道	西山長泉寺線	481	鯖 江 市	消雪工
	本町4丁目	〃	鳥羽中芦山線	434	〃	〃
	本町4丁目	〃	本町8号線	129	〃	〃
	本町4丁目・旭町4丁目	〃	旭町16号線(北)	245	〃	〃
	舟津町1丁目	〃	鯖江瓜生線	463	〃	〃
	舟津町2丁目	〃	舟津7号線	10	〃	〃
	舟津町3・4丁目	〃	鳥羽中芦山線	530	〃	〃
	舟津町4丁目	〃	上鯖江線	498	〃	〃
	舟津町5丁目	〃	舟津住吉線	64	〃	〃
	舟津町5丁目	〃	舟津2号線	45	〃	〃
	舟津町5丁目	〃	舟津幹線	203	〃	〃
	舟津町・深江町	〃	鳥羽中芦山線	680	〃	〃
	深江町～舟津町2丁目	〃	住吉王山線	75	〃	〃
	深江町	〃	深江4号線・1号線	183	〃	〃
	深江町	〃	深江3号線	37	〃	〃
	宮前1丁目	〃	上鯖江定次線	78	〃	〃
	屋形町・桜町2丁目	〃	駅前線	445	〃	〃
	屋形町	〃	屋形2号線	159	〃	〃
	小黒町～平井町	〃	丹南広域道西線	1,660	〃	〃
	小黒町1丁目～西山町	〃	長泉寺山トンネル線	570	〃	〃
	桜町1丁目・本町2丁目	〃	御殿西鯖江線	167	〃	〃
	桜町1丁目	〃	桜町4号線	205	〃	〃
	桜町2丁目	〃	上鯖江線	234	〃	〃
	桜町2丁目	〃	駅前線	117	〃	〃
	桜町3丁目	〃	小黒町1号線	106	〃	〃
	有定町2丁目	〃	御殿有定線	222	〃	〃
	有定町	〃	有定鳥羽線	1067	〃	〃
	住吉町1・2丁目	〃	住吉王山線	30	〃	〃
	住吉町1・2丁目	〃	住吉桜町線	60	〃	〃
	住吉町2丁目	〃	上鯖江線	214	〃	〃
	住吉町3丁目	〃	上鯖江線	390	〃	〃
上鯖江1丁目	〃	上鯖江線	321	〃	〃	
上鯖江2丁目	〃	上鯖江8号線	30	〃	〃	

鯖江市・町内管理

地区	地 係	道 路 種 別	路 線 名	延 長 (m)	管 理 者	施 設 名
鯖 江	上鯖江2丁目・舟津町4丁目	市 道	舟津28号線	60	鯖 江 市	消雪工
	横江町1丁目	〃	横江柳町3号線	42	〃	〃
	横江町2丁目	〃	鯖江駅東線	336	〃	〃
	横江町2丁目	〃	横江柳町2号線	40	〃	〃
新 横 江	上河端町～新横江1・2丁目	〃	北鯖江定次線	1,443	〃	〃
	東鯖江4丁目	〃	東鯖江上河端線	363	〃	〃
	下新庄町	〃	下新庄幹線	538	町内管理	〃
神 明	長泉寺町～水落町	〃	鳥羽中芦山線	823	鯖 江 市	〃
	西山町～水落町	〃	有定鳥羽線	581.6	〃	〃
	水落町2丁目	〃	鳥羽中芦山線	308	〃	〃
	水落町2丁目	〃	水落駅北線	255	〃	〃
	水落町2丁目	〃	水落東22号線	45	〃	〃
	水落町3丁目	〃	水落中15号線	248	〃	〃
	水落町3丁目	〃	下河端水落2号線	222	〃	〃
	水落町3・4丁目	〃	鳥羽中芦山線	710	〃	〃
	水落町3・4丁目、神明町1丁目	〃	水落中8号線	392	〃	〃
	水落町4丁目（神明小）	〃	水落東44号線	64	〃	〃
	水落町～神明町	〃	有定鳥羽線	1,100.3	〃	〃
	神明町1・2丁目	〃	染南線	373	〃	〃
	神明町2丁目	〃	鳥羽中芦山線	402	〃	〃
	神明町2丁目	〃	神明20号線	502	〃	〃
	神明町3丁目	〃	鳥羽中芦山線	201	〃	〃
	神明町4丁目（鳥羽小）	〃	鳥羽小学校線	105	〃	〃
	神明町4丁目（鳥羽小）	〃	神明11号線	170	〃	〃
	神明町3・4丁目	〃	鳥羽中芦山線	510	〃	〃
	神明町5丁目	〃	鳥羽中芦山線	356	〃	〃
	神明町5丁目	〃	染北線（都計道）	30	〃	〃
	幸町	〃	有定鳥羽線	495	〃	〃
	鳥羽町3丁目	〃	有定鳥羽線	305	〃	〃
	丸山町2丁目	〃	有定鳥羽線	1,372.6	〃	〃
	鳥羽1丁目	〃	鳥羽中芦山線	479	〃	〃
鳥羽2丁目	〃	鳥羽中芦山線	325	〃	〃	
田所町	〃	丸山北野線	338	〃	〃	

鯖江市・町内管理

地区	地 係	道 路 種 別	路 線 名	延 長 (m)	管 理 者	施 設 名
神 明	三六町1丁目	市 道	三六10号線	431	鯖 江 市	消雪工
	三六町2丁目	〃	丸山北野線	330	〃	〃
	三六町1・2丁目	〃	三六15号線	293	〃	〃
	三六町1・2丁目	〃	丸山北野線	293	〃	〃
	幸町1・2丁目	〃	幸5号線	175	〃	〃
	幸町1丁目	〃	神明9号線	104	〃	〃
	北野町1・2丁目	〃	丸山北野線	517	〃	〃
	北野町2丁目	〃	北野線	250	〃	〃
	北野町2丁目	〃	北野23号線	265	〃	〃
中 河	中野町(出口)	〃	横越中野出口線	485	〃	〃
	中野町	〃	町出口線	698	〃	〃
	中野町(原)	〃	原3号線	370	町内管理	流雪工
	中野町(原)	〃	原1号線	216	〃	〃
	中野町	〃	松成幹線	701	鯖 江 市	消雪工
	中野町(樋口)	〃	中野樋口線	545	〃	〃
	上河端町	〃	東鯖江上河端線	352	〃	〃
	上河端町~中野町(曲木)	〃	上河端橋立線他	1,009	〃	〃
	橋立町	〃	橋立水落線	508	〃	〃
	下河端町	〃	橋立水落線	944	〃	〃
	下河端町	〃	染南線	409	〃	〃
	下河端町	〃	橋立水落線	114	〃	〃
	下河端町	〃	染南線	283	〃	〃
	下河端町	〃	北鯖江線	400	〃	〃
	上河端町	〃	上河端新出2号線	395	〃	〃
上河端町	〃	上河端6号線	188	〃	〃	
片 上	大野町	〃	別所吉谷線	627	〃	〃
	南井町	〃	四方谷南井線	100	町内管理	流雪工
	四方谷町	〃	四方谷南井線	30	〃	〃
立 待	吉江町	〃	石田神明線	1,290	鯖 江 市	消雪工
	吉江町	〃	吉江7号線	149	〃	〃
	吉江町	〃	吉江12号線	234	〃	〃
	吉江町	〃	杉本吉江線	344	〃	〃
	吉江町	〃	吉江団地4号線	100	町内管理	流雪工

鯖江市・町内管理

地区	地 係	道路種別	路 線 名	延 長 (m)	管 理 者	施設名
立待	吉江町	市 道	吉江団地 5 号線	100	町内管理	流雪工
	吉江町	〃	吉江団地 6 号線	160	〃	〃
	石田下町	〃	石田和田橋線	860	鯖江市	消雪工
	石田下町	〃	杉本石田上線	237	〃	〃
	石田下町	〃	石田幹線 2 号線	625	〃	〃
	杉本町	〃	上杉本幹線	668	〃	〃
	杉本町	〃	杉本吉江線	212	〃	〃
	杉本町	〃	杉本 16 号線	706	〃	〃
	杉本町～糺町	〃	杉本糺 1 号線	836	〃	〃
	西番町	〃	吉江西番線	169	〃	〃
	西番町	〃	三尾野吉江線	461	〃	〃
	西番町	〃	入幹線	40	〃	〃
	入町	〃	平和台 4 号線	225	町内管理	流雪工
吉川	持明寺町	〃	持明寺川去線	464	鯖江市	消雪工
	川去町	〃	川去北線	183	越前町	〃
豊	漆原町	〃	丹南広域道南線	747	鯖江市	〃
	下氏家町	〃	石生谷当田線	400	〃	〃
	下野田町	〃	石生谷当田線	681	〃	〃
	下野田町	〃	下野田下司線	416	〃	〃
	下野田町	〃	下野田 4 号線	265	〃	〃
	下司町	〃	石田下司町線	111	〃	〃
	下司町	〃	高専線	87	〃	〃
	上野田・下野田町	〃	小学校東線	110	〃	〃
	上野田町	〃	小学校南線	166	〃	〃
北中山	戸口町	〃	戸ノ口幹線	427	〃	〃
	戸口町	〃	戸ノ口駅前線他	1,081	〃	〃
	戸口町	〃	北中戸ノ口線	952	〃	〃
	中戸口町	〃	中戸ノ口 2 号線	215	町内管理	流雪工
	中戸口町	〃	中戸ノ口 3 号線	150	〃	〃
	中戸口町	〃	中戸ノ口 5 号線	270	〃	〃
	上戸口町	〃	上戸口中央線	610	鯖江市	消雪工
	上戸口町	〃	上戸ノ口 4 号線他	710	町内管理	〃
	上戸口町	〃	上戸ノ口 7 号線	250	〃	〃

鯖江市・町内管理

地区	地 係	道 路 種 別	路 線 名	延 長 (m)	管 理 者	施 設 名
北 中 山	上戸口町	〃	上戸ノ口三峰線	250	町内管理	消雪工
	磯部町	〃	磯部6号線	200	〃	〃
	松成町	〃	松成西1号線	26	鯖江市	〃
	松成町	〃	松成東1号線	34	〃	〃
河 和 田	別司町	〃	北中戸ノ口線	1,359	〃	〃
	北中町	〃	北中戸ノ口線	737	〃	〃
	寺中町	〃	西袋寺中線他	1,344	町内管理	流雪工
	尾花町	〃	尾花1号線他	1,260	〃	〃
	金谷町	〃	金谷3号線	14	鯖江市	消雪工
	金谷町	〃	金谷3号線他	489	町内管理	流雪工
	片山町	〃	片山1号線	140	町内管理	消雪工
	上河内町	〃	上河内清根線	650	鯖江市	〃
	沢町・尾花町	〃	沢寺中線	880	〃	〃
	上河内町・沢町	〃	上河内清根線他	1,759	町内管理	流雪工
	河和田町	〃	北中戸ノ口線	475	鯖江市	消雪工
	河和田町	〃	河和田4号線	290	町内管理	流雪工
	河和田町	〃	河和田6号線	110	〃	〃
	西袋町	〃	西袋14号線他	1,195	〃	〃
	西袋町(椿坂)	〃	西袋2号線他	1,250	〃	〃
苧生田町	〃	河和田苧生田線他	1,980	〃	〃	

3-5-1 消防団・消防水利の現況

(令和7年1月1日現在)

地区名	消防団			消防水利		
	分団	団員数	普通消防ポンプ自動車	消火栓	防火水そう	その他の水利
団本部	-	2	-	-	-	-
鯖江地区	進徳分団 (鯖江北部)	13	1台	286	72	7
	惜陰分団 (鯖江南部)	16	1台			
新横江地区	新横江分団	15	1台	124	27	4
神明地区	神明分団 (神明南部)	12	1台	346	77	7
	鳥羽分団 (神明北部)	13	1台			
中河地区	中河分団	13	1台	184	47	8
片上地区	片上分団	13	1台	103	46	1
立待地区	立待分団 (立待東部)	13	1台	204	68	3
	石田分団 (立待西部)	12	1台			
吉川地区	吉川分団	12	1台	201	52	4
豊地区	豊分団	14	1台	159	45	4
北中山地区	北中山分団	13	1台	141	49	2
河和田地区	河和田分団	14	1台	283	67	1
団本部	機能別分団 警防広報班	6	-	-	-	-
	機能別分団 災害支援班	23	-	-	-	-
	機能別分団 災害医療班	5	-	-	-	-

3-5-2 国・県・市指定、国登録文化財一覧表(無形・無形民俗を除く)

(令和7年1月1日現在)

管 理 者	所 在 地	文 化 財 名 称	指 定
(鯖江地区)			
鯖江市	鯖江市日の出町	王山古墳群	国
舟津町2・3・4丁目	鯖江市日の出町 (王山地蔵堂)	木造地蔵菩薩坐像	市
個人	鯖江市本町2丁目	料亭天狗楼料亭棟	国登
個人	鯖江市本町2丁目	料亭天狗楼調理棟	国登
		料亭天狗楼土蔵	国登
		料亭天狗楼表門	国登
個人	鯖江市本町3丁目 (恵美写真館)	恵美写真館洋館	国登
		恵美写真館表門	国登
個人	鯖江市本町3丁目 (あめや呉服店)	あめや呉服店店舗兼主屋	国登
		あめや呉服店東蔵	国登
		あめや呉服店西蔵	国登
個人	鯖江市本町4丁目	酒井家住宅主屋	国登
		酒井家住宅土蔵	国登
個人	鯖江市本町3丁目	瀧波家住宅主屋	国登
		瀧波家住宅離れ座敷	国登
		瀧波家住宅大蔵	国登
		瀧波家住宅道具蔵	国登
(特) 鯖江地方織物検査所	鯖江市旭町1丁目	旧鯖江地方織物検査所	国登
個人	鯖江市舟津町4丁目	齋藤家住宅主屋	国登
		齋藤家住宅離れ	国登
		齋藤家住宅米蔵	国登
		齋藤家住宅中蔵	国登
		齋藤家住宅新蔵	国登
		齋藤家住宅小屋	国登
		齋藤家住宅門柱	国登
		齋藤家住宅東門	国登
鯖江市	鯖江市長泉寺町1丁目 (西山公園)	機業記念碑	市
		嚮陽溪碑	市
		有鉤銅釧出土地	市
長泉寺町1・2丁目区長	鯖江市長泉寺町1丁目	富田長秀墓碑(齒塚権現碑)	市
有定町1・2・3丁目	鯖江市有定町2丁目 (春日神社)	木造十一面観音菩薩立像	市
		春日神社の石仏	市
個人	鯖江市小黒町1丁目	河野茂兵衛家文書	市
個人	鯖江市水落町・小黒町	長泉寺山古墳	市

管 理 者	所 在 地	文 化 財 名 称	指 定
誠照寺	鯖江市本町3丁目	誠照寺四足門	県
		紙本金地著色日月松楓図	県
		刺繍阿弥陀如来像	県
		髪繡六字名号	県
		誠照寺御影堂および阿弥陀堂	県
		本山誠照寺鐘楼	市
		洪鐘（梵鐘）	市
		木造阿弥陀如来坐像	市
鯖江市	鯖江市長泉寺町1丁目 （鯖江市まなべの館）	間部家文書	市
		藩校進徳館蔵書	市
鯖江市の出土品		市	
西山公園遺跡出土有鉤銅釧		市	
木造聖観音菩薩立像		市	
鯖江市・上戸口町		三峯村墓地跡出土品	市
		三峯寺（村）跡並びに出土遺物	市
個人		間部詮勝の花押・落款	市
個人	越前鯖江嚮陽溪真景版木	市	
中道院	鯖江市長泉寺町2丁目	木造阿弥陀如来立像	市
		中道院文書	市
舟津神社	鯖江市舟津町1丁目	舟津神社大鳥居	県
		舟津神社赤鳥居	県
		舟津神社本殿	県
		漆塗太鼓形酒筒 附切子頭形栓	県
		算額	市
		算額	市
		舟津神社の神輿	市
		木造獅子頭	市
		木造獅子頭	市
		木造獅子頭	市
		木造猿田彦面	市
		能面茗荷悪尉	市
		舟津神社の社叢	市
萬慶寺	鯖江市深江町	萬慶寺本堂天井絵	市
		萬慶寺山門（楼門）	市
		木造魚籃観音立像	市
		間部家墓所	市
松阜神社	鯖江市旭町1丁目	鯖江藩受福堂御門	市

管 理 者	所 在 地	文 化 財 名 称	指 定
個人	鯖江市旭町 1 丁目	鯖江藩家老植田家長屋門	市
西福寺	鯖江市本町 2 丁目	西福寺山門	市
(神明地区)			
鯖江市	鯖江市水落町 4 丁目	旧瓜生家住宅	国
鯖江市	鯖江市神明町 2 丁目	兜山古墳	国
長久寺	鯖江市神明町 4 丁目	忠直卿御墓所	市
個人	鯖江市幸町 1 丁目	幸道家住宅主屋	国登
		幸道家住宅離れ	国登
神明社	鯖江市水落町 4 丁目	板絵著色三十六歌仙図	県
		神明社神符納龕 (廻国納経石龕)	県
		神明社中雀門	県
		神明社慶長の燈籠	市
		烏ヶ森社叢	市
		算額	市
鯖江市	鯖江市三六町 1 丁目	三六の桜	市
水落町 4 区	鯖江市水落町 1 丁目 (白山神社)	白山神社の社叢	市
神明町 2 丁目	鯖江市神明町 2 丁目 (八幡神社)	八幡神社の狛犬	市
八幡神社		八幡神社の石仏	市
個人	鯖江市水落町 4 丁目	石造七重塔	市
(立待地区)			
西光寺	鯖江市杉本町	西光寺表門	国登
		絹本著色如祐尼像	県
		木造阿弥陀如来立像	市
個人	鯖江市吉江町	若栗商店店舗兼主屋	国登
個人	鯖江市吉江町	加藤吉平商店土蔵	国登
		加藤吉平商店表門	国登
個人	鯖江市杉本町	竹内家住宅主屋	国登
個人	鯖江市石田上町	大橋家住宅主屋	国登
		大橋家住宅土蔵	国登
		大橋家住宅表門	国登
春慶寺	鯖江市米岡町	春慶寺の石造物	市
		春慶寺の大杉	市
専光寺	鯖江市石田下町	絹本著色方便法身尊形像	市
西蓮寺	鯖江市石田上町	木造阿弥陀如来立像	市
米岡町	鯖江市米岡町	榎お清水 (霞ヶ清水・向清水)	市
個人	鯖江市杉本町	馬場家文書	市

管 理 者	所 在 地	文化財名称	指定
西番町	鯖江市三尾野出作町 (天満神社)	和藤内図絵馬	市
		繫馬図絵馬	市
	鯖江市三尾野出作町	西番の磨崖仏1・2号	市
		西番の名号石	市
糺町	鯖江市糺町	糺野お清水	市
(吉川地区)			
専蓮寺	鯖江市西大井町	古瀬戸鉄釉印花文四耳壺	市
		木造阿弥陀如来立像	市
平等会寺	鯖江市平井町	平等会寺山門(四脚門)附築地塀	市
		平等会寺慶長の燈籠	市
		仁恵塚	市
		平等会寺鐘楼	市
(豊地区)			
春日神社	鯖江市鳥井町	春日神社本殿	国
		狛犬	市
照臨寺	鯖江市和田町	照臨寺のセンダン	県
		紙本墨書九字名号	市
		紙本墨書六字名号	市
仰明寺	鯖江市和田町	二十四孝図屏風	市
		絹本著色教如上人像	市
		絹本著色阿弥陀如来画像・同裏書	市
		紙本木版五帖御文	市
個人	鯖江市石生谷・和田町	三床山城跡	市
個人	鯖江市和田町	和田石採掘場跡	市
熊野神社	鯖江市和田町	熊野神社本殿	市
日吉神社	鯖江市上野田町	日吉神社の相生の大杉	市
(新横江地区)			
證誠寺	鯖江市横越町	木造阿弥陀如来立像	市
下新庄町	鯖江市下新庄町 (医王山薬師堂)	薬師堂古樹林	市
		木造薬師如来坐像	市
		薬師堂古墳	市
		漆製絵馬	市
個人	鯖江市新町・中野町	三ツ岩古墳	市
劔神社	鯖江市下新庄町	劔神社本殿	市
		劔神社拝殿	市
諏訪神社	鯖江市下新庄町	鷹図絵馬	市
個人	鯖江市新町	新銅鐸出土地	市

管 理 者	所 在 地	文 化 財 名 称	指 定
五郎丸町	鯖江市定次町	許佐羅江清水	市
(中河地区)			
個人	鯖江市舟枝町	笠嶋家住宅主屋	国登
		笠嶋家住宅土蔵	国登
勢至堂	鯖江市中野町原	木造勢至菩薩立像	県
		五輪塔残欠	市
日吉神社	鯖江市中野町原	日吉神社の神像群	市
個人	鯖江市中野町	丸山4号墳出土遺物 並びに丸山4号墳	市
中野神社	鯖江市中野町	中野神社の算額	市
		木造女神坐像	市
		木造男神坐像	市
		木造男神坐像	市
		木造菩薩形立像	市
		木造天部形立像	市
		木造狛犬	市
塑像心木	市		
中野町区長	鯖江市中野町	雨降神社跡	市
(北中山地区)			
加多志波神社	鯖江市川島町	木造追儼面(父鬼・子鬼) 附木造追儼面(母鬼)	国
		木造聖観音菩薩立像	県
		加多志波神社の鼻高	市
		曳馬図絵馬	市
		繫馬図絵馬	市
		蓮華寺旧蔵鬼面箱(四脚唐櫃)	市
		三重塔跡	市
		旧八幡神社鳥居台石	市
		加多志波神社の社叢	市
刀那神社	鯖江市上戸口町	刀那神社の御正体	市
		刀那神社の大杉	市
白山神社	鯖江市戸口町	白山神社の制札付復元制札	市
		白山神社の鰐口	市
石部神社	鯖江市磯部町	石部神社の算額	市
個人	鯖江市中戸口町	玉村弥左衛門家の羅漢樹	市
白山神社	鯖江市中戸口町	白山神社の大杉	市
上戸口町	鯖江市上戸口町	三峯の大いちょう	市

管 理 者	所 在 地	文 化 財 名 称	指 定
三峯城跡保存会	鯖江市上戸口町	三峯城跡	市
今北山・磯部・弁財天古墳群保存会	鯖江市落井・磯部 ・乙坂今北町	今北山・磯部・弁財天古墳群	市
個人	鯖江市上戸口町	三峯村墓地跡	市
専立寺	鯖江市川島町	伝朝倉九郎左衛門景紀墓塔	市
		専立寺庭園	市
		朝倉景紀五輪塔地輪	市
浄願寺	鯖江市川島町	伝河島維頼・大瀬藤蔵宝塔	市
磯部町	鯖江市磯部町	溜池	市
満願寺	鯖江市松成町	満願寺の櫓	市
(片上地区)			
片上神社	鯖江市南井町	木造阿弥陀如来坐像	市
		木造十一面観音菩薩坐像	市
		木造聖観音菩薩坐像	市
		木造大日如来坐像	市
		木造菩薩形立像	市
		木造天部形立像	市
白山神社	鯖江市大正寺町	木造不動明王坐像	市
個人	鯖江市南井町	南屋敷遺跡出土品	市
個人	鯖江市南井町	斎藤実十郎家のひいらぎ	市
正覺寺	鯖江市四方谷町	紙本著色三十六歌仙図屏風	市
(河和田地区)			
個人	鯖江市寺中町	尾崎家住宅主屋	国登
		尾崎家住宅表門	国登
漆器神社	鯖江市片山町	木地屋資料	県
長禪寺	鯖江市尾花町	長禪寺釈迦牟尼如来立像	市
敷山神社	鯖江市河和田町 (敷山神社)	敷山神社の社叢	市
河和田町		常盤御前図絵馬	市
河和田神社	鯖江市寺中町	河和田神社本殿	市
沢町	鯖江市沢町 (白山神社)	忠臣蔵図絵馬	市
上河内町	鯖江市上河内町	上河内の薄墨桜	市

3-6-1 危険物施設一覧表

(令和7年1月1日現在)

製造所等の別 地区	合 計	製 造 所	貯 蔵 所							取 扱 所						
			小 計	屋 内 貯 蔵 所	屋 外 タ ン ク 貯 蔵 所	屋 内 タ ン ク 貯 蔵 所	地 下 タ ン ク 貯 蔵 所	移 動 タ ン ク 貯 蔵 所	屋 外 貯 蔵 所	小 計	給 油 取 扱 所	屋 内 給 油 取 扱 所	自 家 給 油 取 扱 所	第 1 種 販 売 取 扱 所	第 2 種 販 売 取 扱 所	一 般 取 扱 所
鯖江・新横江地区	33		22	1		1	14	6		11	10	2	1			1
神明地区	95	4	73	20	17		20	11	5	18	5		2			13
中河地区	37	1	29	5	11		7	6		7	2					5
片上地区	2		2		1		1									
立待地区	26		15	7	1	1	6			11	5		1		2	4
吉川地区	9		8	5			2	1		1						1
豊地区	23		17	9	2	1	4	1		6	2		1			4
北中山地区	2		2	1	1											
河和田地区	10		8	4			2	2		2	1					1
合計	237	5	176	52	33	3	56	27	5	56	25	2	5		2	29

3-8-1 上水道施設の現況

(令和6年4月1日現在)

計画給水量 (m ³ /d)	施設能力 (m ³ /d)	現在給水 人口(人)	給水契約 戸数(戸)	水源(m ³ /d)	
				地下水	受水
52,600	50,300	68,221	28,413	深 17,200 浅 13,400	20,000

ポンプ 設備台数	配水池		配管延長	消火栓設置数
	池数	総容量		
43台	10ヶ所 12池	23,647 m ³	633,170m	地上式 1,852基 地下式 99基 計 1,951基

3-8-2 下水道事業の現況

(令和6年4月1日現在)

行政人口 (人)	処理人口 (人)	処理区域面積 (ha)	普及率 (%)	処理開始
68,221	50,658	2102	87.8	S58.6

概要

全体計画区域面積	2,494ha	
事業認可区域	汚水 2,102ha	雨水 1,507ha
下水の排除方式	分流式	
事業の着手年次	昭和49年から	
認可事業費	759億円	
汚水管渠延長	口径 200mm~1,650mm	認可延長 411,262m
雨水幹線延長	巾員 1.00m~4.00m	〃 363,690m
処理場(終末)	1ヶ所	処理対象人口 53,100人 処理能力 39,000m ³ /日

3-9-1 危険道路・橋梁箇所一覧表

(令和5年1月1日現在)

(道路)

種別	路線名	位置	危険事由
県道	鯖江美山線	金谷町	落石

(同報系)

周波数	種 別		出力	設置場所	呼出名称	
60.500 Mhz	同報親局	親局無線電波装置	5W	市役所	さばえし	
		操作卓		防災危機管理課		
		遠隔制御器		鯖江・丹生消防組合消防本部		
	60.500 Mhz	同報子局 (38か所)			上河内町公民館	
					沢町公民館	
					中山間交流会館	
					寺中町河和田神社参道	
					椿坂町会館	
					筋生田町会館	
					河和田小学校	
					越前漆器伝統産業会館	
					河和田町会館	
					市道北中戸口線消雪用水施設	
					東部児童センター	
					川島多目的集会場	
					上戸口集落センター	
					中戸口白山神社前公園	
					北中山小学校	
					磯部町公民館	
					落井町公民館	
					松成町八幡神社	
					青葉町ふれあい会館	
					乙坂今北町公民館	
					別所町集落センター	
					片上小学校	
					南井町集落センター	
					四方谷町集落センター	
					吉谷町集落センター	
					下河端多目的集会場前	
					舟枝町公民館	
					原公民館	
					御幸第3公園	
					神中公園	
				石田保育所		
				平井第一公園		
				熊田町公民館		
		下司町(下司橋付近)				
		ふれあいみんなの館さばえ				
		立待小学校				
		吉川小学校				
		豊小学校				
63.605 Mhz	同報再送信子局	同報親局との通信	3W	河和田小学校	ぼうさいかわだ	
		同報子局との通信	1W			
		同報子局(2局)		金谷町グラウンド		
				西袋町公民館		

3-10-2 水防用資機材一覧表

(水防倉庫)

(令和7年1月1日現在)

倉庫名	所在地	備考
消防署	西山町 13-22	消防署車庫
鯖江市水防倉庫 (鳥羽分団倉庫)	神明町 5丁目	鯖江消防団鳥羽分団車庫

(水防資機材)

(令和7年1月1日現在)

資材		器具	
種類	数量	種類	数量
土のう袋	4,400	クリッパー	5
縄 (玉)	3	掛矢 (カヤ)	10
鉄線 (kg)	75	鉋 (カ)	15
鋼杭 (16mm 1.2m)	80	スコップ (角)	30
ビニールシート (3.6m×5.4m)	10	スコップ (剣)	70
ビニールシート (5.4m×5.4m)	31	ツルハシ	10
		鍬 (ク)	10
		斧 (オ)	10
		ペンチ	5
		鋸 (ノギリ)	20
		鎌 (カ)	55
		しの	40
		大ハンマー (8P)	17
		一輪車	6
		投光器 (500w)	4
		草刈機	3
		コードリール (30m)	3
		PPロープ (巻)	5

(消防水利の状況)

(令和7年1月1日現在)

区 分	消 火 栓	防 火 水 槽 (m ³)				プー ル 等	
		100 以上	40 以上 100 未 満	40 未 満	計		
鯖江市	2,031	13	537	19	569	20	
越前町	朝日地区	565	1	131	3	135	5
	織田地区	261	2	98	7	107	3
	越前地区	352	1	53	0	54	3
	宮崎地区	279	0	74	8	82	1
計	3,488	17	893	37	947	32	

(消防自動車等の配置状況)

(令和7年1月1日現在)

区 分	常 備					非 常 備				計	
	本 部 ・ 署	北 中 山 分 遣 所	朝 日 分 遣 所	丹 生 分 署	越 前 分 遣 所	鯖 江 市	越 前 町				
							朝 日 地 区	織 田 地 区	越 前 地 区		宮 崎 地 区
消 防 ポ ン プ 自 動 車	1	1	1	1	1	13	5	4	7	5	39
非常用ポンプ自動車(CD-1型)	1										1
水槽付消防ポンプ自動車	1										1
水 槽 車	1										1
はしご付消防自動車	1										1
化学消防ポンプ自動車	1										1
救 助 工 作 車	1										1
高規格救急自動車	2	1	1	1	1						6
非常用救急自動車	1										1
小型動力ポンプ付積載車						1		1	1		3
指 揮 車	2										2
人 員 搬 送 車	2										2
査 察 広 報 車	5	1	1	1	1						9
資 機 材 搬 送 車	1			1							2
防 災 広 報 車	1										1
救急普及啓発広報車	1										1
乗 用 車	1										1
重 機 搬 送 車	1										1
ホ イ ー ル ロ ー ダ ー	1										1

(救急機器材の配置状況)

(令和7年1月1日現在)

区 分	本部・署	北中山	朝 日	丹 生	越 前	計
(観察用)						
聴 診 器	6	2	4	3	1	16
血 圧 計	12	4	6	4	3	29
患者監視装置一式	4	1	1	1	1	8
携帯型パルスオキシメーター	8	1	2	2	2	15
検 眼 ラ イ ト	15	3	5	2	6	36
体 温 計	6	6	4	4	8	38
血糖値測定器具		2	1	2	1	12
(呼吸・循環管理用)						
自動式人工呼吸器	3	1	1	1	1	7
手動式人工呼吸器	22	8	8	10	9	57
心肺蘇生用背板	1	2	1	2	1	7
電動式吸引器	7	2	3	4	4	20
手動式吸引器	3	2	1	1	1	8
酸素ポンベ(10.0%)	47					47
酸素ポンベ(2.0%)	48					48
自動体外式除細動器	4	1	1	1	1	8
A E D				1		1
自動式心マッサージ器	1				1	2
ポータブル人工呼吸器				1	1	2
喉 頭 鏡	8	3	6	4	3	24
マギール鉗子(大・小)	9	4	5	5	4	27
ショック・パンツ(大・小)	4	1	2	2	2	8
呼吸管理セット	3	1	1	3	1	9
特定行為セット	3	1	1	1	1	7
呼気二酸化炭素測定器具	2	1	1	1	1	6
ビデオ硬性挿管用喉頭鏡	5	1	1	1	1	9
(創傷等保護用)						
陰圧式固定マット		1	1	1		3
外 傷 セ ッ ト	7	3	2	2	1	15
(保温・搬送用)						
ロングバックボード	12	3	3	5	3	26
小児用バックボード		1		2		3
スクープストレッチャー	5	3	3	5	2	18
布 担 架	11	4	4	5	6	30
エ ア ー 担 架	2	1			1	4
(消毒用)						
殺菌線消毒保管庫		1		1	1	3
噴霧消毒器			1	1		2
オゾン脱臭除菌装置	2			1		3

区 分	本部・署	北中山	朝 日	丹 生	越 前	計
(訓 練 用)						
高度シミュレーション人形	1		0	1		2
蘇生訓練人形	29	5	5	13	6	58
ACTAR911(多人数用)	2					2
リトルジュニア	5	1	1	1	1	9
AEDトレーナー	17	3	5	5	3	33
気管内挿管訓練人形	2				1	3
ベーシックボディ				2		2
異物除去トレーニング人形	3					3
静脈路確保訓練人形	3			1		4
分娩介助訓練人形	1					1
気管カニューレ管理訓練人形	1					1
打診聴診訓練人形	1					1
外傷訓練人形	1					1
(その他)						
在宅医療セット		0		2	0	2
分娩用資器材	3	1	1	2	1	8
リングカッター	2	1	1	1	1	6
集団災害セット	1				1	2

(救助機器材の配置状況)

(令和7年1月1日現在)

区 分	本部・ 署	北中山	朝 日	丹 生	越 前	計
(一般救助器具)						
カギ付単はしご	6	1	2	1		10
三連はしご	4	1	1	3	1	10
金属製折りたたみ、ワイヤはしご	1			0		1
空気式救助マット	1					1
救命索発射銃	1				1	2
サバイバースリング、救助用縛帯	6	1	1	1	1	10
救助用短担架	4			2		40
ロープ	21	3	6	5	5	261
カラビナ	121	33	14	38	55	56
滑車	26	3	5	10	12	
(重量物排除用器具)						
油圧ジャッキ一式	1				1	2
油圧スプレッダー	2					2
大型油圧スプレッダー	1			1		2
可搬式ウインチ	1	2	1	1	1	6
ワイヤーロープ	17	2	1	8	2	30
マンホール救助器具				1		1
マット型空気ジャッキ	2					2
救助用支柱器具	1					1
(切断用器具)						
油圧切断機	3			2		5
大型油圧切断機	1			1		2
エンジンカッター	3		2	1	2	8
チェーンソー	1	1	2		3	7
コンクリート・鉄筋切断用チェーンソー	1			1		2
鉄線カッター	8	6	2	3	2	21
空気鋸	1					1
(破壊用器具)						
万能斧	14	3	2	2	2	23
ハンマー	3	2	4	1	1	11
携帯用コンクリート破壊器具	1					1
ハンマードリル	1			1		2
バッテリー式救助破壊器具一式	1					1
(検知・測定用器具)						
複合ガス測定器	2	1	1	1	1	6
可燃性ガス測定器			1			1
放射線測定器	46			13		59
(呼吸保護用器具)						
空気呼吸器	19	4	4	5	4	36
空気ボンベ	87	8	7	10	16	128
送排風機	3			1		4

区 分	本部・署	北中山	朝 日	丹 生	越 前	計
(隊員保護用器具)						
安全帯および救助者用ハーネス	15	12	4	7	4	42
耐電手袋	8	1		2		11
耐電衣	5					5
耐電ズボン	5					5
耐電長ぐつ	5	1		2		8
防塵メガネ	3					3
携帯警報機	18	4	4	5	4	35
防毒マスク	8	3	3	3	3	20
陽圧式化学防護服	4					4
放射能防護服	5					5
(水難救助用器具)						
潜水器具一式	5			2	3	10
流水救助器具	6			1	7	14
救命胴衣	63	10	10	15	14	112
救命浮環	2	1	1	1	2	7
浮標	1					1
救命ボート	2			1		3
船外機	2			1		3
(山岳救助用器具)						
バスケット型担架	3		1	1	2	7
(高度救助用器具)						
熱画像直視装置	1			1	1	3
(その他の救助用器具)						
投光器一式	6	1	1	3	1	12
携帯投光器	21		5	5	2	33
携帯拡声器	11	2	3	3	3	22
応急処置用セット	4	1	1	1	1	8
車両移動器具	2					2
緩降機	1					1
一口プ降器	2			2		4
救助用降下器	11			6	4	21

(所有自動車等一覧表)

(令和7年1月1日現在)

(鯖江市)

種 別	形 質	数 量	管理者
乗 用 車	5人乗り×10 7人乗り×3	13	-
軽 乗 用 車	4人乗り	14	-
ワ ゴ ン	5人乗り×2 7人乗り×2 8人乗り×2 10人乗り×1	7	-
福 祉 車 両	5人乗り (車椅子積載車)	1	防災危機管理課
マイクロバス	定員26名×1	1	施設管理課
	定員29名×1	1	施設管理課
小 型 貨 物	軽バン×24 軽トラ×2	26	-
普 通 貨 物	バン×33 1tトラック×1 1.5tトラック×1 2.0トラック×2	37	- 環境政策課 施設管理課 土木課
給 水 車	—	0	上下水道課
ショベルカー	—	10	土木課
舟 艇	ゴムボート×1	1	防災危機管理課

(消防本部)

種 別	形 質	数 量	管理者
救助工作車	—	1	消防本部
資機材搬送車	2トン積み	2	〃
救 急 車	—	7	〃
水 槽 車	—	1	〃
人員搬送車		2	〃
重機および重機搬送車		1	〃
舟 艇	ゴムボート	3	〃
発 電 機	—	12	〃
救命索発射銃	携帯式	2	〃
無 線 機 (デジタル)	車 載	34	〃
	携 帯	25	〃

防災拠点施設 配備資機材一覧表

番号	資機材名	数量	番号	資機材名	数量
1	簡易流し台	2	46	土のう	10345
2	ジャグ	11	47	水土のう	40
3	電子レンジ	6	48	ブルーシート	558
4	カセットコンロ	3	49	ライフジャケット	100
5	段ボールパーテーション	71	50	一輪車	27
6	段ボールプライベートボックス	2	51	ヘルメット	100
7	ワンタッチパーテーション	44	52	軍手	600
8	白色プラスチック段ボールパーテーション	200	53	アイガード	260
9	スプリットブルーーム(セット)	6	54	ゴム手袋(組)	3,585
10	折りたたみ避難ベッド	44	55	空調服(夏季用)	100
11	段ボールベット(箱組立タイプ)	150	56	放射温度計	40
12	段ボールベッド(ニュー簡太くん)	70	57	防護服(エプロン)	318
13	エアーマット	10	58	マスク(N95(枚))	3,720
14	ポンプインエアーマット	123	59	マスク(枚)	200,350
15	サポートマット	537	60	キムタオル(1袋50枚)	50
16	床マット(緑・茶)	41	61	フェイスシールド	726
17	アルミロールマット	60	62	除菌アルコールタオル	240
18	毛布	969	63	簡易防護服	800
19	アルミックシート	48	64	非接触型体温計	180
20	布団セット	10	65	サーモグラフィー	13
21	寝袋	7	66	三脚、ホルダー(サーモ用)	11
22	携帯電話充電セット	6	67	CCDカメラ・USBケーブル(サーモ用)	14
23	生理用品(枚)	430	68	マウスガード	100
24	災害時用紙おむつ(子ども用、大人用)	738	69	フェイスシールド(フレーム)	500
25	オストメイト用トイレ	3	70	フェイスシールド(フィルム(枚))	1,200
26	車椅子用トイレ(下水道直結型式)	2	71	サーマルカメラ(一式)	2
27	プラスチック段ボール製簡易組立トイレ	12	72	石油ストーブ	9
28	簡易組立トイレ消耗品	2750	73	ガソリン携行缶(180・200)	10
29	ラップボン(ラップ式簡易トイレ)	8	74	カセットガスストーブ	30
30	ラップボン消耗品	2810	75	大型扇風機	69
31	コードリール	16	76	使い捨てカイロ(枚)	720
32	備蓄ランタン	18	77	ポケット線量計	36
33	カセットガス発電機	33	78	防護マスク	36
34	カセットガス(本)	528	79	防護マスク吸収缶	36
35	パワーモバイルバッテリー	10	80	防護服	36
36	非常用可搬型発電機(ELSONA)	1	81	サーバイメーター	4
37	LEDバルーンバッテリー灯光機	2	82	ポケットサーバイメーター	3
38	翻訳機(ポケトーク)	25	83	簡易サーバイメーター	48
39	トランシーバ	26	84	高線量測定用サーバイメーター	5
40	携帯電話	20	85	衛星携帯電話	1
41	iPad	47	86	ごみ箱(段ボール)	40
42	テント一式	1	87	ごみ箱(ポリ)	40
43	スコップ(角)	40			
44	スコップ(剣)	70			
45	折りたたみ式運搬車	1			

(令和7年1月1日現在)

地区防災倉庫 資機材配備一覧表											
番号	資機材名	鯖江	新横江	神明	中河	片上	立待	吉川	豊	北中山	河和田
1	携帯用救助器具一式	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
2	ハンドマイク	4	3	4	4	4	4	3	4	3	4
3	携帯型投光器	3	3	2	2	3	4	3	3	2	2
4	エンジンカッター	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
5	油圧ジャッキ	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
6	小型動力ポンプ一式	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
7	発電機	2	4	2	3	2	3	3	3	2	2
8	三脚	7	7	6	7	7	7	6	8	6	6
9	ライト (1000w) ハロゲン	4	4	3	5	4	3	4	4	4	4
10	ライト (500w) ハロゲン	6	6	6	6	5	5	6	6	6	6
11	ライト (400w) ハロゲン				2	2	2	2	2		2
12	ライト (100w) LED	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
13	コードリール	6	4	1	4	6	4	5	5	3	6
14	コード	4	3	5	4	5	5	6	6	6	6
15	ヘルメット	110	10	10	10	10	10	10	10	10	10
16	折りたたみ式運搬車	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
17	担架	2	2	2	2	2	2		5	2	2
18	救急箱	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
19	折りたたみ式ベッド		3	3	3		3	3	2		4
20	寝袋	10	22	10	10	10	10	10	3	10	10
21	エアertent一式	1	3								0
22	テント一式				2		1	2	2		4
23	ビックテント		1	1		1				1	1
24	ワンタッチパーテーション	3	3	3	3			3	3	3	3
25	携帯用ラジオ	1	3	3	2	3	3	3	3	3	3
26	簡易トイレ (貯槽式)	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
27	ガス炊飯器	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
28	大釜	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
29	平釜	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
30	バーナー	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
31	ガス調整器 (2口)	2	2	1	1	1	2	3	2	2	2
32	ガス調整器 (1口)	2	1	1	1		2	4		2	1
33	ホース	4	3	3	2	1	7	4	1	4	4
34	揚水ポンプ一式		3								
35	簡易流し台		1								
36	エアージャッキ一式			1							
37	平担架			3							
38	折りたたみテーブル			2							
39	折りたたみイス			6							
40	チェーンソー	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
41	災害対策安全マット										5
42	毛布		20	30				50	40		110
43	土のう袋	1600	1200	2850	1300	2400	1400	9200	2138	2297	1399
44	ブルーシート	74	20	10	67	10	100	82	95	50	10
45	石油ストーブ			1							0
46	非常用可搬型発電機(ELSONA)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1

(令和7年1月1日現在)

番号	資機材名	地区公民館等									
		鯖江	新横江	神明	中河	片上 (高架下)	立待	吉川	豊	北中山 (高架下)	河和田 (高架下)
1	ジャグ	3		3	3	3	3	3		1	3
2	電子レンジ	2		2	2	2	2	2		1	2
3	ワンタッチパーテーション	20		20	20	20	20	20		20	20
4	スプリットブルーム(セット)	3		3	3	3	3	3		1	3
5	折りたたみ避難ベッド	20		20	20	20	20	20		20	20
6	段ボールベッド(ニュー簡太くん)				10			10			
7	エアーマット	5		5	5	5	5	5		2	5
8	ポンプインエアーマット	10		10	10	10	10	10		10	10
9	サポートマット				10			10			
10	床マット(緑・茶)	24		24	24	24	24	24		12	24
11	アルミロールマット	20		20	20	20	20	20		20	20
12	毛布				10			10			
13	アルミックシート	24		24	24	24	24	24		24	24
14	携帯電話充電セット	2		2	2	2	2	2		1	2
15	ラップボン PF-1(ラップ式簡易トイレ)			2	2						
16	プラスチック段ボール製簡易組立トイレ	5		5	5	5	5	5		5	5
17	簡易組立トイレ消耗品	100		100	100	100	100	100		50	100
18	コードリール	5		5	5	5	5	5		2	5
19	備蓄ランタン	10		10	10	10	10	10		5	10
20	石油ストーブ	5		5	5	5	5	5		5	5
21	カセットガスストーブ	10		10	10	10	10	10		10	10
22	大型扇風機			10	10	10	10	10		5	10
23	使い捨てカイロ(枚)	240		240	240	240	240	240		240	240
24	非接触型体温計	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4

番号	資機材名	学校														
		惜陰小	進徳小	鯖江東小	神明小	鳥羽小	中河小	片上小	立待小	吉川小	豊小	北中山小	河和田小	鯖江中	中央中	東陽中
1	ジャグ(折り畳み式)	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	20	20	20
2	ジャグ												2			
3	電子レンジ												1			
4	ワンタッチパーテーション	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
5	スプリットブルーム(セット)												2			
6	折りたたみ避難ベッド	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
7	エアーマット												3			
8	ポンプインエアーマット	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
9	床マット(緑・茶)												12			
10	毛布	100	100	150	100	100	150	150	150	150	100	50	150	50	0	50
11	携帯電話充電セット												1			
12	ラップボン(ラップ式簡易トイレ)	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
13	ラップボン消耗品	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200
14	プラスチック段ボール製簡易組立トイレ	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	5	3	3	3	3
15	簡易組立トイレ消耗品	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	100	30	30	30	30
16	トイレ用ワンタッチパーテーション	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
17	発電機	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		1	1	1	1
18	三脚	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2		2	2		2
19	ライト(400w)	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2		2	2	2	2
20	コードリール	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	3	1	2	2	2
21	備蓄ランタン												5			
22	石油ストーブ	2	1	2	2	2	2	2	2	2	2			1	2	2
23	青色ポリタンク		2		2	1			2	2	2		2		2	2
24	ガソリン携行缶(180・200)	1		1	1	1	1	1	1	1	1		1		1	
25	大型扇風機												5			

非常食一覧表

(令和7年1月1日現在)

(主食)

番号	非常食名	数量(食)	アレルギー 対応数量	ハラール 対応数量	備考	賞味期限
1	クラッカー(セイエンタプライズ・25年保存) (白ダンボール) ※1缶=10食	7,500	0	0	・拠点倉庫に5,100食 ※1箱6缶入×85箱 ・公民館(鯖江、神明、中河、片上、立待、 吉川、河和田)および北中山小学校に、各 300食(2,400食)	2044.12
2	クラッカー(セイエンタプライズ・25年保存) (茶ダンボール) ※1缶=10食	960	0	0	・1箱6缶入×16箱	2033.11
3	米食(永谷園・袋ご飯)(1袋/1食)	200	0	0	・1箱50袋入×2箱 (ピラフ・梅しそ各1箱)	2027.5
		200	0	0	・1箱50袋入×2箱 (ピラフ・梅しそ各1箱)	2028.2
4	米食(尾西・袋おにぎり)(1袋/1食)	150	150	150	・1箱50袋入×5箱(こんぶ) ・アレルギー28品目対応・ハラール対応	2027.5
		100	100	100		2029.9
		100	100	0	・1箱50袋入×2箱(わかめ) ・アレルギー28品目対応	2029.10
		50	0	0	・1箱50袋入×1箱(さけ)	2027.3
5	米食(尾西・ビーフカレーセット)(1セット/1食)	120	0	0	・1箱(ビーフカレー・白飯各30食入)×4箱	2025.7
6	米食(尾西・CoCo 壱番屋マイルドカレーライスセット) (1セット/1食)	180	180	0	・1箱(30食入)×6箱 ・アレルギー28品目対応	2029.6
7	米食(尾西・白飯) ※下記のハウスカレーとセット(1セット/1食)	100	100	100	・1箱50袋入×2箱	2027.5
	120		0	・1箱30袋入×4箱	2029.7	
	米食(ハウス・レトルトカレー)	750	750	0	・1箱30袋入×25箱	2029.9
8	麺食(尾西・山菜うどん)(1袋/1食)	210	210	0	・1箱(30食入)×7箱 ・アレルギー28品目対応	2027.4
		210	210	0	・1箱(30食入)×7箱 ・アレルギー28品目対応	2028.4
		150	150	0	・1箱(30食入)×5箱 ・アレルギー28品目対応	2029.3
9	麺食(サタケ・ショートパスタ)(1袋/1食)	180	0	0	・1箱(20食入)×9箱 (カルボナーラ・ペペロンチーノ・デミグラス各3箱)	2025.11
10	パン(尾西・プレーン)(1袋/1食)	72	0	0	・1箱(36食入)×2箱	2028.4
		216	0	0	・1箱(36食入)×6箱	2029.4
		36	0	0	・1箱(36食入)×1箱	2029.5
	パン(尾西・チョコ)(1袋/1食)	108	0	0	・1箱(36食入)×2箱	2028.3
		216	0	0	・1箱(36食入)×6箱	2029.4
		36	0	0	・1箱(36食入)×1箱	2029.5
パン(尾西・メープル)(1袋/1食)	108	0	0	・1箱(36食入)×3箱	2029.4	
主食合計		11,952	2,070	350	※福井県が定めた鯖江市における非常食の基準備蓄 数は10,440食	

(副食)

番号	非常食名	数量(食)	アレルギー 対応数量	ハラール 対応数量	備考	賞味期限
1	幼児・高齢者向け食 ビスコ(江崎グリコ)	180	0	0	・1箱10缶(1缶6パック入り)×3箱	2025.10
2	幼児・高齢者向け食 コンパクトビスコ(江崎グリコ)	180	0	0	・1箱(60袋入×1袋3パック)×1箱	2025.1
3	野菜シチュー(セイエントプライズ・2.5年保存) (白ダンボール) ※1缶=10食	660	0	0	・1箱6缶入×11箱	2037.7
4	ハーベスト(東ハト)	240	0	0	・1箱10缶(1缶8パック入り)×3箱	2025.6
5	えいようかん(井村屋)	1,800	1,800	0	・1箱20ケース(1ケース5本入)×17箱 ・アレルギー28品目対応	2027.4
		100	100	0	・1箱20ケース(1ケース5本入)×1箱 ・アレルギー28品目対応	2029.5
6	スティックバームクーヘン(アルファフーズ)	150	0	0	・1箱(50袋入)×3箱	2025.4
		50	0	0	・1箱(50袋入)×1箱	2025.8
7	ミルクスティック(尾西)	30	0	0	・1箱(30袋入)×1箱	2025.11
8	ライスクッキー(尾西・ココナッツ)	48	48	48	・1箱(24箱×2入)×1箱	2029.9
9	ライスクッキー(尾西・いちご)	48	48	48	・1箱(24箱×2入)×1箱	2029.9
10	ハイハイン(亀田製菓)	48	48	0	・1箱(24個入)×2箱	2029.10
11	野菜ジュース缶(カゴメ・野菜一日これ一本)	210	210	0	・1箱(30缶入)×7箱 ・アレルギー28品目対応	2028.3
		210	210	0	・1箱(30缶入)×7箱 ・アレルギー28品目対応	2029.3
12	カップわかめスープ(神州一味噌)	240	240	0	・1箱(60食入)×2箱 ・アレルギー28品目対応	2028.1
		240	240	0	・1箱(60食入)×4箱 ・アレルギー28品目対応	2029.1
13	カップコーンスープ(神州一味噌)	360	360	0	・1箱(60食入)×6箱 ・アレルギー28品目対応	2029.9
副食合計		4,794	3,304	96		

(資機材)

番号	資機材名	数量(個)	備考
1	給水タンク(2000ℓ)	10	・上水道センター等に保管
2	給水用ポリタンク(15ℓ)	540	・小学校各40個×12校・中学校各20個×3校

※飲料水は、令和3年度より基本、コカ・コーラの倉庫で備蓄し、災害時にコカ・コーラが配送
 ※なお、令和5年度からは、各地区公民館に5箱(1箱=20×6本入)ずつのみ備蓄

3-10-3 ヘリポート適地箇所一覧表

(令和7年1月1日現在)

施設名	所在地	ヘリポートの広さ
御幸公園グラウンド	御幸町4丁目	135m×140m
中央中学校グラウンド	三六町1丁目	100m×135m
丸山公園グラウンド	丸山町4丁目	100m×75m
吉川小学校グラウンド	大倉町	130m×90m
北中山小学校グラウンド	磯部町	70m×100m
河和田小学校グラウンド	西袋町	60m×100m
南公園グラウンド	有定町1丁目	100m×75m
西公園グラウンド	石田上町	100m×75m
鯖江中学校グラウンド	小黒町2丁目	100m×50m
東陽中学校グラウンド	落井町	70m×70m
日野川緑地	小黒町	50m×30m
鯖江市陸上競技場	東鯖江3丁目	70m×100m
大谷公園広場	米岡町	20m×20m

※長さおよび幅は、使用機の全長に20メートルを加えた値以上とする。

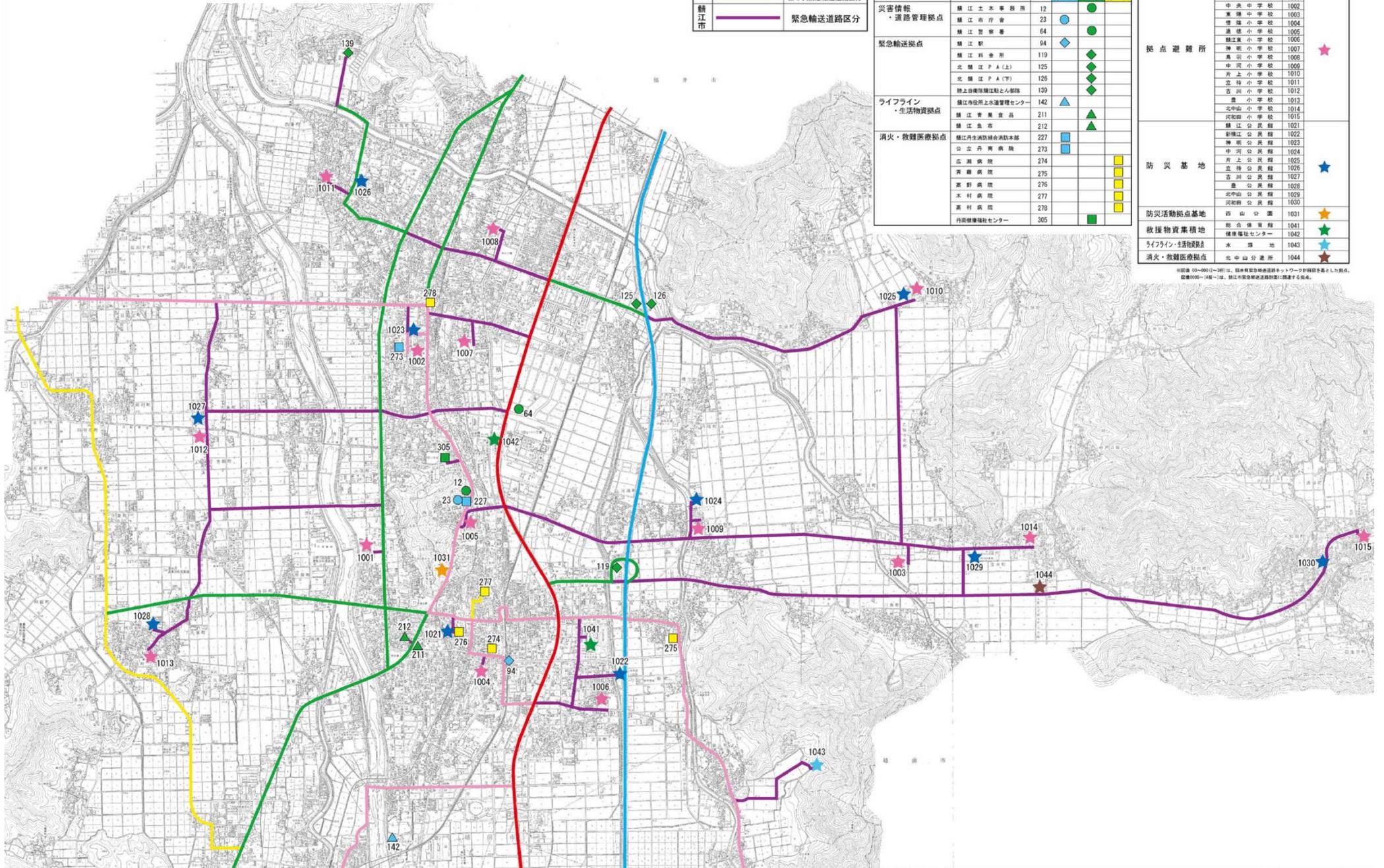
ただし、全長が20メートル以上の使用機については全長の2倍以上とする。

3-1-1-1 市内公共建物等番号標示一覧表

(令和7年1月1日現在)

標示番号	施設名	所在地	緯度(北緯)	経度(東経)	電話番号
+- 4	公立丹南病院	三六町1丁目2-31	35° 57' 36"	136° 10' 56"	51-2260
0-11	丹南健康福祉センター	水落町1丁目2-25	35° 57' 36"	136° 10' 57"	51-0034
0-18	旧鯖江土木事務所	西山町14-2	35° 57' 24"	136° 11' 05"	51-2256
0-34	鯖江警察署	下河端町202	35° 57' 50"	136° 11' 22"	52-0110
7-0	鯖江市役所	西山町13-1	35° 57' 23.5"	136° 11' 02.8"	51-2200
7-1	進徳小学校	長泉寺町2丁目5-1	35° 57' 04"	136° 11' 17"	53-1503
7-2	鯖江東小学校	新横江2丁目6-37	35° 56' 10"	136° 12' 07"	51-0338
7-3	神明小学校	水落町4丁目13-23	35° 58' 01"	136° 11' 13"	51-1110
7-4	鳥羽小学校	神明町4丁目1-38	35° 58' 34"	136° 11' 28"	52-0045
7-5	片上小学校	大野町16-6	35° 58' 16"	136° 14' 02"	51-4802
7-6	立待小学校	杉本町1-5	35° 58' 52"	136° 10' 19"	51-1505
7-7	豊小学校	下野田町39-29	35° 56' 28"	136° 09' 14"	62-1201
7-8	北中山小学校	磯部町25-11	35° 57' 00"	136° 14' 46"	65-1019
7-13	鯖江中学校	小黒町2丁目12-1	35° 56' 56"	136° 10' 41"	51-2890
7-14	中央中学校	三六町1丁目1-50	35° 58' 01"	136° 10' 59"	51-1161
7-15	東陽中学校	落井町32-7	35° 56' 53"	136° 13' 59"	65-0104
36-9	鯖江・丹生消防組合 消防本部	西山町13-22	35° 57' 23"	136° 11' 06"	54-0119

3-20-1 緊急輸送道路ネットワーク



福井県	—	第1次緊急輸送道路区分
	—	第2次緊急輸送道路区分
	—	第3次緊急輸送道路区分
	—	緊急輸送道路区分

福井県緊急輸送道路ネットワーク拠点					
拠点名	防災拠点施設名	図番	防災拠点区分		
			第1次	第2次	第3次
災害情報・道路管理拠点	鯖江市土木事務所	12	●		
	鯖江市庁舎	23	●		
	鯖江市警察署	64	●		
	鯖江市	94	●		
緊急輸送拠点	鯖江市料金所	119	◆		
	北鯖江PA(上)	125	◆		
	北鯖江PA(下)	126	◆		
	津上自動車道鯖江ICとIC副都	139	◆		
	鯖江青果食品	211	◆		
ライフライン・生活物資拠点	鯖江市役所上水道管理センター	142	▲		
	鯖江魚市	212	▲		
消火・救護医療拠点	鯖江丹生消防組合消防本部	227	■		
	公立丹生南病院	273	■		
	広瀬病院	274	■		
	青藤病院	275	■		
	高野病院	276	■		
	木村病院	277	■		
	高村病院	278	■		
	丹生健康福祉センター	305	■		
				■	
				■	

鯖江市緊急輸送道路ネットワーク拠点			
拠点名	防災拠点施設名	図番	防災拠点
拠点避難所	鯖江中学校	1001	
	中央中学校	1002	
	東福北中学校	1003	
	中野小学校	1004	
	遠徳小学校	1005	
	鯖江小学校	1006	
	神明小学校	1007	
	高野小学校	1008	★
	中野小学校	1009	
	丹上小学校	1010	
	立持小学校	1011	
	吉川小学校	1012	
	豊小学校	1013	
	北中山小学校	1014	
河野小学校	1015		
防災基地	鯖江公民館	1021	
	新鯖江公民館	1022	
	神明公民館	1023	
	中河公民館	1024	★
	丹上公民館	1025	
	立持公民館	1026	
	吉川公民館	1027	
	豊公民館	1028	
	北中山公民館	1029	
	河野公民館	1030	
防災活動拠点基地	西山公園	1031	★
救援物資集積地	総合体育館	1041	★
健康福祉センター	健康福祉センター	1042	★
ライフライン・生活物資拠点	水源地	1043	★
消火・救護医療拠点	北中山分遣所	1044	★

図例 100-1000(12-18)は、鯖江市緊急輸送道路ネットワーク計画図を基とした図例。
図例1000-1000(12-18)は、鯖江市緊急輸送道路ネットワーク計画図を基とした図例。
図例1000-1000(12-18)は、鯖江市緊急輸送道路ネットワーク計画図を基とした図例。

4-1-1 主な担当部署一覧表

節	主な担当部	関係する機関
1 応急活動体制計画	総務部（災害対策班） 各部	全防災関係機関
2 広域的応援対応計画	総務部（災害対策班、ボランティア班）	協定市町 協定消防本部
3 自衛隊災害派遣要請計画	総務部（災害対策班、庶務班）	福井県 自衛隊
4 ボランティア受入れ計画	総務部（ボランティア班） 健康福祉部（避難行動要支援者対策班）	日本赤十字社福井県支部 福井県社会福祉協議会 鯖江市社会福祉協議会
5 通信運用・情報収集伝達計画	総務部（災害対策班、秘書広報班） 政策経営部（情報統計班） 都市整備部（都市施設班） 教育部（教育班、輸送班） 各部	福井県危機対策・防災課 福井地方気象台 北陸総合通信局 西日本電信電話(株)福井支店 報道機関
6 広報計画	政策経営部（秘書広報班） 各部	福井県 鯖江警察署 報道機関
7 避難計画	総務部（災害対策班、避難所班） 政策経営部（避難誘導・救援物資班） 教育部（輸送班）	鯖江・丹生消防組合 福井県 鯖江警察署 自衛隊
8 被災者の救出計画	政策経営部（避難誘導・救援物資班） 都市整備部（上下水道班）	鯖江・丹生消防組合 福井県 鯖江警察署 自衛隊 日本赤十字社福井県支部
9 要配慮者応急対策計画	健康福祉部（避難行動要支援者対策班）	福井県社会福祉協議会 鯖江市社会福祉協議会
10 医療救護計画	健康福祉部（救護班）	福井県 丹南健康福祉センター 鯖江市社会福祉協議会 公立丹南病院 社団法人鯖江市医師会 日本赤十字社福井県支部 社団法人福井県医師会
11 消防応急対策計画		鯖江・丹生消防組合
12 災害警備計画	都市整備部（土木班）	福井県警察本部 鯖江警察署 中部管区警察局 福井県公安委員会 中部運輸局福井運輸支局 中日本高速道路(株)福井保全・サービスセンター
13 飲料水の供給計画	都市整備部（給水班）	

節	主な担当部	関係する機関
14 食料品の供給計画	総務部（避難所班、ボランティア班） 政策経営部（救援物資班） 健康福祉部（避難行動要支援者 対策班） 産業環境部（農林班）	福井県 北陸農政局福井県拠点 福井県農業協同組合
15 生活必需品の供給計画	総務部（ボランティア班） 政策経営部（避難誘導・救援物資班） 産業環境部（商工業班）	福井県 鯖江商工会議所
16 緊急輸送計画	総務部（災害対策班、ボランティア 班） 政策経営部（避難誘導・救援物資 班） 都市整備部（土木班、給水班、上下 水道班） 教育部（輸送班）	福井県 鯖江警察署 丹南土木事務所 中日本高速道路㈱福井保全・サービス センター 中部運輸局福井運輸支局 西日本旅客鉄道㈱ 地方鉄道事業者 福井県公安委員会
17 障害物の除去計画	都市整備部（土木班）	丹南土木事務所 中日本高速道路㈱福井保全・サービス センター
18 要員確保計画	産業環境部（商工業班）	福井労働局武生公共職業安定所 日本赤十字社福井県支部
19 交通施設応急対策計画	都市整備部（土木班）	鯖江警察署 丹南土木事務所 中日本高速道路㈱福井保全・サービス センター 西日本旅客鉄道㈱ 地方鉄道事業者
20 上水道・下水道施設 応急対策計画	都市整備部（土木班、給水班、上下 水道班）	
21 住宅応急対策計画	都市整備部（都市施設班）	
22 廃棄物処理計画	産業環境部（環境班）	丹南健康福祉センター
23 防疫・食品衛生計画	健康福祉部（救護班）	丹南健康福祉センター
24 行方不明者の搜索、処置、 埋葬計画	都市整備部（上下水道班）	鯖江・丹生消防組合 鯖江警察署 社団法人鯖江市医師会
25 教育再開計画	教育部（教育班）	福井県教育委員会
26 水防計画	総務部（災害対策班） 産業環境部（農林班） 都市整備部（土木班、下水道班）	鯖江・丹生消防組合 福井県 鯖江警察署 丹南土木事務所 福井地方気象台 近畿地方整備局福井河川国道事務所 福井県農業協同組合
27 雪害対策計画	産業環境部（環境班） 都市整備部（土木班）	鯖江・丹生消防組合 福井県 丹南土木事務所 近畿地方整備局福井河川国道事務所 福井県農業協同組合

節	主な担当部	関係する機関
28 電力施設応急対策計画		福井労働局 武生労働基準監督署 北陸電力(株)丹南支店
29 ガス施設応急対策計画		福井労働局 武生労働基準監督署 ガス事業者 液化石油ガス事業者 県エルピーガス協会 日本ガス協会
30 通信および放送施設 応急対策計画		福井労働局 武生労働基準監督署 通信および放送事業者 西日本電信電話(株)福井支店
31 危険物施設等応急対策計画		危険物施設等管理者
32 その他災害応急対策計画	総務部（災害対策班）	鯖江警察署 鯖江・丹生消防組合
33 義援金、救援物資の受入れ および配分計画	政策経営部（避難誘導・救援物資班） 教育部（輸送班） 支援部（会計班）	
34 災害救助法の適用に関する計画	総務部（災害救助法特別班）	福井県

鯖江市防災会議条例

昭和38年11月1日 条例第20号

改正 昭和44年12月25日 条例第19号

平成12年3月29日 条例第8号

平成24年9月28日 条例第12号

平成28年3月28日 条例第9号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第16条第6項の規定に基づき、鯖江市防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務および組織を定めることを目的とする。

(平12条例8・一部改正)

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 鯖江市地域防災計画を作成し、およびその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、法律またはこれに基づく政令によりその権限に属する事務。

(平24条例12・平28条例9・一部改正)

(会長および委員)

第3条 防災会議は、会長および委員をもつて組織する。

- 2 会長は、市長をもつて充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもつて充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者
 - (2) 陸上自衛隊鯖江駐屯地の自衛官のうちから市長が任命する者
 - (3) 福井県知事の部内の職員のうちから市長が任命する者
 - (4) 福井県警察の警察官のうちから市長が任命する者
 - (5) 市長がその部内の職員のうちから指名する者
 - (6) 教育長
 - (7) 鯖江・丹生消防組合の消防長、消防署長および鯖江消防団長
 - (8) 指定公共機関または指定公共機関の職員のうちから市長が任命する者
 - (9) 自主防災組織を構成する者または学識経験のある者のうちから市長が任命する者
- 6 前項の委員の定数は26人以内とする。

7 第5項第7号および第8号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

8 前項の委員は、再任されることができる。

(昭44条例19・平12条例8・平24条例12・平28条例9・一部改正)

(専門委員)

第4条 防災会議に、必要があると認めるときは専門委員を置く。

2 専門委員は、別に定める機関の職員および学識経験のある者のうちから市長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(その他)

第5条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

(平12条例8・一部改正)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和44年条例第19号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和44年11月1日から適用する。

附 則 (平成12年条例第8号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年条例第12号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成28年条例第9号)

この条例は、公布の日から施行する。

鯖江市災害対策本部条例

昭和38年11月1日 条例第21号

改正 平成13年 4月1日 条例第 4号

平成24年 月 日 条例第12号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第8項の規定に基づき、鯖江市災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(職務)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成13年条例第4号）

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成24年条例第12号）

この条例は、公布の日から施行する。

4-1-4 鯖江市災害対策本部事務分掌

部名 (部長)	班名	班長	構成課	分掌事務
総務部 (総務部長)	庶務班	職員課長	行政管理課 職員課	人員の配置および職員の動員に関すること。
				自衛隊の受入に関すること。
				安否情報等市民からの問合せに関すること。
	情報統計班	デジタル推進課長	デジタル推進課	被害状況の取りまとめに関すること。
				市民の被害状況の収集に関すること。
				庁舎の通信復旧に関すること。
	施設管理班	施設管理課長	施設管理課	本部に係る設備等の設置および管理に関すること。
				公用車の管理および車両の借上げに関すること。
				公共施設の燃料の確保に関すること。
	被害調査班	税務課長	税務課	住家の被害認定調査に関すること。
罹災証明の発行に関すること。				
避難誘導・ 救援物資班	収納課長	収納課	市民等の避難誘導(避難広報含む。)に関すること	
			救援物資の受入および配分に関すること。	
政策経営部長 (政策経営部長)	秘書広報班	秘書広聴課	総合政策課 秘書広聴課	災害広報写真の収集等に関すること。
				報道関係機関等との連絡に関すること。
				本部長等の特命および秘書に関すること。
				中央省庁等の視察団、調査団等の受入に関すること。
関係省庁および県に対する陳情資料等の作成に関すること。				
部内の庶務に関すること。				
交通班	総合交通課	総合交通課	公共交通機関等との連絡調整に関すること。	
財政班	財務管理課長	財務管理課	災害関係の予算措置に関すること。	
市民生活課 (市民生活部長)	避難所班	市民窓口課長	市民窓口課 ダイバーシティ 推進・相談課	応急仮設住宅に関すること。
				避難住民の食料等の配分に関すること。
	ボランティア班	市民主役推進課長	市民主役推進課	災害ボランティアセンターに関すること。
				民間の救援隊の受入に関すること。
	災害対策班	防災危機管理課長	防災危機管理課	区長との連絡に関すること。
				災害対策の総合立案に関すること。
				本部および現地対策本部の開設および廃止に関すること。
				本部の運営に関すること。
				災害指令の伝達および災害情報の通信連絡に関すること。
				国・県・他市町村等との連絡調整に関すること。
				協定に基づく他機関の救援隊の編成および受入に関すること。
				自衛隊に対する派遣要請に関すること。
				現地対策本部との連絡調整に関すること。
気象庁からの情報収集に関すること。				
部内の庶務に関すること。				
環境班	環境政策課長	環境政策課	ごみおよびし尿等の処理に関すること。	
			鯖江広域衛生施設組合との連絡調整に関すること。	

健康福祉部 (健康福祉部長)	避難行動要援者 対策班	社会福祉課長	社会福祉課	避難行動要支援者（障がい者）の救護および収容に関すること。	
			社会福祉課 福祉総合相談室	福祉避難所（障がい者）の管理運営に関するこ	
				障がい者の被害状況の調査に関すること。	
			長寿福祉課	炊き出しに関すること。	
				赤十字奉仕団との連絡調整に関すること。	
			国保年金課	被災福祉施設の被害調査および応急対策に関すること。	
				避難行動要支援者（高齢者）の救護および収容に関すること。	
			福祉避難所（高齢者）の管理運営に関すること。		
			高齢者の被害状況の調査に関すること。		
			部内の庶務に関すること。		
児童福祉班	こどもまんなか課長	こどもまんなか課	児童福祉施設および幼稚園の被害調査および		
			応急対策に関すること。		
		保育・幼児教育課	保育所・こども園の保護者会への協力依頼に関		
			するこ。		
救護班	健康づくり課長	健康づくり課	保育園・こども園・幼稚園児の避難指示等に関		
			するこ。		
			母子家庭等の支援に関すること。		
			医薬品等の調達および供給に関すること。		
産業観光部 (産業観光部長)	商工業班	商工観光課長	商工観光課	医療機関との連絡調整に関すること。	
				被災地における救護所の設置に関すること。	
				防疫および食品衛生に関すること。	
				商業関係の被害状況の調査収集に関すること。	
	農林班	農林政策課長	農林政策課	応急対策に要する労働力の供給に関すること。	
				食料品その他生活必需物資の調達および配分	
				に関するこ。	
				工業関係の被害状況の調査収集に関すること。	
都市整備部 (都市整備部長)	土木班	土木課長	土木課	部内の庶務に関するこ。	
				農業関係の被害状況の調査収集に関するこ。	
				米穀等の調達供給に関するこ。	
				道路・河川・橋梁の確保、被害調査および応急	
				対策に関するこ。	
				林業関係の被害状況の調査収集に関するこ。	
	農道・林道等農林業施設の被害調査および応急				
	都市施設班	都市計画課長	都市計画課 公園住宅課	公園住宅課	対策に関するこ。
					交通規制に関するこ。
					民間建設機械等の借上げに関するこ。
					所管排水機場の管理・保全に関するこ。
					部内の庶務に関するこ。
公共土木施設災害の取りまとめに関するこ。					
都市公園の応急対策に関するこ。					
市営住宅の応急対策に関するこ。					
被災建築物の応急対策に関するこ。					
応急仮設住宅に関するこ。					

部名（部長）	班名	班長	構成課	分掌事務
都市整備部 (都市整備部長)	給水班	上下水道課長	上下水道課	水道施設等の被害調査および応急対策に関すること。
				飲料水の供給確保に関すること。
	下水道班			下水道施設等の被害調査および応急対策に関すること。
				救出、捜索活動の応援に関すること。 所管排水機場の管理・保全に関すること。
教育部 (教育委員会事務部長)	教育班	教育政策課長	教育政策課 学校教育課	学校教育施設の被害調査および応急対策に関すること。
				部内の庶務に関すること。
				児童および生徒の避難指示等に関すること。
				学用品、教科書の調達および配分に関すること。
	輸送班	生涯学習課長	生涯学習課 文化課 スポーツ課	社会教育施設の被害調査および応急対策に関すること。
				スポーツ施設の被害調査および応急対策に関すること。
				文化財の被害調査および応急保護対策に関すること。
				緊急輸送に関すること。
				人員および支援物資等の輸送に関すること。
				市議会との連絡調整に関すること。
支援部 (議会事務局長)	支援班	議会事務局次長	議会事務局 監査委員事務局	他の部・班の応援に関すること。
				部内の庶務に関すること。
				他の部・班の応援に関すること。
	会計班	会計課長	会計課	救援資金の受け入れに関すること。
				災害対策に係る現金の出納に関すること。
	被災者総合相談所班			各課選抜

※ 以下の班は、災害救助法が適用になった場合、上記の班と別に編成する。

部名(部長)	班名(班長)	構成課	分掌事務
総務部 (総務部長)	災害救助法特別班 (職員課長)	職員課	災害救助法に基づく救助に関すること。
		行政管理課	災害救助法適用時の救助に係る予算措置に関すること。
		財務管理課	救助日報その他の資料の取りまとめに関すること。
		社会福祉課	救助に要した費用の県への請求に関すること。
		健康づくり課	その他災害救助法に関すること。
商工観光課			
都市計画課			
上下水道課			
教育政策課			

4-1-5 防災関係機関等連絡先一覧表

(1) 鯖江市

機関名	所在地	電話番号	連絡窓口
鯖江市	鯖江市西山町 13-1	0778-51-2200	
防災危機管理課	〃	0778-53-2205 内線 211・212	防災・危機管理G

(2) 福井県

機関名	所在地	電話番号	連絡窓口
福井県	福井市大手 3 丁目 17-1	0776-21-1111	
危機管理課	〃	0776-20-0308	(内線 2171)
河川課	〃	0776-20-0480	(内線 3395)
市町協働課	〃	0776-20-0261	(内線 2151)
広報広聴課	〃	0776-20-0221	(内線 2082)

(3) 県出先機関

機関名	所在地	電話番号	連絡窓口
福井県税事務所	福井市松本 3 丁目 16-10	0776-21-0010	
丹南健康福祉センター	鯖江市水落町 1 丁目 2-25	0778-51-0034	
南越合同庁舎	越前市上太田町 41-5	0778-23-4545	
丹南農林総合事務所	越前市上太田町 41-5	内線 5226	企画振興室
丹南土木事務所 鯖江丹生分庁舎	越前町気比庄 3-17	0778-34-0464	土木部
広野・榎谷ダム 統合管理事務所	南条郡南越前町今庄 87-4-4	0778-45-1122	

(4) 警察関係

機関名	所在地	電話番号	連絡窓口
福井県警察本部	福井市大手 3 丁目 17-1	0776-22-2880	警備課
鯖江警察署	鯖江市下河端町 202	0778-52-0110	

(5) 県内市

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号	連 絡 窓 口
福 井 市 役 所	福井市大手3丁目10-1	0776-20-5234	危 機 管 理 課
敦 賀 市 役 所	敦賀市中央町2丁目1-1	0770-22-8166	危 機 管 理 対 策 課
小 浜 市 役 所	小浜市大手町6-3	0770-64-6006	生 活 安 全 課
大 野 市 役 所	大野市天神町1-1	0779-64-4800	防 災 防 犯 課
勝 山 市 役 所	勝山市元町1丁目1-1	0779-88-8125	危 機 管 理 防 災 室
あ わ ら 市 役 所	あわら市市姫3丁目1-1	0776-73-8040	総 務 課 安 全 対 策 室
越 前 市 役 所	越前市府中1丁目13-7	0778-22-3081	防 災 危 機 管 理 課
坂 井 市 役 所	坂井市坂井町下新庄1-1	0776-50-3525	安 全 対 策 課

(6) 県内町

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号	連 絡 窓 口
永 平 寺 町 役 場	永平寺町松岡春日1-4	0776-61-3941	防 災 安 全 課
池 田 町 役 場	池田町稲荷35-4	0778-44-8003	総 務 政 策 課
南 越 前 町 役 場	南越前町東大道29-1	0778-47-8016	総 務 課 防 災 安 全 室
越 前 町 役 場	越前町西田中13-5-1	0778-34-8721	防 災 安 全 課
美 浜 町 役 場	美浜町郷市25-25	0770-32-6716	防 災 ま ち づ くり み ら い 課
高 浜 町 役 場	高浜町宮崎86-23-2	0770-72-7701	防 災 安 全 課
お お い 町 役 場	おおい町本郷136-1-1	0770-77-4045	防 災 安 全 課
若 狭 町 役 場	若狭町中央1-1	0770-45-9126	環 境 安 全 課

(7) 協定締結市

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号	連 絡 窓 口
大 垣 市	岐阜県大垣市丸の内2-29	0584-81-4111	危 機 管 理 室
長 浜 市	滋賀県長浜市八幡東町632	0749-65-6555	防 災 危 機 管 理 局
加 賀 市	石川県加賀市大聖寺南町ニ41	0761-72-7891	危 機 対 策 課
知 立 市	愛知県知立市広見3丁目1	0566-83-1111	安 心 安 全 課 防 災 係
袋 井 市	静岡県袋井市新屋1丁目1-1	0538-43-2111	危 機 管 理 課
村 上 市	新潟県村上市三之町1-1	0254-53-2111	危 機 管 理 課

(8) 消防本部

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号	連 絡 窓 口
鯖江・丹生消防組合消防本部	鯖江市西山町 13-22	0778-54-0119	
福 井 市 消 防 局	福井市和田東 2 丁目 2207	0776-20-0119	
南越消防組合消防本部	越前市千福町 126	0778-21-0119	
勝 山 市 消 防 本 部	勝山市長山町 2 丁目 2-7	0779-88-0400	
大 野 市 消 防 本 部	大野市天神町 7-14	0779-66-0119	
永 平 寺 町 消 防 本 部	永平寺町東古市 10-5	0776-63-0119	
嶺北消防組合消防本部	坂井市春江町随応寺 17-10	0776-51-0119	
敦賀美方消防組合消防本部	敦賀市中央町 2 丁目 1-2	0770-20-0119	
若狭消防組合消防本部	小浜市大手 7-8	0770-53-0119	

(9) 自衛隊関係

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号	連 絡 窓 口
陸上自衛隊第 14 普通科連隊	金沢市野田町 1-8	076-241-2171	第 3 科
陸上自衛隊第 372 施設中隊	鯖江市吉江町 4-1	0778-51-4675	本 部 訓 練 班
海上自衛隊舞鶴地方総監部	舞鶴市字余部下 1190	0773-62-2250	防衛部第 3 幕僚室
航空自衛隊第 6 航空団	小松市向本折町戊 267	0761-22-2101	防 衛 班 長
自衛隊福井地方協力本部	福井市文京 1 丁目 17-24	0776-23-1910	総 務 課

(10) 中央出先機関

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号	連 絡 窓 口
北陸財務局福井財務事務所	福井市春山 1 丁目 1-54	0776-25-8230	総 務 課
北陸農政局福井県拠点	福井市日之出 3-14-15	0776-30-1611	地方参事官室 総 括 担 当
中部運輸局福井運輸支局	福井市西谷 1 丁目 1402 番	0776-34-1602	総務企画担当
福 井 地 方 気 象 台	福井市豊島 2 丁目 5-2	0776-24-0069	防 災 業 務 課
福 井 労 働 局	福井市春山 1 丁目 1-54	0776-22-2657	健 康 安 全 課
近畿地方整備局 福井河川国道事務所	福井市花堂南 2 丁目 14-7	0776-35-2661	調査第一課道路 管 理 課

(11) 公共団体

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号	連 絡 窓 口
(株)ハピラインふくい武生駅	越前市府中1丁目1-1	0778-78-0247	
(株)ハピラインふくい鯖江駅	鯖江市日の出町1-2	0778-78-0306	
西日本電信電話(株)福井支店	福井市日之出2-12-5	0776-20-9500	事業推進担当
日本銀行福井事務所	福井市順化1丁目3-3	0776-22-4495	
日本赤十字社福井県支部	福井市月見2丁目4-1	0776-36-3640	業 務 課
日本放送協会福井放送局	福井市宝永3丁目3-5	0776-28-8850	庶 務 部
中日本高速道路(株)金沢支社 福井保全・サービスセンター	福井市稲津町16-7	0776-41-3420	管 理 事 務 所
日本通運(株)福井支店	福井市重立町22-1	0776-60-1155	
北陸電力(株)丹南支店	越前市高木町11-16-1	0778-23-1215	総 務 課
福 井 鉄 道 (株)	越前市北府2丁目5-20	0778-21-0700 21-0711	(日中) (夜間)
福 井 放 送 (株)	福井市大和田2丁目510	0776-57-1000	
福井テレビジョン放送(株)	福井市問屋町3丁目410	0776-21-2233	総 務 部
こしの都ネットワーク(株)	越前市塚町101	0778-21-5040	
福井エフエム放送(株)	福井市御幸1丁目1-1	0776-21-2100	
NPO 法人たんなん夢レディオ	鯖江市本町2丁目2-16	0778-53-2562	
福 井 新 聞 社	福井市大和田2丁目801	0776-57-5111	総 務 課
県 民 福 井	福井市大手3丁目1-8	0776-28-8611	総 務 課
毎日新聞社福井支局	福井市中央3丁目3-21	0776-24-0074	
産経新聞社福井支局	福井市宝永3丁目9-10	0776-23-1221	
中日新聞鯖江通信部	鯖江市水落町1丁目13-8	0778-51-1811	
読売新聞越前通信部	越前市上太田4-208	0778-22-1563	
朝日新聞福井総局	福井市大手3丁目11-6	0776-22-0910	
公立丹南病院	鯖江市三六町1丁目2-31	0778-51-2260	
社団法人福井県医師会	福井市大願寺3-4-10	0776-24-0387	
社団法人鯖江市医師会	鯖江市住吉町3丁目8-18	0778-51-0227	
福 井 銀 行 (株)	福井市順化1丁目1-1	0776-24-2030	秘 書 課
鯖江市社会福祉協議会	鯖江市水落町2丁目30-1	0778-51-0091	
鯖 江 郵 便 局	鯖江市水落町1丁目2-28	0778-51-0100	
鯖江商工会議所	鯖江市本町3丁目2-12	0778-51-2800	
福井県農業協同組合	鯖江市上河端町18-6	0778-51-8000	

4-2 災害協定一覧

(令和6年1月1日現在)

番号	協定の名称	協定の締結日	協定の相手
1	災害時の医療救護活動に関する協定書	昭和53年12月1日	社団法人鯖江市医師会
2	災害時における相互応援協定	平成7年7月26日	岐阜県大垣市
3	災害時における相互応援協定	平成7年9月1日	滋賀県長浜市
4	福井県市町災害相互応援協定	平成9年7月1日 平成28年9月16日	福井県、県内市町
5	福井県防災行政無線局の設置および維持管理に関する協定書	平成9年7月1日	福井県知事
6	災害時における郵便局と鯖江市間の協力に関する協定書	平成10年9月29日	鯖江郵便局長
7	災害時における緊急情報等の放送に関する協定書	平成22年10月1日	特定非営利活動法人たんなん夢レディオ
8	鯖江市と鯖江市管工事業協同組合の災害時における協力に関する協定書	平成18年6月1日	鯖江市管工事業協同組合
9	災害時における応急救助用燃料の供給に関する協定	平成19年9月26日	社団法人福井県エルピーガス協会 鯖江支部
10	災害時における応急対策の協力に関する協定	平成20年7月15日	社団法人福井県下水道管路維持協会
11	災害時における福井県災害対策対応技術指導員の活用に関する協定書	平成20年7月18日	財団法人福井県建設技術公社
12	災害時における公共施設等の電気設備の保安対策業務の協力に関する協定書	平成21年2月25日	財団法人北陸電気保安協会
13	災害時における応急対策業務に関する協定書	平成21年9月16日	鯖江市造園業協会
14	災害時における電気設備等の応急対策業務に関する協定書	平成22年10月8日	鯖江電気設備協会
15	災害時における測量・調査等の応急対策業務に関する協定書	平成22年10月13日	社団法人福井県測量設計業教会
16	鯖江市と三菱電機株式会社福井営業所の災害時における協力に関する協定	平成23年8月9日	三菱電機株式会社福井営業所
17	鯖江市と荏原商事株式会社福井支店・株式会社創和テックの災害時における協力に関する協定	平成24年4月1日	荏原商事株式会社福井支店 株式会社創和テック
18	鯖江市、加賀市災害時相互応援協定書	平成24年5月28日	石川県加賀市
19	災害時等の応援に関する申し合わせ	平成24年9月25日	近畿地方整備局
20	災害時における家屋被害認定調査等に関する協定	平成24年12月25日	社団法人福井県公共嘱託登記土地家屋調査士協会
21	鯖江市、知立市災害時相互応援協定書	平成25年1月31日	愛知県知立市

番号	協定の名称	協定の締結日	協定の相手
22	災害時相互応援協定書	平成 25 年 3 月 4 日	静岡県袋井市
23	災害時における公共土木施設の応急対策に関する協定	平成 25 年 7 月 12 日	一般社団法人鯖江建設業会
24	災害時における生活物資等の供給協力に関する協定	平成 25 年 9 月 4 日	福井県民生活協同組合
25	災害時における一般廃棄物収集運搬の応援に関する協定	平成 25 年 12 月 18 日	鯖江市一般廃棄物協会
26	災害時における応急対策業務に関する協定書	平成 26 年 10 月 9 日	鯖江防災木づかいの会
27	災害時における応急対策業務に関する協定書	平成 27 年 9 月 27 日	鯖江王山ライオンズクラブ
28	災害時における石油燃料の優先供給に関する協定書	平成 27 年 10 月 29 日	福井県石油業協同組合鯖江支部
29	災害時における飲料水の供給協力に関する協定	平成 28 年 6 月 21 日	ダイドードリンコ株式会社
30	災害対応型自動販売機の運用および災害時における協力に関する協定書	平成 29 年 2 月 17 日	株式会社ダイドードリンコ北陸
31	災害時における地図製品等の供給等に関する協定書	平成 29 年 10 月 4 日	株式会社ゼンリン中部エリア統括部
32	災害時における帰宅困難者支援に関する協定書	平成 29 年 10 月 5 日	株式会社ビリオンフーズハヤシ
33	鯖江市、村上市災害時相互応援協定書	平成 29 年 10 月 13 日	新潟県村上市
34	災害時における特設公衆電話の設置および利用に関する協定書	平成 29 年 10 月 24 日	西日本電信電話株式会社福井支店
35	災害時等および防災・防犯活動時等における小型無人航空機の活用に関する業務協力協定	平成 29 年 11 月 14 日	株式会社オーイング
36	空き家および空き地の適正管理簿の促進に関する協定	平成 30 年 12 月 25 日	さばえ空き家・空き地管理協会
37	空き家および空き地の適正管理簿の促進に関する協定	平成 30 年 12 月 25 日	特定非営利活動法人 ふくい町守ネットワーク
38	災害時における復旧支援協力に関する協定	令和元年 11 月 1 日	(公社) 日本下水道管路管理業協会
39	災害に係る情報発信等に関する協定	令和元年 12 月 17 日	ヤフー株式会社
40	災害時等における上下水道の応急対策活動に関する協定書	令和元年 12 月 17 日	(株)N J S ・ E & M
41	災害時におけるポンプ設備の応急対策に関する協定	令和 2 年 6 月 1 日	株式会社クボタ中部支部 吉水建機株式会社
42	災害時における宿泊施設の提供等に関する協定	令和 2 年 6 月 3 日	福井県旅館ホテル生活衛生同業組合鯖江支部
43	災害時における下水道管路施設の復旧支援協力に関する協定	令和 2 年 6 月 15 日	(公社) 日本下水道管路管理業協会
44	災害時における下水道管路施設の復旧支援協力に関する協定	令和 2 年 6 月 15 日	(公社) 福井県下水道管路管理業協会
45	災害時における下水道施設の復旧支援協力に関する協定	令和 2 年 6 月 15 日	(公社) 全国上下水道コンサルタント協会

番号	協定の名称	協定の締結日	協定の相手
46	災害時における下水道施設の復旧支援協力に関する協定	令和2年6月15日	(公社) 福井県測量設計協会
47	災害時における生活物資等供給協力に関する協定	令和2年6月16日	株式会社山岸
48	災害時におけるトレーラーハウス提供に関する協定	令和2年6月26日	トレーラースタイル福井店
49	災害時における物資供給に関する協定	令和2年8月14日	NPO 法人 コメリ災害対策センター
50	災害時における自走式水洗トイレ提供に関する協定	令和3年2月22日	KOSEI 株式会社
51	災害時における資機材等の運搬および設置補助に関する協定	令和3年3月23日	株式会社ニホンパッケージ
52	災害時におけるコンテナハウス提供に関する協定	令和3年3月26日	藤田光学株式会社
53	災害時における建築物等の解体撤去に関する協定書	令和3年4月1日	一般社団法人 福井県解体工事業協会
54	大規模災害時における相互連携に関する確認書	令和4年3月31日	北陸電力(株)丹南支店 北陸電力送配電(株)福井支店
55	大規模災害時における道路啓開等に関する確認書	令和4年3月31日	北陸電力(株)丹南支店 北陸電力送配電(株)福井支店
56	災害時における救援物資提供に関する協定書	令和4年4月1日	北陸コカ・コーラボトリング株式会社
57	鯖江市と福井放送株式会社との防災減災パートナーシップに関する協定書	令和4年10月1日	福井放送株式会社
58	災害時における指定福祉避難所の設置運営に関する協定書	令和5年8月2日 令和5年11月1日	社会福祉法人 一喜会 他 22 団体 28 施設
59	災害時における避難所の施設利用に関する協定書	令和7年3月24日	福井県立鯖江高等学校

災害時の医療救護活動に関する協定書

鯖江市を「甲」とし、社団法人鯖江市医師会を「乙」とし、災害時における救護活動に関して次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、鯖江市防災計画に基づき、甲の要請により乙が甲に協力して実施する救護活動に関して、必要な事項を定めることを目的とする。

(災害救護計画)

第2条 乙は、救護活動を円滑に実施するため、救護班の編成派遣その他救護活動の実施に関する災害救護計画を作成し、および毎年これに検討を加え、必要に応じてこれを修正するものとする。

2 乙は、前項の規定により災害救護計画を作成し、または修正したときは、これを甲に提出するものとする。

3 第1項に定める救護班の構成は、1箇班当たり原則として次のとおりとする。

(1) 医師 1名

(2) 看護婦 2名

(救護活動)

第3条 甲は、救護活動を実施する必要が生じた場合は、乙に対し救護班の派遣を要請するものとする。

2 乙は、甲から要請を受けた場合は、直ちに救護班を編成・派遣し、救護活動を実施するものとする。

(救護班の活動場所)

第4条 救護班は、甲が災害現場等に設置する救護所または避難所その他甲が指示する場所において、救護活動を実施するものとする。

(救護班の業務)

第5条 救護班の業務は、次のとおりとする。

(1) 医療および助産

(2) 検案

(指揮命令)

第6条 救護班に係る指揮命令および救護活動の連絡調整は、甲が指定するものが行うものとする。

(医療品の補給等)

第7条 甲は、医薬品および衛生材料の補給、救護班の輸送、通信の確保等救護活動が円滑に実施できるように必要な措置を講じるものとする。

(医療費)

第8条 救護所における医療費（助産費・検案費を含む。）は無料とする。

2 後方医療施設における医療費は、原則として患者負担とする。

(防災訓練)

第9条 乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する防災訓練に参加するものとする。

(費用弁償等)

第 10 条 甲の要請に基づき、乙が救護活動を実施した場合に要する次の経費は、甲が負担するものとする。

- (1) 救護班の医師および看護婦に対する費用弁償
- (2) 救護班が使用した医療品等の実費弁償
- (3) 救護班の医師および看護婦が救護活動において負傷し、疾病にかかり、または死亡した場合の扶助金
- (4) その他救護活動の編成・派遣にかかる事務費

2 前項に定める費用弁償等の内容については、甲・乙協議の上、別に定めるものとする。

(費用弁償等の控除)

第 11 条 前条における費用について、健康保険その他から給付を受けられる場合は、その給付分を控除するものとする。

(細 則)

第 12 条 この協定を実施するため必要な事項については、別に定める。

(協 議)

第 13 条 前各条に定めのない事項については、甲・乙協議の上決定するものとする。

甲と乙は、本協定書 2 通を作成し、双方記名押印の上、各 1 通を保有する。

昭和 53 年 12 月 1 日

甲 鯖江市長 山本 治

乙 社団法人鯖江市医師会

会 長 松田 昌二

災害時の医療救護活動に関する協定書実施細則

災害時の医療救護活動に関する協定書実施細則

昭和 53 年 12 月 1 日付けで締結した災害時の医療救護活動に関する協定書(以下「協定書」という。)第 12 条に基づく細則は、次のとおりとする。

(従事命令)

第 1 条 甲は、協定書第 3 条の規定に基づき救護班の派遣を要請したときは、救護班の医師および看護婦に対し、災害救助法(昭和 22 年法律第 118 号)第 24 条第 1 項の規定により従事命令を発するものとする。

(救護活動の報告)

第 2 条 乙は、救護班毎に救護班診療記録および医薬品衛生材料使用簿を整備するとともに、救護活動の終了後速やかに、救護班日報を取りまとめ甲に報告するものとする。

(事故報告)

第 3 条 乙は、救護班の医師および看護婦が救護活動において負傷し、疾病にかかり、または死亡したときは、事故報告書により速やかに甲に報告するものとする。

(費用弁償等の請求)

第 4 条 協定書第 10 条第 1 項第 1 号および第 2 号に定める費用弁償等は、乙が一括して費用弁償等請求書により、甲に請求するものとする。

(扶助金の請求)

第 5 条 協定書第 10 条第 1 項第 3 号に定める扶助金は、支給を受けようとする者が扶助金支給申請書により、甲に請求するものとする。

(事務費の請求)

第 6 条 協定書第 10 条第 1 項第 4 号に定める事務費は、乙が一括して事務費請求書により、甲に請求するものとする。

(支 払)

第 7 条 甲は、第 4 条、第 5 条および第 6 条により請求を受けた場合はその内容を審査し適当と認めるときは、速やかに支払うものとする。

(その他)

第 8 条 その他協定書の実施のため必要な事項については、災害救助法および関係法令の定めるところによるものとする。

昭和 53 年 12 月 1 日

甲 鯖江市長 山本 治

乙 社団法人鯖江市医師会

会 長 松田 昌二

災害時における相互応援協定

大垣市と鯖江市は、いずれかの市域において災害（災害対策基本法第2条第1項に規定する災害をいう。）が発生した場合において、被災市の要請にこたえ、応急対策および復旧対策が円滑に遂行されるよう相互の応援体制について次のとおり協定を締結する。

（応援の種類）

第1条 応援の種類および内容は、次のとおりとする。

- (1) 食料、飲料水および生活必需品ならびにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫および施設等の応急復旧等に必要な資機材および物資の提供
- (3) 救援および救助活動に必要な車両等の提供
- (4) 消火、救援、医療、防疫その他応急復旧活動等に必要な職員の派遣
- (5) ボランティアの斡旋
- (6) 児童生徒の受入れ
- (7) 被災者に対する住宅の斡旋
- (8) 前各号に掲げるもののほか特に要請のあった事項

（応援の手続）

第2条 応援を要請する市は、次に掲げる事項を明らかにし、文書により要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により応援を要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 必要とする物資等の種類および数量
- (3) 必要とする職員の職種および人数
- (4) 応援場所および応援場所への経路
- (5) 必要とする期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか特に希望する事項

（応援の実施）

第3条 応援を要請された市は、誠意をもってこれを実施するものとする。

（応援経費の負担）

第4条 応援に要した経費は、原則として応援を要請した市が負担する。

（災害補償等）

第5条 第2条に掲げる要請に対して従事した者が、その業務により死亡し、もしくは負傷し、または疾病にかかった場合における災害補償は、応援を行った市が負担するものとする

（連絡責任者の設置および会議等の開催）

第6条 第2条に掲げる要請に関する事項の連絡が確実かつ円滑に行われるよう、次のとおり連絡責任者を置くとともに、原則として年1回以上連絡責任者会議を開催し、資料および情報の交換ならびに防災に関する研修の実施等について協議するものとする。

- (1) 大垣市総務部総務課長
- (2) 鯖江市総務部総務課長

（体制の整備）

第7条 両市は、この協定に基づき応援が円滑に行われるよう必要な体制の整備に努めるものとする。

（その他）

第8条 この協定の実施に関し必要な事項またはこの協定に定めのない事項については両市が協議して定めるものとする。

2 この協定の内容に疑義が生じた場合にも前号と同様とする。

平成7年7月26日

大垣市長 小 倉 満

鯖江市長 西 沢 省 三

災害時における相互応援協定

長浜市と鯖江市は、いずれかの市域において災害（災害対策基本法第2条第1項に規定する災害をいう。）が発生した場合において、被災市の要請にこたえ、応急対策および復旧対策が円滑に遂行されるよう相互の応援体制について次のとおり協定を締結する。

（応援の種類）

第1条 応援の種類および内容は、次のとおりとする。

- (1) 食料、飲料水および生活必需品ならびにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫および施設等の応急復旧等に必要な資機材および物資の提供
- (3) 救援および救助活動に必要な車両等の提供
- (4) 消火、救援、医療、防疫その他応急復旧活動等に必要な職員の派遣
- (5) ボランティアの斡旋
- (6) 児童生徒の受入れ
- (7) 被災者に対する住宅の斡旋
- (8) 前各号に掲げるもののほか特に要請のあった事項

（応援の手続）

第2条 応援を要請する市は、次に掲げる事項を明らかにし、文書により要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により応援を要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 必要とする物資等の種類および数量
- (3) 必要とする職員の職種および人数
- (4) 応援場所および応援場所への経路
- (5) 必要とする期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか特に希望する事項

（応援の実施）

第3条 応援を要請された市は、誠意をもってこれを実施するものとする。

（応援経費の負担）

第4条 応援に要した経費は、原則として応援を要請した市が負担する。

（災害補償等）

第5条 第2条に掲げる要請に対して従事した者が、その業務により死亡し、もしくは負傷し、または疾病にかかった場合における災害補償は、応援を行った市が負担するものとする

（連絡責任者の設置および会議等の開催）

第6条 第2条に掲げる要請に関する事項の連絡が確実かつ円滑に行われるよう、次のとおり連絡責任者を置くとともに、原則として年1回以上連絡責任者会議を開催し、資料および情報の交換ならびに防災に関する研修の実施等について協議するものとする。

- (1) 長浜市総務部総務課長
- (2) 鯖江市総務部総務課長

（体制の整備）

第7条 両市は、この協定に基づき応援が円滑に行われるよう必要な体制の整備に努めるものとする。

（その他）

第8条 この協定の実施に関し必要な事項またはこの協定に定めのない事項については両市が協議して定めるものとする。

2 この協定の内容に疑義が生じた場合にも前号と同様とする。

平成7年9月1日

長浜市長 川島 信也

鯖江市長 西沢 省三

福井県・市町災害時相互応援協定

(趣 旨)

第1条 この協定は、災害対策基本法第67条および68条の規定の趣旨に基づき、県内において災害が発生し、被災市町独自では十分な応急措置が実施できないときに、県および県内市町が相互に協力して支援を実施するため、必要な事項について定めるものとする。

(連絡窓口)

第2条 県および市町は、災害が発生した場合に、速やかに必要な情報を相互に伝達するため、予め連絡担当部局を定め、連絡体制をとるものとする。

(県および隣接市町における情報収集・伝達)

第3条 災害が発生した場合、県および隣接市町は、被災市町における被災状況等の情報収集に積極的に努めるものとする。

2 隣接市町は、収集した情報を県に対して速やかに報告するものとする。

3 県は、収集した被災状況、応急活動等の情報を速やかに他の市町に伝達するものとする。

(県の役割)

第4条 県は、被災市町からの応援要請があった場合は、速やかに連絡調整を行うとともに応急措置を講じ、または他の市町に対し応援を求めるものとする。

2 県は、災害の規模、場所または被災市町からの応援要請内容に照らし、必要と認めた場合、速やかに防災機関または他県に応援を求めるものとする。

(応援の内容)

第5条 応援の内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 食料、飲料水および生活必需物資ならびにその供給に必要な資機材の提供および斡旋
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設等の応急復旧等に必要な資機材および物資の提供および斡旋
- (3) 救援および救助活動に必要な車両等の提供および斡旋
- (4) 救援、医療、防疫、応急復旧活動等に必要な職員の派遣
- (5) ボランティアの斡旋
- (6) 児童生徒の受入れ
- (7) 被災者に対する住宅の斡旋
- (8) 前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

(応援要請の手続)

第6条 応援を受けようとする市町は、県および市町に対して次の事項を明らかにして無線または電話等で応援要請し、後に速やかに別に定める様式により提出するものとする。

- (1) 被害の状況
 - (2) 前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資等の品名および数量等
 - (3) 前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種および人員
 - (4) 応援場所および応援場所への経路
 - (5) 応援の期間
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項
- 2 被災市町から直接応援要請を受けた市町は、速やかに応援内容を県に対して報告するものとする。

(応援経費の負担)

第7条 応援に要した経費は、原則として応援を受けた市町の負担とする。

2 応援を要請した市町が、前項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ応援を要請した市町から申し出があった場合は、応援を要請された市町は、一時繰替支弁するものとする。

(自主応援の実施)

第8条 災害が発生し、被災市町との連絡がとれない場合において、応援を行おうとする市町が必要と認めるときは、職員を派遣し被災地の情報収集を行うとともに、当該情報に基づいて必要な応援を行うことができる。

2 応援を行おうとする市町は、応援内容を県に対して報告するものとする。

3 前項に基づく応援については、第6条に定める要請があったものとみなす。

(物資等の携行)

第9条 応援を行おうとする市町は、職員等を派遣する場合には、自ら消費または使用する物資等を携行させるように努めるものとする。

(日頃の災害に対する備え)

第10条 県および市町は、日頃の防災意識の高揚を図るとともに、防災施設および資機材の整備ならびに防災に関する組織の育成に努めるものとする。

(訓練の実施)

第11条 市町は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、市町防災訓練を実施するとともに、毎年実施している県防災総合訓練に積極的に参加するよう努めるものとする。

(市町消防防災連絡会議の開催)

第12条 県と市町は、この協定が円滑に行われるよう、毎年および必要に応じ市町消防防災連絡会議を開催して、防災に関する必要な情報を交換するものとする。

(その他)

第13条 この協定の実施に関し、必要な事項およびこの協定に定めのない事項は、県および市町が協議して定めるものとする。

付 則

この協定は、平成8年2月23日から適用する。

この協定の成立を証するため、県および各市町記名押印の上、各1通を保有する。

平成28年9月16日

福井県知事 西 川 一 誠

鯖江市長 牧 野 百 男

福井県防災行政無線局の設置および維持管理に関する協定書

昭和 63 年 4 月 1 日福井県を甲とし、鯖江市を乙として、締結した同協定書に一部追加し、甲乙両当事者は、甲が乙の庁舎施設に設置する福井県防災行政無線局（以下「無線局」という。）について、次のとおり協定書を取り交わすものとする。

（趣 旨）

第 1 条 この協定書は、災害対策基本法に基づく災害対策に係る事務および一般行政事務に関し、迅速かつ緊密な連絡を図るため、無線局の設置運用、維持管理および経費負担について必要な事項を定めるものとする。

（無線局の定義）

第 2 条 この協定書に定める無線局とは、空中線から専用電話機、ファクシミリ装置等末端機器までの無線設備および無線設備の操作を行う者の総体をいう。

（無線局の運用）

第 3 条 乙は、無線局を運用するものとし、運用に当っては、電波関係法令並びに別に虐める福井県防災行政無線管理運用要綱の各条項を遵守するものとする。

（庁舎施設の無償使用）

第 4 条 乙は、無線局の設置に必要な庁舎施設およびその附属設備その他工作物並びに敷地を甲に無償で使用させるものとする。

（無線従事者の選任）

第 5 条 電波法（昭和 25 年法律第 131 号）第 51 条に定める無線従事者の選解任届は、乙の指名に基づき甲が行うものとする。

（経費の負担）

第 6 条 無線局の維持管理等管理運営に要する経費の負担は次によるものとする。

1 甲が負担する経費

- (1) 甲の都合により無線設備の変更工事をする場合の当該工事に要する経費
- (2) 電波法第 6 条の規定による無線局免許申請および同法第 10 条の規定による落成検査の手数料
- (3) 電波法第 13 条第 1 項ただし書の規定による再免許の申請手数料
- (4) 電波法第 18 条の規定による変更工事の検査手数料
- (5) 電波法第 73 条の規定による定期検査の手数料
- (6) 地域衛星通信利用に係る経費（同条第 2 項（4）を除く）
- (7) 無線局の設備の保守点検に要する経費

2 乙が負担する経費

- (1) 乙の都合により無線設備の変更工事をする場合の当該工事に要する経費
- (2) 無線機の運用に要する電気料、発動発電機の燃料および潤滑油、その他管理運用に要する経費
- (3) ファクシミリ装置の運用に要する電気料および記録紙、その他管理運用に要する凝費
- (4) 乙の過失によって無線設備が盗難、滅失、一破損または機能の減損が生じた場合に要する経費
- (5) 地域衛星通信による個別通信に係る利用料金

3 甲、乙協一議して負担する経費

(1) 落雷等自然現象による事故の補修工事に要する経費

(2) 老朽化による更新補修工事に要する経費 (3) 再免許に際し、郵政大臣の指示により変更工事を必要とする場合の改造工事に要する経費

(設備の変更)

第7条 乙は、無線設備またはその設置場所を変更しようとするときは、あらかじめ甲と協議するものとする。

(報告)

第8条 乙は、無線設備について盗発、滅失、破損または機能の減積の事態が生じたときは、直ちに甲に報告するものとする。

(無線台帳)

第9条 乙は、甲が作成した無線台帳を保管し、無線設備の変更等を生じたときは、その都度記帳するものとする。

(その他)

第10条 この協定に定めのない事項について定める必要が生じたとき、または、この協定に定める事項について疑義のあるときは、その都度甲乙協議のうえ決定するものとする。

以上のとおり協定した証としてこの証書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を所持するものとする。

平成9年7月1日

甲 福井県知事 栗田 幸雄

乙 鯖江市長 西沢 省三

災害時における郵便局と鯖江市間の協力に関する協定書

鯖江市内の郵便局（以下「甲」という。と鯖江市（以下「乙」という。）は、鯖江市内で発生した地震その他災害時において、甲および乙が相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結する。

（用語の定義）

第1条 この協定において災害とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める被害をいう。

（協力要請）

第2条 甲および乙は、鯖江市内において災害が発生し、次の事項について措置する必要がある場合は、相互に協力を要請することができる。

- （1） 災害救助法（昭和22年法律第118号）適用時における郵便、為替貯金および簡易保険の郵政事業に係る災害特別事務取扱いおよび援護対策
- （2） 甲が所有し、または管理する施設および用地の避難場所、物資集積場所等としての提供
- （3） 乙が所有し、または管理する施設および用地の一時使用
- （4） 甲または乙が収集した被災市民の避難先および被災状況等について、情報の相互の提供
- （5） 避難所における臨時の郵便差出箱の設置
- （6） 前各号に掲げるもののほか相互に協力できる事項

（協力の実施）

第3条 甲および乙は、前条の規定による要請を受けたときは、その重要性に鑑み、協力するよう努めなければならない。

（経費の負担）

第4条 第2条に規定する協力要請に対して、協力実施に要した経費については、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、協力実施者が適正な方法により算出した金額を協力要請者に請求し、協力要請者がこれを負担する。

2 前項の負担について疑義が生じたときは、甲乙協議の上、負担すべき額を決定する。

（災害対策本部への参加）

第5条 乙は甲に対し、鯖江市災害対策本部への職員の派遣を要請することができる。

（災害情報等連絡体制の整備）

第6条 甲および乙は、被災者の安否情報等の連絡体制を整備するための方策について協議するものとする。

（防災訓練への参加）

第7条 甲は、乙の行う防災訓練に参加することができる。

（情報の交換）

第8条 甲および乙は、相互の防災計画の状況および協力要請事項に関し、必要に応じて情報の交換を行う。

（連絡責任者）

第9条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては鯖江郵便局総務課長、乙においては鯖江市総務部総務課長とする。

（協議）

第10条 この協定に定めのない事項およびこの協定に関し疑義が生じたときは、両者が協議し決定する。

この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙両者が記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成10年9月29日

甲 鯖江市内郵便局代表 鯖江郵便局長 宮西君雄
乙 鯖江市 鯖江市長 辻嘉右エ門

災害時における緊急情報等の放送に関する協定書

鯖江市（以下「甲」という。）と特定非営利活動法人 たんなん夢ラジオ（以下「乙」という。）は、災害時における緊急情報および安全安心情報（以下「緊急情報等」という。）の放送に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、鯖江市に災害が発生し、または発生するおそれがある場合（以下「災害発生時等」という。）に、市民に迅速に災害や防災に関する緊急情報等を周知することにより被害の軽減を図り、もって市民の安全確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この協定における用語の意義は、次のとおりとする。

- (1) 「災害」とは、暴風、豪雨、洪水、地震、その他の異常な自然現象または大規模な火事もしくは爆発その他の非常の状態をいう。
- (2) 「緊急情報」とは、前条の目的を達成するために、他の放送に優先して甲から提供される J-Alert 情報および災害対策本部情報をいう。
- (3) 「安全安心情報」とは、市民生活に好ましくない影響を及ぼす事態の注意情報、発生情報および復旧に関わる情報をいう。

（内容）

第3条 前条第1項第2号および第3号に定める具体的内容は、次のとおりとする。

(1) 緊急情報

- ①地震災害 : 地震情報、被害情報、避難指示等の情報
- ②風水害災害 : 暴風警報、大雨洪水警報、土砂災害警戒情報、避難指示等の情報
- ③国民保護 : 弾道ミサイル情報、ゲリラ・特殊部隊攻撃情報、航空攻撃情報、大規模テロ情報、避難指示等の情報

(2) 安全安心情報

熱中症嚴重警報、光化学スモッグ、行方不明者、大事故、感染症、水質汚染、ライフライン、安否、緊急物資等の情報

（緊急情報等の放送要請）

第4条 甲は、住民へ緊急情報等の伝達の必要があると判断したときは、乙の連絡責任者に連絡した後、次に掲げる事項を明示した要請書を作成し、乙にファクシミリまたは電子メール（以下「ファクシミリ等」）にて送信し、緊急情報等の放送を要請するものとする。

- (1) 緊急情報、安全安心情報の区分
- (2) 緊急情報等の放送を要請する理由
- (3) 緊急情報等の放送の内容
- (4) 前3号に掲げるものの他、必要な事項

2 前項の規定にかかわらず、災害発生時等に住民の生命、財産に危険が及ぶおそれを回避するために緊急に放送すべきと甲が判断した場合には、甲が所有する機器を通して乙の放送に割り込んで緊急情報等を放送することができるものとする。この場合、甲は、事後速やかに緊急情報等の放送を行った旨を乙に報告し、前項の要請書をファクシミリ等で送信するものとする。

（運用）

第5条 前条第1項により緊急情報等を放送するにあたっては、乙の放送局としての編集権を尊重し次に定める手順により実施するものとする。

- (1) 甲はファクシミリ等により乙が運用する放送局宛に緊急情報等の情報区分を明示して、放送原稿を送付する。
- (2) 乙は緊急情報等の放送原稿を受信した場合、その内容を電話で確認したうえで、直ちに他の放送に優先してこれを放送することとし、それ以後においても状況により緊急情報等の放送を必要とするときは、適宜繰り返し放送する。

(緊急情報等の放送を実施するための体制)

第6条 災害の規模により緊急情報等の放送の必要性が増大した場合は、双方協議のうえ、サテライト局を設置し、乙が派遣したスタッフにより緊急情報等の放送を行うこととする。

2 甲または乙が、緊急情報等の放送を実施するための体制を解除しても差し支えないと判断した場合は、互いに申し入れを行い、双方合意のうえ解除するものとする。

(連絡責任者等)

第7条 緊急情報等の放送要請の円滑な実施を図るため、次のとおり連絡責任者を置く。

(1) 甲の連絡責任者 鯖江市総務部秘書広報課長

(2) 乙の連絡責任者 特定非営利活動法人 たんなん夢レディオ理事長

2 連絡責任者に変更のあった場合は、その都度相互に連絡する。

(費用の負担)

第8条 緊急情報等の放送に関する費用の負担は、次のとおりとする。

(1) 緊急情報等の放送の実施により乙に生じた費用については、甲乙協議検討する。

(2) 緊急情報等の放送の実施により、予定していた番組またはコマーシャルが放送できなかったときは、乙は当該広告主等との間の協議によりその解決を図るものとする。

(3) 前項の規定を円滑に履行するため、あらかじめ乙は広告主に緊急情報等の放送趣旨を周知し、理解を求めておくものとする。

(訓練)

第9条 甲および乙は、緊急情報等の放送を迅速かつ的確に行うため、平素から訓練を行うものとする。

(協定の改定)

第10条 この協定は、甲または乙の発議により、双方協議のうえ改定することができる。

(協定の期間)

第11条 この協定の期間は、平成22年10月1日から平成23年9月30日までとする。ただし、協定期間の満了1月前までに甲乙双方から異議申立てがない場合は、引き続き1年間協定期間を延長するものとし、以後も同様とする。

(前協定の解除)

第12条 平成17年10月24日に締結した前協定書については、この協定を締結したことにより解除したものとする。

(協議)

第13条 この協定に定めない事項が生じた場合は、甲乙双方が誠意をもって協議のうえ決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各1通を所有するものとする。

平成 22 年 10 月 1 日

(甲) 鯖江市長 牧野 百男

(乙) 鯖江市本町2丁目2-16

特定非営利活動法人 たんなん夢レディオ

理事長 伊藤 努

鯖江市と鯖江市管工事業協同組合の災害時における協力に関する協定

鯖江市長 牧野百男(以下「甲」という。)と、鯖江管工事業協同組合 理事長 内田正次郎(以下「乙」という。)とは、災害の発生により、鯖江市の上下水道施設が被災した場合(以下「災害時」という。)における応急復旧その他の応急措置(以下「応急対策」という。)の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

(協力の要請)

第1条 甲は、災害時において甲のみでは十分な応急対策を実施できないときには、乙に対し、応急対策への協力を要請することができる。

2 乙は、甲より前項の規定による要請を受けたときは、他の業務に優先して甲の行う応急対策に協力する。

3 甲が、国、県、他都市、日本水道協会、日本下水道協会等からの応援要請を受けて実施する応急対策に、乙の支援が必要であると認めたときは、甲は乙に対し応急対策への協力を要請することができる。

(要請手続)

第2条 前条に定める要請は、甲が災害の状況、場所、活動内容、希望する人員、機材等について、乙に連絡することにより行うものとする。

2 甲は、災害等の状況により、前項の活動要請が直接できない場合には、乙に対し公共放送等を通じて要請を行うものとする。

(協力活動)

第3条 乙は、甲から応急対策活動の実施について協力要請があったときは、原則として甲の職員の指示に基づき、資機材、車両および労力の提供その他の可能な限りの協力を行うものとする。

(活動報告)

第4条 乙は、応急対策活動が終了したときは、速やかに甲に対し応急対策活動実施報告書(様式第1号)により、自主検査結果、応急対策活動日時、応急対策活動内容、使用機材、応急対策活動に当たった組合員名およびその現場責任者、その他必要事項について報告するものとする。

(費用負担)

第5条 乙がこの協定に基づく応急対策のために要した費用については、甲が定める基準により積算し、乙の請求により甲が支払うものとする。

(損害賠償)

第6条 甲または乙は、応急対策活動に際し、それぞれの責めに帰する理由により、この協定の相手方または第三者に損害を与えたときは、賠償の責めを負うものとする。

(労災補償)

第7条 応急対策により乙の組合員の従業員が負傷し、疾病にかかりまたは死亡した場合は、乙の組合員の労災保険により補償するものとする。

(連絡責任者)

第8条 甲および乙は災害情報の伝達を正確に行うため、連絡責任者をそれぞれ定めるものとする。

(報告)

第9条 乙は、毎年4月1日現在の組合員名簿および災害時に協力できる資機材、車両および人員等を4月末日までに甲に報告するものとする。

(訓練)

第 10 条 甲および乙は、災害等の発生時に応急対策活動が迅速かつ適切に実施できるよう、必要に応じて実践的な災害訓練を実施するものとする。

(協議)

第 11 条 この協定に定めのない事項または疑義を生じた事項については、甲と乙が協議して定める。

(有効期間)

第 12 条 この協定は、平成 18 年 6 月 1 日からその効力を有するものとし、甲または乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続する。

(協定書の保有)

第 13 条 この協定の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自 その 1 通を保有する。

平成 18 年 6 月 1 日

甲 鯖江市西山町 13-1
鯖江市長 牧野 百男

乙 鯖江市屋形町 1-24
鯖江管工事業協同組合
理事長 内田 正次郎

災害時における応急救助用燃料の供給に関する協定

鯖江市（以下「甲」という。）と社団法人福井県エルピーガス協会鯖江支部（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 本協定は、災害（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害をいう。以下同じ。）が発生した場合等甲が必要とする応急救助用燃料について、液化石油ガス等（燃焼器および燃焼器を使用するために必要な設備を含む。以下「LPガス等」という。）の確保を図るために必要な事項を定めるものとする。

（応援の要請）

第2条 甲は、災害時において避難所等へのLPガス等の供給を受ける必要があると認めるときは、別記様式をもって、乙に対して、次に掲げる事項を明らかにして供給を要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等をもって要請し、事後に文書を提出するものとする。

- (1) 必要とするLPガス等の内容および数量
- (2) LPガス等を必要とする場所
- (3) LPガス等の使用目的および使用期間
- (4) その他参考となる事項

（応援の実施）

第3条 乙は、前条の規定により応援の要請を受けた場合には、LPガス等の優先供給に努めるものとする。

（報告）

第4条 乙は、前条の規定による供給が完了した場合は、文書をもって速やかに甲に対し、次に掲げる事項を報告するものとする。ただし、供給活動中における緊急を要する場合は、電話等をもって報告し、事後に文書を提出するものとする。

- (1) 供給したLPガスの容器別の数量
- (2) その他必要な事項

（連絡責任者）

第5条 第2条の規定による応援の要請に関する事項の伝達およびこれに関する連絡を円滑に行うため、甲においては鯖江市総務部市民生活課長、乙においては社団法人福井県エルピーガス協会鯖江支部長をそれぞれの連絡責任者とする。

2 連絡責任者に変更のあったときは、遅滞なくその氏名および連絡先を相互に連絡するものとする。

（LPガス等の撤去）

第6条 LPガス等の撤去の指示については、甲の連絡責任者が乙の連絡責任者に連絡を行い、乙は機材等の撤去を行うものとする。

（経費の負担）

第7条 第3条の規定による応援のために要する経費の負担は、次のとおりとする。

- (1) ガスの使用料は、災害発生直前における通常の価格を基礎として算定し、甲が負担するものとする。
- (2) 燃焼器および燃焼器を使用するための設備は、乙が無償で貸し出すものとする。
- (3) その他特別な費用が必要な場合は、事前に甲乙協議の上、決定するものとする。

(経費の支払)

第8条 前項の規定による経費の乙から甲に対する請求は、第3条の規定による応援が完了した後に行うこととする。

(協定の解除)

第9条 本協定について、甲、乙どちらか一方より協定の解除の申出があった場合は、甲乙協議の上、決定する。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項およびこの協定の実施に関して必要な事項は、甲乙が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲および乙の記名、押印の上、各自1通を保有する。

平成19年9月26日

甲 福井県鯖江市西山町13番1号

鯖江市長 牧野百男

乙 福井県鯖江市杉本町16番11号

社団法人福井県エルピーガス協会鯖江支部

支部長 岩尾 顕 治

災害時における応急対策の協力に関する協定書

鯖江市（以下「甲」という。）と社団法人福井県下水道管路維持協会（以下「乙」という。）とは、地震その他異常な自然現象により甲の下水道管路が被災した場合（以下「災害時」という。）における管路調査その他の応急措置（以下「応急対策」という。）の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時において下水道管路の応急対策に関して、その内容、費用負担その他の基本的な事項を定めることにより、下水管路の迅速な復旧を図ることを目的とする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害時において甲のみでは十分な応急対策を実施できないときは、乙に対しその協力を要請することができる。

2 乙は、甲より前項の規定による協力要請を受けたときは、他の業務に優先して甲の行う応急対策に協力するものとする。

（要請手続）

第3条 甲は、前条第一項の規定により乙に対して、その協力を要請するときは電話、FAX等により業務内容、日時、場所、必要人員、必要資機材その他必要な事項を明示して通知するとともに、後日、速やかに協力要請文書を送付するものとする。

（報告）

第4条 乙は、甲より要請された応急対策が完了したときは、速やかに甲に報告し、その検査を受けるものとする。

（経費の負担）

第5条 乙がこの協定に基づく応急対策のために要した経費については、甲が定める基準により積算し、乙の請求により甲が支払うものとする。

（情報交換）

第6条 乙は、乙の災害復旧協力規則等が変更になったときは、速やかに甲に通知するものとする。

（協議）

第7条 この協定に定めのない事項およびこの協定に関し疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

（有効期間）

第8条 この協定は、平成20年7月15日からその効力を有するものとし、甲または乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続する。

この協定の締結の証するため、本書を2通作成し、甲乙両者が記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成20年7月15日

甲 鯖江市西山町13番1号

鯖江市長 牧野百男

乙 鯖江市杉本町813番地

社団法人 福井県下水道管路維持協会

会長 酒井典康

災害時における福井県災害対策対応技術指導員の活用に関する協定書

鯖江市（以下「甲」という。）と財団法人福井県建設技術公社（以下「乙」という。）は、地震、大雨等の異常な自然現象および予期できない事象により甲が管理する道路、河川、公園、砂防施設等（以下「公共土木施設」という。）に被害（以下「災害」という。）が発生した場合、または発生するおそれがある場合の福井県災害対策対応技術指導員（以下「指導員」という。）の活用に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲が管理する公共土木施設において災害が発生した場合または発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）、乙に登録した指導員を活用し、災害の未然防止や拡大防止、被災施設の早期復旧に資することを目的とする。

（業務の内容）

第2条 この協定により甲が乙に要請できる業務は、「福井県災害対策対応技術指導員派遣制度要綱」（以下「要綱」という。）に基づき次のとおりとする。

- (1) 災害調査に関する支援に関する業務
- (2) 復旧工法に関する技術的助言に関する業務
- (3) その他市町の災害復旧事業に関する支援・助言に関する業務
- (4) 災害自主通報に関する業務

（協力要請）

第3条 甲は災害時において、乙の協力が必要と認めるときは、乙に対し、次に掲げる事項を示して支援を要請することができるものとする。

- (1) 業務の実施期間および場所
- (2) 業務の内容
- (3) その他必要な事項

2 前項の規定による要請は、派遣要請書（様式第1号。以下「要請書」という。）により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭または電話等で要請を行い、その後速やかに要請書を提出するものとする。

（業務の実施）

第4条 乙は、前条の規定による要請を受けたときは、速やかに登録がされている指導員に現地への出勤を指示し、甲と調整のうえ業務を実施するものとする。

（費用の負担）

第5条 乙の業務の実施に要する費用は、無償とする。なお、指導員の派遣に要する費用（交通費、宿泊費等）は甲が負担するものとする。

（損害賠償）

第6条 この協定に基づいて業務に従事した者（以下「従事者」という。）がその業務により負傷し、疾病にかかり、障害の状態となり、または死亡した場合における従事者に対する損害賠償等については、乙が負担するものとする。

(その他)

第7条 この協定に定めのない事項またはこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成20年7月18日

甲 鯖江市西山町13番1号
鯖江市長 牧野 百男

乙 福井市大手2丁目9番1
財団法人 福井県建設技術公社
理事長 児玉 忠

4-2-12 災害時における公共施設等の電気設備の保安対策業務の協力に関する協定書

災害時における公共施設等の電気設備の保安対策業務の協力に関する協定書

鯖江市（以下「甲」という。）と財団法人北陸電気保安協会（以下「乙」という。）は、鯖江市内に大規模な風水害、地震その他の災害が発生し、または発生するおそれがある場合（以下、「災害時」という。）において、公共施設等の電気設備の保安対策業務（以下「保安業務」という。）の実施について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、保安業務の実施に関する基本事項を定めることにより、災害時における公共施設等の迅速かつ適切な機能の維持および復旧を図ることを目的とする。

（内容）

第2条 甲は、災害時において、乙に対し次に掲げる保安業務について協力を要請することができる。この場合において、第1号を除き、施設等が電気主任技術者を定めている場合は当該電気主任技術者立会いの上、保安業務を行うものとし、施設等が電気主任技術者を定めていない場合は有資格者を立ち合わせ、保安業務を行うものとする。

ただし、緊急を要する場合は電気主任技術者の立会いがなくても要請事項に従い、有資格者の判断により業務を行うことができる。

- (1) 災害時の被災状況に関する情報の収集および報告に関する業務
- (2) 公共施設等の電力確保、復旧および復旧可否の判定に関する業務
- (3) 公共施設等の電力復旧工事の管理、監督、指導および検査に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、甲が公共施設等の電気設備の応急対策に関し必要と認める業務

（業務の体制）

第3条 乙は、前条に規定する保安業務を実施するため、緊急時の連絡体制の一覧表を甲に提出し、承認を受けるものとする。

- 2 乙は、あらかじめ災害時において提供できる資機材等を取りまとめ、その一覧表を甲に提出するものとする。
- 3 乙は、前項に規定する事項に関して変更が生じた場合は、速やかに一覧表を作成し、甲に提出するものとする。

（適格条項）

第4条 乙は、次に掲げる基準をいずれも満たしている者とする。

- (1) 市の防災対策に賛同し、善意を持って防災活動を積極的に実施する者であること。
- (2) 市から要請を受けた場合、特別な理由がない限り速やかに必要な人員を参集できる者であること。
- (3) 災害応急等に必要な資機材・物資等を常備し、または速やかに手配することが可能な者であること。
- (4) 市が発注する競争入札に参加する資格を有する者で、協定締結時に鯖江市入札参加資格停止要領に基づく資格停止を受けていない者であること。
- (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (6) 電気事業法施行規則（平成7年10月18日通商産業省令第77号）第52条の2の承認を受け、かつ、入札参加資格確認申請をする本店または営業所を市内に置き、業務を営んでいる者であること。

（業務要請手続）

第5条 甲は、災害時において、保安業務が必要と認めるときは、乙に対し、日時、場所、業務内容を指定して、文書により要請を行うものとする。ただし、緊急時には、電話等により要請し、後日文書を乙に提出するものとする。

（契約の締結）

第6条 乙は、甲より協定業務以外の業務要請を受けた場合は、公共施設等の管理者との間で保安業務の請負契約を締結するものとする。

（業務の実施）

第7条 乙は、第5条の規定に基づき業務要請を受けたときは、直ちに指定場所に職員を派遣し、甲の職員の指示に従い、保安業務に従事するものとする。ただし、その指示を受けられない場合は、要請事項に基づいて、保安業務を実施するものとする。

- 2 乙は、指定場所に職員を派遣したときは、速やかに現場責任者、出勤時間、保安用資機材等を甲に報告するものとする。

3 乙は、保安業務完了後、速やかに必要な書類を甲に提出するものとする。

(他団体との協力)

第8条 乙は、第2条の規定に基づき業務を行う際、必要に応じて電気工事関係の事業者と連携を図り、速やかに業務を遂行するものとする。

(業務の報告)

第9条 乙は、業務の進捗状況を適時に甲に報告するものとする。

2 乙は、公共施設等の被災状況および実施した業務の内容がわかる写真、当該業務に要した費用およびその費用の積算根拠ならびに業務に関する記録を整理し、速やかにこれらを甲に提出するものとする。

(費用の負担)

第10条 この協定に基づき乙が実施した業務に要した費用については、原則として甲が負担するものとする。ただし、第2条第1項第1号に掲げる業務については、乙の負担とする。

(損害の負担)

第11条 この協定に基づき乙が実施した保安業務により生じた損害に対する補償については、甲、乙協議して定めるものとする。

(従事者の災害補償)

第12条 保安業務に従事した者が当該業務において負傷、疾病または死亡したときは乙が補償するものとする。

(訓練等の実施)

第13条 乙は、1年に1回以上、情報伝達等の訓練を実施し、災害時の対応に備えるものとする。また、甲より要請があった場合は、市が行う総合防災訓練に参加するものとする。

(協定の効力)

第14条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の1月前までに、甲または乙から解約の申出がない場合は、1年間効力を有するものとし、以降も同様とする。

(協定の解除)

第15条 甲または乙において、協定を継続できない事情が生じたときは、双方協議の上、この協定を解除できるものとする。また、協定の解除は、期間満了の日までの1月間でもできるものとする。

(その他)

第16条 この協定に定めのない事項および疑義が生じた事項は、その都度、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成21年2月25日

甲 鯖江市西山町13番1号
鯖江市長 牧野 百男

乙 富山市桜橋通り3番1号
財団法人 北陸電気保安協会
理事長 長田 武嗣

災害時における応急対策業務に関する協定

鯖江市（以下「甲」という。）と鯖江市造園業協会（以下「乙」という。）とは、災害が発生し、または発生するおそれがある場合（以下「災害」という。）の応急対策業務の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害が発生した場合において、甲の要請に応じ、乙が必要な応急対策業務を迅速かつ的確に実施するために必要な事項を定めるものとする。

（対象となる災害）

第2条 この協定の対象となる災害は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害をいう。

（応急対策業務の内容）

第3条 応急対策業務において実施する作業の内容は、次に掲げるとおりとする。

- （1）住民等の建築物の崩壊に伴う、人命救助のための障害物除去作業
- （2）災害により住居およびその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去作業
- （3）甲が管理する施設の機能確保等のための緊急を要する応急復旧作業
- （4）緊急を要する建設資機材または、労務の調達および輸送
- （5）その他甲が必要と認める応急作業

（応急対策業務の要請）

第4条 甲は、前条の応急対策業務の実施について乙の協力が必要であると認めるときは、次に掲げる事項を記載した応急対策業務要請書（様式第1号）により、乙に対し、応急対策業務の実施を要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により要請し、事後に応急対策業務要請書を提出するものとする。

- （1）応急対策業務の実施場所
- （2）応急対策業務の内容
- （3）応急対策業務の実施期間
- （4）その他必要な事項

（応急対策業務の実施）

第5条 乙は、前条の規定による要請を受けた場合は、特別の事情がない限り、当該要請に速やかに応じるものとする。

（報告）

第6条 乙は、前条の規定により応急対策業務を実施し、完了した場合は、次に掲げる事項を記載した応急対策業務報告書（様式第2号）により、甲に対し、報告するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により報告し、事後に応急対策業務報告書を提出するものとする。

- （1）応急対策業務の実施場所
- （2）応急対策業務の内容
- （3）応急対策業務に従事した要員、車両、資機材
- （4）応急対策業務の実施期間
- （5）その他必要な事項

（経費の負担）

第7条 この協定に基づく応急対策業務に要する経費は、甲が負担するものとする。

2 前項の経費の算出については、乙より提出された報告内容を確認し、甲が採用する積算基準に基づき甲および乙が協議のうえ、決定するものとする。

(補償)

第8条 この協定に基づいて応急対策業務に従事した者（以下「従事者」という。）が本業務において負傷もしくは疾病にかかり、または死亡した場合の損害補償については、原則として従事者の使用者の責任において行うものとする。

2 業務の実施により第三者に損害を与えた場合の補償は、甲および乙が協議のうえ行うものとする。

(防災訓練等)

第9条 この協定に基づく応急対策業務が円滑に行われるよう、甲および乙は、必要な訓練を適時実施するものとする。

2 乙は、地域で行われる防災訓練等にできる限り協力するとともに、地域の防災力の強化に積極的に協力するものとする。

(協力体制)

第10条 この協定に基づく協力要請を迅速かつ確実に行うため、乙はこの協定の締結に際し、次に掲げる資料を備え、甲に提出するものとする。

(1) 連絡体制（連絡担当者、休日、夜間連絡先等）

(2) 技術職員名簿（造園施工管理技士等）

(3) 保有建設資機材等（建設機械、建設器具、運転有資格者等）

2 乙は、提出資料の記載内容に変更が生じ、甲が必要と認めた場合は、変更後の資料を甲に提出しなければならない。

(有効期限)

第11条 この協定の有効期限は、協定締結の日から1箇年とする。ただし、期間満了の1箇月前までに甲および乙のいずれからも解除等の申し出がない場合は、その都度協定を更新したものとする。

(その他)

第12条 この協定に定めのない事項およびこの協定に関し疑義が生じたときは、その都度、甲および乙が協議のうえ、決定するものとする。

甲と乙は、本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、双方記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成 21年 9月16日

甲 福井県鯖江市西山町13番1号
鯖江市長 牧野 百男

乙 鯖江市西番町6番44号
鯖江市造園業協会
会長 寺尾 正行

災害時における電気設備等の応急対策業務に関する協定書

鯖江市（以下「甲」という。）と鯖江電気設備協会（以下「乙」という。）とは、地震・風水害その他の異常な自然現象により、鯖江市内の甲が管理する施設の電気設備が被災した場合（以下「災害時」という。）における、乙の応急対策業務に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時における甲が行う市有施設の電気設備の機能確保および復旧に対する乙の応急対策業務に関して、必要な事項を定めることにより、その施設の電気設備の迅速な復旧を図ることを目的とする。

（応急対策業務の内容）

第2条 甲が乙に要請する応急対策業務（以下「業務」という。）の内容は、次のとおりとする。

- (1) 災害時における電気設備の損壊箇所等の被害状況把握および報告
- (2) 災害時における電気設備の応急措置・応急復旧工事
- (3) その他特に要請のあった事項

（協力要請）

第3条 甲は、前条の要請を行うときは、業務の内容を明示して、文書により乙に要請するものとする。ただし、緊急を要するときは口頭または電話等で要請し、その後すみやかに文書を送付するものとする。

2 甲は、前項の規定による要請を行うときは、災害の状況その他第2条に規定する業務の実施に必要な情報を、乙に提供するものとする。

（実施）

第4条 乙は、甲から要請があったときは、特別の理由がない限り、甲に対しすみやかに協力するものとする。

2 乙は、通信の不通等によって前項の規定による要請が行われない場合において、第2条に規定する業務の実施が必要であると認められる災害の発生を確認したときは、前項の例により直ちにこれを行うものとする。

3 乙が業務を行う場合、現地に甲の職員が派遣されていないときは、乙は甲に連絡をとり、その指示に従い乙の責任において施工できるものとする。

（報告）

第5条 乙は、前条の規定により業務を実施したときは、甲に対しすみやかに次に掲げる事項を文書により報告するものとする。ただし、緊急を要するときは口頭または電話等で報告を行い、その後すみやかに報告書を提出するものとする。

- (1) 実施した業務の内容、人員および期間
- (2) 使用した機械および稼働期間
- (3) 消費した資材、燃料
- (4) その他必要な事項

（費用負担）

第6条 乙の応急対策業務の実施に要する経費は実経費にて算出し、甲の負担とする。ただし、第2条第2号に規定する応急復旧作業のうち、甲と工事請負契約の締結により実施する場合は、甲の有する積算基準にて算出する。なお、経費の支払いについては、甲と応急対策業務に従事した所属会員間にて契約等を締結のうえ行うものとする。

(災害補償)

第7条 業務に従事した作業員が、当該業務の実施による負傷または死亡した場合の災害補償については、業務に従事した乙の所属会員の負担とする。

(損害補償)

第8条 業務の実施により第三者に損害を与えた場合の補償は、甲および乙が協議のうえ行うものとする。

(防災訓練等)

第9条 乙は、災害時の対応に備えるため甲より要請があった場合には、甲が自ら行う防災総合訓練に積極的に参加するものとする。

(協力体制)

第10条 乙は、業務をすみやかに施行するため業務に携わる者、災害時の連絡網、装備品等を甲に報告するものとする。

2 乙は、甲が避難所として所有または管理する施設を、毎年10箇所程度無償にて電気設備点検を実施するものとする。ただし、甲が点検を実施している施設については除くものとする。

(連絡責任者)

第11条 甲および乙は、この協定に基づく協力要請を迅速かつ確実に実施するため、あらかじめ連絡責任者を定めておくものとする。

(協定の期間および更新)

第12条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の日の1ヶ月前までに、甲または乙のいずれからも別段の申し出がなされないときは、期間満了の日から起算して1年間更新されたものとし、以降も同様とする。

(その他)

第13条 この協定について疑義が生じたとき、または定めのない事項は、その都度甲および乙が協議のうえ定めるものとする。

この協定書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲および乙は記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成22年10月8日

(甲) 鯖江市西山町13番1号

鯖江市長 牧野 百男

(乙) 鯖江市二丁掛町第14号20番地

鯖江電気設備協会
会長 笹木 吉右エ門

災害時における測量・調査等の応急対策業務に関する協定書

鯖江市（以下「甲」という。）と社団法人福井県測量設計業協会（以下「乙」という。）とは、地震・大雨等の異常な自然現象および予期できない事象により、甲が管理する道路、河川、水路、砂防施設、公園、上水道施設、下水道施設、農林業用施設等（以下「公共土木施設」という。）に被害が発生した場合または被害が発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における応急対策業務の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時において、甲が応急対策等を実施するにあたり、乙がこれを支援するため、必要な機材や技術者の確保およびその動員の方法を定め、甲と乙が協力して災害の未然防止や拡大防止、被災施設の早期の機能復旧工事（以下「応急復旧工事」という。）に資することを目的とする。

（応急対策業務の内容）

第2条 甲が乙に協力を要請する応急対策業務は、次に掲げるものとする。

- (1) 公共土木施設の被災状況および急傾斜地の崩壊、土石流その他の土砂災害の状況に関する情報の収集および報告に関する業務
- (2) 災害時の公共土木施設の応急復旧工事に関する調査、測量および設計業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、甲が公共土木施設の復旧に関し必要と認める業務

（応急対策業務の実施体制）

第3条 乙は、前条の応急対策業務を迅速に実施するために必要な技術者等の確保、動員の方法を事前に定め、その実施体制および連絡系統を示した表（以下「実施体制表等」という。）を甲に提出する。

2 乙は、実施体制表等に変更が生じた場合には速やかに甲に報告するものとする。

（協力の要請）

第4条 甲は災害時において、乙の協力が必要であると認めるときは、次に掲げる事項を記載した応急対策業務要請書（様式第1号）により、乙に対し、応急対策業務の実施を要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により要請し、事後に応急対策業務要請書を提出するものとする。

- (1) 応急対策業務の実施場所
- (2) 応急対策業務の内容
- (3) 応急対策業務の実施期間
- (4) その他必要な事項

（応急対策業務の実施）

第5条 乙は、前条の規定による要請を受けたときは、乙に所属する会員（以下「所属会員」という。）から、鯖江市競争入札参加者名簿登載の有無を鯖江市に確認のうえ速やかに業者を選定し、選定業者名（以下「業務従事業者」という。）を業務従事業者選定通知書（様式第2号）で、甲および業務従事業者へ通知するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により通知し、事後に業務従事業者通知書を提出するものとする。

2 甲および業務従事業者は、直ちに業務の請負について覚書を締結するものとし、業務従事業者は覚書締結後、速やかに現地へ出動し、応急対策業務を実施するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭等により意思を確認し、事後に覚書を締結するものとする。

3 甲および業務従事業者は、前項により覚書を締結したときは、原則、速やかに業務の請負契約を締結するものとする。ただし、賃金等の支払いについては除くものとする。

4 甲は、業務従事業者に対し、応急対策業務を実施するために必要な情報を提供するものとする。

(実施報告)

第6条 業務従事者は、応急対策業務を完了したときは、甲に対し、次に掲げる事項を応急対策業務報告書(様式第3号。以下「報告書」という。)により、報告するものとし、契約内容により成果品を提出するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により報告し、その後速やかに応急対策業務報告書および成果品を提出するものとする。

- (1) 応急対策業務の実施場所
- (2) 応急対策業務の内容
- (3) 応急対策業務の実施期間
- (4) その他必要な事項

(経費の負担)

第7条 業務従事者の応急対策業務の実施に要する費用は、実際に要した経費とし、甲の負担とする。ただし、設計業務等委託契約を締結して実施するものについては、甲が別に定める積算基準にて経費を算出するものとし、その契約に基づき経費の支払いを行なうものとする。

(損害補償)

第8条 この協定に基づいて応急対策業務に従事した者が本業務において負傷もしくは疾病にかかり、または死亡した場合の損害補償については、原則として業務従事者の責任において行うものとする。
2 業務の実施により第三者に損害を与えた場合の補償は、甲および業務従事者が協議のうえ行うものとする。

(有効期限)

第9条 この協定の有効期限は、協定締結の日から1箇年とする。ただし、期間満了の1箇月前までに甲および乙のいずれからも解除等の申し出がない場合は、その都度協定を更新したものとする。

(その他)

第10条 この協定に定めのない事項およびこの協定に関し疑義が生じたときは、その都度、甲および乙が協議のうえ、決定するものとする。

甲と乙は、本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、双方記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成22年10月13日

甲 福井県鯖江市西山町13番1号
鯖江市長 牧野 百男

乙 福井県福井市花堂北1丁目7番5号
社団法人福井県測量設計業協会
会長 若林 喜久男

鯖江市と三菱電機株式会社福井営業所の災害時における協力に関する協定

鯖江市（以下「高」という。）と三菱電機株式会社 福井営業所（以下「乙」という。）は、災害の発生により、鯖江市の上水道施設が被災した場合（以下「災害時」という）における応急復旧その他の措置の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（協力の要請）

- 第1条 甲は、災害時において、甲のみでは乙の納入設備の十分な応急対策を実施できない時には、おつに対し、応急対策への協力を要請することができる。
- 2 乙には、甲より前項の規定による要請を受けたときには、可能な限り甲の行う応急対策に協力する。

（災害時における協力）

- 第2条 甲の区域内において震度5弱以上の地震が発生し、または同等以上の災害が発生し、もしくは発生する恐れがある場合において、甲は乙に対し衛星携帯電話の提供について要請を行うものとする。
- 2 乙は、前項に掲げる要請があった時は、衛星携帯電話1台を甲が指定する場所（鯖江市上水道管理センター）に、乙の負担により提供するものとする。
- 3 乙は、衛星携帯電話の本体費用を含むその他一切の費用を負担するものとする。
- 4 甲は、第1項に掲げる要請を行うときは、救援物資無償提供要請書（様式第1号）を乙に提供するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭または電話により要請を行うことができるものとし、後日速やかに救援物資無償提供要請書を提出するものとする。

（期間）

- 第3条 この協定の有効期間は、協定締結の日から2年間とする。ただし、この協定の有効期間満了前に、甲乙いずれから協定解消の申し出がない限り、この協定を1年間継続するものとし、以後も同様とする。
- 2 前項の解消の申し出は、1ヶ月前までに相手方に申し出るものとする。

（協議）

- 第4条 この協定に定めるもののほか、この協定の実施に関し必要な事項その他この協定に定めのない事項については、その都度甲乙間で協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成23年8月9日

甲	福井県鯖江市西山町13番1号
	鯖江市長 牧野百男
乙	福井県福井市大手三丁目4番1号
	三菱電機株式会社 福井営業所
	所長 村上隆英

鯖江市と荏原商事株式会社福井支店・株式会社創和テックの災害時における協力に関する協定

鯖江市長 牧野百男（以下「甲」という。）と、荏原商事株式会社福井支店 支店長 安本富茂・株式会社創和テック 代表取締役 清水保敬（以下「乙」という。）とは、災害の発生により、鯖江市の上水道施設が被災した場合（以下「災害時」という。）における応急復旧その他の応急措置（以下「応急対策」という。）の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（協力の要請）

第1条 甲は、災害時において甲のみでは十分な応急対策を実施できない時には、乙に対し、応急対策への協力を要請することができる。

2 乙は、甲より前項の規定による要請を受けたときは、他の業務に優先して甲の行う応急対策に協力する。

3 甲が、国、県、他都市、日本水道協会等からの応援要請を受け、実施する応急対策に、乙の支援が必要であると認めたときは、甲は乙に対し応急対策への協力を要請することができる。

（要請手続）

第2条 前条に定める要請は、甲が災害の状況、場所、活動内容、希望する人員、機材等について、乙に連絡することにより行うものとする。

2 甲は、災害等の状況により、前項の活動要請が直接できない場合には、乙に対し公共放送等を通じて要請を行うものとする。

（協力活動）

第3条 乙は、甲から応急対策活動の実施について協力要請があったときは、原則として甲の職員の指示に基づき、資機材、車両及び労力の提供その他の可能な限りの協力を行うものとする。

（活動報告）

第4条 乙は、応急対策活動が終了したときは、速やかに甲に対し応急対策活動実施報告書（様式第1号）により、自主検査結果、応急対策活動日時、応急対策活動内容、使用資機材、応急対策活動に当たった現場責任者、その他必要事項について報告するものとする。

（費用負担）

第5条 乙がこの協定に基づく応急対策の為に要した費用については、甲が定める基準により積算し、乙の請求により甲が支払うものとする。

（損害賠償）

第6条 甲または乙は、応急対策活動に際し、それぞれの責めに帰する理由により、この協定の相手方または第三者に損害を与えたときには、賠償の責めを負うものとする。

（労災補償）

第7条 応急対策により乙の従業員が負傷し、疾病にかかりまたは死亡した場合は、乙の労災保険により保証するものとする。

（連絡責任者）

第8条 甲および乙は、災害情報の伝達を正確に行うため、連絡責任者をそれぞれ定めるものとする。

（報告）

第9条 乙は、毎年4月1日現在の災害時に協力できる人員等を甲に報告するものとする。

（訓練）

第10条 甲および乙は、災害等の発生時に応急対策活動が迅速かつ適切に実施できるよう、必要に応じて実践的な災害訓練を実施するものとする。

（協議）

第11条 この協定に定めのない事項または疑義を生じた事項については、甲と乙が協議して定める。

（有効期間）

第12条 この協定は、平成24年4月1日からその効力を有するものとするとし、甲または乙が文

書を持って協定の終了を通知しない限り、その効力を持続する。

(協定書の保有)

第13条 この協定の成立を証するため、本書3通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成24年 4月 1日

甲 鯖江市西山町13-1
鯖江市長 牧野百男

乙 福江市和田東2丁目1120番地
荏原商事株式会社福井支店
支店長 安本富茂

福江市和田東2丁目1118番地
株式会社創和テック
代表取締役社長 清水保敬

鯖江市、加賀市災害時相互応援協定書

鯖江市と加賀市（以下「協定市」という。）とは、相互扶助の精神に基づき、協定市の区域内において災害（災害対策基本法第2条第1号に規定する災害をいう。以下同じ。）が発生し、被災者救護等の応急措置の実施が十分できない場合において被災者に対する救護等を実施するための応援体制に関し、次のとおり協定を締結する。

（連絡窓口）

第1条 協定市は、必要な情報等を相互に提供することにより応援の円滑な運営を図るため、あらかじめ連絡担当部課を定めるものとする。

（応援の種類）

第2条 応援の種類は、次のとおりとする。ただし、応援を行う市の過剰な負担にならない範囲内において実施するものとする。

- （1）被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な物資、機材および車両の提供
- （2）食料、飲料水、生活必需物資その他の生活物資並びにそれらを提供するために必要な機材および車両の提供
- （3）被災者を一時収容するために必要な施設の提供およびあつせん
- （4）応援に必要な職員の派遣
- （5）災害救助ボランティアのあつせん
- （6）被災児童生徒の受入れ
- （7）前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

（応援の要請手続）

第3条 応援の要請をする場合は、次に掲げる事項を明らかにして、電話等により連絡をするとともに、速やかに文書により通知をするものとする。

- （1）被害の状況
- （2）前条第1号から第3号までに掲げる物資等の品目、規格、数量等
- （3）前条第4号に掲げる職員の職種、人数等
- （4）応援を受ける場所および応援を受ける場所への経路
- （5）応援を受ける期間
- （6）前各号に掲げるもののほか、応援を必要とする事項

（応援の実施）

第4条 応援の要請を受けた市は、直ちに必要な応援を実施するものとする。

- 2 協定市は、応援の要請がない場合であっても、収集した情報等から緊急に応援出動することが必要であると認められるときは、自主的な判断に基づき必要な応援を実施するものとする。
- 3 応援の要請を受けた市が応援を実施できない場合は、当該要請をした市に速やかにその旨を連絡しなければならない。

（指揮権）

第5条 応援を行う市の職員が応援に従事するときは、応援を受ける市の災害対策本部長の指揮に従い行動するものとする。

（応援経費の負担）

第6条 応援に要する経費の負担は、法令その他特別に定めがあるものを除くほか、原則として応援を受ける市の負担とする。

- 2 自主的な判断に基づいて行われた応援に係る経費の負担については、法令その他特別に定めがあるものを除くほか、応援を行う市の負担とする。
- 3 前2項の規定によりがたいときは、その都度協定市の間で協議して定めるものとする。

（災害補償等）

第7条 応援に派遣した職員が、負傷し、疾病にかかり、若しくは死亡した場合または負傷若しくは疾病の治癒後においても障害を有するに至った場合における本人またはその遺族に対する賠償の責務

は、応援を行う市が負うものとする。

2 応援に派遣した職員が、業務遂行中に第三者に損害を与えた場合は、その損害が応援を受ける市との往復途中において生じたものを除き、応援を受ける市がその賠償の責務を負うものとする。

(平常時における活動等)

第8条 両市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、相互に地域防災計画その他必要な資料を交換するとともに、関係者の交流を図るものとする。

(その他)

第9条 この協定の実施に関し必要な事項またはこの協定に定めのない事項については、協定市が協議して定めるものとする。

(効力の発生)

第10条 この協定は、協定を締結した日から効力を発生するものとする。

この協定の締結を証するため、立会人同席のもと、本協定書2通を作成し、協定市それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

平成 24 年 5 月 28 日

鯖江市西山町13番1号

鯖江市長 牧野百男

加賀市大聖寺南町二41番地

加賀市長 寺前秀一

(立会人)

鯖江市西山町13番1号

鯖江市議会議長 平岡忠昭

(立会人)

加賀市大聖寺南町二41番地

加賀市議会議長 岩村正秀

災害時等の応援に関する申し合わせ

国土交通省近畿地方整備局長（以下「甲」という。）と鯖江市長（以下「乙」という。）は、災害時等において、甲が乙に対する応援が円滑に行われるよう、次のとおり申し合わせを行う。

（目的）

第1条 この申し合わせは、乙が代表する地方公共団体の区域において、災害が発生または、災害が発生する恐れがある場合において、被害の拡大と二次災害防止に資するために、甲が被災直後等の緊急的な対応（以下、「応援」という。）を実施することにより、国民の安全、安心を確保し、民生の安定を保持することを目的とする。

（応援の実施時期）

第2条 甲が応援を行う時期は、次の各号のとおりとする。

- 一 鯖江市内で重大な災害の発生または、発生するおそれがある場合
- 二 鯖江市に災害対策本部が設置された場合
- 三 その他甲または乙が必要とする場合

（応援の内容）

第3条 災害時等の応援は、次の各号に掲げる内容とする。

- 一 情報の収集・提供（リエゾン〔情報連絡員〕含む。）
- 二 近畿地方整備局等職員の派遣（緊急災害対策派遣隊含む。）
- 三 災害に係る専門家の派遣
- 四 甲が保有する車両、災害対策用機械等の貸し付け
- 五 甲が保有する通信機械等の貸し付け および操作員の派遣
- 六 通行規制等の措置
- 七 その他必要な事項

（リエゾンの派遣）

第4条 第2条の各号のいずれかに該当し、乙の要請があった場合または甲が必要と判断した場合に、甲は、乙の災害対策本部等にリエゾンを派遣する。

なお、甲および乙は、相互の連絡窓口を明確にしておき派遣に関して事前に調整を図るものとする。

（リエゾンの受け入れ）

第5条 乙は、甲から派遣されるリエゾンの活動場所として、災害対策本部等に場所等を確保するものとする。

（緊急災害対策派遣隊の派遣）

第6条 第2条の各号のいずれかに該当し、乙の要請があった場合または甲が必要と判断した場合は、甲は、乙が代表する地方公共団体の区域に緊急災害対策派遣隊を派遣する。

なお、甲および乙の相互連絡は、甲から派遣されるリエゾンを通じて行うものとする。

（緊急災害対策派遣隊の受け入れ）

第7条 乙は、甲から派遣される緊急災害対策派遣隊の活動において必要となる資料（図面等）について、提供の協力をするものとする。

（緊急災害対策派遣隊の報告）

第8条 甲は、派遣した緊急災害対策派遣隊からの調査結果等の報告があった場合は、速やかに乙にその内容を提供するものとする。

（平素の協力）

第9条 甲および乙は、必要に応じ情報交換に関する防災訓練および防災に関する地図等の資料の整備に協力するものとする。

（その他）

第10条 この申し合わせに定めのない事項、疑義に関しては、その都度甲および乙が協議するものとする。

平成24年9月25日

甲 近畿地方整備局長 谷本光司

乙 鯖江市長 牧野百男

災害時における家屋被害認定調査等に関する協定書

鯖江市（以下「甲」という。）と社団法人福井県公共嘱託登記土地家屋調査士協会（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、鯖江市の区域内において、災害（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項に規定する災害をいう。）が発生した場合（以下「災害時等」という。）に、甲が乙に対して災害時等の応急対策および災害復旧に関する応援を要請するときの基本的な必要事項について定めることにより、業務を迅速に実施することを目的とする。

（応援要請の窓口）

第2条 甲および乙は、この協定に基づく応援要請を迅速かつ確実に行うため、あらかじめ連絡担当者を定めておくものとする。

（業務の内容）

第3条 甲の要請により乙が行う業務は、次に掲げるものとする。

- (1) 災害に係る住家の被害認定基準運用指針（平成21年6月内閣府）に基づく、災害時等の鯖江市内における家屋の被害認定調査および判定
- (2) 甲が発行する災害証明について、市民からの相談に対する甲の業務の補助をすること
- (3) 不動産の表示に関する登記・境界関係相談所の開設
- (4) その他甲が必要と認める業務

（業務の体制）

第4条 乙は、前条に規定する業務を実施するため、構成員の緊急時の連絡体制の一覧表を甲に提出し、承認を受けるものとする。

2 乙は、前項の一覧表において構成員に変更があった場合は、遅延なく文書により甲に届け出るものとする。この場合において、連絡体制の変更についても同様とする。

（応援要請）

第5条 甲は、乙に対し業務を要請するときは、次に掲げる事項を示して文書により応援を要請するものとする。

- (1) 業務の実施期間および場所
- (2) 業務の目的
- (3) 業務の内容
- (4) その他必要な事項

（業務の実施）

第6条 乙は、前条の規定による要請を受けたときは、速やかに業務を実施するものとする。

（秘密の保持）

第7条 乙は、業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

（他団体との協議）

第8条 乙は、甲が乙以外の団体と同一内容の協定を締結しようとするときは、その協定の相手方となろうとする団体と、事前に緊急時の協力体制および連絡体制について協議するものとする。

(実施報告)

第9条 乙は、この協定に基づき業務を実施したときは、甲に対し、次に掲げる事項を文書により報告するものとする。

- (1) 業務の実施期間および場所
- (2) 業務の内容
- (3) 業務に従事した者の氏名
- (4) その他必要な事項

(経費の負担)

第10条 甲の要請により、乙が業務に要した費用は、原則として乙が負担するものとする。

2 乙が、甲の要請により被害認定調査や相談所設置に要した資機材の費用は、災害発生前における適正な価格を基準として、甲乙協議のうえ決定し、甲が負担するものとする。

(損害賠償)

第11条 この協定に基づいて業務に従事した者（以下「従事者」という。）がその業務による負傷もしくは疾病により死亡、または障害の状態になった場合における従事者に対する損害賠償については、乙の負担とする。

(協定の解除)

第12条 甲または乙において、協定を継続できない事情が生じたときは、双方協議のうえ、この協定を解除できるものとする。

(その他)

第13条 この協定に定めのない事項および疑義が生じた事項は、その都度、甲乙協議のうえ、定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙それぞれ署名押印のうえ、各自1通を保管する。

平成24年12月25日

甲 鯖江市
鯖江市長 牧野 百男

乙 社団法人福井県公共嘱託登記土地家屋調査士協会
理事長 笠川 寛幸

鯖江市、知立市災害時相互応援協定書

鯖江市と知立市（以下「協定市」という。）とは、相互扶助の精神に基づき、協定市の区域内において災害（災害対策基本法第2条第1号に規定する災害をいう。以下同じ。）が発生し、被災者救護等の応急措置の実施が十分できない場合において被災者に対する救護等を実施するための応援体制に関し、次のとおり協定を締結する。

（連絡窓口）

第1条 協定市は、必要な情報等を相互に提供することにより応援の円滑な運営を図るため、あらかじめ連絡担当部課を定めるものとする。

（応援の種類）

第2条 応援の種類は、次のとおりとする。ただし、応援を行う市の過剰な負担にならない範囲内において実施するものとする。

- (1) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な物資、機材および車両の提供
- (2) 食料、飲料水、生活必需品その他の生活物資並びにそれらを提供するために必要な機材および車両の提供
- (3) 被災者を一時収容するために必要な施設の提供およびあつせん
- (4) 応援に必要な職員の派遣
- (5) 災害救助ボランティアのあつせん
- (6) 被災児童生徒の受入れ
- (7) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

（応援の要請手続）

第3条 応援の要請をする場合は、次に掲げる事項を明らかにして、電話等により連絡をするとともに、速やかに文書により通知をするものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げる物資等の品目、規格、数量等
- (3) 前条第4号に掲げる職員の職種、人数等
- (4) 応援を受ける場所および応援を受ける場所への経路
- (5) 応援を受ける期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか、応援を必要とする事項

（応援の実施）

第4条 応援の要請を受けた市は、直ちに必要な応援を実施するものとする。

- 2 協定市は、応援の要請がない場合であっても、収集した情報等から緊急に応援出動することが必要であると認められるときは、自主的な判断に基づき必要な応援を実施するものとする。
- 3 応援の要請を受けた市が応援を実施できない場合は、当該要請をした市に対し速やかにその旨を連絡しなければならない。

（指揮権）

第5条 応援を行う市の職員が応援に従事するときは、応援を受ける市の災害対策本部長の指揮に従い行動するものとする。

（応援経費の負担）

第6条 応援に要する経費の負担は、法令その他特別に定めがあるものを除くほか、原則として応援を受ける市の負担とする。

- 2 自主的な判断に基づいて行われた応援に係る経費の負担については、法令その他特別に定めがあるものを除くほか、応援を行う市の負担とする。
- 3 前2項の規定によりがたいときは、その都度協定市の間で協議して定めるものとする。

（災害補償等）

第7条 応援に派遣した職員が、業務遂行上に負傷し、疾病にかかり、若しくは死亡した場合または負傷若しくは疾病の治癒後においても障害を有するに至った場合における本人またはその遺族に対す

る賠償の責務は、応援を行う市が負うものとする。

2 応援に派遣した職員が、業務遂行中に第三者に損害を与えた場合は、その損害が応援を受ける市との往復途中において生じたものを除き、応援を受ける市がその賠償の責務を負うものとする。

(平常時における活動等)

第8条 両市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、相互に地域防災計画その他必要な資料を交換するとともに、関係者の交流を図るものとする。

(その他)

第9条 この協定の実施に関し必要な事項またはこの協定に定めのない事項については、協定市が協議して定めるものとする。

(効力の発生)

第10条 この協定は、協定を締結した日からその効力を発生するものとする。

この協定の締結を証するため、立会人同席のもと、本協定書2通を作成し、協定市それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

平成 25 年 1 月 31 日

鯖江市西山町13番1号

鯖江市長 牧野百男

知立市広見三丁目1番地

知立市長 林郁夫

(立会人)

鯖江市西山町13番1号

鯖江市議会議長 平岡忠昭

(立会人)

知立市広見三丁目1番地

知立市議会議長 池田滋彦

災 害 時 相 互 応 援 協 定 書

福井県鯖江市と静岡県袋井市は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生した場合において、相互の応援について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、いずれかの市に災害が発生した時に、被災市の要請に基づき応急措置を円滑に遂行するため、基本的な事項について定める。

（応援の種類等）

第2条 応援の種類および内容は、次に掲げるとおりとする。

- （1）食料、飲料水および生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- （2）被災者の救出、医療、防疫および施設の応急復旧に必要な資機材並びに物資の提供
- （3）救援および救助活動に必要な車両等の提供
- （4）救援、医療、防疫および応急復旧活動に必要な職員の派遣
- （5）災害救助ボランティアの斡旋
- （6）被災児童生徒の受入
- （7）被災者の一時収容の為の施設の提供および住宅の斡旋
- （8）前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

（応援の手続）

第3条 応援を要請する市は、次に掲げる事項を明らかにし、文書により要請するものとする。ただし、緊急の場合は、口頭、電話または電信により応援を要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

- （1）被害および被害が予想される状況
- （2）前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資等の品名および数量
- （3）前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種、人員および現場での従事内容
- （4）応援場所、応援場所の経路および現場付近の状況
- （5）応援の期間および必要とされる装備品
- （6）前各号に掲げるもののほか必要な事項

（応援の実施）

第4条 応援を要請された市は、可能な限りこれに応ずるよう取り組むものとする。

- 2 協定市は、応援の要請が無い場合であっても、収集した情報等から緊急に応援出動することが必要であると認められる時は、自主的な判断に基づき必要な応援を実施するものとする。
- 3 応援の要請を受けた市が応援を実施できない場合は、当該要請をした市に速やかにその旨を連絡するものとする。

（経費の負担）

第5条 応援に要する経費の負担は、法令その他別に定めがあるものを除くほか、次のとおりとする。

- （1）職員の派遣に要する経費は、応援を行う市が負担するものとする。
- （2）前号に掲げるもののほか、応援物資の調達その他応援に要する経費は、原則として応援を受けた市が負担するものとする。

（指揮権）

第6条 応援を行う市の職員が応援に従事する時は、応援を受ける市の災害対策本部長の指揮に従い行動するものとする。

（連絡責任者）

第7条 第3条の規定による応援の手続きを、緊急時において確実かつ円滑に行うため、両市に連絡責任者を置くものとする。

（体制の整備）

第8条 両市は、この協定に基づく応援を円滑に行うため、必要な体制の整備に努めるものとする。

（雑則）

第9条 この協定の実施に関し、必要な事項およびこの協定に定めのない事項は、両市が協議して定めるものとする。

(適用日)

第10条 この協定は、平成25年3月4日から適用する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、両市記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成25年3月4日

福井県鯖江市長 牧野百男

静岡県袋井市長 原田英之

(立会人)

福井県鯖江市議会議長 平岡忠昭

(立会人)

静岡県袋井市議会議長 寺井紗知子

4-2-23 災害時における公共土木施設の応急対策に関する協定

災害時における公共土木施設の応急対策に関する協定

鯖江市長（以下「甲」という。）と社団法人鯖江建設業会（以下「乙」という。）とは、豪雨、地震その他の自然現象により、鯖江市が管理する道路、河川、水路、砂防施設その他の公共土木施設（以下「公共土木施設」という。）が被災した場合、もしくは被災する恐れがある場合（以下「災害時」という。）における応急対策業務に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時において公共土木施設の機能の復旧、確保に対する応急対策業務に関して、その内容、費用の負担その他の基本的な事項を定めることにより、公共土木施設の迅速な復旧を図ることを目的とする。

（応急対策業務の内容）

第2条 乙が行う応急対策業務は、次に掲げるものとする。

- (1) 公共土木施設の被災状況および急傾斜地の崩壊、土石流その他の土砂災害の状況に関する情報の収集および報告に関すること
- (2) 損壊した公共土木施設の応急の復旧、公共土木施設からの障害物の除去、その他公共土木施設の機能の確保または回復を図るための措置、ならびにこれらの措置に要する建設資材および労務の提供に関すること
- (3) 前2号に掲げるもののほか、甲が必要と認める公共土木施設の復旧に関すること

（業務従事者の選定）

第3条 甲は、公共土木施設が被災し、応急対策業務を必要とするときは、甲乙協議により、業務従事者を選定するものとする。

（業務の実施）

第4条 甲は、業務従事者に対し、第2条に規定された業務の実施に関して、その具体的な内容を指示するものとする。

- 2 業務従事者は、前項で規定された業務のほか、公共土木施設の機能の維持または回復のため、応急対策業務を実施することが特に必要であると認めたときは、甲の了解を得たうえで、当該業務を実施することができる。
- 3 前2項の規定により実施する業務は、原則として仮応急にかかるものとし、緊急かつ最低限のものとする。
- 4 業務従事者は、第2項の業務を実施したときは、遅滞なく当該業務の内容を、乙を経由して甲に報告しなければならない。

（業務の報告）

第5条 業務従事者は、業務の進捗状況を、適宜甲および乙に報告するものとする。

- 2 業務従事者は、公共土木施設の被災状況および実施した工事の内容がわかる写真、当該工事に要した費用およびその費用の積算根拠ならびに業務に関する記録を整理し、速やかに乙を経由して甲に提出するものとする。

（費用の負担）

第6条 甲は、本業務に要する費用を負担する。ただし、第2条第1号に掲げる業務（情報の収集および報告）については、原則として乙の負担とする。

(応急対策業務に関する契約の締結)

第7条 甲および乙は、乙が第2条に規定する応急対策業務を実施しようとするときは、速やかに、覚書を締結することとする。

2 甲と業務従事者とは、第4条の規定により、応急対策業務を実施しようとするときは、速やかに、業務の請負契約を締結するものとする。

(従事者に対する損害賠償)

第8条 業務に従事した者が当該業務により負傷し、もしくは疾病に罹り、または死亡した場合における当該罹災者に対する損害は、乙が賠償するものとする。

(その他)

第9条 この協定について疑義が生じたとき、または定めのない事項は、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成25年12月1日

甲 鯖江市長 牧野 百男

乙 一般社団法人 鯖江建設業会

代表理事 佐々木 義和

災害時における生活物資等の供給協力に関する協定書

鯖江市（以下「甲」という。）と福井県民生活協同組合（以下「乙」という。）は、災害時における生活物資等の供給協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、鯖江市の区域内において、気象災害、地震災害、原子力災害およびその他の災害が発生し、またはその恐れがある場合（以下「災害時等」という。）に、甲と乙が相互に協力して市民生活の安定を図るため、生活物資の供給協力に関する事項について定めるものとする

（生活物資供給の協力要請）

第2条 災害時等において、甲が生活物資を必要とするときは、乙に対して乙の保有商品の供給について協力を要請することができる。

2 大地震などの大規模災害により、甲が市外へ広域的に避難した場合、避難先の場所からも、甲は乙に対して、前項の規定による要請をすることができる。ただし、乙が運搬できる範囲内の限りとする。

（生活物資供給の協力実施）

第3条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、保有商品の優先供給および運搬に対する協力等に積極的に努めるものとする。

2 乙は、別紙実施細目により、避難経過を段階別にわけ、必要な生活物資等の供給を行うものとする。

（生活物資供給の要請手続き）

第4条 甲の乙に対する要請は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは電話等をもって要請し、後日文書を提出するものとする。

2 甲と乙は、連絡体制について常に点検、改善に努めるものとする。

（生活物資の運搬）

第5条 生活物資の運搬は、乙の指定する者が行うものとする。また、乙は必要に応じ甲に対して運搬の協力を求めることができる。

（費用）

第6条 乙が供給した商品の対価および乙が行った運搬等の費用については、甲が負担するものとする。

（ボランティア活動）

第7条 乙は、乙の組合員のボランティア活動を推進し、甲はこれに協力するものとする。

（協議）

第8条 この協定に定める事項を円滑に推進するために、甲と乙は、定期的に協議を行うものとする。

（細目）

第9条 この協定を実施するため必要な事項については、別に定めるものとする。

（定めのない事項）

第10条 この協定に定めのない事項、または疑義を生じた事項については、その都度、甲と乙が協議のうえ決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、各自1通を保管する。

平成25年9月4日

甲 鯖江市
鯖江市長 牧野 百男

乙 福井県民生活協同組合
理事長 竹生 正人

災害時における一般廃棄物収集運搬に関する協定書

鯖江市（以下「甲」という。）と鯖江市一般廃棄物協会（以下「乙」という。）は、鯖江市内において災害（災害対策基本法第2条第項に規定する災害をいう。）が発生した場合において、一般廃棄物の収集運搬に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時において一般廃棄物の収集運搬を迅速かつ円滑に行い市民生活の安定を図るために必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において「一般廃棄物」とは、災害時において一般世帯および、避難所等（広域避難所を含む）から排出される（し尿は除く）ものをいい、災害により倒壊および、焼失した建築物、構造物等の解体撤去に伴って発生するものは除くものとする。

（協力要請の手続き）

第3条 この協定において甲は、第1条の規定により乙に協力を要請するときは、次に掲げる事項を書面により乙に通知するものとする。

- (1) 要請の内容
- (2) 一般廃棄物の収集運搬の場所
- (3) 一般廃棄物の搬入先
- (4) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

2 前項の規定に関わらず、緊急を要する場合に甲は、乙に対し口頭により協力を要請できるものとし、事後速やかに乙に対し書面を交付しなければならない。

（協定業務の発動）

第4条 この協定の定める災害時の協定業務は、原則として甲が災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行った時をもって発動する。

（一般廃棄物収集運搬の実施）

第5条 乙は、甲から協力要請があった場合は必要な人員、車両を調達し優先的に協力するものとする。また、広域避難先においても、必要な人員の確保および車両を運搬し、広域避難先での収集運搬業務を実施する。

2 乙は甲からの協定業務を実施したときは、実施後速やかに実施状況を甲に書面にて報告するものとする。

（費用の負担）

第6条 当該年度に締結している一般廃棄物収集業務委託契約（以下、「契約」という。）に基づく、人員、収集時間、車両台数を超えない範囲での協定業務の実施については無償とする。ただし、協定業務の遂行に関し、契約の範囲外で要した費用の負担については、甲、乙協議の上決定するものとする。

（報告）

第7条 乙は甲に対し、協定業務に従事した者が死亡、負傷、疾病または傷害の状態となった場合は速やかに事故報告書により報告するものとする。

また協定業務を実施した場合も実施報告書により報告するものとする。

（協定業務従事者に対する損害賠償）

第8条 協定業務に従事した者が、そのため死亡、負傷、疾病、または傷害の状態となったときのその者または、その者の遺族に対する災害補償については、乙の加入する労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の補償給付によるものとする。

（協議）

第9条 この協定に定めない事項および、疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

（有効期限）

第10条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲または乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有する。
平成25年12月18日

甲 鯖江市長 牧野 百 男
乙 鯖江市一般廃棄物協会 会長 手賀 敏

災害時における応急対策業務に関する協定書

鯖江市（以下「甲」という。）と鯖江防災木づかいの会（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、鯖江市の区域内において、災害（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項に規定する災害をいう。）が発生した場合（以下「災害時等」という。）に、甲が乙に対して災害時等の応急対策および災害復旧に関する応援を要請するときの基本的な必要事項について定めることにより、業務を迅速に実施することを目的とする。

（応援要請の窓口）

第2条 甲および乙は、この協定に基づく応援要請を迅速かつ確実に行うため、あらかじめ連絡担当者を定めておくものとする。

（業務の内容）

第3条 甲の要請により乙が行う業務は、次に掲げるものとする。

- (1) 災害発生時における倒壊家屋等の被害状況の把握および報告
- (2) 災害時における応急措置、応急復旧工事
- (3) 災害発生後の倒壊建物等の撤去および補修
- (4) 災害証明の発行について、市民からの相談に対する甲の業務の補助
- (5) 災害発生時における倒壊の被害が予想される建物の報告および処分
- (6) 仮設住宅の設置
- (7) その他甲が必要と認める業務

（業務の体制）

第4条 乙は、前条に規定する業務を実施するため、構成員の緊急時の連絡体制の一覧表を甲に提出し、承認を受けるものとする。

2 乙は、前項の一覧表において構成員に変更があった場合は、遅延なく文書により甲に届け出るものとする。この場合において、連絡体制の変更についても同様とする。

（応援要請）

第5条 甲は、乙に対し業務を要請するときは、次に掲げる事項を示して文書により応援を要請するものとする。なお、緊急の場合はこの限りではない。

- (1) 業務の実施期間および場所
- (2) 業務の目的
- (3) 業務の内容
- (4) その他必要な事項

（業務の実施）

第6条 乙は、前条の規定による要請を受けたときは、速やかに業務を実施するものとする。

（秘密の保持）

第7条 乙は、業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

（他団体との協議）

第8条 乙は、甲が乙以外の団体と同一内容の協定を締結しようとするときは、その協定の相手方となろうとする団体と、事前に緊急時の協力体制および連絡体制について協議するものとする。

（実施報告）

第9条 乙は、この協定に基づき業務を実施したときは、甲に対し、次に掲げる事項を文書により遅滞なく報告するものとする。

- (1) 業務の実施期間および場所
- (2) 業務の内容
- (3) 業務に従事した者の氏名

(4) その他必要な事項

(経費の負担)

第 10 条 甲の要請により、乙が業務に要した費用は、災害発生前における適正な価格を基準として、甲乙協議のうえ決定し、甲が負担するものとする。

(損害賠償)

第 11 条 この協定に基づいて業務に従事した者（以下「従事者」という。）がその業務による負傷もしくは疾病により死亡、または障害の状態になった場合における従事者に対する損害賠償については、乙の負担とする。

(協定の解除)

第 12 条 甲または乙において、協定を継続できない事情が生じたときは、双方協議のうえ、この協定を解除できるものとする。

(その他)

第 13 条 この協定に定めのない事項および疑義が生じた事項は、その都度、甲乙協議のうえ、定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書 2 通を作成し、甲乙それぞれ署名押印のうえ、各自 1 通を保管する。

平成 26 年 10 月 9 日

甲 鯖江市
鯖江市長 牧 野 百 男

乙 鯖江防災木づかいの会
代 表 笠 原 三 男

災害時における応急対策業務に関する協定書

鯖江市（以下「甲」という。）と鯖江王山ライオンズクラブ（以下「乙」という。）と看板設置事業所（以下「丙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、鯖江市の区域内において、災害（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項に規定する災害をいう。）が発生した場合（以下「災害時等」という。）に、甲が乙に対して災害時等の応急対策および災害復旧に関する応援を要請するときの基本的な必要事項について定めることにより、業務を迅速に実施することを目的とする。

（応援要請の窓口）

第2条 甲および乙は、この協定に基づく応援要請を迅速かつ確実にを行うため、あらかじめ連絡担当者を定めておくものとする。

（業務の内容）

第3条 甲の要請により乙が行う業務は、次に掲げるものとする。

- （1）災害発生時における一時避難場所の協定（協定事業所は別紙のとおり）
- （2）災害時復興の為の甲の要請に対する協力（事業毎に理事会・例会の承認を要す）
- （3）その他甲が必要と認める業務

（業務の体制）

第4条 乙は、前条に規定する業務を実施するため、構成員の緊急時の連絡体制の一覧表を甲に提出し、承認を受けるものとする。

2 乙は、前項の一覧表において構成員に変更があった場合は、遅延なく文書により甲に届け出るものとする。この場合において、連絡体制の変更についても同様とする。

（応援要請）

第5条 甲は、乙に対し業務を要請するときは、次に掲げる事項を示して文書により応援を要請するものとする。なお、緊急の場合はこの限りではない。

- （1）業務の実施期間および場所
- （2）業務の目的
- （3）業務の内容
- （4）その他必要な事項

（業務の実施）

第6条 乙は、前条の規定による要請を受けたときは、速やかに業務を実施するものとする。

（実施報告）

第7条 乙は、この協定に基づき業務を実施したときは、甲に対し、次に掲げる事項を文書により遅延なく報告するものとする。

- （1）業務の実施期間および場所
- （2）業務の内容
- （3）業務に従事した者の氏名
- （4）その他必要な事項

（経費の負担）

第8条 甲の要請により、乙が業務に要した費用は、災害発生前における適正な価格を基準として、甲乙協議のうえ決定し、甲が負担するものとする。

（他団体との協議）

第9条 乙は、甲が乙以外の団体と同一内容の協定を締結しようとするときは、その協定の相手方となろうとする団体と、事前に緊急時の協力体制について協議するものとする。

（協定の解除）

第10条 甲、乙、丙に於いていずれかまたは全部が、この事項を継続出来なくなったときは、いずれからの申し入れによっても遅延なく個別にこれを解除出来る。

(その他)

第11条 この協定に定めのない事項および疑義が生じた事項は、その都度、甲乙協議のうえ、定めるものとする。

(秘密の保持)

第12条 乙は、業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。において、協定を継続できない事情が生じたときは、双方協議のうえ、この協定を解除できるものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙それぞれ署名押印のうえ、各自1通を保管する。

平成27年9月27日

甲 鯖江市西山町13-1

鯖江市長 牧野 百男

乙 鯖江王山ライオンズクラブ

代表 三谷 一晃

災害時における石油燃料の優先供給に関する協定書

鯖江市（以下「甲」という。）と福井県石油業協同組合鯖江支部（以下「乙」という。）は、鯖江市内に大規模な気象災害、地震災害、原子力災害およびその他の災害（以下、「災害時」という。）が発生、または発生するおそれがある場合に甲と乙が相互に協力して市民生活の安定を図るため、石油燃料の優先供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲が管理する公用車の燃料、避難所、広域避難所等における暖房用燃料、その他防災資機材等の燃料の確保および供給に関する必要な事項を定めることにより、災害対応および避難者の生活支援を円滑に実施することを目的とする。

（業務の内容）

第2条 甲が乙に対し協力を要請する業務は、次のとおりとする。

- (1) 公用車用燃料の確保および供給業務
- (2) 暖房用燃料の確保および供給業務
- (3) 防災資機材用燃料の確保および供給業務
- (4) その他甲が必要と認める燃料の供給業務
- (5) 石油燃料の運搬業務

（業務の体制）

第3条 乙は、緊急時の連絡体制の一覧表を甲に提出し、承認を受けるものとする。

2 乙は、あらかじめ災害時において提供できる燃料の一覧表を甲に提出するものとする。

3 乙は、前項に規定する事項に関して変更が生じた場合は、速やかに一覧表を作成し、甲に提出するものとする。

（構成員の基準）

第4条 乙は、次に掲げる基準をいずれも満たしている者とする。

- (1) 市の防災対策に賛同し、善意を持って防災活動を積極的に実施する者であること。
- (2) 市から要請を受けた場合、必要な人員、石油燃料および運搬車両を速やかに手配することが可能であること。
- (3) 市が発注する競争入札に参加する資格を有する者で、協定締結時に鯖江市入札参加資格停止要領に基づく資格停止を受けていないこと。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

（業務要請手続）

第5条 甲は、災害時において乙に燃料を調達する必要があるときは、別紙様式1により乙に対して次に掲げる事項を明らかにして、供給を要請するものとする。ただし、緊急を要するときは口頭で要請し、事後において、文書を乙に提出するものとする。

- (1) 燃料の種類および数量
- (2) 納入場所または供給車両番号
- (3) 納入日時
- (4) その他必要事項

（他団体等との協力）

第6条 乙は、この協定に基づく協力が円滑に行われるよう必要に応じて他の石油燃料の販売業者と連携を図り、速やかに業務を遂行するものとする。

2 乙は、甲が乙以外の団体と同一内容の協定を締結しようとするときは、その協定の相手方となろうとする団体と、事前に緊急時の協力体制および連絡体制について協議するものとする。

3 乙は、前項の規定により協議した結果を、文書で甲に報告するものとする。

（業務の報告）

第7条 乙は、第2条の規定に基づき業務を実施したときは、次の各号に掲げる事項を記載し、甲に報告するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭で報告し、事後において、文書を甲に提出するものとする。

- (1) 供給年月日
- (2) 燃料の種類、数量および価格
- (3) 供給施設名または供給車両番号
- (4) 事業者名および従業者の職・氏名
- (5) その他必要な事項
(経費の負担)

第8条 甲の要請により、乙から供給を受けた燃料の代金および乙が運搬を行った場合に要する経費は、甲が負担するものとする。ただし、特別な費用が掛かるときは、事前に甲、乙協議して定めるものとする。

(価格の決定)

第9条 乙から供給を受ける燃料の価格は、災害の発生する直前時における単価契約の単価とする。ただし、大幅な価格変動があった場合には、甲、乙協議して定めるものとする。

(損害の負担)

第10条 この協定に基づく業務により生じた損害の負担は、甲、乙協議して定めるものとする。

(従事者の災害補償)

第11条 乙の構成員が、甲の要請に基づく業務を遂行中に負傷し、若しくは疾病にかかりまたは死亡した場合の補償については、乙の責任において行うものとする。

(報告)

第12条 乙は、乙に関する事業所の組織図およびその事業所の連絡先を、毎年1回書面により甲に報告するものとする。

(訓練等の実施)

第13条 乙は、1年に1回以上、情報伝達訓練を実施し、災害時の対応に備えるものとする。また、甲より要請があった場合は、市が行う総合防災訓練に参加するものとする。

(協定の効力)

第14条 この協定は、協定締結の日から効力を発生するものとし、平成28年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1月前までに、甲または乙から解約の申出がない場合には、1年間効力を有するものとし、以降も同様とする。

(協定の解除)

第15条 甲または乙において、協定を継続できない事情が生じたときは、双方協議の上、この協定を解除できるものとする。また、協定の解除は、期間満了の日までの1月間でもできるものとする。

(その他)

第16条 この協定に定めのない事項または疑義が生じたときは、その都度、甲、乙が協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通作成し、甲、乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成27年10月29日

甲 鯖江市西山町13-1

鯖江市長 牧野 百男

乙 福井県石油業協同組合鯖江支部

支部長 夏目 道男

災害時における飲料水の供給協力に関する協定書

鯖江市（以下「甲」という。）とダイドードリンコ株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における飲料水の供給協力について、次のとおり協定書を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、鯖江市の区域内において、気象災害、地震災害、原子力災害およびその他の災害が発生し、またはその恐れがある場合（以下「災害時等」という。）に、甲と乙が相互に協力して市民生活の安定を図るため、飲料水の供給協力に関する事項について定めるものとする。

（飲料水の協力要請）

第2条 災害時等において、甲が飲料水を必要とするときは、乙に対して乙の保有商品の供給について協力を要請することができる。

2 大規模災害により、甲が市外へ広域的に避難した場合、避難先の場所からも、甲は乙に対して、前項の規定による要請をすることができる。ただし、乙が運搬できる範囲内の限りとする。

（飲料水供給の協力実施）

第3条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、保有商品の優先供給および運搬に対する協力等に積極的に努めるものとする。

2 乙は、別紙実施細目により、必要な飲料水の供給を行うものとする。

（飲料水供給の要請手続き）

第4条 甲の乙に対する要請は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは電話等をもって要請し、後日文書を提出するものとする。

2 甲と乙は、連絡体制について常に点検、改善に努めるものとする。

（飲料水の運搬）

第5条 飲料水の運搬は、乙の指定する者が行うものとする。また、乙は必要に応じ甲に対して運搬の協力を求めることができる。

（費用）

第6条 乙が供給した商品の対価および乙が行った運搬等の費用については、甲が負担するものとする。

（ボランティア活動）

第7条 乙は、乙の職員のボランティア活動を推進し、甲はこれに協力するものとする。

（協議）

第8条 この協定に定める事項を円滑に推進するために、甲と乙は、定期的に協議を行うものとする。

（細目）

第9条 この協定を実施するため必要な事項については、別に定めるものとする。

（定めのない事項）

第10条 この協定に定めのない事項、または疑義を生じた事項については、その都度、甲と乙が協議のうえ決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、各自1通を保管する。

平成28年 6月21日

甲 鯖江市長 牧野 百男

乙 ダイドードリンコ株式会社

直轄営業部長 大塚 守

災害対応型自動販売機の運用および災害時における協力に関する協定書

鯖江市（以下「甲」という。）と株式会社ダイドードリンコ北陸（以下「乙」という。）は、災害対応型自動販売機（以下「自販機」という。）の運用および災害時における協力により、災害時の飲料等の供給を図り、もって、市民の生活、生命および財産の安全確保に寄与するため、次のとおり協定書を締結する。

（自販機の設置等）

第1条 乙は、甲が管理する施設内に、自販機を乙の負担により設置するものとする。なお、設置場所および台数については別添のとおりとする。

2 乙は、設置場所1台につき電気料を含むその他一切の費用として毎月1,000円を甲に対し支払うものとする。

（災害時における自販機を活用した協力）

第2条 甲の区域内において震度5弱以上の地震が発生し、または同等以上の災害が発生し、もしくは発生する恐れがある場合において、甲は災害対策本部を通じて乙に対し自販機内の飲料の提供について要請を行うものとする。

2 乙は、前項に掲げる要請があったときは、自販機内の飲料を甲に無償で提供するものとする。ただし、自販機のフリーバンド（無償提供）認定は甲が行うものとする。

3 甲は、第1項に掲げる要請を行うときは、救援物資無償提供要請書（様式第1号）を乙に提出するものとする。ただし、緊急を要するときは口頭または電話により要請を行うことができるものとし、後日速やかに救援物資無償提供要請書を提出するものとする。

（自動販売機鍵運搬方法）

第3条 乙は甲に対し緊急災害時の災害ベンダーの開錠用として鍵を預け、甲は第2条の目的に準じ運用・保管するものとする。

2 鍵の使用に関しては広報等にて周知の事実確認がなされる場合のみ使用できるものとし、その他の場合には一切使用しないこととする。

3 万が一甲が本条以外の目的での使用が確認された場合、本覚書は失効し、甲は乙に対し直ちに当該災害ベンダーの鍵を返却すると共に、乙は甲に対し損出分を請求できるものとする。

（鍵の紛失）

第4条 万が一甲が当該災害ベンダーの鍵を紛失した場合、直ちに乙に連絡すると共に、甲の負担にて鍵交換を実施するものとする。

（災害時におけるその他の協力）

第5条 乙は、第2条第1項に掲げる要請以外に甲から飲料の提供についての要請があったときは、有償で飲料の優先的な安定供給を甲に行うものとする。

2 前項の飲料の引渡し場所および費用については、甲乙協議の上定めるものとし、費用は後日、乙からの請求に基づき支払うものとする。

3 甲は、第1項の要請を行うときは、救援物資有償提供要請書（様式第2号）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭または電話により要請ができるものとし、後日速やかに救援物資有償提供要請書を提出するものとする。

（期間）

第6条 この協定の有効期間は、協定締結の日から2年間とする。ただし、この協定の有効期間満了前に、甲乙いずれかから協定解消の申し出がない限り、この協定を1年間継続するものとし、以後も同様とする。

2 前項の解消の申し出は、1ヶ月前までに相手方に申し出るものとする。

（協議）

第7条 この協定に定めるもののほか、この協定の実施に関し必要な事項その他この協定に定めのない事項については、その都度甲乙間で協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成29年2月17日

甲 福井県鯖江市西山町13番1号
鯖江市長 牧野 百男

乙 福井県福井市志比口3丁目1-25

株式会社ダイードリンク北陸
代表取締役社長 舟 木 長

災害時における地図製品等の供給等に関する協定書

鯖江市（以下「甲」という。）と株式会社ゼンリン（以下「乙」という。）とは、第1条第(1)号に定める災害時において、乙が、乙の地図製品等（第2条に定義される）を甲に供給すること等について、以下のとおり本協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、以下各号の事項を目的とする。

- (1) 甲の区域内で災害対策基本法第2条第1号に定める災害が発生し、又はそのおそれがある場合において、甲が災害対策基本法第23条の2に基づく災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）を設置したときの、乙の地図製品等の供給及び利用等に関し必要な事項を定めること。
- (2) 甲乙間の平常時からの防災に関する情報交換を通じ、甲及び乙が連携して、防災・減災に寄与する地図の作成を検討・推進することにより、市民生活における防災力の向上に努めること。

（定義）

第2条 本協定において以下の用語はそれぞれ以下の意味を有するものとする。

- (1) 「住宅地図」とは、鯖江市全域を収録した乙の住宅地図帳を意味するものとする。
- (2) 「広域図」とは、鯖江市全域を収録した乙の広域地図を意味するものとする。
- (3) 「ZNET TOWN」とは、乙の住宅地図インターネット配信サービス「ZNET TOWN」を意味するものとする。
- (4) 「ID等」とは、ZNET TOWNを利用するための認証ID及びパスワードを意味するものとする。
- (5) 「地図製品等」とは、住宅地図、広域図及びZNET TOWNの総称を意味するものとする。

（地図製品等の供給の要請等）

第3条 乙は、甲が災害対策本部を設置したときは、甲からの要請に基づき、可能な範囲で地図製品等を供給するものとする。

- 2 甲は、地図製品等の供給を求めるときは、別途定める物資供給要請書（以下「要請書」という。）を乙に提出するものとする。但し、緊急を要する場合は、甲は、電話等により乙に対して要請できるものとし、事後、速やかに要請書を提出するものとする。
- 3 乙は、地図製品等を供給するときは、甲に、別途定める物資供給報告書を提出するものとする。
- 4 本条に基づく地図製品等の供給にかかる代金及び費用は、次のとおりとする。
 - (1) 乙が供給した地図製品等の代金は、別途甲乙が合意した場合を除き有償とする。
 - (2) 地図製品等の搬送にかかる費用は、乙が負担するものとする。

（地図製品等の貸与及び保管）

第4条 乙は、第3条第1項の規定に基づく地図製品等の供給とは別途、本協定締結後、甲乙別途定める時期、方法により乙が別途定める数量の住宅地図、広域図及びID等を甲に貸与するものとする。なお、当該貸与にかかる対価については無償とする。

- 2 甲は、前項に基づき乙が貸与した住宅地図、広域図及びID等を甲の事務所内において、善良なる管理者の注意義務をもって保管・管理するものとする。なお、乙が、住宅地図及び広域図の更新版を発行したときは、乙は、甲が保管している旧版の住宅地図及び広域図について、甲から当該住宅地図及び広域図を引き取りかつ更新版と差し替えることができるものとする。
- 3 乙は、必要に応じ、甲に対して事前に通知したうえで、甲による地図製品等の保管・管理状況等を確認することができるものとする。

（地図製品等の利用等）

第5条 甲は、第1条第(1)号に基づき災害対策本部を設置したときは、災害応急対策、災害復旧・復興にかかる資料として、第3条又は第4条に基づき乙から供給又は貸与された地図製品等につき、以下各号に定

める利用を行うことができるものとする。

(1) 災害対策本部設置期間中の閲覧

(2) 災害対策本部設置期間中、甲乙間で別途協議のうえ定める期間及び条件の範囲内での複製

2 甲は、前項に基づき住宅地図の利用を開始したときは、速やかに別途定める乙の報告先に報告するものとする。また、当該住宅地図の利用を終了したときは、速やかに従前の保管場所にて保管・管理するものとする。

3 甲は、第1項にかかわらず、災害時以外の平常時において、防災業務を目的として、甲の当該防災業務を統括する部署内において、広域図及びZNET TOWNを利用することができるものとする。なお、甲は、本項に基づき広域図を複製利用する場合は、別途乙の許諾を得るものとし、ZNET TOWNを利用する場合は、本協定添付別紙のZNET TOWN利用約款に記載の条件に従うものとする。

(情報交換)

第6条 甲及び乙は、平常時から防災に関する情報交換を行うとともに、相互の連携体制を整備し、災害時に備えるものとする。

(有効期間)

第7条 本協定の有効期間は、本協定末尾記載の締結日から1年間とする。但し、当該有効期間満了の3ヶ月前までに当事者の一方から相手方に対し書面による別段の意思表示がない限り、本協定は更に1年間同一条件にて更新されるものとし、以後も同様とする。

(協 議)

第8条 甲乙間で本協定の解釈その他につき疑義又は紛争が生じた場合には、両当事者は誠意をもって協議し解決に努めるものとする。

以上、本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ各1通を保有する。

平成29年10月4日

甲) 福井県鯖江市西山町13番1号

乙) 愛知県名古屋市長上2丁目1番32号
株式会社ゼンリン

鯖江市長 牧野 百男

中部エリア統括部長 荒木 康博

災害時における帰宅困難者支援に関する協定書

(目的)

第1条 鯖江市（以下「甲」という。）と株式会社ビリオンフーズハヤシ（以下「乙」という。）は、災害（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項に規定する災害をいう。）が発生した場合（以下「災害時等」という。）に、交通が途絶した場合において、駅、事業所、学校等に滞留する多数の通勤者、通学者、観光客等のうち、帰宅が困難な者（以下「帰宅困難者」という。）を支援する災害時帰宅支援ステーション（以下「支援ステーション」という。）の設置などについて、必要な事項を定めるため、この協定を締結するものとする。

(対象店舗)

第2条 この協定に基づき対象とする店舗は、乙が経営する直営店方式またはフランチャイズ方式による店舗のうち、市内で経営する店舗（以下「対象店舗」という。）とする。

(支援ステーションの設置)

第3条 甲は、災害時に、乙に対し支援ステーションの設置を依頼することができるものとする。

2 乙は、支援ステーションの設置の可否について、甲に情報提供するものとする。

(支援の内容)

第4条 甲は、乙に対し、災害時に、対象店舗が次の各号に掲げる協力を支援ステーションとして実施することを要請することができるものとする。

- (1) 対象店舗において、帰宅困難者に対し、簡易な食料、水道水、トイレ等の提供をすること。
- (2) 対象店舗において、帰宅困難者に対し、地図等による道路情報、ラジオ等で知った通行可能な道路に関する情報を提供すること。
- (3) 甲および乙は、前各号に定めのない事項について、可能な範囲で相互に協力を求めることができるものとする。

2 甲は乙に対し、災害時に、対象店舗のうちビリオンコーヒー店舗においては、帰宅困難者が心を癒すための場所およびコーヒー等嗜好品を提供（癒しのサロン）することを要請することができるものとする。

(支援の実施)

第5条 乙は、前条の規定により甲から支援の要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、可能な範囲内において、前条に規定する支援を実施するものとする。ただし、通信の途絶等の事由により、甲が乙に要請を行うことができないときは、乙は、甲の要請を待たずに、対象店舗に対し、状況に応じ自主的に可能な範囲において支援を実施することを求めることができるものとする。

(支援ステーション・ステッカーの掲出)

第6条 乙は、対象店舗に対し、住民に対する支援ステーションとしての取組みの周知と防災に対する意識啓発のため、甲が提供する「支援ステーション・ステッカー」（以下「本件ステッカー」という。）の掲出を求めるものとする。

2 甲は、対象店舗へ掲出中の本件ステッカーの劣化等があるときは、状態を確認し必要に応じて、必要数を提供するものとする。

(経費の負担)

第7条 第4条に規定する支援の実施に要した経費は、甲が負担するものとする。

2 本件ステッカーを作成する費用は、甲が負担するものとする。

(情報の交換等)

第8条 甲および乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて、情報の交換を行うものとする。

(協定の効力)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。ただし、この期間満了の1ヶ月前までに、甲乙いずれからも協定解除の申し出がないときは、さらに1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、甲乙いずれかがこの協定を解除しようとするときは、解除しようとする日の1ヶ月前までに書面により相手方に通知するものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項およびこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲乙が協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成29年10月5日

甲 鯖江市西山町13-1

鯖江市長 牧野 百男

乙 福井市開発町8-2-3

株式会社ビリオンフーズハヤシ

代表取締役社長 林 明徳

村上市、鯖江市災害時相互応援協定書

村上市と鯖江市（以下「協定市」という。）とは、相互扶助の精神に基づき、協定市の区域内において災害（災害対策基本法第2条第1号に規定する災害および原子力災害対策特別措置法第2条第1号に規定する原子力災害をいう。以下同じ。）が発生し、被災者救護等の応急措置の実施が十分できない場合において被災者に対する救護等を実施するための応援体制に関し、次のとおり協定を締結する。

（連絡窓口）

第1条 協定市は、必要な情報等を相互に提供することにより応援の円滑な運営を図るため、あらかじめ連絡担当部課を定めるものとする。

（応援の種類）

第2条 応援の種類は、次のとおりとする。ただし、応援を行う市の過剰な負担にならない範囲内において実施するものとする。

- (1) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な物資、機材および車両の提供
- (2) 食料、飲料水、生活必需品その他の生活物資ならびにそれらを提供するために必要な機材および車両の提供
- (3) 被災者を一時収容するために必要な施設の提供およびあっせん
- (4) 応援に必要な職員の派遣
- (5) 災害救助ボランティアのあっせん
- (6) 被災児童生徒の受入れ
- (7) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

（応援の要請手続）

第3条 応援の要請をする場合は、次に掲げる事項を明らかにして、電話等により連絡をするとともに、速やかに文書により通知をするものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げる物資等の品目、規格、数量等
- (3) 前条第4号に掲げる職員の職種、人数等
- (4) 応援を受ける場所および応援を受ける場所への経路
- (5) 応援を受ける期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか、応援を必要とする事項

（応援の実施）

第4条 応援の要請を受けた市は、直ちに必要な応援を実施するものとする。

- 2 協定市は、応援の要請がない場合であっても、収集した情報等から緊急に応援出動することが必要であると認められるときは、自主的な判断に基づき必要な応援を実施するものとする。
- 3 応援の要請を受けた市が応援を実施できない場合は、当該要請をした市に対し速やかにその旨を連絡しなければならない。

（指揮権）

第5条 応援を行う市の職員が応援に従事するときは、応援を受ける市の災害対策本部長の指揮に従い行動するものとする。

（応援経費の負担）

第6条 応援に要する経費の負担は、法令その他特別に定めがあるものを除くほか、原則として応援を受ける市の負担とする。

- 2 自主的な判断に基づいて行われた応援に係る経費の負担については、法令その他特別に定めがあるものを除くほか、応援を行う市の負担とする。
- 3 前2項の規定によりがたいときは、その都度協定市の間で協議して定めるものとする。

（災害補償等）

第7条 応援に派遣した職員が、業務遂行上に負傷し、疾病にかかり、若しくは死亡した場合または負傷若しくは疾病の治癒後においても障害を有するに至った場合における本人またはその遺族に対す

る賠償の責務は、応援を行う市が負うものとする。

2 応援に派遣した職員が、業務遂行中に第三者に損害を与えた場合は、その損害が応援を受ける市との往復途中において生じたものを除き、応援を受ける市がその賠償の責務を負うものとする。

(平常時における活動等)

第8条 両市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、相互に地域防災計画その他必要な資料を交換するとともに、関係者の交流を図るものとする。

(その他)

第9条 この協定の実施に関し必要な事項またはこの協定に定めのない事項については、協定市が協議して定めるものとする。

(効力の発生)

第10条 この協定は、協定を締結した日からその効力を発生するものとする。

この協定の締結を証するため、立会人同席のもと、本協定書2通を作成し、協定市それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

平成29年10月13日

鯖江市西山町13番1号

鯖江市長 牧野 百男

村上市三之町1番1号

村上市長 高橋 邦芳

(立会人)

鯖江市西山町13番1号

鯖江市議会議長 佐々木 勝久

(立会人)

村上市三之町1番1号

村上市議会議長 三田 敏秋

災害時における特設公衆電話の設置および利用に関する協定書

鯖江市（以下「甲」という。）と西日本電信電話株式会社（以下「乙」という。）とは、災害等が発生した際に、乙の提供する非常用電話（以下「特設公衆電話」という。）の設置および利用・管理等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害発生時において、甲乙協力のもと被災者等の通信を確保するために、必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「災害等」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項に規定する災害や、甲が災害対策本部等を設置する状態をいう。
- (2) 「特設公衆電話」とは、甲乙協議のうえ定めた設置場所に、電気通信回線および電話機接続端子を施設し、災害の発生時に電話機を接続することで被災者又は帰宅困難者等（以下「被災者等」という。）へ通信の提供を可能とするものをいう。

（通信機器の管理）

第3条 甲は、本協定に基づき、災害発生時に即座に利用が可能な状態となるよう電話機を適切な場所に保管のうえ、管理することとする。

（屋内設備の管理および破損）

第4条 甲は、特設公衆電話の配備に必要な設備（電話機、端子盤、配管、引込柱等）を設置し、乙が設置する屋内配線（モジュラージャックを含む。以下同じ。）とともに、災害発生時に即座に利用が可能な状態となるよう維持に努めることとする。

2 屋内配線が甲の故意または重過失により破損した場合は、甲は乙に速やかに書面をもって報告することとする。なお、乙に対する修復に係る費用については、原則、甲が負担するものとする。

（特設公衆電話の設置）

第5条 特設公衆電話の設置に係る電気通信回線数については、甲乙協議のうえ乙が決定することとし、設置場所等の必要な情報は甲乙互いに別紙3に様式をもって保管するものとする。なお、保管にあたっては、甲乙互いに情報管理責任者を定め、その氏名を別紙1に定める様式をもって相互に通知することとする。

（特設公衆電話の移転、廃止等）

第6条 甲は、特設公衆電話の設置された場所の閉鎖、移転等の発生が明らかになった場合は、速やかにその旨を乙に書面をもって報告しなければならない。また、新たな設置場所を設ける場合は、甲は乙に対し報告することに努めるものとする。

（定期試験の実施）

第7条 甲および乙は、年に1回を目安として、災害発生時に特設公衆電話が速やかに設置できるよう、別紙2に定める接続試験を実施することに努めるものとする。

（故障発見時の扱い）

第8条 甲および乙は、特設公衆電話を設置する電気通信回線について何らかの異常を発見した場合は、速やかに相互に確認し合い、故障回復に向け協力するものとする。

（特設公衆電話の開設）

第9条 特設公衆電話の利用の開始については乙が決定するものとし、甲は特設公衆電話を速やかに設置し、被災者の通信確保に努めるものとする。ただし、設置場所の存在する地域において大規模災害が発生し、甲と乙が連絡がとれない場合は、甲の判断により利用を開始することができるものとし、甲は乙に対し開始した場所の連絡を行うものとする。

（特設公衆電話の利用）

第10条 甲は、特設公衆電話を開設した場合、被災者等が適切に利用できるよう可能な限り利用者

の誘導に努めるものとする。

(特設公衆電話の利用の終了)

第11条 特設公衆電話の利用の終了については、甲乙協議のうえ乙が決定するものとし、甲は特設公衆電話を速やかに撤去するものとする。ただし、乙が利用終了を通知する前に避難所を閉鎖した場合には、甲は速やかに特設公衆電話を撤去するとともに乙に対し撤去した場所の連絡を行うものとする。

(設置場所の公開)

第12条 乙は、災害時の通信確保のために、特設公衆電話の設置場所について甲と合意した場合、乙のホームページ上で公開するものとする。

(目的外利用の禁止)

第13条 甲は、第7条に規定する定期試験および第9条に規定する開設を除き、特設公衆電話の利用を禁止するものとする。

2 乙は、特設公衆電話の利用状況について、定期的に検査することができる。

3 甲は、乙から目的外利用の実績の報告を受けた場合、速やかに当該利用が発生しないよう措置を講じ、その旨を乙に報告するものとする。

4 前項の措置にかかわらず、甲の目的外利用が継続する場合は、抜本的な措置を甲乙協議のうえ講ずるものとする。この場合において、特設公衆電話の撤去を行うこととなった場合は、撤去に関する工事費用等および甲が目的外利用により発生した分の利用料は、甲が負担するものとする。

(協議事項)

第14条 本協定に定めのない事項または本協定の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙が誠意をもって協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成29年10月24日

甲 福井県鯖江市西山町13番1号

鯖江市長 牧野 百男

乙 福井県福井市日之出2丁目12番5号

西日本電信電話株式会社福井支店

支店長 嶋 一哲

災害時等および防災・防犯活動時等における
小型無人航空機の活用に関する業務協力協定書

鯖江市（以下「甲」という。）と株式会社オーイング（以下「乙」という。）は、災害時等および防災・防犯活動時等における小型無人航空機（以下「ドローン」という。）の活用に関する業務協力に関し、以下のとおり本協定を締結する。

（協定の趣旨）

第1条 この協定は、甲区域内において災害（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項に規定する災害をいう。）、武力攻撃事態等の他、市民の生命、身体および財産に重大な被害が生じ、または生じるおそれがある緊急の事態が発生した場合（以下「災害時等」という。）および防災・防犯活動時等に関する業務協力において、甲が乙に対してドローンによる協力を要請する際に必要な事項を定めるものとする。

（協力要請の内容）

第2条 協力要請の内容は、ドローンを活用した以下に定める業務等に協力を行うこととする。

- (1) 災害時等に初期情報収集の迅速化
- (2) 二次災害発生の防止強化
- (3) 災害時等における救援物資等の運搬
- (4) 行方不明者捜索や垂成獣の追跡等、市民の生命、身体に危害の及ぼすおそれのある場合の調査
- (5) 総合防災訓練等への参加
- (6) ドローンの操作研修会の開催
- (7) その他甲乙協議のうえ特に必要と認める事項

（協力の要請手続）

第3条 甲は、前条各号に定める業務のため必要と認めるときは、乙に対し要請書（様式第1号）により協力を要請することができる。ただし、緊急を要する場合は、書面によらず口頭、電話等により要請することとし、後日速やかに乙に要請書を提出するものとする。

（協力活動の実施）

第4条 乙の現場責任者は、甲の指定する現場指揮責任者の指示に従い、情報収集活動等を行うものとする。

（費用の負担）

第5条 乙は、甲に対して、この協定に基づく協力要請の業務終了後、業務に要した経費を請求できるものとする。その額については、甲乙協議の上、決定するものとする。

（映像等の所有権等）

第6条 第3条の協力要請による活動による映像や画像等の所有権および著作権は、甲に帰属するものとする。

（業務の報告）

第7条 乙は、協力活動を実施したときは、当該活動の完了後速やかに、その実施した活動内容等を報告書（様式第2号）により甲に報告するものとする。

（損害の負担）

第8条 第2条に定める業務等の実施に伴って生じた損害（第三者に対する損害も含む。）の補償は、乙の責任において負担するものとする。

（平常時の準備）

第9条 乙は、ドローンの運用方法等をマニュアルに定めるとともに、平常時から乙の会員のドローンの活用技術維持向上に努め、災害時における緊急連絡体制を整備するものとする。

（秘密の保持）

第10条 乙は、この協定に基づき知り得た情報は他に漏らしてはならない。業務終了後もまた同様とする。

（有効期間）

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成30年3月31日までとする。ただし、有効

期間が満了する1か月前までに、甲乙いずれからも相手方に対しこの協定を更新しない旨の申出がないときは、当該期間満了の日の翌日から起算して1年間、この協定を更新するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第12条 この協定に疑義が生じた事項または定めのない事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙署名捺印の上、各自1通を保有するものとする。

平成29年11月14日

甲 福井県鯖江市西山町13-1

鯖江市長 牧野 百男

乙 福井県三方郡美浜町大藪43号16番地
株式会社 オーイング

代表取締役社長 水野 睦實

空き家および空き地の適正管理簿の促進に関する協定

鯖江市（以下、「甲」という。）と、さばえ空き家・空き地管理協会（以下、「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、空き家等の適切な管理に関し甲乙相互の協力すべき事項を定めることにより、良好な生活環境の保全および安全で安心なまちづくりの促進に寄与することを目的とする。

（連携業務）

第2条 甲、乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について、必要に応じて相互に情報提供を行うなど、連携・協力して取り組むものとする。

（1）空き家および空き地の所有者に対して、近隣住民の日常生活に支障を及ぼさないような適正な管理等の促進に関すること。

- ① 空き家および空き地の相談に関すること。
- ② 空き家および空き地の予防に関すること。
- ③ 空き家および空き地の調査による情報収集・提供に関すること。
- ④ 空き家および空き地の適正管理等に関するセミナーの改正に関すること。
- ⑤ 空き家の簡易診断に関すること。
- ⑥ 区長・地域住民と連携した空き家および空き地の管理に関すること。
- ⑦ その他、目的を達成するために必要なこと。

（2）平時における事故の原因になり得る状態の空き家に対する危険物等の緊急撤去・補修等に関すること。

（3）災害（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項に規定する災害をいう。）発生後における倒壊家屋等の撤去・除去等に関すること。

（有効期間）

第3条 本協定の有効期間は、協定の締結日から1年間とする。ただし、有効期間が満了する日の1ヶ月前までに、甲、乙のいずれからも更新しない旨の意思表示がなされないときは、本協定は、満了の翌日から期間を1年間として同一内容で更新されるものとし、その後も同様とする。

（守秘義務）

第4条 甲、乙は、本協定の取り組みにより知り得た所有者等に関する個人情報等を適切に管理し、本協定の目的以外に使用し、または第三者に漏らしてはならない。ただし、所有者等本人の承諾を得た場合、または個人が特定できない統計情報として使用する場合はこの限りではない。

（経費の負担）

第5条 甲の要請により、乙が業務に要した費用は、適正な価格を基準として、甲乙協議のうえ決定し、甲が負担するものとする。

（損害賠償）

第6条 この協定に基づいて業務に従事したもの（以下「従事者」という。）がその業務による負傷もしくは疾病により死亡、または障害の状態になった場合における従業者に対する損害賠償については、乙の負担とする。

（権利義務の譲渡等）

第7条 甲、乙は、本協定の取り組みから生ずる権利または義務を第三者に譲渡し、または継承してはならない。

（変更）

第8条 甲、乙が本協定内容の変更を申し出た場合は、その都度甲乙協議の上、必要な変更を行うものとする。

（協議）

第9条 この協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙押印の上、各自その1通を保有する。

平成30年12月25日

甲 鯖江市

鯖江市長 牧野百男

乙 さばえ空き家・空き地管理協会

会長 奥田聖次

空き家および空き地の適正管理簿の促進に関する協定

鯖江市（以下、「甲」という。）と、特定非営利活動法人ふくい町守ネットワーク（以下、「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、空き家等の適切な管理に関し甲乙相互の協力すべき事項を定めることにより、良好な生活環境の保全および安全で安心なまちづくりの促進に寄与することを目的とする。

（連携業務）

第2条 甲、乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について、必要に応じて相互に情報提供を行うなど、連携・協力して取り組むものとする。

（1）空き家および空き地の所有者に対して、近隣住民の日常生活に支障を及ぼさないような適正な管理等の促進に関すること。

- ① 空き家および空き地の相談に関すること。
- ② 空き家および空き地の予防に関すること。
- ③ 空き家および空き地の調査による情報収集・提供に関すること。
- ④ 空き家および空き地の適正管理等に関するセミナーの改正に関すること。
- ⑤ 空き家の簡易診断に関すること。
- ⑥ 区長・地域住民と連携した空き家および空き地の管理に関すること。
- ⑦ その他、目的を達成するために必要なこと。

（2）平時における事故の原因になり得る状態の空き家に対する危険物等の緊急撤去・補修等に関すること。

（3）災害（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項に規定する災害をいう。）発生後における倒壊家屋等の撤去・除去等に関すること。

（有効期間）

第3条 本協定の有効期間は、協定の締結日から1年間とする。ただし、有効期間が満了する日の1ヶ月前までに、甲、乙のいずれからも更新しない旨の意思表示がなされないときは、本協定は、満了の翌日から期間を1年間として同一内容で更新されるものとし、その後も同様とする。

（守秘義務）

第4条 甲、乙は、本協定の取り組みにより知り得た所有者等に関する個人情報等を適切に管理し、本協定の目的以外に使用し、または第三者に漏らしてはならない。ただし、所有者等本人の承諾を得た場合、または個人が特定できない統計情報として使用する場合はこの限りではない。

（経費の負担）

第5条 甲の要請により、乙が業務に要した費用は、適正な価格を基準として、甲乙協議のうえ決定し、甲が負担するものとする。

（損害賠償）

第6条 この協定に基づいて業務に従事したもの（以下「従事者」という。）がその業務による負傷もしくは疾病により死亡、または障害の状態になった場合における従業者に対する損害賠償については、乙の負担とする。

（権利義務の譲渡等）

第7条 甲、乙は、本協定の取り組みから生ずる権利または義務を第三者に譲渡し、または継承してはならない。

（変更）

第8条 甲、乙が本協定内容の変更を申し出た場合は、その都度甲乙協議の上、必要な変更を行うものとする。

（協議）

第9条 この協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙押印の上、各自その1通を保有する。

平成30年12月25日

甲 鯖江市

鯖江市長 牧野百男

乙 特定非営利活動法人ふくい町守ネットワーク

理事長 榑原広輝

災害時における復旧支援協力に関する協定

鯖江市（以下「甲」という。）と公益社団法人日本下水道管路管理業協会（以下「乙」という。）とは、地震等の災害により甲の管理する下水道管路施設が被災したときに行う復旧支援協力に関して以下のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、乙の甲に対する復旧支援協力に関して基本的な事項を定め、災害等により被災した下水道管路施設の機能の早期復旧を行うことを目的とする。

（復旧支援協力の要請）

第2条 甲は、乙に対し災害等により被災した下水道管路施設の復旧に関し次の業務の支援を要請することができる。

（1）被災した下水道管路施設の応急復旧のために必要な業務

（2）その他甲乙間で協議して必要とされる業務

2 前項の復旧支援協力の要請に関する甲の連絡窓口は鯖江市都市整備部上下水道課、乙の連絡窓口は、公益社団法人日本下水道管路管理業協会中部支部福井県の会員とする。

3 甲の乙に対する復旧支援協力要請は支援内容を明らかにした書面により行うものとする。ただし、緊急時等で書面により難しいときは電話等で行うことができるものとし、この場合は事後において書面を提出するものとする。

4 乙は、前3項により甲の要請する業務を行うために、必要な人員・機材等をもって要請された業務を遂行しなければならない。

（費用）

第3条 この協定に基づき甲が乙に対し要請した業務にかかる費用は甲の負担とする。

（報告）

第4条 乙は、甲の要請により行った支援業務が終了したときは、すみやかに甲に対し書面をもって報告を行うものとする。

（広域被災）

第5条 甲が管轄する地域において、公益社団法人日本下水道協会が制定した「下水道事業における災害時支援に関するルール」に基づく下水道対策本部が設置された場合には、下水道対策本部による活動を優先する。

（協定期間）

第6条 この協定の期間は、協定締結の日から令和2年3月31日までとする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに甲乙双方から申出がない場合、この協定は1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

（その他）

第7条 本協定に定めのない事項や各条項に疑義が生じた場合には、甲、乙双方による協議の上決定するものとする。

2 甲又は乙がこの協定に違反した場合においては、甲又は乙は、違反した相手方への書面による通告をもってこの協定を廃止することができる。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和元年11月1日

甲 福井県鯖江市西山町13番1号
鯖江市長 牧野 百男

乙 東京都千代田区岩本町2丁目5番11号
公益社団法人日本下水道管路管理業協会
会 長 長谷川 健司

災害に係る情報発信等に関する協定

鯖江市およびヤフー株式会社（以下「ヤフー」という）は、災害に係る情報発信等に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という）を締結する。

第1条（本協定の目的）

本協定は、鯖江市内の地震、津波、台風、豪雨、洪水、暴風その他の災害に備え、鯖江市が鯖江市民に対して必要な情報を迅速に提供し、かつ鯖江市の行政機能の低下を軽減させるため、鯖江市とヤフーが互いに協力して様々な取組みを行うことを目的とする。

第2条（本協定における取組み）

1. 本協定における取組みの内容は次の中から、鯖江市およびヤフーの両者の協議により具体的な内容および方法について合意が得られたものを実施するものとする。
 - (1) ヤフーが、鯖江市の運営するホームページの災害時のアクセス負荷の軽減を目的として、鯖江市の運営するホームページのキャッシュサイトをヤフーサービス上に掲載し、一般の閲覧に供すること。
 - (2) 鯖江市が、鯖江市内の避難所等の防災情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報を平常時からヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (3) 鯖江市が、鯖江市内の避難指示等の緊急情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (4) 鯖江市が、災害発生時の鯖江市内の被害状況、ライフラインに関する情報および避難所におけるボランティア受入れ情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (5) 鯖江市が、鯖江市内の避難所等における必要救援物資に関する情報をヤフーに提供し、ヤフーが、この必要救援物資に関する情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (6) 鯖江市が、鯖江市内の避難所に避難している避難者の名簿を作成する場合、ヤフーが提示する所定のフォーマットを用いて名簿を作成すること。
2. 鯖江市およびヤフーは、前項各号の事項が円滑になされるよう、お互いの窓口となる連絡先およびその担当者名を相手方に連絡するものとし、これに変更があった場合、速やかに相手方に連絡するものとする。
3. 第1項各号に関する事項および同項に記載のない事項についても、鯖江市およびヤフーは、両者で適宜協議を行い、決定した取組みを随時実施するものとする。

第3条（費用）

前条に基づく鯖江市およびヤフーの対応は別段の合意がない限り無償で行われるものとし、それぞれの対応にかかる旅費・通信費その他一切の経費は、各自が負担するものとする。

第4条（情報の周知）

ヤフーは、鯖江市から提供を受ける情報について、鯖江市が特段の留保を付さない限り、本協定の目的を達成するため、ヤフーが適切と判断する方法（提携先への提供、ヤフーサービス以外のサービス上での掲載等を含む）により、一般に広く周知することができる。ただし、ヤフーは、本協定の目的以外のために二次利用をしてはならないものとする。

第5条（本協定の公表）

本協定締結の事実および本協定の内容を公表する場合、鯖江市およびヤフーは、その時期、方法および内容について、両者で別途協議のうえ、決定するものとする。

第6条（本協定の期間）

本協定の有効期間は、本協定締結日から1年間とし、期間満了前までにいずれかの当事者から他の当事者に対し期間満了によって本協定を終了する旨の書面による通知がなされない限り、本協定はさらに1年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

第7条（協議）

本協定に定めのない事項および本協定に関して疑義が生じた事項については、鯖江市およびヤフーは、誠実に協議して解決を図る。

以上、本協定締結の証として本書2通を作成し、鯖江市とヤフー両者記名押印のうえ各1通を保有する。

2019年12月17日

鯖江市：福井県鯖江市西山町13番1号
鯖江市長 牧野 百男

ヤフー：東京都千代田区紀尾井町1番3号
ヤフー株式会社
代表取締役 川 邊 健 太 郎

災害時等における上下水道の応急対策活動に関する協定書

鯖江市（以下「甲」という。）と株式会社NJS・E&M（以下「乙」という。）は、地震、落雷、風水害、その他の災害、漏水等事故が発生し、または発生するおそれがある場合（以下「災害等」という。）において、市民のライフラインである上下水道施設の速やかな能力回復のため、相互に協力して応急対策を実施することについて、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害等に伴い上下水道施設が被災し、または被災するおそれがある場合に、甲乙が協力して応急対策を実施することに関する事項を定め、災害等に対し迅速かつ的確に対応することを目的とする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害等の発生時において乙の応急対策活動が必要であると認めるときは、次の各号にあげる事項を明らかにし文書で協力を要請する。ただし、緊急を要するときは口頭または電話等により要請できるものとし、後日速やかに文書を送付するものとする。

- (1) 災害等の状況および上下水道施設等の被害状況
- (2) 必要とする人員数および期間
- (3) 必要とする機器類および物資の種類、数量
- (4) 応急対策の場所および内容
- (5) その他、甲が必要と認める事項

（協力の実施）

第3条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、乙の営業に支障のない限りこれを受諾し、直ちに指定場所に出動する。また、甲の職員の指示のもと要請内容に積極的に協力するものとする。

2 甲は、乙の応急対策が円滑に実施できるよう、図面等の供与、現地での誘導および諸調達について必要な援助を行う。ただし、諸調達について十分な援助を行えない場合は、前条の規定に基づき要請時に連絡するものとする。

（連絡責任者）

第4条 甲および乙は、災害等情報の伝達、応急対策の円滑な実施を図るため、連絡責任者および緊急連絡体制をあらかじめ定め相互に報告するものとする。

2 乙の連絡責任者は、甲からの要請後、応急対策出動中または活動中において、乙の職員の安全を確保できないと判断した場合は、甲の連絡責任者に報告後、応急対策活動を取りやめることができるものとする。

（応急対策等）

第5条 甲が乙に要請する応急対策は、概ね次のとおりとする。

- (1) 広報活動
- (2) 電話および窓口対応
- (3) 応急給水活動
- (4) その他、特に要請があった活動

（報告）

第6条 乙は、第3条の規定に基づく応急対策に従事した場合は、次の各号にあげる事項を甲に報告する。

- (1) 応急対策に従事した人員数および期間
- (2) 応急対策に使用した機器類の種類および使用時間
- (3) その他、甲が必要と認める事項

（費用の負担）

第7条 この協定に基づく応急対策活動のために乙が要した費用は、甲乙協議のうえ決定し、甲が負担するものとする。

（費用の請求および支払）

第8条 乙は、前条に規定する費用を請求するときは、甲が定めるところにより行うものとし、甲は、乙からの請求があったときは、その費用を速やかに支払うものとする。

(災害補償)

第9条 応急対策活動において、乙の従事者が負傷もしくは疫病にかかり、または死亡した場合は、乙の労災保険等により補償するものとする。

2 乙が、この協定に基づく応急対策活動従事中に第三者に損害を与えた場合、その賠償方法および賠償額は、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、「鯖江市上下水道お客様センター業務委託」の委託契約と同期間とする。

(その他)

第11条 この協定に定めのない事項および実施、内容について疑義が生じた場合は、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和元年12月17日

甲 福井県鯖江市西山町13番1号
鯖江市長 牧野百男

乙 東京都港区芝浦1丁目1番1号
株式会社NJS・E&M
代表取締役社長 田中 亮

災害時におけるポンプ設備の応急対策に関する協定

鯖江市長 牧野百男（以下「甲」という。）と協定締結会社 株式会社クボタ中部支社 支社長 佐塚洋隆（以下「甲」という。）および吉水建機株式会社 代表取締役 吉水かおり（以下「丙」という。）とは、災害時等における応急対策工事（ポンプ設備）の実施に関し、次のとおり協定する。

第1条 目的

本協定は、甲が管理するポンプ設備に関わる災害や故障、不具合が発生した若しくは災害が予想される場合、あらかじめ工事などの実施業者等を定めておくことにより迅速かつ的確に応急対策工事等を実施するための体制を確立するものであり、もって、災害の拡大防止と被害施設早期復旧に期することを目的とするものである。

第2条 工事の内容

1. 甲は災害発生時において必要と認める場合には、乙または丙に対し甲が所有する「別添一覧」のポンプ設備の災害の状況に関する情報の収集および報告を求めることができるものとする。
2. 甲は災害が発生しまたは発生のおそれのある場合に、必要と認める時は、災害状況に応じて乙または丙に応急対策工事を要請することができるものとする。
3. 乙または丙は前項の要請があった時は、特別な理由がない限り甲の指示により応急対策工事を実施するものとする。
4. 応急対策の主な内容は、甲が所管する「別添一覧」もポンプ設備に対する故障等の復旧とする。

第3条 体制の通知

1. 乙および丙はあらかじめ災害に備え、応急対策工事の体制について甲に書面により通知するものとする。
2. 前項の体制などに著しい変動があった場合は、速やかに甲に書面にて通知するものとする。

第4条 出動及び大気の要請

甲は、乙または丙に応急対策工事のための出動や待機を電話又は書面により要請するものとする。

第5条 訓練

乙または丙は、甲が主催または参加する防災訓練や操作訓練に甲から依頼があった場合には参加するものとする。

第6条 契約の締結および費用の負担

甲の応急対策工事に伴う出動要請があった場合は、乙または丙は速やかに工事請負契約を締結するものとする。なお、この協定に基づく応急対策業務に要する費用は甲が負担するものとする。ただし、第2条第1項に掲げる業務（情報の収集および報告）および第9条第1項に掲げる業務についての費用は、原則として乙または丙の負担とする。

第7条 工事の指示

工事の直接の指示は、当該業務対象施設を管理する所管課長が行うものとし、乙および丙は、その指示に従うものとする。

第8条 工事の実施

1. 乙または丙は、第4条に基づく出動要請があった場合は、直ちに出勤し、応急処置等の工事を実施するものとする。ただし応急対策工事は原則として仮復旧にかかるものと市、緊急かつ最低限のものとする。
2. 乙または丙の現場責任者は、出勤後遅延なく作業時間及び使用建築資材などを施設の所管課長に書面により報告するものとする。

第9条 設備点検

1. 乙または丙は、対象施設について、年1回（秋季）ポンプ設備等の点検を実施し、点検結果を甲に報告するものとする。
2. 乙または丙は、前項で実施する点検内容の計画を毎年4月末日までに甲に提出するものとする。

第10条 協定の有効期間

1. この協定の有効期間は、協定締結日から令和3年3月31日までとする。なお、本協定は、甲、乙、丙からの申し出がない限り自動継続とする。
2. 前項によりこの協定が継続された場合は、乙および丙は第3条第1項の報告を次年度用に更新し報告するものとする。
3. 本協議締結後、甲、乙、丙いずれかの申し出により、本協定は破棄できるものとする。

第11条 従事者に対する損害賠償

業務に従事したものが当該業務により負傷し、もしくは疾病に罹り、または死亡した場合における当該罹災者に対する損害は、乙または丙が賠償するものとする。

第12条 協議

この協定に定めのない事項、またはこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲、乙、丙が協議してこれを定めるものとする。

令和2年6月1日

甲 鯖江市長 牧野百男

乙 名古屋市中村区名駅三丁目22番8号(大東海ビル三階)
株式会社 クボタ中部支社

支社長 佐塚洋隆

丙 福井市成和1丁目3002番地
吉水建機株式会社

代表取締役 吉水かおり

4-2-42 災害時における宿泊施設の提供等に関する協定

災害時における宿泊施設の提供等に関する協定

鯖江市（以下「甲」という。）と福井県旅館ホテル生活衛生同業組合鯖江支部（以下「乙」という。）は、災害時における要配慮者等への支援に関して、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、災害救助法（昭和22年法律第118号）その他関係法令、鯖江市地域防災計画等に基づき甲が行う要配慮者等への支援に対する乙の協力について、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定で「災害」とは、災害救助法の適用を受ける地震、風水害、原子力災害等の災害をいう。

2 この協定で「要配慮者等」とは、次に掲げる者をいう。

一 高齢者（65歳以上の者をいう。）のうち、介護保険法（平成9年法律第123号）第19条に規定する要介護認定又は要支援認定を受けており、避難生活で特に配慮が必要な者

二 障害者（原則として身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者に限る。）のうち、避難生活で特に配慮が必要な者三 前各号に掲げる者と同一世帯の者又は介護者四 乳児およびその保護者

五 妊産婦およびその介助者

六 避難所での集団生活では健康を損なうおそれがある等、甲が特に配慮が必要と認める者

（協力の範囲）

第3条 甲の要請に基づき乙が協力する業務の範囲は、次に掲げるもののうち乙が対応可能なものとする。

一 乙の組合員が所有する宿泊施設における要配慮者等の宿泊ならびに宿泊に付随する入浴および食事の提供

二 前号の業務に係る乙の組合員等との調整

（協力の要請）

第4条 甲は、要配慮者等への支援を行うに当たり、前条に掲げる乙の協力が必要と認めるときは、乙に対し協力を要請できるものとする。

2 前項の規定による要請（以下「要請」という。）は、原則として文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭により行い、後日速やかに要請文書を送付するものとする。

3 乙は、前項の要請を受けたときは、やむを得ない事由がある場合を除き、要請に応じるものとする。

（要請への対応）

第5条 乙は、要請を受けたときは、応諾の可否を文書により回答するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭により行い、後日速やかに回答文書を送付するものとする。

2 乙は、要請に応じる場合は、速やかに乙の組合員に調査を行い、要配慮者等の受入れが可能な宿泊施設の名称、人数および期間等を取りまとめ、前項の回答と併せて甲に報告するものとする。

3 甲は、乙の協力が必要と認められる要配慮者等の情報を集約するとともに、乙と協議のうえ宿泊施設を選定し、当該要配慮者等への支援を実施するものとする。

（協力の期間）

第6条 第3条第1号に規定する業務の期間は、乙の組合員の宿泊施設で要配慮者等の受入れが可能になった日から原則7日を限度とする。ただし、乙の業務に支障をきたさない範囲とする。

（実績の報告）

第7条 乙は、第3条各号に規定する業務を実施したときは、遅滞なく実施状況を甲に報告するものとする。

（費用の負担）

第8条 甲は、乙が第3条各号に規定する業務を実施するために要した費用を負担するものとする。

2 前項の規定により甲が負担する費用の額および支払方法等は、甲と乙が協議の上、決定するものとする。

（取消料等損害賠償）

第9条 乙および乙の組合員は、要配慮者等の宿泊施設への宿泊について取消しがあった場合は、甲お

よび要配慮者等に対し、取消料等の損害賠償は要求しないものとする。

(防災訓練への参加)

第10条 乙は、甲が行う防災訓練に参加し、防災に関する知識等を習得し、災害時における対応に万全を期すよう努めるものとする。

(秘密の保持)

第11条 乙および乙の組合員は、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(協議事項)

第12条 この協定に定めのない事項およびこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲と乙が協議の上、決定する。

(実施細目)

第13条 この協定の実施に関し必要な手続きその他の事項については、実施細目で定めるものとする。

(有効期間)

第14条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1月前までに、甲乙いずれからも協定解除の申し出がないときは、更に1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和2年6月3日

甲 福井県鯖江市西山町13番1号
鯖江市長

乙 福井県鯖江市桜町三丁目3番3号
福井県旅館ホテル生活衛生同業組合鯖江支部
鯖江支部長

サバエ・シティーホテル

代表 近藤 敬一

福井県鯖江市新横江1丁目1-116

ホテルニューオサムラ

支配人 宇坪 敬太郎

福井県鯖江市東鯖江4丁目303-1

鯖江第一ホテル

代表取締役 堀 祐満

4-2-4 2-2 災害時における宿泊施設の提供等に関する協定実施細目

災害時における宿泊施設の提供等に関する協定実施細目

(趣旨等)

第1条 この実施細目は、災害時における宿泊施設等の提供に関する協定（以下「協定」という。）

第12条の規定により、協定の実施に関し必要な手続その他の事項を定めるものとする。

2 この実施細目における用語の定義は、協定の例による。

(連絡責任者)

第2条 協定の実施に関する連絡責任者は、甲にあつては鯖江市総務部防災危機管理課長、乙にあつては福井県旅館ホテル生活衛生同業組合鯖江支部長とする。

2 甲と乙は、連絡責任者等名簿（様式第1号）を作成するものとする。また、名簿の内容は毎年度4月に更新を行うものとする。

(宿泊施設)

第3条 乙の組合員は、別表1のとおりとする。

2 乙は、協定に基づく協力を円滑に実施するため、毎年度4月1日現在の組合員の宿泊施設名簿（様式第2号）を甲に提出するものとする。

(要請手続)

第5条 協定第4条第2項の要請文書は、様式第3号によるものとする。

2 甲は、前項の要請文書に記載した事項に変更が生じたときは、その都度、乙に通知するものとする。

3 協定第5条第1項の規定による要請応諾の可否の文書による回答及び同条第2項の規定による報告は、協力要請応諾等報告書（様式第4号）により行うものとする。

(協力業務)

第7条 甲は主として避難場所の提供を目的として乙に協力を要請していることから、乙の組合員が所有する宿泊施設における要配慮者等の宿泊並びに宿泊に付随する入浴及び食事の提供については、通常提供されるサービスの全てを提供することが求められるものではない。

(費用の負担)

第8条 協定第8条の規定により甲が負担する費用の種類及び額は、別表2に掲げるものを基本とし、記載のない事項については甲乙協議の上、決定するものとする。

(委託契約締結)

第9条 協定に基づく業務の実施に当たっては、甲と乙は要配慮者等の宿泊施設への避難支援に関する業務委託契約を締結するものとする。

2 乙は、委託契約書により委託料として、甲に対して前条の費用の請求を行うものとする。

(実績報告)

第10条 協定第7条の規定による実施状況の報告は、実績報告書（様式第5号）により行うものとする。

(実施細目の有効期間)

第11条 この実施細目の有効期間は、協定の有効期間と同様とする。

4-2-43 災害時における下水道管路施設の復旧支援協力に関する協定

災害時における下水道管路施設の復旧支援協力に関する協定

福井県（以下「甲」という。）および市町・組合（乙1から乙18まで）（以下、乙1から乙18までを総称して「乙」という。）と公益社団法人日本下水道管路管理業協会（以下「丙」という。）は、甲および乙の所管する下水道管路施設が地震等の災害により被災した場合（以下「災害時」という。）における丙の復旧支援協力に関して、次のとおり協定を締結する。

なお、本協定の対象となる下水道管路施設とは、甲および乙の管理する下水道法上の下水道および集落排水施設等の管渠、マンホール等の施設である。

（目的）

第1条 この協定は、災害時における丙の復旧支援協力に関する基本的事項を定め、被害の拡大防止と被災した下水道管路施設の早期復旧を行うことを目的とする。

（定義）

第2条 この協定の対象となる災害は、地震、津波、暴風、竜巻、豪雨、落雷、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、地滑りその他異常な自然現象による災害とする。

（復旧支援協力の範囲）

第3条 丙の復旧支援協力の範囲は、被災した下水道管路施設の応急復旧のため必要な業務（巡視、点検、調査、清掃および修繕）のほか、甲、乙および丙間で協議し必要とされる業務とする。

（復旧支援協力の要請）

第4条 甲および乙の丙に対する復旧支援協力の要請は、第11条に規定する甲の事務局を経由して行うこととし、甲の事務局は、甲および乙の要請をとりまとめた上で、協力内容を明らかにした書面により第11条に規定する丙の事務局を通じて行うものとする。ただし、緊急時等でこれによりがたいときは、甲および乙自らが丙の事務局へ要請することができる。

2 丙は、前項による要請があった場合は、速やかに必要な人員、機材をもって復旧支援協力を行うものとする。ただし、大規模災害等により丙が人員・機材等を調達するのに相当の時間を要すると認められる場合、復旧支援協力の実施は甲、乙および丙で協議の上で決定する。

（契約の締結および費用負担）

第5条 甲または乙は、前条第1項による要請後、丙と支援内容を協議の上、速やかに業務委託契約を締結することとする。

2 復旧支援協力を要する費用は、支援を受けた甲または乙の個々による負担とし、それぞれが丙と協議により決定するものとする。

（報告）

第6条 丙は、業務終了後速やかに、復旧支援協力を要請した甲または乙に対し、書面をもって報告する。

2 丙は、毎年3月31日現在において災害時の支援に備えて、復旧支援協力が可能な会社、提供可能な車両等の機器および人員等について、甲の事務局に報告するものとし、甲の事務局は乙に対し書面で通知するものとする。

（広域の被災）

第7条 甲および乙が管轄する地域において、公益社団法人日本下水道協会が制定した「下水道事業における災害時支援に関するルール」に基づく下水道対策本部が設置された場合、下水道対策本部による活動を優先する。

(労災および損害補償など)

第8条 支援業務において、丙の会員およびその従業員に労務災害等が発生した場合は、丙の会員の労災保険を適用するものとする。

2 支援業務の実施に伴い、第三者に損害を及ぼした場合、または丙に損害が生じた場合は、支援を受けた甲または乙と丙の両者が協議の上、対処するものとする。

(下水道台帳データの提供)

第9条 甲および乙は、下水道管路施設の調査に必要な下水道台帳の図面等をPDF等の電子データとして、丙に提供する。

2 丙は甲および乙から提供を受けた電子データを適切に保管しなければならない。

3 甲および乙は、下水道台帳に大幅な変更があった場合には、適宜、最新の電子データを丙に提供するものとする。

(下水道台帳データの開示)

第10条 丙は、甲および乙から復旧支援協力の要請があったとき、支援出動する丙の会員に対し、甲および乙から提供を受けた電子データを開示することができる。

2 支援出動する丙の会員は、丙から開示された電子データを支援業務並びに必要な報告等以外に使用してはならない。

(事務局および連絡体制)

第11条 復旧支援協力に係る甲および丙の事務局ならびに連絡先は、次のとおりとする。

(1) 甲の事務局は、福井県土木部河川課とする。

(2) 丙の事務局は、公益社団法人日本下水道管路管理業協会中部支部福井県部会とする。

(3) 甲、乙および丙の連絡先は、別表に掲げるとおりとする。

(4) 連絡先に変更があった場合、速やかに甲の事務局に連絡し、甲の事務局は別表を変更し、甲、乙および丙に通知するものとする。

(情報の保護)

第12条 甲、乙および丙は、この協定による活動を行うため、個人情報および行政情報を取り扱う場合は、その情報の保護に努めなければならない。

(合同訓練)

第13条 甲、乙および丙は、必要に応じ、情報伝達訓練等の合同訓練を行うものとする。

2 前項の合同訓練の時期および内容は、甲、乙および丙の協議により定める。

3 第1項の合同訓練を実施する場合、第10条第1項および第2項を準用する。

(協定の有効期間)

第14条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、有効期間は令和3年3月31日までとする。

2 協定の期間満了の日の1か月前までに、甲、乙または丙から書面による協定終了の意思表示がない場合は、さらに1年間その効力を継続することとし、その後においても同様とする。

(その他)

第15条 この協定に定めのない事項や各条項に疑義が生じた場合には、甲、乙および丙の協議により定めることとする。

2 甲、乙および丙は、いずれかがこの協定に違反した場合においては、違反した相手方への書面による通告をもってこの協定を廃止することができる。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙および丙がそれぞれ記名押印の上、甲および丙

が各自1通を保有し、乙は本書の写しを保有する。

令和2年6月15日

甲 福井県福井市大手3丁目17番1号
福井県知事 杉本 達治

乙1 福井県福井市大手3丁目13番1号
福井市企業管理者 谷澤 正博

乙2 福井県敦賀市中央町2丁目1番1号
敦賀市長 淵上 隆信

乙3 福井県小浜市大手町6番3号
小浜市長 松崎 晃治

乙4 福井県大野市天神町1番1号
大野市長 石山 志保

乙5 福井県勝山市元町1丁目1番1号
勝山市長 山岸 正裕

乙6 福井県鯖江市西山町13番1号
鯖江市長 牧野 百男

乙7 福井県あわら市市姫三丁目1番1号
あわら市長 佐々木 康男

乙8 福井県越前市府中一丁目13番7号
越前市長 奈良 俊幸

乙9 福井県坂井市坂井町下新庄第1号1番地
坂井市長 坂本 憲男

乙10 福井県吉田郡永平寺町松岡春日1丁目4号
永平寺町長 河合 永充

乙11 福井県今立郡池田町稲荷第35号4番地
池田町長 杉本 博文

乙12 福井県南条郡南越前町東大道第29号1番地
南越前町長 岩倉 光弘

乙13 福井県丹生郡越前町西田中第13号5番地1
越前町長 内藤 俊三

乙14 福井県三方郡美浜町郷市第25号25番地
美浜町長 戸嶋 秀樹

乙15 福井県大飯郡高浜町宮崎第86号23番地2
高浜町長 野瀬 豊

乙16 福井県大飯郡おおい町本郷第136号1番地1
おおい町長 中塚 寛

乙17 福井県三方上中郡若狭町中央第1号1番地
若狭町長 森下 裕

乙18 福井県坂井市丸岡町熊堂3字9木賊
五領川公共下水道事務組合
管理者 河合 永充

丙 東京都千代田区岩本町2丁目5番11号
公益社団法人日本下水道管路管理業協会
会長 長谷川 健司

4-2-44 災害時における下水道管路施設の復旧支援協力に関する協定

災害時における下水道管路施設の復旧支援協力に関する協定

福井県（以下「甲」という。）および市町・組合（乙1から乙18まで）（以下、乙1から乙18までを総称して「乙」という。）と公益社団法人福井県下水道管路管理業協会（以下「丙」という。）は、甲および乙の所管する下水道管路施設が地震等の災害により被災した場合（以下「災害時」という。）における丙の復旧支援協力に関して、次のとおり協定を締結する。

なお、本協定の対象となる下水道管路施設とは、甲および乙の管理する下水道法上の下水道および集落排水施設等の管渠、マンホール等の施設である。

（目的）

第1条 この協定は、災害時における丙の復旧支援協力に関する基本的事項を定め、被害の拡大防止と被災した下水道管路施設の早期復旧を行うことを目的とする。

（定義）

第2条 この協定の対象となる災害は、地震、津波、暴風、竜巻、豪雨、落雷、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、地滑りその他異常な自然現象による災害とする。

（復旧支援協力の範囲）

第3条 丙の復旧支援協力の範囲は、被災した下水道管路施設の応急復旧のため必要な業務（巡視、点検、調査、清掃および修繕）のほか、甲、乙および丙間で協議し必要とされる業務とする。

（復旧支援協力の要請）

第4条 甲および乙の丙に対する復旧支援協力の要請は、第12条に規定する甲の事務局を經由して行うこととし、甲の事務局は、甲および乙の要請をとりまとめたうえで、協力内容を明らかにした書面により第12条に規定する丙の事務局を通じて行うものとする。ただし、緊急時等でこれによりがたいときは、甲および乙自らが丙の事務局へ要請することができる。

2 丙は、前項による要請があった場合は、速やかに丙を構成する会員の中から支援可能な会員（以下「支援協力者」という。）を書面により甲および乙へ通知する。ただし、大規模災害等により丙が支援協力者を通知するのに相当の時間を要すると認められる場合、復旧支援協力の実施は甲、乙および丙で協議の上で決定する。

3 甲および乙は、前項による通知を受けた後、支援協力者の中から業務を実施する会員（以下「業務実施者」という。）を協議により選任し、甲は書面により丙に通知することとする。

（契約の締結および費用負担）

第5条 甲または乙は、前条第3項による通知後、業務実施者と支援内容を協議の上、速やかに業務委託契約を締結することとする。

2 復旧支援協力を要する費用は、支援を受けた甲または乙の個々による負担とし、それぞれが業務実施者と協議により決定するものとする。

（業務の実施）

第6条 業務実施者は、業務委託契約を締結した業務を速やかに遂行しなければならない。

（報告）

第7条 業務実施者は、業務終了後速やかに、復旧支援協力を要請した甲または乙に対し、書面により報告する。

2 丙は、毎年3月31日現在において災害時の支援に備えて、復旧支援協力が可能な会社、提供可能な車両等の機器および人員等について、甲の事務局に報告するものとし、甲の事務局は乙に対し書面で通知するものとする。

(広域の被災)

第8条 甲および乙が管轄する地域において、公益社団法人日本下水道協会が制定した「下水道事業における災害時支援に関するルール」に基づく下水道対策本部が設置された場合、下水道対策本部による活動を優先する。

(労災および損害補償など)

第9条 支援業務において、労務災害等が発生した場合は、業務実施者の労災保険を適用するものとする。

2 支援業務の実施に伴い、第三者に損害を及ぼした場合または業務実施者に損害が生じた場合は、支援を受けた甲または乙と業務実施者の両者が協議の上、対処するものとする。

(下水道台帳データの提供)

第10条 甲および乙は、下水道管路施設の調査に必要な下水道台帳の図面等をPDF等の電子データとして、丙に提供する。

2 丙は、甲および乙から提供を受けた電子データを適切に保管しなければならない。

3 甲および乙は、下水道台帳に大幅な変更があった場合には、適宜、最新の電子データを丙に提供するものとする。

(下水道台帳データの開示)

第11条 丙は、甲および乙から復旧支援協力の要請があったとき、支援出動する業務実施者に対し、甲および乙から提供を受けた電子データを開示することができる。

2 支援出動する業務実施者は、丙から開示された電子データを支援業務並びに必要な報告等以外に使用してはならない。

(事務局および連絡体制)

第12条 復旧支援協力に係る甲および丙の事務局ならびに連絡先は、次のとおりとする。

(1) 甲の事務局は、福井県土木部河川課とする。

(2) 丙の事務局は、公益社団法人福井県下水道管路管理業協会とする。

(3) 甲、乙および丙の連絡先は、別表に掲げるとおりとする。

(4) 連絡先に変更があった場合、速やかに甲の事務局に連絡し、甲の事務局は別表を変更し、甲、乙および丙に通知するものとする。

(情報の保護)

第13条 甲、乙および丙は、この協定による活動を行うため、個人情報および行政情報を取り扱う場合は、その情報の保護に努めなければならない。

(合同訓練)

第14条 甲、乙および丙は、必要に応じ、情報伝達訓練等の合同訓練を行うものとする。

2 前項の合同訓練の時期および内容は、甲、乙および丙の協議により定める。

3 第1項の合同訓練を実施する場合も、第11条第1項および第2項を準用する。

(協定の有効期間)

第15条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、有効期間は令和3年3月31日までとする。

2 協定の期間満了の日の1か月前までに、甲、乙または丙から書面による協定終了の意思表示がない場合は、さらに1年間その効力を継続することとし、その後においても同様とする。

(その他)

第16条 この協定に定めのない事項や各条項に疑義が生じた場合には、甲、乙および丙の協議により

定めることとする。

2 甲、乙および丙は、いずれかがこの協定に違反した場合においては、違反した相手方への書面による通告をもってこの協定を廃止することができる。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙および丙がそれぞれ記名押印の上、甲および丙が各自1通を保有し、乙は本書の写しを保有する。

令和2年 6月15日

甲 福井県福井市大手3丁目17番1号
福井県知事 杉本 達治

乙1 福井県福井市大手3丁目13番1号
福井市企業管理者 谷澤 正博

乙2 福井県敦賀市中央町2丁目1番1号
敦賀市長 淵上 隆信

乙3 福井県小浜市大手町6番3号
小浜市長 松崎 晃治

乙4 福井県大野市天神町1番1号
大野市長 石山 志保

乙5 福井県勝山市元町1丁目1番1号
勝山市長 山岸 正裕

乙6 福井県鯖江市西山町13番1号
鯖江市長 牧野 百男

乙7 福井県あわら市市姫三丁目1番1号
あわら市長 佐々木 康男

乙8 福井県越前市府中一丁目13番7号

越前市長 奈良 俊幸

乙 9 福井県坂井市坂井町下新庄第 1 号 1 番地
坂井市長 坂本 憲男

乙 1 0 福井県吉田郡永平寺町松岡春日 1 丁目 4 号
永平寺町長 河合 永充

乙 1 1 福井県今立郡池田町稻荷第 3 5 号 4 番地
池田町長 杉本 博文

乙 1 2 福井県南条郡南越前町東大道第 2 9 号 1 番地
南越前町長 岩倉 光弘

乙 1 3 福井県丹生郡越前町西田中第 1 3 号 5 番地 1
越前町長 内藤 俊三

乙 1 4 福井県三方郡美浜町郷市第 2 5 号 2 5 番地
美浜町長 戸嶋 秀樹

乙 1 5 福井県大飯郡高浜町宮崎第 8 6 号 2 3 番地 2
高浜町長 野瀬 豊

乙 1 6 福井県大飯郡おおい町本郷第 1 3 6 号 1 番地 1
おおい町長 中塚 寛

乙 1 7 福井県三方上中郡若狭町中央第 1 号 1 番地
若狭町長 森下 裕

乙 1 8 福井県坂井市丸岡町熊堂 3 字 9 木賊

五領川公共下水道事務組合
管理者 河合 永充

丙 福井県福井市中央1丁目19番21号
公益社団法人福井県下水道管路管理業協会
会 長 酒井 典康

4-2-45 災害時における下水道施設の復旧支援協力に関する協定

災害時における下水道施設の復旧支援協力に関する協定

福井県（以下「甲」という。）および市町・組合（乙1から乙18まで）（以下、乙1から乙18までを総称して「乙」という。）と公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会中部支部（以下「丙」という。）は、甲および乙の所管する下水道施設が地震等の災害により被災した場合（以下「災害時」という。）における丙の復旧支援協力に関して、次のとおり協定を締結する。

なお、本協定の対象となる下水道施設とは、甲および乙の管理する下水道法上の下水道および集落排水施設等である。

（目的）

第1条 この協定は、災害時における丙の復旧支援協力に関する基本的事項を定め、被害の拡大防止と被災した下水道施設の早期復旧を行うことを目的とする。

（定義）

第2条 この協定の対象となる災害は、地震、津波、暴風、竜巻、豪雨、落雷、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、地滑りその他異常な自然現象による災害とする。

（復旧支援協力の範囲）

第3条 丙の復旧支援協力の範囲は、災害時における応急復旧方法の検討、災害査定資料の作成および修正のほか、甲、乙および丙間で協議し必要とされる業務とする。

（復旧支援協力の要請）

第4条 甲および乙の丙に対する復旧支援協力の要請は、第10条に規定する甲の事務局を經由して行うこととし、甲の事務局は、甲および乙の要請をとりまとめた上で、協力内容を明らかにした書面により第10条に規定する丙の事務局を通じて行うものとする。ただし、緊急時等でこれによりがたいときは、甲および乙自らが丙の事務局へ要請することができる。

2 丙は、前項による要請があった場合は、速やかに丙を構成する会員の中から支援可能な会員（以下「支援協力者」という。）を書面により甲および乙へ通知する。ただし、大規模災害等により丙が支援協力者を通知するのに相当の時間を要すると認められる場合、復旧支援協力の実施は甲、乙および丙が協議の上で決定する。

3 甲および乙は、前項による通知を受けた後、支援協力者の中から業務を実施する会員（以下「業務実施者」という。）を協議により選任し、甲は書面により丙に通知することとする。

（契約の締結および費用負担）

第5条 甲または乙は、前条第3項による通知後、業務実施者と業務内容を協議し、速やかに業務委託契約を締結することとする。

2 復旧支援協力を要する費用は、支援を受けた甲または乙の個々による負担とし、それぞれが業務実施者と協議により決定するものとする。

（業務の実施）

第6条 業務実施者は、業務委託契約を締結した業務を速やかに遂行しなければならない。

（報告）

第7条 業務実施者は、業務終了後速やかに、復旧支援協力を要請した甲または乙に対し、書面により報告する。

（広域の被災）

第8条 甲および乙が管轄する地域において、公益社団法人日本下水道協会が制定した「下水道事業における災害時支援に関するルール」に基づく下水道対策本部が設置された場合、下水道対策本部による

活動を優先する。

(労災および損害補償など)

第9条 支援業務において、労務災害等が発生した場合は、業務実施者の労災保険を適用するものとする。

2 支援業務の実施に伴い、第三者に損害を及ぼした場合または業務実施者に損害が生じた場合は、支援を受けた甲または乙と業務実施者の両者が協議の上、対処するものとする。

(事務局および連絡体制)

第10条 復旧支援協力に係る甲および丙の事務局ならびに連絡先は、次のとおりとする。

(1) 甲の事務局は、福井県土木部河川課とする。

(2) 丙の事務局は、公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会中部支部とする。

(3) 甲、乙および丙の連絡先は、別表に掲げるとおりとする。

(4) 連絡先に変更があった場合、速やかに甲の事務局に連絡し、甲の事務局は別表を変更し、甲、乙および丙に通知するものとする。

(情報の保護)

第11条 甲、乙および丙は、この協定による活動を行うため、個人情報および行政情報を取り扱う場合は、その情報の保護に努めなければならない。

(合同訓練)

第12条 甲、乙および丙は、必要に応じ、情報伝達訓練等の合同訓練を行うものとする。

2 前項の合同訓練の時期および内容は、甲、乙および丙の協議により定める。

(協定の有効期間)

第13条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、有効期間は令和3年3月31日までとする。

2 協定の期間満了の日の1か月前までに、甲、乙または丙から書面による協定終了の意思表示がない場合は、さらに1年間その効力を継続することとし、その後においても同様とする。

(その他)

第14条 この協定に定めのない事項や各条項に疑義が生じた場合には、甲、乙および丙の協議により定めることとする。

2 甲、乙および丙は、いずれかがこの協定に違反した場合においては、違反した相手方への書面による通告をもってこの協定を廃止することができる。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙および丙がそれぞれ記名押印の上、甲および丙が各自1通を保有し、乙は本書の写しを保有する。

令和2年6月15日

甲 福井県福井市大手3丁目17番1号
福井県知事 杉本 達治

乙1 福井県福井市大手3丁目13番1号
福井市企業管理者 谷澤 正博

乙2 福井県敦賀市中央町2丁目1番1号
敦賀市長 淵上 隆信

乙3 福井県小浜市大手町6番3号
小浜市長 松崎 晃治

乙4 福井県大野市天神町1番1号
大野市長 石山 志保

乙5 福井県勝山市元町1丁目1番1号
勝山市長 山岸 正裕

乙6 福井県鯖江市西山町13番1号
鯖江市長 牧野 百男

乙7 福井県あわら市市姫三丁目1番1号
あわら市長 佐々木 康男

乙8 福井県越前市府中一丁目13番7号
越前市長 奈良 俊幸

乙9 福井県坂井市坂井町下新庄第1号1番地
坂井市長 坂本 憲男

乙10 福井県吉田郡永平寺町松岡春日1丁目4号
永平寺町長 河合 永充

乙11 福井県今立郡池田町稻荷第35号4番地
池田町長 杉本 博文

乙12 福井県南条郡南越前町東大道第29号1番地
南越前町長 岩倉 光弘

乙13 福井県丹生郡越前町西田中第13号5番地1
越前町長 内藤 俊三

乙14 福井県三方郡美浜町郷市第25号25番地
美浜町長 戸嶋 秀樹

乙15 福井県大飯郡高浜町宮崎第86号23番地2
高浜町長 野瀬 豊

乙16 福井県大飯郡おおい町本郷第136号1番地1
おおい町長 中塚 寛

乙17 福井県三方上中郡若狭町中央第1号1番地
若狭町長 森下 裕

乙18 福井県坂井市丸岡町熊堂3字9木賊
五領川公共下水道事務組合
管理者 河合 永充

丙 愛知県名古屋市中区錦1-8-6
(ONEST名古屋錦スクエア)
公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会
中部支部
中部支部長 上田 直和

4-2-46 災害時における下水道施設の復旧支援協力に関する協定

災害時における下水道施設の復旧支援協力に関する協定

福井県（以下「甲」という。）および市町・組合（乙1から乙18まで）（以下、乙1から乙18までを総称して「乙」という。）と一般社団法人福井県測量設計業協会（以下「丙」という。）は、甲および乙の所管する下水道施設が地震等の災害により被災した場合（以下「災害時」という。）における丙の復旧支援協力に関して、次のとおり協定を締結する。

なお、本協定の対象となる下水道施設とは、甲および乙の管理する下水道法上の下水道および集落排水施設等である。

（目的）

第1条 この協定は、災害時における丙の復旧支援協力に関する基本的事項を定め、被害の拡大防止と被災した下水道施設の早期復旧を行うことを目的とする。

（定義）

第2条 この協定の対象となる災害は、地震、津波、暴風、竜巻、豪雨、落雷、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、地滑りその他異常な自然現象による災害とする。

（復旧支援協力の範囲）

第3条 丙の復旧支援協力の範囲は、災害時における 応急復旧方法の検討、災害査定資料の作成および修正のほか、甲、乙および丙間で協議し必要とされる業務とする。

（復旧支援協力の要請）

第4条 甲および乙の丙に対する復旧支援協力の要請は、第10条に規定する甲の事務局を經由して行うこととし、甲の事務局は、甲および乙の要請をとりまとめたうえで、協力内容を明らかにした書面により第10条に規定する丙の事務局を通じて行うものとする。ただし、緊急時等でこれによりがたいときは、甲および乙自らが丙の事務局へ要請することができる。

2 丙は、前項による要請があった場合は、速やかに丙を構成する会員の中から支援可能な会員（以下「支援協力者」という。）を書面により甲および乙へ通知する。ただし、大規模災害等により丙が支援協力者を通知するのに相当の時間を要すると認められる場合、復旧支援協力の実施は甲、乙および丙が協議の上で決定する。

3 甲および乙は、前項による通知を受けた後、支援協力者の中から業務を実施する会員（以下「業務実施者」という。）を協議により選任し、甲は書面により丙に通知することとする。

（契約の締結および費用負担）

第5条 甲または乙は、前条第3項による通知後、業務実施者と業務内容を協議し、速やかに業務委託契約を締結することとする。

2 復旧支援協力を要する費用は、支援を受けた甲または乙の個々による負担とし、それぞれが業務実施者と協議により決定するものとする。

（業務の実施）

第6条 業務実施者は、業務委託契約を締結した業務を速やかに遂行しなければならない。

（報告）

第7条 業務実施者は、業務終了後速やかに、復旧支援協力を要請した甲または乙に対し、書面により報告する。

（広域の被災）

第8条 甲および乙が管轄する地域において、公益社団法人日本下水道協会が制定した「下水道事業における災害時支援に関するルール」に基づく下水道対策本部が設置された場合、下水道対策本部による

活動を優先する。

(労災および損害補償など)

第9条 支援業務において、労務災害等が発生した場合は、業務実施者の労災保険を適用するものとする。

2 支援業務の実施に伴い、第三者に損害を及ぼした場合または業務実施者に損害が生じた場合は、支援を受けた甲または乙と業務実施者の両者が協議の上、対処するものとする。

(事務局および連絡体制)

第10条 復旧支援協力に係る甲および丙の事務局ならびに連絡先は、次のとおりとする。

(1) 甲の事務局は、福井県土木部河川課とする。

(2) 丙の事務局は、一般社団法人福井県測量設計業協会とする。

(3) 甲、乙および丙の連絡先は、別表に掲げるとおりとする。

(4) 連絡先に変更があった場合、速やかに甲の事務局に連絡し、甲の事務局は別表を変更し、甲、乙および丙に通知するものとする。

(情報の保護)

第11条 甲、乙および丙は、この協定による活動を行うため、個人情報および行政情報を取り扱う場合は、その情報の保護に努めなければならない。

(合同訓練)

第12条 甲、乙および丙は、必要に応じ、情報伝達訓練等の合同訓練を行うものとする。

2 前項の合同訓練の時期および内容は、甲、乙および丙の協議により定める。

(協定の有効期間)

第13条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、有効期間は令和3年3月31日までとする。

2 協定の期間満了の日の1か月前までに、甲、乙または丙から書面による協定終了の意思表示がない場合は、さらに1年間その効力を継続することとし、その後においても同様とする。

(その他)

第14条 この協定に定めのない事項や各条項に疑義が生じた場合には、甲、乙および丙の協議により定めることとする。

2 甲、乙および丙は、いずれかがこの協定に違反した場合には、違反した相手方への書面による通告をもってこの協定を廃止することができる。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙および丙がそれぞれ記名押印の上、甲および丙が各自1通を保有し、乙は本書の写しを保有する。

令和2年6月15日

甲 福井県福井市大手3丁目17番1号
福井県知事 杉本 達治

乙1 福井県福井市大手3丁目13番1号
福井市企業管理者 谷澤 正博

乙2 福井県敦賀市中央町2丁目1番1号
敦賀市長 淵上 隆信

乙3 福井県小浜市大手町6番3号
小浜市長 松崎 晃治

乙4 福井県大野市天神町1番1号
大野市長 石山 志保

乙5 福井県勝山市元町1丁目1番1号
勝山市長 山岸 正裕

乙6 福井県鯖江市西山町13番1号
鯖江市長 牧野 百男

乙7 福井県あわら市市姫三丁目1番1号
あわら市長 佐々木 康男

乙8 福井県越前市府中一丁目13番7号
越前市長 奈良 俊幸

乙9 福井県坂井市坂井町下新庄第1号1番地
坂井市長 坂本 憲男

乙10 福井県吉田郡永平寺町松岡春日1丁目4号
永平寺町長 河合 永充

乙11 福井県今立郡池田町稲荷第35号4番地
池田町長 杉本 博文

乙12 福井県南条郡南越前町東大道第29号1番地
南越前町長 岩倉 光弘

乙13 福井県丹生郡越前町西田中第13号5番地1
越前町長 内藤 俊三

乙14 福井県三方郡美浜町郷市第25号25番地
美浜町長 戸嶋 秀樹

乙15 福井県大飯郡高浜町宮崎第86号23番地2
高浜町長 野瀬 豊

乙16 福井県大飯郡おおい町本郷第136号1番地
おおい町長 中塚 寛

乙17 福井県三方上中郡若狭町中央第1号1番地
若狭町長 森下 裕

乙18 福井県坂井市丸岡町熊堂3字9木賊
五領川公共下水道事務組合
管理者 河合 永充

丙 福井県福井市花堂北1丁目7番5号
一般社団法人福井県測量設計業協会
会 長 中西 誠一郎

1

災害時における生活物資等供給協力に関する協定

鯖江市（以下「甲」という。）と株式会社山岸（以下「乙」という。）は、気象災害、地震災害、原子力災害、その他の災害および感染症等が発生し、またはその恐れがある場合（以下「災害時等」という。）に、必要な生活物資等の供給協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時等において、甲と乙が相互に協力して市民生活の安定を図るため、生活物資等の供給協力に関する事項について定めるものとする。

（協力要請）

第2条 災害時等において、甲が生活物資等を必要とするときは、乙に対して乙の保有商品の供給について協力を要請することができる。

2 大地震などの大規模災害により、甲が市外へ広域的に避難した場合、避難先の場所からも、甲は乙に対して、前項の規定による要請をすることができる。ただし、乙が運搬できる範囲の限りとする。

3 本市以外の場所で災害が発生した場合、国、関係都道府県および関係市町村から物資の調達の斡旋依頼等があった場合や甲が特に認めた場合は、甲が乙に対して保有商品の供給について協力を要請することができる。

（物資供給の協力）

第3条 乙は、甲から前条の規定による要請があったときは、当該要請に対し可能な範囲において協力する。

（調達物資の範囲）

第4条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるものとする。

- (1) 災害時における緊急対応可能な物資（別紙）に掲げる物資
- (2) その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第5条 第2条の規定による要請は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急の場合で、文書をもって要請することができない場合は口頭で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（要請に基づく乙の措置）

第6条 乙は第2条の規定による要請を受けたときは、その要請事項を実施するための措置を執るとともに、その措置の状況を甲に連絡するものとする。

（費用弁償）

第7条 物資の取引価格は、災害発生直前時における適正な価格（引渡しまでの運賃を含む。災害発生前の取引については、取引時の適正な価格）を基準として、甲及び乙が協議して定めるものとする。

（運搬及び引渡し）

第8条 乙は、物資の運搬及び引渡しについては、甲の指示に従うものとする。

2 物資の運搬は、原則として乙が行うものとし、甲は、甲の指定する場所に職員を派遣し、物資を確認のうえ、引渡しを受けるものとする。ただし、乙が運搬できない場合は、甲の指定する運送業者が、乙の指定する場所において物資を確認のうえ、引渡しを受けるものとする。

3 甲は、前項の職員を派遣できない場合は、甲の指定する者に代行させることができる。

（車両の運行）

第9条 甲は、乙が物資の運搬及び供給をする際は、乙及び乙の業務委託先の車両を緊急車両または優

先車両として通行できるように可能な範囲で支援する。

(代金の支払い)

第10条 乙は、第8条第2項の引渡し後に物資の代金(引渡し場所までの運賃を含む。以下同じ。)を甲に請求するものとし、甲は速やかに物資の代金を支払うものとする。

(情報の交換)

第11条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、日頃から必要に応じて、情報の交換を行うものとする

(有効期間)

第12条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲または乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

(協議)

第13条 この協定について疑義が生じた場合またはこの協定に定めのない事項については、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和2年6月16日

甲 福井県鯖江市西山町13番1号
鯖江市
鯖江市長 牧野百男

乙 福井県あわら市大溝1丁目8番13号
株式会社山岸
代表取締役社長 山岸信治

4-2-48 災害時におけるトレーラーハウス提供に関する協定

災害時におけるトレーラーハウス提供に関する協定書

鯖江市（以下「甲」という。）とトレーラースタイル福井店（以下「乙」という。）は、気象災害、地震災害、原子力災害、その他の災害および感染症等が発生し、またはその恐れがある場合（以下「災害時等」という。）に、トレーラーハウス提供に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、鯖江市内において災害により市民生活に被害が及んだ場合、またはそのおそれがある場合において、甲の要請に応じて、乙が取り扱うトレーラーハウスを現地対策本部または避難所等として提供することにより、市内の住民等の安全確保を目的とする。

（協力の要請及び内容）

第2条 甲は、災害時等において緊急の必要があるときは、乙にトレーラーハウスの提供を要請することができる。

2 前項の規定により甲が乙に要請する事項は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) トレーラーハウスの提供に関する事
- (2) トレーラーハウスの運搬、設置及び撤去に関する事
- (3) 前各号に掲げるもののほか、甲が必要と認める事項

（要請手続）

第3条 甲は、乙による協力の必要を認めるときは、トレーラーハウス提供要請書（様式第1号）により要請するものとする。ただし、文書により要請するいとまがないときは、口頭、電話等により要請し、事後速やかに要請書を交付するものとする。

（組織、体制）

第4条 乙は、前条の規定により協力の要請を受けたときは、役割分担表・緊急連絡網等により、必要な人員、資機材等を確保するとともに、速やかに甲の応急活動に協力するものとする。

2 前項の規定により活動する乙の職員は、甲の指示により応急活動に従事するものとする。

（費用の負担）

第5条 乙がトレーラーハウスを提供する際に要する次の各号に掲げる経費は、甲が負担するものとする。

- (1) トレーラーハウスの提供に関する経費
 - (2) トレーラーハウスの運搬、設置及び撤去に関する経費
 - (3) 前各号に掲げるもののほか、トレーラーハウスの提供に要した関係経費
- 2 前項の費用の算定については、甲・乙協議の上、決定するものとする。

（報告）

第6条 乙は、トレーラーハウスを提供したときは、トレーラーハウス提供報告書（様式第2号）を提出するものとする。

（防災訓練への参加）

第7条 乙は、甲の要請に基づき甲が指定する防災訓練等に参加するものとする。

（有効期間）

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲または乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

（疑義の決定）

第9条 この協定に定めのない事項、またはこの協定に疑義が生じたときは、その都度、相互が協議してこれを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和2年6月26日

甲 福井県鯖江市西山町13番1号
鯖江市
鯖江市長 牧野 百男

乙 福井県鯖江市柳町4丁目11番21号
トレーラストイル福井店
代表 笠島 慎一

災害時における物資供給に関する協定

鯖江市（以下「甲」という。）とNPO法人コメリ災害対策センター（以下「乙」という。）は、災害時における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙と協力して、物資を迅速かつ円滑に被災地へ供給するために必要な事項を定めるものとする。

（協定事項の発効）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として、甲が災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発効する。

（供給等の協力要請）

第3条 甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に調達可能な物資の供給を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第4条 甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能な物資とする。

- (1) 別表に掲げる物資
- (2) その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第5条 第3条の要請は、調達する物資名、数量、規格、引渡場所等を記載した文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（物資の供給の協力）

第6条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。

2 乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況を報告書により甲に報告するものとする。

（引渡し等）

第7条 物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

2 甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

（費用の負担）

第8条 第6条の規定により、乙が供給した物資の代金及び乙が行った運搬等の経費は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

（費用の支払い）

第9条 物資の供給に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

（情報交換）

第10条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

（協議）

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

（有効期間）

第12条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和2年8月14日

甲 福井県鯖江市西山町13番1号
鯖江市
鯖江市長 牧野百男

乙 新潟県新潟市南区清水4501番地1
NPO法人 コメリ災害対策センター
理事長 捧雄一郎

4-2-50 災害時における自走式水洗トイレ提供に関する協定

災害時における自走式水洗トイレ提供に関する協定

鯖江市（以下「甲」という。）とKOSEI株式会社（以下「乙」という。）は、気象災害、地震災害、原子力災害、その他の災害および感染症等が発生し、またはその恐れがある場合（以下「災害時等」という。）に、自走式水洗トイレ提供に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、鯖江市内において災害により市民生活に被害が及んだ場合、またはそのおそれがある場合において、甲の要請に応じて、乙が取り扱う自走式水洗トイレを現地対策本部または避難所等へ提供することにより、被災地の衛生的な環境の確保を目的とする。

（協力の要請及び内容）

第2条 甲は、災害時等において緊急の必要があるときは、乙に自走式水洗トイレの提供を要請することができる。

2 前項の規定により甲が乙に要請する事項は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 自走式水洗トイレの提供に関すること
- (2) 自走式水洗トイレの運搬、設置及び撤去に関すること
- (3) 前各号に掲げるもののほか、甲が必要と認める事項

（要請手続）

第3条 甲は、乙による協力の必要を認めるときは、自走式水洗トイレ提供要請書（様式第1号）により要請するものとする。ただし、文書により要請するいとまがないときは、口頭、電話等により要請し、事後速やかに要請書を交付するものとする。

（組織、体制）

第4条 乙は、前条の規定により協力の要請を受けたときは、役割分担表・緊急連絡網等により、必要な人員、資機材等を確保するとともに、速やかに甲の応急活動に協力するものとする。

2 前項の規定により活動する乙の職員は、甲の指示により応急活動に従事するものとする。

（費用の負担）

第5条 乙が自走式水洗トイレを提供する際に要する次の各号に掲げる経費は、甲が負担するものとする。

- (1) 自走式水洗トイレの提供に関する経費
- (2) 自走式水洗トイレの運搬、設置及び撤去に関する経費
- (3) 前各号に掲げるもののほか、自走式水洗トイレの提供に要した関係経費

2 前項の費用の算定については、甲・乙協議の上、決定するものとする。

（報告）

第6条 乙は、自走式水洗トイレを提供したときは、自走式水洗トイレ提供報告書（様式第2号）を提出するものとする。

（防災訓練への参加）

第7条 乙は、甲の要請に基づき甲が指定する防災訓練等に参加するものとする。

（有効期間）

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲または乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

（疑義の決定）

第9条 この協定に定めのない事項、またはこの協定に疑義が生じたときは、その都度、相互が協議してこれを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和3年2月22日

甲 福井県鯖江市西山町13番1号
鯖江市
鯖江市長 佐々木 勝久

乙 福井県丹生郡越前町気比庄35番22-1号
KOSEI株式会社
代表取締役社長 岩尾 修

4-2-51 災害時における資機材等の運搬および設置補助に関する協定

災害時における資機材等の運搬および設置補助に関する協定書

鯖江市（以下「甲」という。）と株式会社ニホンパッケージ（以下「乙」という。）は、気象災害、地震災害、原子力災害、その他の災害および感染症等が発生し、またはその恐れがある場合（以下「災害時等」という。）に、ダンボールベッド、ダンボールパーテーション等（以下「資機材等」という。）の運搬、設置補助に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、鯖江市内において災害により市民生活に被害が及び避難所等を開設した場合、またはそのおそれがある場合において、甲の要請に応じて、乙が取り扱う資機材等を現地対策本部または避難所等へ運搬および設置補助をすることにより、市内の住民等の安全確保を目的とする。

（協力の要請及び内容）

第2条 甲は、災害時等において緊急の必要があるときは、乙に資機材等の運搬および設置補助を要請することができる。

2 前項の規定により甲が乙に要請する事項は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 資機材等の運搬および設置補助に関すること
- (2) 前号に掲げるもののほか、甲が必要と認める事項

（要請手続）

第3条 甲は、乙による協力の必要を認めるときは、資機材等運搬・設置補助要請書（様式第1号）により要請するものとする。ただし、文書により要請するいとまがないときは、口頭、電話等により要請し、事後速やかに要請書を交付するものとする。

（組織、体制）

第4条 乙は、前条の規定により協力の要請を受けたときは、役割分担表・緊急連絡網等により、必要な人員、資機材等を確保するとともに、速やかに甲の応急活動に協力するものとする。

2 前項の規定により活動する乙の職員は、甲の指示により応急活動に従事するものとする。

（費用の負担）

第5条 乙が資機材等を提供する際に要する次の各号に掲げる経費は、甲が負担するものとする。

- (1) 資機材等の運搬および設置補助に関する経費
- (2) 前号に掲げるもののほか、資機材等の提供に要した関係経費

2 前項の費用の算定については、甲・乙協議の上、決定するものとする。

（報告）

第6条 乙は、資機材等を提供したときは、資機材等運搬・設置補助報告書（様式第2号）を提出するものとする。

（甲が主催する事業への参加）

第7条 乙は、甲の要請に基づき甲が指定する防災訓練事業、防災教育事業等に参加するものとする。

（防災団体との協力）

第8条 乙は、甲の要請に基づき甲が指定する防災団体の行う事業に協力するものとする。

（有効期間）

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲または乙が文書をもって協定の

終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

(疑義の決定)

第10条 この協定に定めのない事項、またはこの協定に疑義が生じたときは、その都度、相互が協議してこれを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和3年3月23日

甲 福井県鯖江市西山町13番1号
鯖江市
鯖江市長 佐々木 勝久

乙 福井県福井市三尾野町第29号2番地29
株式会社 ニホンパッケージ
代表取締役社長 奥出 俊雄

4-2-52 災害時におけるコンテナハウス提供に関する協定

災害時におけるコンテナハウス提供に関する協定書

鯖江市（以下「甲」という。）と藤田光学株式会社（以下「乙」という。）は、気象災害、地震災害、原子力災害、その他の災害および感染症等が発生し、またはその恐れがある場合（以下「災害時等」という。）に、コンテナハウス提供に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、鯖江市内において災害により市民生活に被害が及んだ場合、またはそのおそれがある場合において、甲の要請に応じて、乙が取り扱うコンテナハウスを避難所等として提供することにより、市内の住民等の安全確保を目的とする。

（協力の要請及び内容）

第2条 甲は、災害時等において緊急の必要があるときは、乙にコンテナハウスの提供を要請することができる。

2 前項の規定により甲が乙に要請する事項は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) コンテナハウスの提供に関すること
- (2) コンテナハウスの運搬、設置及び撤去に関すること
- (3) 前各号に掲げるもののほか、甲が必要と認める事項

（要請手続）

第3条 甲は、乙による協力の必要を認めるときは、コンテナハウス提供要請書（様式第1号）により要請するものとする。ただし、文書により要請するいとまがないときは、口頭、電話等により要請し、事後速やかに要請書を交付するものとする。

（組織、体制）

第4条 乙は、前条の規定により協力の要請を受けたときは、役割分担表・緊急連絡網等により、必要な人員、資機材等を確保するとともに、速やかに甲の応急活動に協力するものとする。

2 前項の規定により活動する乙の職員は、甲の指示により応急活動に従事するものとする。

（費用の負担）

第5条 乙がコンテナハウスを提供する際に要する次の各号に掲げる経費は、甲が負担するものとする。

- (1) コンテナハウスの提供に関する経費
- (2) コンテナハウスの運搬、設置及び撤去に関する経費
- (3) 前各号に掲げるもののほか、コンテナハウスの提供に要した関係経費

2 前項の費用の算定については、甲・乙協議の上、決定するものとする。

（報告）

第6条 乙は、コンテナハウスを提供したときは、コンテナハウス提供報告書（様式第2号）を提出するものとする。

（防災訓練への参加）

第7条 乙は、甲の要請に基づき甲が指定する防災訓練等に参加するものとする。

（有効期間）

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲または乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

（疑義の決定）

第9条 この協定に定めのない事項、またはこの協定に疑義が生じたときは、その都度、相互が協議してこれ

を定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和3年3月26日

甲 福井県鯖江市西山町13番1号
鯖江市
鯖江市長 佐々木 勝久

乙 福井県鯖江市神中町1丁目5番22号
藤田光学株式会社
代表取締役 藤田 徳之

4-2-53 災害時における建築物等の解体撤去に関する協定

災害時における建築物等の解体撤去に関する協定書

鯖江市（以下「甲」という。）と一般社団法人福井県解体工事業協会（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害が発生した場合において、甲および乙の相互協力により、建築物等の解体および災害廃棄物の撤去（以下「解体撤去」という。）を迅速かつ的確に実施するために必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害をいう。
- (2) 「建築物等」とは、住宅、店舗、事務所、工場、病院、公共施設、橋梁、鉄道、道路、その他の建築物および工作物をいう。
- (3) 「災害廃棄物」とは、災害により倒壊、焼失した建築物等の解体に伴って発生する木くず、金属くず、コンクリート塊等およびこれらの混合物をいう。

（解体撤去の内容）

第3条 解体撤去において実施する作業の内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 応急活動または復旧作業に支障となる建築物等の解体
- (2) 甲が必要と認めた建築物等の解体
- (3) 災害廃棄物の撤去
- (4) 前各号に伴う必要な作業

（解体撤去の要請）

第4条 甲は、災害時において建築物等の解体撤去の必要があると認めるときは、次に掲げる事項を記載した解体撤去要請書（様式第1号）により、乙に対し、解体撤去の実施を要請するものとする。

ただし、緊急を要する場合は、電話等により要請し、事後に解体撤去要請書を提出するものとする。

- (1) 解体撤去の実施場所
- (2) 解体撤去の内容
- (3) 解体撤去の実施期間
- (4) その他必要な事項

（解体撤去の実施）

第5条 乙は、前条の規定による要請を受けた場合は、特別の事情がない限り、当該要請に速やかに対応するものとする。

2 乙は、解体撤去の実施に当たっては、次の各号に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 周囲の生活環境を損なうことのないよう十分に配慮すること。
- (2) 災害廃棄物の再利用及び再資源化に配慮し、その分別に努めること。

3 甲は、乙の活動が円滑に実施されるよう情報の提供その他必要な協力を行うものとする。

（報告）

第6条 乙は、前条第1項の規定により解体撤去を実施し、完了した場合は、次に掲げる事項を記載した解体撤去報告書（様式第2号）により、甲に対し、報告するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により報告し、事後に解体撤去報告書を提出するものとする。

- (1) 解体撤去の実施場所
- (2) 解体撤去の内容
- (3) 解体撤去に従事した要員、車両、資機材
- (4) 解体撤去の実施期間
- (5) その他必要な事項

（連絡責任者）

第7条 解体撤去に関する事項の伝達およびこれに関する連絡を円滑に行うために甲および乙に次のとおり連絡責任者をおくものとする。

- (1) 甲の連絡責任者 鯖江市総務部防災危機管理課長
(2) 乙の連絡責任者 一般社団法人福井県解体工事業協会事務局長
2 連絡責任者に変更のあった場合には、遅滞なく相互に連絡するものとする。
(経費の負担)

第8条 この協定に基づく解体撤去に要する経費は、甲が負担するものとする。

- 2 前項の経費は、災害発生直前における通常の価格を基準とし、甲および乙が協議の上、決定するものとする。

(補償)

第9条 この協定に基づき解体撤去等の作業に従事した者が、当該業務において負傷、疾病または死亡したときは、乙が補償するものとする。

(防災訓練等)

第10条 この協定に基づく解体撤去が円滑に行われるよう、甲および乙は、必要な訓練を適時実施するものとする。

- 2 乙は、地域で行われる防災訓練等にできる限り協力するとともに、地域の防災力の強化に積極的に協力するものとする。

(連絡会議)

第11条 甲と乙は、この協定が円滑に行われるよう必要に応じて連絡会議を開催し、防災計画の状況および協力要請事項に関し情報の交換を行うものとする。

(有効期限)

第12条 この協定の有効期限は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の1箇月前までに甲および乙のいずれからも解除等の申し出がない場合は、その都度協定を更新したものとする。

(その他)

第13条 この協定に定めのない事項およびこの協定に関し疑義が生じたときは、その都度、甲および乙が協議の上、決定するものとする。

甲と乙は、本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和3年4月1日

甲 福井県鯖江市西山町13番1号
鯖江市長 佐々木 勝久

乙 福井県福井市春山2丁目18番24号
一般社団法人福井県解体工事業協会
代表理事 矢野 智孝

大規模災害時における相互連携に関する確認書

鯖江市（以下「甲」という。）と北陸電力株式会社（以下「乙」という。）および北陸電力送配電株式会社（以下「丙」といい、甲・乙・丙をあわせて以下「3者」という。）は、令和2年9月24日付けをもって締結した「鯖江市と北陸電力株式会社および北陸電力送配電株式会社との包括的地域連携に関する協定書」の第2条（1）に関し、災害時の相互連携について以下のとおり確認する。

（目的）

第1条 本確認書は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）および防災基本計画に基づき、甲は住民の生命・財産の保護、生活支援の役割を担うこと、乙および丙は電力の早期復旧の役割を担うことを相互に確認し、災害時における、3者の協力関係構築に資する事項を定め、地域の防災力を高めることを目的に締結する。

（適用範囲）

第2条 この確認書の適用範囲は、甲における丙の電力供給区域とする。

（連携内容）

第3条 3者がそれぞれ連携する内容は次の各号のとおりとする。

- （1）乙または丙は、大規模災害発生時または発生が予想される場合には、必要に応じて甲が設置する災害対策本部へ情報連絡員を派遣するとともに、3者は相互に連絡体制を確立し、連携して停電情報等の必要な情報の連絡に努めるものとする。
- （2）甲は、乙または丙に対して必要に応じて、甲が開催する鯖江市災害対策本部本部員会議等への出席を求めることができる。
- （3）3者における各部署の窓口および連絡体制は別に定め、変更が生じた場合は、随時更新の上、3者共有するものとする。
- （4）乙または丙から甲へ連絡する停電情報等とは、次の各号のとおりとする。
 - ・停電発生日時および停電復旧見通し
 - ・停電発生地域
 - ・停電戸数
 - ・停電原因
 - ・停電復旧完了日時

2 甲および丙は、大規模災害発生時に丙が所有する設備に関連して道路の通行に支障を来たした場合は、相互に連携して通行の確保にあたりるとともに、緊急輸送道路等については、これを優先的に実施する。

3 乙または丙は、早期の停電復旧作業のため、甲に対して停電復旧に支障となる障害物等の除去を要請できるものとし、甲は、乙または丙からの停電復旧に支障となる障害物等の除去の要請があった場合、協力するものとする。

- （1）乙または丙は、甲に対して道路啓開等、停電復旧に支障となる障害物の除去の協力を要請する場合、あらかじめ次の各号に定める事項を書面に明記の上、乙または丙の情報連絡員等を介して、要請することとする。ただし、緊急を要するときは、乙または丙は甲に対し、口頭または電話等で依頼することができることとし、その後速やかに書面による手続きを行うものとする。
 - ・作業内容
 - ・場所（住所、地図）
 - ・写真
 - ・作業希望日時
 - ・現地連絡責任者および電話番号
 - ・その他必要な事項

- 4 3者は、病院、避難所等の重要施設について、可能な限り自家発電設備の設置や携帯発電機の確保等の対策を促進するよう取り組むものとする。
- 5 丙は、応急送電のための電源車の使用にあたっては、復旧見通しおよび応急送電箇所の重要性・緊急性等を総合的に勘案してその配置先を決定するとともに、甲または関係機関と適宜協議を行うものとする。
 - (1) 甲は、重要性・緊急性等に応じて、丙と電源車の配置先について協議できるものとする。ただし、福井県の災害対策本部が設置されている場合には、甲は福井県に協議の申し入れをするものとする。
 - (2) 丙は、甲または福井県の要請に基づき、優先的な系統復旧や電源車の配置等を決定し、甲または福井県の災害対策本部へ連絡するものとする。
- 6 乙または丙は、停電復旧作業に必要となる活動拠点について、必要に応じて、甲または甲を介して関係機関へ協力を要請できるものとし、甲はこれに協力する。
- 7 甲および丙は、倒木による停電、道路の寸断等の発生を防止するため、事前対策に取り組むものとする。
- 8 3者は、互いに保有する連絡・通信手段等を利用し、住民に対して停電情報および復旧見通し情報等を適時適切に発信する。
- 9 3者は、この確認書に基づく連携を円滑に実施するため、互いに実施する訓練等に積極的に協力するものとする。

(連携方法)

第4条 前条の連携内容の詳細、実施方法、役割分担その他必要となる事項については、3者協議の上、別途定めるものとする。

(費用負担)

第5条 この確認書に基づいて実施した事項に要した費用のうち、本来甲、乙または丙が行うべき作業に係る費用について、3者協議の上、相手方に請求できるものとする。

(秘密保持)

第6条 3者は、この確認書に基づく活動を通じて知り得た業務遂行に関する秘密情報および第三者の個人情報等を他人に開示し、または漏えいしてはならない。

(安全管理)

第7条 この確認書の実施にあたっては、3者それぞれの責任において、安全の確保に万全を期して行うものとする。

(有効期間)

第8条 この確認書の有効期間は、確認書締結の日から令和4年3月31日までとする。ただし、有効期間が満了する日の1か月前までに、甲、乙または丙が各相手方に対し、特段の意思表示をしない場合は、この確認書は、期間満了の日の翌日から更に1年間同一の条件をもって更新するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第9条 この確認書に定めのない事項またはこの確認書に定める事項に関して疑義等が生じた場合は、3者協議の上、別途定めるものとする。

この確認書の締結を相互に証するため、本書3通を作成し、3者それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

令和4年3月31日

甲 福井県鯖江市西山町 13-1
鯖江市長 佐々木 勝久

乙 福井県越前市高木町 11 号 16 番地 1
北陸電力株式会社
丹南支店長 川原 雅人

丙 福井県越前市高木町 11 号 16 番地 1
北陸電力送配電株式会社
執行役員 福井支社長 古田 勝

大規模災害時における道路啓開等に関する確認書

鯖江市（以下「甲」という。）と北陸電力株式会社（以下「乙」という。）および北陸電力送配電株式会社（以下「丙」といい、甲・乙・丙をあわせて以下「3者」という。）は、令和2年9月24日付けをもって締結した「鯖江市と北陸電力株式会社および北陸電力送配電株式会社との包括的地域連携に関する協定書」の第2条（1）に関し、大規模災害時における停電復旧に係る応急措置の実施（以下「停電復旧」という。）に支障となる障害物の除去等について、以下のとおり確認する。

（目的）

第1条 本確認書は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）（以下「災対法」という。）第64条第2項に基づく停電復旧に支障となる障害物の除去等を実施するため、3者が協力して円滑に作業に当たれるよう、3者間における基本的事項を定め、停電の早期復旧に資することを目的とする。

（適用範囲）

第2条 本確認書は、災対法64条第2項に基づく停電復旧に支障となるもの（以下「障害物等」という。）の除去その他必要な措置（以下「除去作業」という。）に適用するものとする。

（対象区域）

第3条 対象区域は、停電復旧に必要な区域として、乙または丙が甲に要請し、要請を受けた甲が指定する区域を対象とする。

（連携体制の構築）

第4条 3者は、日頃より緊急輸送道路等の優先的に啓開すべき道路について情報を共有する等、大規模災害時に連携できるよう体制の構築を行うものとする。

（大規模災害時における相互連携に関する確認書第3条2項の連携内容）

第5条 丙は、大規模災害時においては、優先的に啓開すべき道路の通行に支障となる電力設備等の除去を優先して実施するものとする。

2 甲は、丙の現場着手等が遅れ、優先的に啓開すべき道路の通行等に支障をきたすと判断した際は、丙による安全確認を実施した上で、丙に代わり通行の支障となる電力設備等の除去を実施することができることとする。

3 前項の丙による安全確認を実施するため、甲は乙または丙に対し現場の安全について判断できる技術員の派遣を要請することとし、丙は直ちに技術員を派遣し電氣的な安全措置等を実施することとする。

4 第2項の甲による電力設備等の除去にあたっては、丙の技術員立ち合いのもと実施することとする。

（大規模災害時における相互連携に関する確認書第3条3項の取扱）

第6条 甲は、乙または丙から道路啓開等、停電復旧に支障となる障害物の除去の要請があった場合は、自己の緊急の業務に支障のない範囲において、これに協力するものとする。

2 甲は、障害物が丙の設備に接触し、感電の恐れがある場合等、除去作業を甲自ら実施することが困難である場合は、乙または丙に対し、事前協議においてその理由を説明した上、当該作業の実施を書面で依頼することができる。

3 前項において、緊急を要するときは、甲は乙または丙に対し、口頭または電話等で依頼することができる。ただし、除去作業の実施後、速やかに前項に基づき依頼手続きを行うものとする。

4 災害等の状況により、応急措置を早期に実施するにあたってやむを得ない場合に限り、丙は甲の区域の指定および協力依頼を待たず、必要最小限の除去作業を実施することができる。ただし、甲の区域の指定および協力依頼を待たずに除去作業を実施した場合は、乙または丙は除去作業の実施後、速やかに甲へ報告を行うものとし、また、甲は乙または丙に対して同条第2項に基づき依頼手続きを行うものとする。

(障害物等の保管、処理、土地の一時使用)

第7条 丙が除去作業を行った障害物等は通行に支障とならない形で道脇に残置する。ただし、通行に支障が生じる場合、移動先は甲の指示に従うものとする。

2 甲は丙に対し、応急措置の円滑な実施に必要な場合に限り、障害物等を前項の移動先へ移動する際に、災害対策基本法第64条第1項の規定に基づき、他人の土地の一時使用を許可するものとする。

3 甲の指示に基づき、丙が除去作業を行った障害物等の保管および処分は、甲が行うものとする。

(損失補償)

第8条 本確認書の履行に伴い第三者に損害を及ぼしたときは、3者協議の上、処理解決に当たるものとする。

(費用負担)

第9条 この確認書に基づいて実施した事項に要した費用のうち、本来甲、乙または丙が行うべき作業に係る費用について、3者協議の上、相手方に請求できるものとする。

(秘密保持)

第10条 3者は、この確認書に基づく活動を通じて知り得た業務遂行に関する秘密情報および第三者の個人情報情報を他人に開示し、または漏えいしてはならない。

(安全管理)

第11条 この確認書の実施にあたっては、3者それぞれの責任において、安全の確保に万全を期して行うものとする。

(有効期間)

第12条 この確認書の有効期間は、確認書締結の日から令和4年3月31日までとする。ただし、有効期間が満了する日の1か月前までに、甲、乙または丙が各相手方に対し、特段の意思表示をしない場合は、この確認書は、期間満了の日の翌日から更に1年間同一の条件をもって更新するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第13条 この確認書に定めのない事項またはこの確認書に定める事項に関して疑義等が生じた場合、3者協議の上、別途定めるものとする。

この確認書の締結を相互に証するため、本書3通を作成し、3者それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

令和4年3月31日

甲 福井県鯖江市西山町 13-1
鯖江市長 佐々木 勝久

乙 福井県越前市高木町 11 号 16 番地 1
北陸電力株式会社
丹南支店長 川原 雅人

丙 福井県越前市高木町 11 号 16 番地 1
北陸電力送配電株式会社
執行役員 福井支社長 古田 勝

災害時における救援物資提供に関する協定書

鯖江市（以下「甲」という。）と北陸コカ・コーラボトリング株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における救援物資提供に関する協定（以下「本協定」という。）を以下のとおり締結する。

なお、本協定の締結により、甲乙間で平成19年7月18日に締結した「災害対応型自動販売機の運用および災害時における協力に関する協定書」ならびに「覚書」は失効するものとする。

（目的）

第1条 この協定は、災害時における物資の提供に関する乙の甲に対する協力について、必要な事項を定めるものとする。

（自販機の設置等）

第2条 乙は、甲が管理する施設内に、災害対応型自動販売機（以下「自販機」という。）を乙の負担により設置するものとする。なお、設置場所および台数については甲乙双方でその都度協議するものとする。

2 乙は、電気量を含むその他一切の費用を負担するものとする。

（協力の内容）

第3条 鯖江市内に震度5弱以上の地震または、同等以上の風水害その他の災害が発生もしくは発生する恐れがあり、甲の災害対策本部が設置され、その災害対策本部から物資の提供について要請があったとき、乙は災害対応型自動販売機（以下「自販機」という。）の商品ならびに別に定める救援物資を甲に無償提供をするものとする。

2 甲が第1項の要請以外に商品を使用した場合は、乙は甲に使用した商品の実費を請求するものとする。

3 甲は、同条第1項に掲げる「自販機内の商品」の要請を行うときは救援物資提供要請書（様式第1号）を乙に提出するものとする。ただし、緊急を要するときは口頭、電話等により要請することができるものとし、後日速やかに救援物資提供要請書を提出するものとする。

4 甲は、同条第1項に掲げる「救援物資」の要請を行うときは救援物資提供要請書（様式第2号）を乙に提出するものとする。ただし、緊急を要するときは口頭、電話等により要請することができるものとし、後日速やかに救援物資提供要請書を提出するものとする。

（フリーバンドキーの取扱い）

第4条 乙は、第2条3項に定める商品を提供するにあたり自販機のフリーバンドキー（以下「鍵」という。）を甲に貸与するものとし、甲は、鍵の預り証を発行するとともに、その鍵を善良なる管理者の注意をもって管理をするものとする。乙も同様に保管・管理する。なお、甲が鍵を紛失した場合は、実費を乙に支払うものとする。また、フリーバンドキー対応する自販機台数に変更があった場合は、鍵の預かり証を再発行し、甲乙双方で管理するものとする。

（救援物資）

第5条 本協定第2条に記載する救援物資は、乙の商品である清涼飲料水2Lペットボトル100ケースを甲に提供するものとする。なお、甲からの要請により甲が指定する地区公民館（計10箇所）へ、それぞれ輸送するものとする。

（協力要請および実施）

第6条 乙は、甲から前項に定める内容にて協力要請があった場合、要請内容を確認のうえ、甲に対し商品提供の諾否の通知を行うものとする。ただし、甲が鍵の貸与を受けながらも乙に連絡が取れない場合においては、甲の判断により商品が無償提供できるものとする。この場合、甲は、事後速やかに乙に報告し、救援物資提供要請書（様式第2号）を提出するものとする。

2 自動販売機の機内在庫状況およびライフラインの停止等協力要請時点または要請後の状況次第では、商

品の提供ができないことを、甲は承諾するものとする。

- 3 災害等による通信障害や自販機の予期せぬ故障など、乙の責に帰することのできない事由によって無償提供ができなかった場合、乙は一切責任を負わないものとする。

(災害時におけるその他の協力)

第7条 乙は、第3条第1項に掲げる要請以外に甲から飲料の提供についての要請があったときは、有償で飲料の優先的な供給を甲に行うものとする。

- 2 前項の飲料の引渡し場所および費用については、甲乙協議の上定めるものとし、費用は後日、乙からの請求に基づき支払うものとする。
- 3 甲は、第1項の要請を行うときは、救援物資有償提供要請書(様式第3号)をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭または電話により要請ができるものとし、後日速やかに救援物資有償提供要請書を提出するものとする。

(反社会勢力との関係遮断)

第8条 甲および乙は、自らが「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第2号の定める暴力団を始めとする反社会的勢力(犯罪対策閣僚会議が取り纏めた「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」の定める反社会的勢力)ではないこと、および反社会的勢力との関係を一切遮断していること、ならびに今後も遮断することを表明し、保証する。

- 2 甲または乙は、相手方に次の事由が一つでも認められる場合、何らの通知・催告の手续をせず、直ちに本協定を解除することができる。その場合、乙は、甲の承諾なく自動販売機を撤去することができる。
 - (1) 反社会的勢力であるとき、または反社会的勢力であったとき。
 - (2) 反社会的勢力を利用するなど前項に違反したとき。
 - (3) 自らの属性にかかわらず、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第9条各号の定める行為を自らが行い、または、第三者を利用して行わせたとき。
 - (4) 相手方に対し、詐術・暴力的行為・脅迫的発言を自らが用い、または、第三者を利用して行わせたとき。
 - (5) 相手方に対し、業務妨害を自らが行い、または、第三者を利用して行わせたとき。
 - (6) その他、前各号と同視される事項が発生したとき。
- 3 甲または乙が前項の規定に基づき本協定を解除した場合、解除権を行使した当事者は相手方に対し、一切の損害賠償義務を負担しないものとする。

(機密情報の取扱い)

第9条 甲および乙は、本協定書および本協定の履行を通じて知り得た相手方に関する情報(以下、機密情報という。)を、機密として保持し、相手方の事前の書面による承諾なく第三者へ開示または漏えいしてはならず、また、本協定の目的以外で使用してはならないものとする。なお、本条の規定は、個人情報に関しては、本協定終了後も期限の定めなく存続し、その他の機密情報に関しては、本協定終了後3年間は存続する。

(協定の有効期間)

第10条 本協定の有効期間は、令和4年4月1日より令和6年3月31日までの2年間とする。なお、この期間満了の1ヵ月前までに、甲乙いずれからも、何らの申出のない場合は、本協定はさらに1年間自動的に延長されるものとし、以後も同様とする。

- 2 本協定が終了、かつ乙の甲に対する鍵の貸与がある場合、甲は乙に対し終了日から1ヵ月以内に返却するものとする。

(連絡先)

第11条 甲および乙は、双方互いに届け出た連絡先を変更した場合、または同連絡先に1週間を超えて連絡が付かない事情が発生した場合、速やかに新たな連絡先を相手方に届け出るものとする。

- 2 甲または乙が相手方からの連絡に対して2週間以上の期間返答をしなかった場合、甲または乙は何ら催告や通知を要しないで、直ちに本協定等の全部または一部を解除することができる。

(協定外事項の協議)

第12条 この協定に定めのない事項、およびこの協定の実施について疑義が生じたときは、その都度甲乙間で協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲および乙が記名押印の上各1通を保有する。

令和4年 4月 1日

甲 住所 福井県鯖江市西山町13番1号
氏名 鯖江市長 佐々木 勝 久

乙 住所 富山県高岡市内島3550番地
氏名 北陸コカ・コーラボトリング株式会社
代表取締役社長 井 辻 秀 剛

防災減災パートナーシップに関する協定書

鯖江市（以下「甲」という。）と福井放送株式会社（以下「乙」という。）は、災害による被害の軽減と平常時における防災・減災に連携して取り組むため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、市内で災害が発生し、または発生するおそれがある場合に、災害の被害を軽減するための情報の発信および、平常時の防災・減災の活動に相互に協力し取り組むことにより、市民の安全の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害とは、風水害、豪雪、地震、津波、その他の災害等をいう。
- (2) 防災とは、災害を未然に防ぐ備えであって、災害の復旧を図ることをいい、減災とは、災害の被害を最小限に抑える備えのことをいう。

（緊急時の情報発信の要請）

第3条 甲は、第1条に定める災害の被害を軽減するために、Lアラート以外で住民への情報伝達が急を要すると判断した場合、情報発信を要請することができる。

- 2 甲が乙に対して情報発信を要請する場合には、電話または電子メール、ファックス、リモート通信などを用い行うものとする。
- 3 乙は、前項の規定に基づき甲からの要請を受けた際は、放送や通信を通じて速やかな情報発信に努める。

（平常時の連携）

第4条 甲および乙は、防災のために使用する目的のもと、市内における災害の映像・写真・画像など防災関連資料を、双方が希望に応じ可能な範囲で提供する。

- 2 甲および乙は、本協定の目的に基づき、それぞれが防災対策に資する取組みを行うときは、可能な範囲で協力する。特に乙は、ラジオやテレビ、インターネット（アプリ含む）などのメディアなどを使い、市民の防災・減災の意識付けや向上に努める。

（防災訓練等への参加）

第5条 乙は、甲が行う防災訓練等の防災関連行事に関し、甲から要請があった場合には、積極的な参加に努める。

（連絡担当者）

第6条 甲および乙は、相互に連絡を取り合うための担当者をそれぞれ指定し、担当者の連絡先、連絡手段などを運用連絡表に記載し、互いに確認する。

- 2 甲および乙は、年に1回程度、担当者の会議を行い、本協定における広報活動や運営上の問題点や改善点などについて意見交換を行う。
- 3 甲および乙は、人事異動などによりそれぞれの担当者に変更が生じた場合、速やかに相手方に通知するとともに、新しい担当者の連絡先・連絡手段などを運用連絡表に記載し、互いに確認する。

（協定の有効期間）

第7条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和5年3月31日までとする。

ただし、この有効期間の満了日の1か月前までに甲乙いずれからも協定解除の意思表示がない場合は、協定を更に1年延長させるものとし、その後も同様とする。

（協議事項）

第8条 この協定の定めのない事項について定める必要が生じたとき、またはこの協定に定める事項について

疑義が生じたときは、甲乙協議の上、対応を決定する。

この協定の締結を証するために、本書2通を作成し、甲乙双方が記名押印の上、各自1通を保管する。

令和4年10月1日

甲 福井県鯖江市西山町13番1号

鯖江市長 佐々木 勝久

乙 福井県福井市大和田2丁目510番
福井放送株式会社

代表取締役社長 池内 昭彦

災害時における指定福祉避難所の設置運営に関する協定書

鯖江市（以下「甲」という。）と 別表団体は（以下「乙」という。）とは、指定福祉避難所の設置運営に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、鯖江市内で地震、風水害などの災害が発生し、または発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙に対して指定福祉避難所の設置運営を要請することに関し必要な事項を定めることを目的とする。

（対象者）

第2条 本協定により指定福祉避難所に受け入れる者は、次のうち個別避難計画を作成した者（以下「対象者」という。）とする。

- (1) 在宅の身体障がい者〔身体障害者手帳（肢体・視覚・聴覚）の（1級・2級）所持者〕
- (2) 在宅の知的障がい者〔療育手帳（A1・A2）所持者〕
- (3) 在宅の精神障がい者〔精神障害者保健福祉手帳（1級）所持者〕
- (4) 在宅の要介護認定者〔介護保険における要介護3～5認定者〕
- (5) 75歳以上の高齢者のみの世帯員で親族の支援がなく、親族以外の第三者の支援がないと避難できない人（個人情報提供の同意者のみ）
- (6) その他支援を必要とする者で、市長が特に必要と認めた者

2 対象者のほか、その者の避難所生活における支援等を行うために、必要な家族等の付添者（以下「付添者」という。）を対象者ごとに一人まで受け入れるものとする。

3 甲は、対象者の情報を予め書面をもって乙に報告する。

（指定福祉避難所および派遣協力事業所）

第3条 本協定において対象者を受け入れる事業所を「指定福祉避難所」とし、同避難所に支援職員を派遣し、対象者の生活を支援する事業所を「派遣協力事業所」とする。

2 別表の協定区分項目に指定福祉避難所は「受入」、派遣協力事業所は「派遣」と記載する。

3 甲は指定福祉避難所を公示し、市民に周知する。

4 派遣協力事業所の派遣先および派遣人数は甲乙協議の上、予め決定する。ただし、緊急または不測の事態が生じた場合には、甲は乙に追加の職員派遣または派遣先の変更を要請するものとする。

（指定福祉避難所の開設）

第4条 乙は、甲の要請により指定福祉避難所を開設する。

（対象者の移送）

第5条 対象者の指定福祉避難所への移送は、原則、個別避難計画で定める支援者が行う。

（物資の提供および介助者の確保）

第6条 甲は、日常生活用品等指定福祉避難所の運営に必要な物資の調達に努める。

2 甲は、乙が対象者を適切に介護できるよう看護職員、介護職員、ボランティア等の指定福祉避難所支援者の確保に努める。

（開設期間）

第7条 開設期間は、市の開設する指定避難所と同期間とする。原則、災害発生の日または高齢者等避難発令の日から7日以内とするが、大規模災害等で7日間で閉鎖することが困難な場合は、甲乙協議の上、

必要最小限の期間で延長する。

疑義が生じたときは、甲乙協議の上、対応を決定する。

(指定福祉避難所の早期閉鎖への努力)

第8条 甲は、乙が早期に本来の事業所運営に専念できるよう配慮するとともに、本来の業務に支障が生じないよう指定福祉避難所の早期閉鎖に努める。

(費用の負担)

第9条 指定福祉避難所として、乙が対象者の受け入れに要した費用のうち、甲が負担する費用は次の範囲とし、別に定めるところにより甲が支払う。

- (1) 対象者の受入に係る職員の人件費
- (2) 対象者および付添者の受入に係る前号以外の費用

(守秘義務)

第10条 乙は、指定福祉避難所に関連する業務において知り得た情報を漏らしてはならない。

(有効期間)

第11条 この協定は、締結の日から効力を発生するものとし、甲または乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有する。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項および疑義が生じた事項は、その都度、甲、乙協議の上、決定する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和5年8月2日

甲 鯖江市西山町13番1号

鯖江市長

乙 別表1団体のとおり

令和5年11月1日(追加)

甲 鯖江市西山町13番1号

鯖江市長

乙 別表2団体のとおり

別表1

団体名称	協定区分	施設名
社会福祉法人 一喜会	受入	ケアハウス鯖江「つつじ苑」
医療法人 王山	受入	介護老人保健施設 リハビリセンター王山
有限会社 介護サポート翼	派遣	(有) 介護サポート翼
社会福祉法人 高思会	受入・派遣	エレガントセニールガーデン
社会福祉法人 光道園	受入・派遣	ライトワークセンター
	受入・派遣	ライフトレーニングセンター
NPO 法人さわやかさばえボランティア虹	派遣	NPO 法人さわやかさばえボランティア虹
鯖江高速観光株式会社	派遣	あい訪問介護事業所
社会福祉法人鯖江市社会福祉協議会	派遣	鯖江市社会福祉協議会ホームヘルプサービスセンター
	受入	鯖江市社会福祉協議会デイサービスセンター
	受入	デイサービスセンターなかま
株式会社 サンサン	派遣	サンサン訪問介護支援センター
社会医療法人 寿人会	受入	介護医療院 かがやき
	受入・派遣	小規模多機能型居宅介護陽だまりさばえ
有限会社 新福祉	受入・派遣	地域密着小規模多機能型居宅介護事業所 ありんこ
医療法人 高村病院	受入・派遣	神明ケアセンター
株式会社ツクイ ツクイ福井さばえ	派遣	ツクイ福井さばえ
社会福祉法人 東陽会	受入・派遣	おしどり荘
	受入・派遣	ことぶき荘
株式会社 ドリームクリエイト	派遣	アミューズメントリゾートドリームデイサービス
医療法人 東山会	受入・派遣	鯖江ケアセンターみどり荘
社会福祉法人 日野会	受入・派遣	特別養護老人ホーム 五岳園
福井県民生活協同組合	派遣	県民せいきょう鯖江きらめき
株式会社 未来興研	派遣	デイサービス えくぼ園
有限会社ライフケア	派遣	ほほえみ訪問介護センター
社会福祉法人 わかたけ共済部	受入・派遣	グレースフルわかたけ
	受入・派遣	もんざえもん

別表2

団体名称	協定区分	施設名
株式会社ほっとリハビリシステムズ	受入・派遣	ほっとリハビリシステムズ
社会福祉法人 育友福祉会	受入・派遣	複合福祉施設 hana テラス

4-2-59 災害時における避難所の施設利用に関する協定書

災害時における避難所の施設利用に関する協定書

鯖江市（以下「甲」という。）と福井県立鯖江高等学校（以下「乙」という。）は、次のとおり災害時における避難所の施設利用に関する協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（趣旨）

第1条 本協定は、鯖江市内の区域内において災害（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項に規定する災害をいう。）が発生し、または発生するおそれがある場合に、甲が乙の管理する学校施設を指定避難所（以下「避難所」という。）として利用することに関し、必要な事項を定めるものとする。

（避難所の使用施設）

第2条 避難所として使用する施設は次のとおりとする。

- (1) 第1体育館（土砂災害は除く）
- (2) 第2体育館
- (3) 武道場
- (4) 上野ヶ原会館（土砂災害は除く）

（避難所の開設）

第3条 甲は、乙の施設に避難所を開設する必要があるときは、第2条の施設に避難所を開設する。

2 第2条以外の施設を避難所として開設する必要があるときは、甲は乙と協議のうえ、使用場所について決定する。

（避難所の管理運営）

第4条 避難所の管理運営は、甲の責任において行う。

2 乙は、避難所の管理運営についてできる範囲で協力するものとする。

3 甲は、乙の敷地内に防災倉庫を設置し、必要な資機材を配備することができる。

（避難所の閉鎖）

第5条 甲は、乙が早期に学校運営を再開できるよう、当該避難所の早期解消に努めるものとする。

（経費の負担）

第6条 施設利用等に要した経費は、甲乙協議のうえ決定するものとし、甲が負担するものとする。ただし、災害救助法（昭和22年10月18日号外法律第118号）が適用された場合にあっては、その定めに従うものとする。

（使用施設の変更）

第7条 乙は、避難所として使用する施設が廃止または改築等により使用できなくなったときは、甲に対し事前に届け出るものとする。

（有効期間）

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間終了の日の1か月前までに甲および乙のいずれからも相手方に対してこの協定を解除する旨の申し出がないときは、この協定の有効期間終了の日の翌日から更に1年間、同一の条件をもって更新されるものとし、以後においても同様とする。

（補足）

第9条 この協定に定めがない事項、この協定に疑義が生じた事項等は、甲および乙が誠意をもって協議

し、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙押印のうえ、各自1通を保有する。

令和7年3月24日

甲 福井県鯖江市西山町13番1号
鯖江市長 佐々木 勝久

乙 福井県鯖江市舟津町2丁目5-42
福井県立鯖江高等学校
学校長 石津 長利

第 号
年 月 日

福井県知事

殿

鯖江市長

印

自 衛 隊 災 害 派 遣 要 請 書

次のとおり自衛隊の派遣を要請いたします。

記

1 災害の状況および派遣を要請する事由

- (1) 災害の状況（特に災害派遣を必要とする区域の状況を明らかにすること。）
- (2) 派遣を要請する事由

2 派遣を必要とする期間

3 派遣を希望する勢力およびその任務

- (1) 水防、消防、通信、防疫、給水、輸送、通路の啓開等
- (2) 人員
- (3) 装備の概要（特に船舶、航空機等特殊の装備を必要とするとき。）

4 派遣を希望する区域および活動内容

- (1) 派遣を希望する区域、でき得れば連絡場所または連絡者
- (2) 活動内容

5 その他参考事項

4-4-1 民間団体組織状況一覧表

(令和7年1月1日現在)

鯖江市赤十字奉仕団

第 1 分 団	3 6
第 3 分 団	2 5
第 4 分 団	2 9
第 5 分 団	4
第 6 分 団	5 3
新 横 江 分 団	7 5
神 明 分 団	2 8
中 河 分 団	2 2
片 上 分 団	3 9
立 待 分 団	1 0 0
豊 分 団	0 (休会中)
北 中 山 分 団	2 8
河 和 田 分 団	7 0
総 計	5 0 9

鯖江市被害状況報告要領

(目的)

第1条 この要領は、災害が発生した場合に行う被害状況の調査および報告に関し必要な事項を定め、被害状況報告の的確迅速化を図ることを目的とする。

(調査)

第2条 被害状況の調査は、市民の生命および財産に関する事項ならびに市の管理する施設について、関係部(班)および関係各課で調査のうえ報告するものとする。

(報告すべき災害)

第3条 被害状況報告にあたっては、概ね次に掲げる事項に該当する場合は、速やかに報告するものとする。

- (1) 災害救助法の適用基準に合致するもの
- (2) 市が災害対策本部を設置したもの
- (3) 災害が2市町以上にまたがるもので、1の市町における被害は軽微であっても、全体的にみた場合に同一災害で大きな被害を生じているもの
- (4) 災害による被害に対し、国、県の特別の財政援助を要するもの
- (5) 災害による被害が当初は軽微であっても、今後1、2の要件に該当する災害に発展する恐れがあるもの
- (6) 地震が発生し、県内の区域内で震度1以上を記録したもの
- (7) その他災害の状況およびそれが及ぼす社会的影響からみて報告する必要があると認められるもの
- (8) 注意報、警報が発令された場合において発生し、上記基準に該当しないもの
- (9) その他特に報告の指示があったもの

(報告の種類)

第4条 被害状況の報告の種類は、次のとおりとする。

- (1) 発生報告
災害が発生したとき、電話その他適宜の方法により、その旨を直ちに報告する。
- (2) 中間報告
発生報告後、災害の状況が変わるたびに、電話その他適宜の方法により行う。
- (3) 確定報告
災害が終了し、その被害が確定したとき、1週間以内に文書にて報告する。

(報告責任者)

第5条 関係部(班)および関係各課の長は、予め被害状況報告責任者を定めておかなければならない。

(報告先)

第6条 被害状況の報告は、政策経営部情報広報班に行うものとする。

(県への報告)

第7条 政策経営部情報広報班は、政策経営部情報広報班被害状況の集計結果を県危機対策・防災課へ報告するものとする。

(被害程度の設定基準)

第8条 被害状況の基準については、次のとおりとする。

被害程度の認定基準

被害区分		認定基準
人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したものまたは死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。
	重傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、または受ける必要がある者のうち、1ヵ月以上の治療を要する見込みのある者とする。
	軽傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、または、受ける必要のある者のうち、1ヵ月未満で治療できる見込みの者とする。
住家の被害	住家	現実に居住のために使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかを問わない。
	全壊	住家が滅失したもので、具体的には住家の損壊もしくは流出した部分の床面積が、その住家の延べ面積の70%以上に達したものまたは住家の主要構造部の被害額が、その住家の時価の50%以上に達した程度のものとする。
	半壊	住家の損壊が甚しいが、補修すれば元通りに使用できるもので、具体的には損壊部分が、その住家の延べ面積の20%以上70%未満のものまたは住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の20%以上50%未満のものとする。
	一部破損	全壊および半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものである。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
	床上浸水	住家の床より上に浸水したものおよび全壊、半壊には該当しないが、土砂・流木等のたい積等により一時的に居住することができないもの。
	床下浸水	床上浸水にいたらない程度の浸水したもの。
世帯等	世帯	生計を1つにしている生活単位とする。例えば、寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを1世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば、分けて扱うものとする。
	被災世帯	災害により全壊、半壊および床上浸水の被害を受け、通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。
	被災者	被災世帯の構成員とする。

被害区分		認定基準
非住家の被害	非住家	住家以外の建物でこの基準中他の被害箇所項目に属さないものとする。これらの施設に常時、人が居住しているときは、当該部分は住家とする。 全壊または半壊の被害を受けたもののみ記入する。
	文教施設	学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、特別支援学校、幼稚園、専門学校および専修学校における教育の用に供する施設とする。
	福祉施設	社会福祉事業法第2条の規定により、社会福祉事業により経営される施設とする。
	その他の公共建物	例えば、市庁舎、公民館および図書館等の公用または公共の用に供する建物とする。
	公共建物以外の非住家	公共建物以外の倉庫、工場、車庫等の建物とする。
火災発生件数	火災発生件数	地震または火山噴火の場合に限る。その他の火災の報告は、別に定めるところにより行う。
	危険物	消防法（昭和23年法律第186号）第11条第1項により、市町長、消防組合管理者の許可を受け設置されている危険物製造所、危険物貯蔵所および危険物取扱所の施設とする。
公共土木施設の被害	市町または市町の機関の維持管理に属する以下の施設とする。	
	道路	道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。
	橋りょう	道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。
	河川	河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、もしくは準用される河川もしくはその他の河川またはこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設もしくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。ただし、砂防法（明治30年法律第29号）第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸を除く。
	砂防等施設	砂防法第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設または同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸および地すべり等防止法第2条第2項に規定する地すべり防止施設、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第2条第2項に規定する急傾斜地崩壊防止施設とする。
林地荒廃防止施設	山林砂防施設（立木を除く。）または海岸砂防施設（防潮堤を含み、立木を除く。）とする。	

被害区分		認定基準
農 林 水 産 業 施 設 の 被 害	農業用施設	農地の利用または保全上必要な公共的施設であって、かんがい排水施設、農業用道路または農地もしくは農作物の災害を防止するため必要な施設とする。
	林業用施設	林地の利用または保全上必要な公共的施設であって林地荒廃防止施設（法令により地方公共団体またはその機関の維持管理に属するものを除く。）、林道とする。
	共同利用施設	農業協同組合、農業協同組合連合会、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、水産業協同組合または水産業協同組合連合会の所有する倉庫、加工施設、共同作業場およびその他の農林水産業者の共同利用に供する施設であって、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行令（昭和25年政令第152号）第1条の3に規定する施設とする。
	農地	耕作の目的に供される土地とする。
	田の流失・埋没	田の耕土が流失し、または砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。
	田の冠水	稲の先端が見えなくなる程度に水に浸かったものとする。
	畑の流失・埋没・冠水	田の例に準じて取り扱うものとする。
	その他の公共施設	公共建物、公共土木施設、農林水産業施設以外の公共施設をいい、例えば都市施設、公園施設等の公用または公共の用に供する施設とする。
農産・林産・水産・畜産の被害 「農産」「林産」「水産」「畜産」とは、農林水産業施設以外の被害をいい、それぞれの項目ごとに記入すること。		
商工業の被害 建物以外の商工業の被害で、工業原材料、生産物、生産機械器具および操業率低下や観光客のキャンセル等による間接被害等とする。		
そ の 他 の 被 害	清掃施設	ごみ処理およびし尿処理施設とする。
	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
	船舶・漁船	櫓、櫂のみをもって運行する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったものおよび流失し、所在が不明になったものならびに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
	水道	上水道または簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。
	電気	災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。
	ガス	一般ガス事業または簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
	電話	災害により通話不通となった電話の回線数とする。
	ブロック塀	倒壊したブロック塀または石塀の箇所数とする。

(災害に対しとられた措置)

第9条 災害に対してとられた措置の概要は、具体的かつ詳細に記載するものとし、報告様式に余白がない場合は、別紙とする。

被害の報告様式

災害名 _____ (第 報)

報告日時	年 月 日 時現在
基地(班)名	基地(班)
報告者名	

区 分			被 害			区 分			被 害		
人的被害	死者	人		公 共 施 設 等	文教施設	箇所					
	負傷者	人			病院	箇所					
	行方不明者	人			道路	箇所					
	その他				橋梁	箇所					
住家被害	全壊	棟			河川	箇所					
	半壊	棟			崖崩れ	箇所					
	一部破損	棟			鉄道不通	箇所					
	床上浸水	棟			水道	戸					
	床下浸水	棟			電気	戸					
非住家被害	全壊	棟			電話	回線					
	半壊	棟		火 災	建物	件					
	一部破損	棟			危険物	件					
	床上浸水	棟		避 難 の 状 況							
その他被害の状況											

鯖江市防災行政無線局管理規程

昭和59年12月14日

訓令第6号

改正 昭和63年4月1日訓令第5号
平成2年3月31日訓令第1号
平成6年3月28日訓令第3号
平成7年3月30日訓令第4号
平成7年11月30日訓令第7号
平成8年4月1日訓令第1号
平成10年3月30日訓令第4号
平成11年3月31日訓令第2号
平成16年11月29日訓令第14号
平成18年2月15日訓令第1号
平成21年3月31日訓令第5号
平成22年3月26日訓令第2号
平成25年3月28日訓令第2号

(目的)

第1条 この規程は、鯖江市が設置する防災行政無線局管理について、電波法（昭和25年法律第131号）その他の関係法令に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 無線局 電波法第2条第5号に規定する無線局で、主に防災のために使用するものをいう。
- (2) 基地局 移動局を通信の相手方として、本市に設置する移動しない無線局をいう。
- (3) 移動局 移動中に、または特定しない地点に停止して運用する車載または携帯型の無線局をいう。
- (4) 同報親局 同報通信方式による特定の2以上の受信設備に対し、同時に同一内容の情報を送信する無線局をいう。
- (5) 同報子局 同報親局から発射された電波を受信して、拡声装置により情報を伝達する屋外に設置する装置をいう。
- (6) 同報再送信子局 同報親局と同報子局との間の通信を中継し、かつ、同報子局と同様の屋外拡声機能を有する無線局をいう。

(平18訓令1・追加)

(使用の原則)

第3条 防災行政無線は、災害予防、災害応急対策および災害復旧等のための通信に使用するものであるが、平常時は行政事務の効率的執行に使用するものであり、これを濫用してはならない。

(平18訓令1・旧第2条繰下)

(構成等)

第4条 無線局は、移動系基地局、移動局、同報親局、同報子局および同報再送信子局から構成するものとする。

2 無線局の周波数、名称、設置場所等は、移動系については別表第1、同報系については別表第2のとおりとする。

(平18訓令1・旧第3条繰下・一部改正)

(無線管理者)

第5条 無線局に無線管理者（以下「管理者」という。）および無線副管理者（以下「副管理者」という。）を置き、管理者には防災危機管理課長の職にある者を、副管理者には防災危機管理課参事の職にある者（防災危機管理課に参事を置かない場合においては、防災危機管理課課長補佐その他の上席の職員）をもつて充てる。

2 管理者は、常に無線局の運用状況を把握し、無線局の機能が十分発揮できるよう管理しなければならない。

(平11訓令2・平16訓令14・一部改正、平18訓令1・旧第4条繰下、平21訓令5・一部改正)

(無線取扱責任者)

第6条 移動系基地局の統制制御器および遠隔制御器ならびに同報親局の操作卓および遠隔制御装置（以下「制御器等」という。）の設置課等に、それぞれ無線取扱責任者を置き、当該課等の長をもつて充てる。

2 無線取扱責任者は、当該制御器等の使用、管理について管理、監督に当たるものとする。

(平18訓令1・旧第5条繰下・一部改正)

(無線従事者)

第7条 制御器等の設置課等に、それぞれ無線従事者を置き、職員のうちから電波法第40条第1項に定める資格を有するものをもつて充てる。

2 無線従事者は無線取扱責任者の命を受け、当該制御器等の操作を行うものとする。

3 無線従事者は、無線局の正常な運用を確保するため、制御器等を随時点検しなければならない。

(平18訓令1・旧第6条繰下・一部改正)

(運用時間)

第8条 無線局の運用時間は、常時とする。

(平18訓令1・旧第7条繰下)

(通信統制)

第9条 管理者は、次に掲げる優先順位および基準に基づき、無線局の通信の統制を行うことができる。

(1) 人命に関するとと思われる緊急を要する通信

(2) 災害が発生し、もしくは発生するおそれがあるときまたは必要があると認められた緊急を要する通信

(3) 行政事務の執行に必要な緊急を要する通信

(4) 時報

(平18訓令1・旧第8条繰下・一部改正)

(待機命令)

第10条 管理者は、災害が発生し、もしくは発生するおそれがあるときまたは必要があると認めるときは、直ちに関係のある無線取扱責任者に通知し、関係者を待機させ、通信の確保に必要な処置をとらせなければならない。

(平18訓令1・旧第9条繰下)

(訓練)

第11条 管理者は、防災行政無線が効率的に運用されるようにするため、年1回以上関係者の訓練、研修を行うものとする。

(平18訓令1・旧第10条繰下)

(定期点検)

第12条 管理者は、年1回以上無線局の定期点検等を実施するものとする。

(平18訓令1・旧第11条繰下)

(業務日誌)

第13条 無線取扱責任者は、備え付けの無線業務日誌(様式第1号)に必要な事項を記載しなければならない。

(平18訓令1・旧第12条繰下)

(抄録の提出)

第14条 無線取扱責任者は、無線業務日誌によって、無線業務日誌の抄録(様式第2号)を毎月管理者に提出しなければならない。

(平2訓令1・平6訓令3・一部改正、平18訓令1・旧第13条繰下)

(その他)

第15条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

4-7-1 避難施設一覽表

1 指定避難所

(令和7年1月1日現在)

施設名	所在地	TEL	面積					構造	調理設備の有無	避難所設置			
			校舎(m ²)	体育館(m ²)	武道館(m ²)	畳数(畳)	校庭(m ²)			地震	水害	土砂	
小学校	借陰小学校	日の出町 6-37	51-2866	5,997	1,795		48	9,328	(校舎) 鉄筋コンクリート造 4階建 (体育館) 鉄筋コンクリート造 2階建	有			
	進徳小学校	長泉寺町 2丁目 5-1	53-1503	4,892	1,620		24	12,087	(校舎) 鉄筋コンクリート造 3階建 (体育館) 鉄筋コンクリート造 2階建	有			
	鯖江東小学校	新横江 2丁目 6-37	51-0338	3,829	1,750			12,739	(校舎) 鉄筋コンクリート造 3階建 (体育館) 鉄筋コンクリート造 2階建	有		※ 日・浅	
	神明小学校	水落町 4丁目 13-23	51-1110	7,224	1,788		20	16,015	(校舎) 鉄筋コンクリート造 3階建 (体育館) 鉄骨造 2階建	有		※ 日・浅	
	鳥羽小学校	神明町 4丁目 1-38	52-0045	5,501	1,445			8,518	(校舎) 鉄筋コンクリート造 3階建 (体育館) 鉄筋コンクリート造 2階建	有		※ 日・浅	
	中河小学校	中野町 73-16	51-0518	4,480	1,416			10,044	(校舎) 鉄筋コンクリート造 2階建 (体育館) 鉄筋コンクリート造 2階建	有		※ 浅・鞍	
	片上小学校	大野町 16-6	51-4802	2,403	1,055			6,171	(校舎) 鉄筋コンクリート造 4階建 (体育館) 鉄筋コンクリート造 1階建	有		※ 浅・鞍	※
	立待小学校	杉本町 1-5	51-1505	5,874	1,498			7,782	(校舎) 鉄筋コンクリート造 4階建 (体育館) 鉄筋コンクリート造 2階建	有		※ 日	
	吉川小学校	大倉町 22-1	62-1134	5,231	1,650			9,734	(校舎) 鉄筋コンクリート造 3階建 (体育館) 鉄筋コンクリート造 2階建	有		※ 日	
	豊小学校	下野田町 39-29	62-1201	4,808	1,441			8,136	(校舎) 鉄筋コンクリート造 2階建 (体育館) 鉄骨鉄筋コンクリート造 2階建	有		※ 日	
	北中山小学校	磯部町 25-11	65-1019	3,117	920			8,477	(校舎) 鉄筋コンクリート造 2階建 (体育館) 鉄筋コンクリート造 2階建	有		※ 鞍	
	河和田小学校	西袋町 67-8	65-0050	4,604	1,728			9,371	(校舎) 鉄筋コンクリート造 3階建 (体育館) 鉄筋コンクリート造 2階建	有			
中学校	鯖江中学校	小黒町 2丁目 12-1	51-2890	7,851	1,839	820	* 156	28,689	(校舎) 鉄筋コンクリート造 3階建 (体育館) 鉄筋コンクリート造 2階建 (武道館) 鉄筋コンクリート造 2階建	有		※ 日	
	中央中学校	三六町 1丁目 1-50	51-1161	8,080	1,834	888	* 200	16,985	(校舎) 鉄筋コンクリート造 4階建 (体育館) 鉄筋コンクリート造 2階建 (武道館) 鉄筋コンクリート造 2階建	有			
	東陽中学校	落井町 32-7	65-0104	6,083	1,564	831	* 178	31,000	(校舎) 鉄筋コンクリート造 3階建 (体育館) 鉄筋コンクリート造 2階建 (武道館) 鉄筋コンクリート造 2階建	有		※ 鞍	
高校	鯖江高等学校	舟津町 2丁目 5-42	51-0001	7,052	2,632	373	176	37,208	(校舎) 鉄筋コンクリート造 4階建 (体育館) 鉄筋コンクリート造 2階建 (武道館) 鉄骨造 1階建	有			※

施設名	所在地	TEL	面積				構造	調理設備の有無	避難所設置			
			園舎 公民館 (㎡)	体育館 (遊戯室) (㎡)	畳数 (畳)	校庭 (園庭) (㎡)			地震	水害	土砂	
公 民 館	鯖江公民館	桜町1丁目1-16	51-3010	1,629		20.0		(公民館) 鉄筋コンクリート造 3階建	有		※ 日	
	新横江公民館	横越町1-43-2	51-2969	821	1,183	66.0		(公民館) 鉄筋コンクリート造 2階建 (体育館) 鉄骨造 平屋建	有		※ 浅	
	神明公民館	三六町1丁目4-12	51-5065	1,604		52.5		(公民館) 鉄筋コンクリート造 3階建	有			
	中河公民館	中野町203-8	51-3102	1,117	1,101	45.0		(公民館) 鉄筋コンクリート造 2階建 (体育館) 鉄骨造 平屋建	有		※ 浅・鞍	
	片上公民館	大野町6-8-1	51-4801	761	586	56.0		(公民館) 鉄筋コンクリート造 2階建 (体育館) 鉄骨造 平屋建	有		※ 浅・鞍	
	立待公民館	杉本町702-2	51-3376	997	814	45.0		(公民館) 鉄筋コンクリート造 2階建 (体育館) 鉄骨造 平屋建	有		※ 日	
	吉川公民館	大倉町5-14-1	62-1020	769	1,166	80.0		(公民館) 鉄筋コンクリート造 2階建 (体育館) 鉄骨造 平屋建	有		※ 日	
	豊公民館	下野田町26-8-1	62-1011	1,655	720	69.0		(公民館) 鉄筋コンクリート造 2階建 (体育館) 鉄骨造 平屋建	有		※ 日	
	北中山公民館	落井町41-33-1	65-1001	966	1,122	64.0		(公民館) 鉄筋コンクリート造 (体育館) 鉄骨造 2階建 鉄骨造 平屋建	有		※ 浅・鞍	
	河和田公民館	河和田町19-6-1	65-0001	1,498		26.0		(公民館) 鉄筋コンクリート造 3階建	有			

「*」のある避難所は、武道館と校舎内の和室の畳数を合計している。

「※」のある避難所は、区分により以下のことを示す。

(地震) 耐震補強を考慮して使用できる施設

(浸水) 浸水想定区域に含まれる施設 (日→日野川・吉野瀬川、浅→浅水川、鞍→鞍谷川)

(土砂) 土砂災害警戒区域に含まれる施設

2 その他の避難所(指定緊急避難場所)

(1) 幼稚園・保育所・こども園

(令和7年1月1日現在)

施設名	所在地	TEL	面積				構造	調理設備の有無	避難所設置			
			園舎 公民館 (㎡)	体育館 (遊戯室) (㎡)	畳数 (畳)	校庭 (園庭) (㎡)			地震	水害	土砂	
幼稚園	鯖江東幼稚園	新横江2丁目6-37	52-5696	351	140		東小に含	鉄筋コンクリート造 平屋建	無		※ 日・浅	
	神明幼稚園	三六町1丁目8-24	51-1002	784	222		1,200	鉄筋コンクリート造 平屋建	有			
	片上幼稚園	大野町16-6	52-5791	269	108		片小に含	鉄筋コンクリート造 平屋建	無		※ 浅・鞍	※
	北中山幼稚園	戸口町9-11-4	65-2879	316	116		北小に含	鉄筋コンクリート造 平屋建	無		※ 鞍	
保育所	せきいんこども園	日の出町6-37	51-0640	1,210	171		惜小に含	鉄筋コンクリート造 2階建	有			
	しんとくこども園	長泉寺町1-9-19	51-7717	1,158	182		1,470	鉄筋コンクリート造 2階建	有			
	神明保育所	三六町1丁目1-12	51-1137	518	200		990	鉄筋コンクリート造 平屋建	有			
	中河保育所	中野町208-1	51-3103	647	154		2,500	鉄筋コンクリート造 平屋建	有		※ 浅・鞍	
	立待保育所	杉本町33-4-1	51-3377	540	179		530	鉄筋コンクリート造 平屋建	有		※ 日	
	石田保育所	石田上町44-1	51-1972	298	100		1,200	鉄筋コンクリート造 平屋建	有		※ 日	
	吉川保育所	大倉町5-20	62-1332	748	198		1,920	鉄筋コンクリート造 平屋建	有		※ 日	
	ゆたかこども園	上野田町2-9	62-1680	1,126	177		2,710	鉄筋コンクリート造 平屋建	有		※ 日	
	かわだ保育所	筋生田町10-5-1	65-0173	694	189		1,320	鉄筋コンクリート造 平屋建	有			

「※」のある避難所は、区分により以下のことを示す。

(地震) 耐震補強を考慮して使用できる施設

(浸水) 浸水想定区域に含まれる施設 (日→日野川・吉野瀬川、浅→浅水川、鞍→鞍谷川)

(土砂) 土砂災害警戒区域に含まれる施設

(2) 宿泊施設

(令和6年1月1日現在)

施設名	所在地	TEL	面積				構造	調理設備の有無	避難所設置		
			体育館 (㎡)	その他 (㎡)	畳数 (畳)	客室数 (部屋)			地震	水害	土砂
神明苑	神明町2丁目8-4	52-5165	1,770.76	2,817.09	229.0	24	鉄筋コンクリート造 2階建	有			
ラポーゼかわだ	上河内町19-37-2	65-0012		4,054.37	360.5	24	鉄筋コンクリート造 3階建	有			※

「※」のある避難所は、区分により以下のことを示す。

(地震) 耐震補強を考慮して使用できる施設

(浸水) 浸水想定区域に含まれる施設 (日→日野川・吉野瀬川、浅→浅水川、鞍→鞍谷川)

(土砂) 土砂災害警戒区域に含まれる施設

(3) その他

(令和7年1月1日現在)

施設名	所在地	TEL	面積				構造	調理設備の有無	避難所設置			
			体育館 (遊戯室) (㎡)	その他 (㎡)	畳数 (畳)	校庭 (園庭) (㎡)			地震	水害	土砂	
そ の 他	市庁舎(執務室を除く)	西山町 13-1	51-2200		8,656.86	18.0		鉄筋コンクリート造	有			
	消防庁舎(執務室を除く)	西山町 13-22	54-0119		2,487.63	8.0		鉄筋コンクリート造	有			
	嚮陽会館	桜町 2丁目 7-1	52-5789		3,992.41	42.0		鉄筋コンクリート造 2階建	無		※ 日	
	夢みらい館・さばえ	三六町 1丁目 4-20	51-1722		1,132.06			鉄筋コンクリート造 4階建	有			
	市民活動交流センター	長泉寺町 1丁目 9-20	54-7055		1,747.93			鉄筋コンクリート造 2階建	有			
	高齢者憩の家	本町 4丁目 6-15	52-2296		145.84			木造 平屋建	無		※ 日	
	いきいき未来館	定次町 108	51-1450		222.77			鉄骨造 平屋建	有		※ 日・浅	
	本町児童センター	本町 4丁目 6-16	52-8903		316.40			鉄筋コンクリート造 2階建	有	※	※ 日	
	舟津児童センター	舟津町 4丁目 8-16	51-3329		320.74			鉄筋コンクリート造 2階建	有		※ 日	
	小黒町児童センター	小黒町 1丁目 1-18	52-4529		297.14			鉄筋コンクリート造 2階建	有		※ 日	
	有定児童センター	有定町 2丁目 8-21	51-2985		322.00			鉄筋コンクリート造 2階建	有		※ 日	
	柳町児童センター	柳町 2丁目 1-8	52-9302		305.37			鉄筋コンクリート造 平屋建	有		※ 日	
	長泉寺児童センター	長泉寺町 2丁目 3-11	52-0697		437.72			鉄筋コンクリート造 2階建	有		※ 日	
	新横江児童センター	定次町 108	51-1450		314.65			鉄骨造 2階建	無	※	※ 日・浅	
	水落児童館	水落町 1丁目 8-22	52-3561		253.31			鉄骨造平屋建	有			
	鳥羽中児童センター	神明町 4丁目 7-55	52-5920		329.45			鉄筋コンクリート造 2階建	有			
神中児童センター	神中町 3丁目 5-31	52-8909		317.46			鉄筋コンクリート造 2階建	有	※	※ 日・浅		

施設名	所在地	TEL	面積				構造	調理設備の有無	避難所設置		
			体育館 (遊戯室) (㎡)	その他 (㎡)	畳数 (畳)	校庭 (園庭) (㎡)			地震	水害	土砂
曲木児童センター	中野町 54-30-1	52-5940		298.18			鉄筋コンクリート造 2階建	有		※ 浅	
石田児童センター	石田下町 17-11	52-5160		333.73			鉄筋コンクリート造 2階建	有	※	※ 日	
平井児童センター	平井町 27-9-5	62-0716		406.52			鉄筋コンクリート造 2階建	有		※ 日	
戸口児童センター	戸口町 15-18-3	65-0664		429.04			鉄筋コンクリート造 2階建	有			
東部児童センター	別司町 21-17	65-1119	319.00	288.02			鉄骨造 2階建	有			※
健康福祉センター	水落町 2丁目 30-1	52-1121		4,048.05			鉄筋コンクリート造 3階建	有		※ 日・浅	
子育て支援センター	本町 4丁目 6-17	51-3527	182.37	465.09			鉄筋コンクリート造 2階建	無		※ 日・浅	
環境教育支援センター	中野町 73-11	52-0050		939.39			鉄筋コンクリート造 3階建	無		※ 浅・鞍	
地域交流センター	本町 2丁目 2-16	54-7000		2,897.05			鉄筋コンクリート造 4階建	無		※ 日	
ふれあいみんなの館・ さばえ	上鯖江 1丁目 4-1	51-8785		1,146.90			鉄筋コンクリート造 2階建	有		※ 日	
越前漆器伝統産業会館	西袋町 40-1-2	65-2727		2,392.55			鉄筋コンクリート造 2階建	有			
公園管理事務所	桜町 3丁目 7-20	51-1001		556.75			鉄筋コンクリート造 3階建	無			
文化センター	東鯖江 3丁目 7-1	52-7430		5,871.83			鉄筋コンクリート造 4階建 地下 1階	無		※ 日・浅	
神明健康 スポーツセンター	北野町 16-7	51-7380	2,209.87				鉄骨造 平屋建	無		※ 日	
河和田体育館	西袋町 68-48-1	65-1972	1,066.32				鉄骨造 平屋建	無			※
ユーカールさばえ	水落町 2丁目 24-2	52-5988	815.69	1,021.20			(体育館) 鉄骨造 平屋建 (その他) 鉄筋コンクリート造 2階建	有		※ 日・浅	
青年会館	水落町 2丁目 24-31	52-5988		297.00			鉄筋コンクリート造 2階建	無		※ 日・浅	
高年大学	舟枝町 4-23-1	52-8824	502.11	979.21	30.0		(体育館) 鉄骨造 平屋建 (その他) 鉄筋コンクリート造 平屋建	無		※ 浅・鞍	

その
の

他

施設名	所在地	TEL	面積				構造	調理設備の有無	避難所設置			
			体育館 (遊戯室) (㎡)	その他 (㎡)	畳数 (畳)	校庭 (園庭) (㎡)			地震	水害	土砂	
その他の	文化の館	水落町2丁目25-28	52-0089		6,656.58			鉄骨鉄筋コンクリート造 2階建	無		※ 日・浅	
	まなべの館	長泉寺町1丁目9-20	51-5999		2,765.20			鉄筋コンクリート造 4階建 鉄骨造 2階建	無			
	総合体育館	東鯖江3丁目6-10	51-3176		4,970.35			鉄筋コンクリート造 2階建	無		※ 日・浅	
	スポーツ交流館	宮前2丁目9-1	53-0369	3,620.00				鉄筋コンクリート造 2階建	無		※ 日	
	三六武道館	三六町2丁目2-40	52-8919		1,016.21			鉄筋コンクリート造 2階建	無			
	ゲートボールセンター	水落町2丁目25-10	51-8363		1,552.14			鉄骨造 平屋建	無		※ 日・浅	
	立待体育館	杉本町513	51-1567	1,595.63				鉄骨造 2階建、 鉄骨造 平屋建	無		※ 日	
	弓道場	杉本町619	52-4524		740.59			鉄骨造 平屋建	無		※ 日	
	道の駅西山公園	桜町3丁目950	51-8181		785.00			鉄骨造 2階建一部塔屋	有		※ 日	※

※のある避難所は、区分により以下のことを示す。

(地震) 耐震補強を考慮して使用できる施設

(浸水) 浸水想定区域に含まれる施設 (日→日野川・吉野瀬川、浅→浅水川、鞍→鞍谷川)

(土砂) 土砂災害警戒区域に含まれる施設

3 指定福祉避難所

(令和7年1月1日現在)

施設種類	施設名	所在地	TEL	受入可能人数	構造	バリアフリー	避難所設置		
							地震	水害	土砂
高齢者	エレガント・セニール・ガーデン	吉江町 31-7-1	53-2772	3	耐火構造(RC)	○		※ 日	
高齢者	介護老人保健施設リハビリセンター 王山	旭町 1 丁目 3-22	51-7720	5	耐火構造(RC)	○			
障害者	社会福祉法人 光道園 ライトワークセンター	和田町 9-1-1	62-1234	6	耐火構造(RC)	○			
障害者	社会福祉法人 光道園 ライトレーニングセンター	和田町 9-1-1	62-1234	14	耐火構造(RC)	○			
高齢者	介護医療院かがやき	旭町 4 丁目 9-10	51-2755	2	耐火構造(RC)	○		※ 浅	
高齢者	小規模多機能型居宅介護 陽だまりさばえ	旭町 4 丁目 9-10	51-2755	2	耐火構造(RC)	○		※ 浅	
高齢者	地域密着小規模多機能型居宅介護事業所 ありんこ	西大井町 12-38-2	62-2944	5	準耐火構造(S)	○		※ 日	※
高齢者	介護老人保健施設 神明ケアセンター	幸町 1 丁目 2-2	51-8228	10	耐火構造(RC)	○			
高齢者	特別養護老人ホーム ことぶき荘	大野町 3-1	51-7780	7	耐火構造(RC)	○			※
高齢者	小規模多機能型居宅介護 おしどり荘	別司町 41-30	65-3120	5	準耐火構造(S)	○			※
高齢者	介護老人保健施設鯖江ケアセンター みどり荘	中野町 33-20-1	51-7540	10	耐火構造(RC)	○		※ 浅	
高齢者	特別養護老人ホーム 五岳園	漆原町 20-8	62-2220	3	耐火構造(RC)	○			
高齢者	グレースフルわかたけ	本町 2 丁目 2-17	52-7400	3	耐火構造(RC)	○		※ 日	
高齢者	小規模多機能型居宅介護 もんざえもん	鳥羽 3 丁目 1-29- 1	29-1800	2	準耐火構造(S)	○		※ 浅	
高齢者	ケアハウス鯖江 つつじ苑	水落町 3 丁目 6-34	53-0767	4	準耐火構造(S)	○			
高齢者	鯖江市社会福祉協議会 デイサービスセンター	水落町 2 丁目 30-1	51-0091	18	耐火構造(RC)	○		※ 浅	
高齢者	デイサービスセンター なかま	神明町 5 丁目 5-37	51-0091	7	準耐火構造(S)	○		※ 浅	
高齢者	ほっとリハビリシステムズ 鯖江事業所	鳥羽町 107-70	52-7720	3	準耐火構造(S)	○		※ 浅	
高齢者	複合福祉施設 hana テラス	三六町 2 丁目 7-5	54-7733	2	準耐火構造(S)	○			

※のある避難所は、区分により以下のことを示す。

(地震) 耐震補強を考慮して使用できる施設

(浸水) 浸水想定区域に含まれる施設 (日→日野川・吉野瀬川、浅→浅水川、鞍→鞍谷川)

(土砂) 土砂災害警戒区域に含まれる施設

地区	一 時 避 難 所			
鯖江	本町児童センター 長泉寺児童センター 本法寺 誠照寺 子育て支援センター（旧早稲田保育所） 松阜神社 旭町2丁目公民館 旭町3丁目公園広場 旭町4丁目公園 柳町児童センター 柳町団地公園 桜町ふれあい広場 進徳小学校	建設業会館前駐車場 惜陰小学校 鯖江高校グラウンド 佐々木工場跡地 舟津町3丁目公園広場 舟津児童センター 舟津西公園 鯖江中学校 住吉町第1公園 住吉第2公園 ひまわり公園 宮前1丁目公園	上鯖江第1公園 ふれあいみんなの館・さばえ 鯖江きらめき 長泉町2丁目団地北側公園 小黒町公民館 小黒町児童センター 西山公園広場 若葉公園 吉村宅・北側広場 柳町3・4丁目公民館（ふれあい会館） 嚮陽会前館駐車場 屋形町児童公園	柳町公園 萬慶寺 横江町第2公園 白山神社 東鯖江第5公園 舟津町3丁目市営住宅集会場 舟津町2丁目公民館 宮前1丁目ふれあい会館 中央広場 舟津第1公園 舟津第2公園 宮前2丁目公園
新横江	新町公民館 市営住宅新町団地集会所 下新庄町公民館 小丸山広場	定次町公民館 五郎丸第2公園 鯖江東小学校 市営住宅定次団地集会場	東鯖江ふれあい会館 福井県農業共済組合駐車場 新横江2丁目公民館 東鯖江第4公園	新横江地区公民館 東鯖江第7公園 東鯖江第5公園
神明	神明小学校 西山公園野球場 水落北公園 神明東第4公園 烏ヶ森公民館 北野第1公園 福井めがね第2駐車場 神明東第1公園 琵琶神社 鳥羽中児童センター 三日月地藏尊前広場	北部第1公園 丸山公園 西鳥羽集落センター 鳥羽公園（鳥羽第1） 江尻公園（鳥羽第2） 鳥羽団地公園（第1公園） つつじヶ丘第2公園 東鳥羽集落センター つつじヶ丘町第1公園 御幸第3公園 御幸第4公園	共栄集会場 鳥羽小学校 中央中学校 ユーカルさばえ つつじヶ丘第4公園 つつじヶ丘第3公園 鳥羽レインボー公園 カツクラ駐車場 鳥羽3丁目ふれあい会館 幸町2丁目公民館 あおいこども園	三六ふれあい会館 福井信用金庫神明支店駐車場 福井銀行神明支店駐車場 幸道眼科駐車場 神明町2丁目公民館 妙法寺境内 神中公園 神中第1公園 公立丹南病院 三六公園 福井めがね第1駐車場

神明	神明公民館 北部第2公園	御幸公園グラウンド みどり公園	御幸町1・3鳥羽第1中央会館 みどり会館	つつじ苑駐車場 河端神社
中河	高年大学 花出コミュニティ会館 樋口生活改善センター まち公民館前広場 曲木児童センター	原ふれあい会館 中野町松成集落センター 上河端集落センター 新出集落センター 舟枝町集落センター	橋立町公民館 青葉町公民館 中河小学校 中河公民館 中河保育所	下河端集会場 青葉公園 下河端さくら公園 下河端南公園
片上	吉谷町公民館 吉谷町公園 四方谷町集落センター広場	吉谷町公民館 吉谷町公園 四方谷町集落センター広場	青葉台ふれあい会館 片上小学校 西教寺駐車場	親縁寺 別所町集落センター
立待	西番町ふれあい会館 上杉本フラワー園 中杉本ふれあい会館 立待小学校 糺コミュニティセンター 石田上町農村ふれあい会館 石田中若宮神社 石田下町公民館 東米岡2丁目公民館	自衛隊駐屯地横町内案内板前 丸山公園 立待公民館 石田児童センター 西杉本公園 ちかもんくん団地内公園 吉江山手団地ふれあい会館 近松会館 吉江町旧神社跡地	吉江中第1公園 吉江学園 本楽寺境内 石田三ヶグラウンド 10班上杉本公園(ちびっこ公園) 上杉本公民館 杉本天満神社境内 丸山公園多目的グラウンド 糺第1公園	12班上杉本公園(南公園) 糺町品川宅前道路 糺第3公園 丹波屋駐車場 糺町諏訪神社 Aコープ駐車場 山本運輸(株) 石田西公園
吉川	川去町八幡神社 西大井町集落センター 田村町集落センター 持明寺ふれあい会館 冬島ふれあい会館 若宮八幡神社	小泉町與呉神社 平井児童センター 熊田町公民館 西和町内公民館 あずま町公民館 吉川小学校	川去町公民館 大倉町ふれあい会館 熊野神社 福井県農協鯖江西支店 日野町内会公民館 あすなろふれあい会館	あずま町公園 あおい町公園(第1公園) 若葉町内ふれあい会館 上河内公民館

豊	豊小学校	上氏家公民館	相生公園	マルイテキスタイル(株)駐車場
	日中山広場	下司児童公園	豊公民館	下司公民館
	石生谷町公民館	春日神社境内	石生谷町農村公園	鳥井町公民館
	漆原町公民館	当田町公民館	光道園	福井高専
	ゆたかこども園	下氏家町集落生活改善センター	下野田町公民館	
北中山	満願寺	上戸口町集落センター	中戸口町公民館	浄願寺
	落井町公民館	川島町公民館	松成町公民館	
	磯部町公民館	北中山公民館	加多志波神社	
	戸口児童センター前広場	北中山小学校	専立寺	
河和田	東部児童センター	沢町集落センター	椿坂町公民館	長禪寺
	勘生田町多目的集会場	河和田コミュニティセンター	金谷町公園	敷山神社境内
	片山町公民館	かわだ保育所	金谷町白山神社	河和田町会館
	寺中町公民館	ラポーゼかわだ	北中町ふれあい会館	
	河和田神社	河和田小学校	交流会館	
	東清水町公民館	西袋町公民館	法隆寺	

4-7-3 都市公園一覽表

(令和7年1月1日現在)

公園名	場所	面積 (㎡)
ひまわり公園	住吉町3丁目	2,500
三六公園	三六町1丁目	7,000
有定第1公園	有定町2丁目	1,400
住吉第1公園	住吉町1丁目	2,600
住吉第2公園	住吉町2丁目	1,800
御幸第1公園	御幸町3丁目	2,300
御幸第2公園	御幸町3丁目	2,400
御幸第3公園	御幸町2丁目	1,200
御幸第4公園	御幸町2丁目	1,200
神中第1公園	神中町1丁目	6,600
神中第2公園	神中町1丁目	2,700
北部第1公園	丸山町2丁目	3,100
北部第2公園	丸山町1丁目	2,500
北部第3公園	糺町	5,600
神明東第1公園	神明町2丁目	900
神明東第2公園	水落町4丁目	1,500
神明東第3公園	水落町4丁目	3,900
神明東第4公園	水落町3丁目	1,000
東鯖江第1公園	柳町4丁目	2,300
東鯖江第2公園	東鯖江2丁目	2,000
東鯖江第3公園	柳町3丁目	1,800
東鯖江第4公園	新横江2丁目	1,700
東鯖江第5公園	横江町2丁目	2,700
東鯖江第6公園	定次町	1,400
東鯖江第7公園	五郎丸町	1,300
三六自然公園	三六町1丁目	3,000
北野第2公園	北野町2丁目	5,000
北野第1公園	北野町1丁目	3,000
水落北公園	水落町1丁目	2,200
吉江第1公園	吉江町	3,500
糺第1公園	糺町	600
糺第2公園	糺町	1,200
住吉第3公園	住吉町3丁目	500
宮前公園	宮前町1丁目	3,800
五郎丸南公園	五郎丸町	3,100
水落東第1公園	水落町2丁目	2,200
水落東第2公園	水落町2丁目	6,200
吉江第2公園	吉江町	1,700
定次公園	定次町	1,400
河和田第1公園	北中町	1,600
南公園	有定町1丁目	19,000
御幸公園	御幸町4丁目	24,000
西公園	石田上町	26,000
神中公園	神中町3丁目	13,000
丸山公園	丸山町4丁目	49,000

公園名	場所	面積 (㎡)
西山公園	桜町3丁目他	267,900
中山公園	西袋町他	109,400
大谷公園	米岡町	62,000
東公園	東鯖江3丁目	68,000
日野川緑地	有定町	49,200
上河端公園	上河端町	600
下河端公園	下河端町	1,300
五郎丸湧水公園	定次町	500
舟枝公園	舟枝町	400
上鯖江第1公園	上鯖江2丁目	3,000
舟津第1公園	舟津町4丁目	1,900
舟津第2公園	舟津町4丁目	1,700
下河端さくら公園	下河端町	4,000
下河端1号公園	下河端町	5,000
下河端2号公園	下河端町	3,000
旭公園	旭町4丁目	100
柳公園	柳町1丁目	1,000
桜公園	桜町2丁目	500
若葉公園	長泉寺町1丁目	400
長泉寺公園	長泉寺町1丁目	300
西山町公園	西山町	2,800
日の出公園	日の出町	100
舟津西公園	舟津町5丁目	1,200
舟津第3公園	舟津町4丁目	400
小黒第1公園	小黒町2丁目	800
小黒第2公園	小黒町1丁目	100
宮前第2公園	宮前2丁目	300
上鯖江第2公園	上鯖江1丁目	700
新町公園	新町	100
水落第2公園	水落町1丁目	200
水落第3公園	水落町	200
神明北公園	神明町5丁目	400
幸第1公園	幸町2丁目	200
幸第2公園	幸町1丁目	100
鳥羽公園	鳥羽1丁目	2,000
鳥羽第1公園	鳥羽3丁目	400
鳥羽第2公園	鳥羽2丁目	900
鳥羽第3公園	鳥羽3丁目	500
鳥羽第4公園	鳥羽町	600
つつじヶ丘第1公園	つつじヶ丘町	600
つつじヶ丘第3公園	つつじヶ丘町	300
中野第1公園	中野町	200
中野第2公園	中野町	100
中野第3公園	中野町	100
上河端第2公園	上河端町	500

公園名	場所	面積 (㎡)
青葉台公園	橋立町	1,000
吉谷公園	吉谷町	4,900
平和台公園	西番町	200
杉本第1公園	杉本町	800
杉本第2公園	杉本町	600
杉本第3公園	杉本町	400
糺第5公園	糺町	100
石田第4公園	石田上町	100
さわやか公園	石田上町	500
田村第1公園	田村町	200
川去第1公園	川去町	100
川去第2公園	川去町	200
二丁掛第2公園	二丁掛町	100
二丁掛第3公園	二丁掛町	100
あずま公園	二丁掛町	500
あすなろ公園	二丁掛町	300
大倉第1公園	大倉町	100
大倉第2公園	大倉町	100
あずま第2公園	平井町	100
平井第1公園	平井町	700
平井第2公園	平井町	300
平井第4公園	平井町	200
下野田第1公園	下野田町	100
下野田第2公園	下野田町	200
下野田第3公園	下野田町	200
下野田第4公園	下野田町	100
下野田第5公園	下野田町	100
かえるの里公園	上野田町	100
上氏家第2公園	上氏家町	200
冬島第1公園	冬島町	200
当田公園	当田町	100
下野田第6公園	下野田町	100
下野田第7公園	下野田町	200
三六第1公園	三六町2丁目	100
上氏家第3公園	上氏家町	200
東米岡第1公園	東米岡町2丁目	100
上氏家第4公園	上氏家町	200
平井第5公園	平井町	200
平井第6公園	平井町	200
共栄公園	東米岡1丁目	600
水と緑の公園	東清水町	7,500
近松の渡し(緑地)	石田上町	4,100
舟津第4公園	舟津町5丁目	100
水落第1公園	水落町3丁目	100
石田第2公園	石田上町	100

公園名	場所	面積 (㎡)
上鯖江第3公園	上鯖江2丁目	100
糺第3公園	糺町	100
平井第3公園	平井町	800
和田公園	和田町	200
みのり公園	上野田町	200
石田第7公園	石田上町	300
あすなろ第2公園	二丁掛町	300
ウッディパーク平井	平井町	100
熊田公園	熊田町	100
石田上ふれあい公園	石田上町	200
ピュアタウンゆたか	下野田町	100
御幸第5公園	御幸町3丁目	800
中野第4公園	中野町	100
青葉台第2公園	吉谷町	3,600
吉谷第2公園	吉谷町	200
石田第3公園	石田下町	100
冬島公園	冬島町	200
二丁掛第1公園	二丁掛町	400
小泉公園	小泉町	200
相生公園	下野田町	300
上氏家第1公園	上氏家町	200
落井公園	落井町	200
川島公園	川島町	300
甲山北公園	神明町3丁目	100
神明北第2公園	神明4丁目	100
鳥羽レインボー公園	鳥羽2丁目	600
甲山北第2公園	神明町3丁目	100
平井第7公園	平井町	100
フレンドリーパーク石田	石田上町	400
二丁掛第4公園	二丁掛町	100
横江第2公園	横江町	300
米岡公園	米岡町	900
長泉寺北公園	長泉寺町2丁目	300
鳥羽第5公園	鳥羽3丁目	100
上河端第3公園	上河端町	400
上河端第4公園	上河端町	200
朝霞第2公園	冬島町	200
鳥井第2公園	鳥井町	100
ファミリータウン神明公園	神明町4丁目	100
入町公園	入町	200
熊田区画整理公園	熊田町	700
下野田第8公園	下野田町	100
定次憩いの公園	定次町	100
糺第6公園	糺町	100
定次第2公園	定次町	100

公園名	場所	面積(m ²)
北野憩いの公園	北野町	100
北野第2憩いの公園	北野町	200
長泉寺町憩いの公園	長泉寺町	100
石田憩いの公園	石田上町	100
熊田憩いの公園	熊田町	200
下河端西公園	下河端町	100
当田北部公園	当田町	200
平井憩いの公園	平井町	200
舟津ポケットパーク	舟津町1丁目	300
上杉本東公園	杉本町	400
糺第7公園	糺町	100
水落第4公園	水落町	300
水落第5公園	水落町	200
上鯖江第4公園	上鯖江1丁目	400
鳥羽第6公園	鳥羽3丁目	200

(広域的避難所および二次避難所)

公園名	場所	面積(m ²)
西山公園	長泉寺町他	267,900
東公園	東鯖江3丁目	68,000
丸山公園	丸山町4丁目	49,000
西公園	石田上町	26,000
中山公園	西袋町他	109,400
御幸公園	御幸町4丁目	24,000
神中公園	神中町3丁目	13,000
大谷公園	米岡町	62,000
その他災害の状況より定める		

4-10-1 医療機関一覧表

(令和7年1月31日現在)

病 院 名	住 所	T E L	診 療 科 目	備 考
いしだ皮膚科 クリニック	東鯖江1丁目3-15	53-0753	皮膚科・形成外科	
一 乗 医 院	河和田町28-1-1	65-0052	内科・小児科	
加藤産婦人科	水落町1丁目4-21	51-1285	産婦人科・内科・小児科	
カマカズ医院	日の出町5-4	51-0207	耳鼻咽喉科・小児科 アレルギー科	
木 水 医 院	旭町1丁目9-1	51-7557	内科・呼吸器科・消化器科・循環器科・ 放射線科	
きむら内科医院	中野町257-3-7	54-0707	内科・呼吸器科・消化器科・小児科 循環器科	
木 村 病 院	旭町4丁目4-9	51-0478	内科・外科・整形外科・脳神経外科 泌尿器科・リハビリテーション科 呼吸器内科・循環器内科・皮膚科 放射線科・内分泌内科・糖尿病内科・ 消化器外科・脳神経内科	
くぼたクリニック	糺町30-2-1	53-2511	外科・皮膚科・内科	
くまもと眼科 クリニック	東鯖江1丁目4-23	43-5066	眼科	
幸 道 眼 科	幸町1丁目4-8	54-0088	眼科	
公 立 丹 南 病 院	三六町1丁目2-31	51-2260	内科・小児科・整形外科・外科 形成外科・脳神経外科・皮膚科 眼科・泌尿器科・産婦人科 耳鼻咽喉科・脳神経内科・麻酔科 リハビリテーション科・放射線科 消化器外科	
今 野 内 科	幸町1丁目2-12	51-1018	内科・循環器科	
斎 藤 医 院	本町3丁目1-25	51-0073	内科・胃腸内科・皮膚科	

病 院 名	住 所	T E L	診 療 科 目	備 考
齋 藤 病 院	中野町 6-1-1	51-0593	内科・外科・放射線科・整形外科 耳鼻咽喉科・眼科・泌尿器科・小児科 消化器科・循環器科・肛門科 リハビリテーション科・麻酔科	
鯖江清水眼科	旭町 2丁目 1-30	51-0067	眼科	
鯖江清水耳鼻咽喉科 医院	本町 4丁目 1-28	52-8700	耳鼻咽喉科・アレルギー科	
鯖江腎臓クリニック	五郎丸町 24-22	51-6161	内科・人工透析内科・腎臓内科	
産婦人科鈴木 ク リ ニ ッ ク	東鯖江 4丁目 2-23	52-6000	産婦人科・小児科	
品川クリニック	長泉寺町 4-10-8	51-0011	内科・消化器内科・内視鏡内科	
嶋田整形外科医院	五郎丸町 253	54-0500	整形外科・リウマチ科 リハビリテーション科	
高 野 医 院	河和田町 20-4-1	65-0236	内科・小児科・放射線科	
高 野 病 院	本町 2丁目 3-10	51-0845	内科・外科・整形外科 リハビリテーション科・肛門外科	
たかはし医院	小黒町 3丁目 11-28	54-0550	内科・産婦人科・小児科・眼科	
高 村 病 院	幸町 1丁目 2-2	51-2030	内科・外科・整形外科・呼吸器科 胃腸科・循環器科・肛門科・眼科 リハビリテーション科・脳神経外科 泌尿器科	
谷川内科クリニック	本町 4丁目 3-14	51-4132	内科・放射線科・消化器内科	
津田クリニック	平井町 43-1-3	62-0222	外科・内科・心療内科・精神科	
土 屋 医 院	旭町 3丁目 6-2	51-2100	内科・循環器科・呼吸器科	
土屋耳鼻咽喉科 ク リ ニ ッ ク	三六町 2丁目 4-15	54-0555	耳鼻咽喉科・アレルギー科	
ともだち診療所	石田上町 23-14	51-4895	小児科・内科	
野尻内科胃腸科医院	鳥羽 2丁目 4-16	51-1460	内科・胃腸内科・小児科	

病 院 名	住 所	T E L	診 療 科 目	備 考
馬 場 医 院	杉本町 16-1-3	51-1677	内科・小児科・消化器科	
はやしクリニック	水落町 2丁目 26-28	25-1884	内科・泌尿器科	
皮膚科鈴木医院	長泉寺町 1丁目 8-36	51-0232	皮膚科	
広 瀬 病 院	旭町 1丁目 2-8	51-3030	外科・消化器内科・整形外科・眼科 脳神経外科・リウマチ科・内科 呼吸器内科・循環器内科・泌尿器科 リハビリテーション科・婦人科 皮膚科・放射線科・麻酔科・歯科 消化器外科・糖尿病内科・人工透析内科・ 乳腺外科・腹部外科	
藤田胃腸科・内科・ 外科医院	水落町 4丁目 16-24	52-5200	内科・外科・胃腸内科・整形外科 皮膚科	
丸山内科循環器科 医 院	上鯖江 2丁目 9-5	29-0008	内科・循環器科	
みつや心療クリニック	五郎丸町 273	42-5606	心療内科・精神科	
みどりヶ丘病院	三六町 1丁目 2-6	51-1370	精神科・心療内科	
柳 沢 医 院	三六町 1丁目 2-50	52-6100	小児科・内科	
山 岸 医 院	戸口町 15-13-4	65-1084	内科・呼吸器科・循環器科	

情報元：丹南保健所に情報提供依頼

4-10-2 県内災害拠点病院（災害医療センター）一覧表

（令和7年1月1日現在）

名称	住所	電話番号（通常）	FAX番号	病床数	人工透析 装置数	ヘリポートの位置
		電話番号（休日・夜間）		ICU*		病院までの距離（km）
福井県立病院	福井市四ツ井2丁目8-1	0776-54-5151(代)	0776-57-2991	747	25	福井県立病院ヘリポート
		同上		10		0.0
福井県済生会病院	福井市和田中町舟橋7-1	0776-23-1111(代)	0776-28-8518	460	71	福井市東消防署東側
		同上		0		0.2
福井赤十字病院	福井市月見2丁目4-1	0776-36-3630(代)	0776-36-4133	529	38	福井赤十字病院ヘリポート
		同上		8		0.0
福井総合病院	福井市江上町58-16-1	0776-59-1300(代)	0776-59-2538	315	2	福井市防災ステーション
		同上		0		5.0
福井大学医学部附属病院	永平寺町松岡下合月23-3	0776-61-3111(代)	0776-61-8174 (平日昼間)	600	16	福井大学医学部附属病院ヘリポート
		同上		10		0.1
福井勝山総合病院	勝山市長山町2-6-21	0779-88-0350	0779-88-3739	199	18	勝山市弁天緑地公園
		同上		0		2.5
公立丹南病院	鯖江市三六町1丁目2-31	0778-51-2260(代)	0778-52-8620	179	30	鯖江市御幸公園グラウンド
		同上		0		1.5
市立敦賀病院	敦賀市三島町1丁目6-60	0770-22-3611(代)	0770-22-6702	332	22	敦賀市松原公園グラウンド
		同上		0		1.5
公立小浜病院	小浜市大手町2-2	0770-52-0990(代)	0770-52-0974	456	42	若狭ヘリポート
		同上 0770-52-0993(災害時優先)		7		5.0

「第8次福井県保健医療計画」より引用

*電話番号（休日・夜間）、病床数、ICU数および人工透析装置数、ヘリポートの位置・病院までの距離は、聞き取り調査による

4-13-1 上水道施設一覧表

(令和7年1月1日現在)

名称	形状	ポンプ		施設能力 t/日	名称	
東 鯖 江 第 1 水 源	深井戸 φ 600 mm×103m	φ 125 mm×30.0kw×1.8m ³ /m×69m	1 台	2590	管理センター配水池	7, 5 0 0 m ³ 2 池
東 鯖 江 第 3 水 源	深井戸 φ 500 mm×101m	φ 125 mm×30.0kw×1.8m ³ /m×69m	1 台	2590	下新庄配水池	3, 0 0 0 m ³ 2 池
五 郎 丸 第 1 水 源	深井戸 φ 500 mm×110m	φ 125 mm×18.5kw×1.6m ³ /m×45m	1 台	2300	河和田第1配水池	3 5 0 m ³ 1 池
五 郎 丸 第 2 水 源	深井戸 φ 500 mm× 90m	φ 125 mm×18.5kw×1.8m ³ /m×40m	1 台	2590	河和田第2配水池	1, 5 0 0 m ³ 1 池
上 鯖 江 第 2 水 源	深井戸 φ 500 mm×110m	φ 125 mm×18.5kw×1.8m ³ /m×40m	1 台	2590	上河内配水池	4 8 m ³ 1 池
横 江 第 2 水 源	深井戸 φ 500 mm×100m	φ 125 mm×22.0kw×1.8m ³ /m×50m	1 台	2590	西袋(椿坂)配水池	5 0 m ³ 1 池
定 次 第 2 水 源	深井戸 φ 500 mm×101m	φ 125 mm×22.0kw×1.8m ³ /m×55m	1 台	2590	金谷配水池	4 2 m ³ 1 池
定 次 第 3 水 源	深井戸 φ 500 mm×110m	φ 100 mm×18.5kw×1.0m ³ /m×55m	1 台	1440	東部配水池	3 7 3 m ³ 1 池
管理センター第1水源	浅井戸 φ 500 mm× 46m	φ 100 mm×11.0kw×1.0m ³ /m×41m	1 台	全体で 5,000	上戸口配水池	7 8 m ³ 1 池
管理センター第2水源	浅井戸 φ 500 mm× 20m	φ 125 mm×11.0kw×2.0m ³ /m×24m	1 台		西部配水池	2 0 6 m ³ 1 池
管理センター第3水源	浅井戸 φ 500 mm× 21m	φ 150 mm×18.5kw×2.4m ³ /m×24m	1 台		管理センター可変速	φ 300 mm×φ 200× 110KW 3 台
管理センター第4水源	浅井戸 φ 500 mm× 21m	φ 150 mm×18.5kw×2.4m ³ /m×24m	1 台		米岡加圧	φ 100 mm×7.5KW 1 台 φ 80×7.5KW 1 台
管理センター第5水源	浅井戸 φ 500 mm× 22m	φ 150 mm×18.5kw×2.7m ³ /m×24m	1 台		平和台加圧	φ 80 mm×5.5KW 1 台 φ 65×5.5KW 1 台
管理棟	鉄筋2階建 延床面積 1,132.2m ² (管理室、ポンプ室、受変電室、自家発電機室)				つつじヶ丘加圧	φ 50 mm×5.5KW 1 台
滅菌棟	鉄筋平屋建 延床面積 132.0m ² +98.0 m ² (薬注室、倉庫兼車庫)				戸口加圧	φ 100 mm×18.5KW 1 台 φ 65×10.0KW 3 台
P・H調整棟	鉄筋平屋建 延床面積 165.0m ² (P・H調整室)				上河内給水	φ 50 mm×7.5kw 2 台
下新庄滅菌棟	鉄骨平屋(地下:RC造)建 延床面積 53.13m ² (塩素滅菌室)				上河内高区給水	φ 40 mm×2.2kw 1 台
	地上:鉄骨造平屋 床面積 36.18m ²				河和田第1送水	φ 65 mm×4.5KW 2 台
	地下:鉄筋コンクリート造 床面積 16.95m ²				河和田第2送水	φ 65 mm×10.0kw 3 台 φ 65 mm×9.0kw 1 台
					五郎丸受水地	φ 150 mm×26.0kw 3 台
					東部調整池	φ 65 mm×11.0kw 2 台
				西部調整池	φ 50 mm×11.0kw 1 台 φ 80 mm×11.0kw 1 台	
				中戸ノ口調整池	φ 50 mm×7.5kw 2 台	

4-16-1 民間輸送機関一覧表

(令和7年1月1日現在)

会 社 名	住 所	T E L
甲 斐 運 送	神中町2丁目909-1	52-8876
是則北陸運輸(営)	鳥羽町43-6-1	52-5786
サ イ ト 運 輸	五郎丸町316	51-8357
鯖江貨物運送	上河端町47-45	51-0663
瀧ヶ花運送	下野田町7-4	62-0008
戸ノ口運輸	落井町52-10-1	65-1112
山 本 運 輸	御幸町2-4-4	52-1846
ヤマト運輸	神中町2丁目401-2	0570-200-000

第1章 背景および目的

我が国は、その位置、地形、地質、気象などの自然的条件から、各種自然災害が発生しやすい国土である。平成7年兵庫県南部地震（以下「阪神・淡路大震災」という。）や平成23年東北地方太平洋沖地震（以下「東日本大震災」という。）、平成28年熊本地震、平成30年7月豪雨（西日本豪雨）など、毎年のように多くの災害に見舞われ、災害を経験する度に、懸命に復旧・復興を行ってきた。

これらの対応を教訓に、我が国の防災・減災をより一層推進すべく、国、地方公共団体、民間事業者などのあらゆる主体が防災体制の整備・強化などに取り組み、災害対応力の向上が進められている。

災害時の廃棄物対策についても、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（平成25年法律第95号）に基づき閣議決定された「国土強靱化基本計画」（平成26年3月）において、「大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態」を回避することが目的に掲げられるなど、重要な施策として位置付けられている。

また、平成27年8月には、災害廃棄物処理に係る経験や教訓に基づき、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）および「災害対策基本法」（昭和36年法律第223号）が改正され、廃棄物処理法の規定に基づく「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」（平成28年1月環境省告示第7号）において、地方公共団体は災害廃棄物処理計画を策定することなどが明記された。

このような状況のもと、本市においても災害が発生した際に、災害廃棄物を適正・円滑・迅速に処理することにより市民の生活環境の保全および公衆衛生の確保を図り、早期の復旧・復興に資することを目的として、鯖江市災害廃棄物処理計画（以下「本計画」という。）を策定するものとする。

第2章 計画の構成

本計画は、【第1編 総則】、【第2編 災害廃棄物対策】から構成する。

【第1編 総則】

対象とする災害や、災害廃棄物等、計画に係る基本的事項をまとめる。

【第2編 災害廃棄物対策】

第1章 災害応急対応

発災時における組織体制および指揮命令系統、自衛隊・警察・消防・国・地方公共団体等からの支援の受入の実施方法、災害廃棄物処理実行計画の作成、仮置場の設置、災害廃棄物の収集運搬、分別・処理・再資源化等、発災後に実施すべき事項について整理する。

第2章 災害復旧・復興等

災害復旧・復興時における災害廃棄物処理実行計画の見直し、一般廃棄物処理施設等の復旧、仮置場の管理・運営、仮設処理施設の設置、処理事業費の管理等、災害復旧・復興時に実施すべき事項について整理する。

第3章 平時における検討事項

仮置場候補地の選定や処理困難な災害廃棄物の処理等、円滑かつ迅速な対応のための検討事項について整理する。

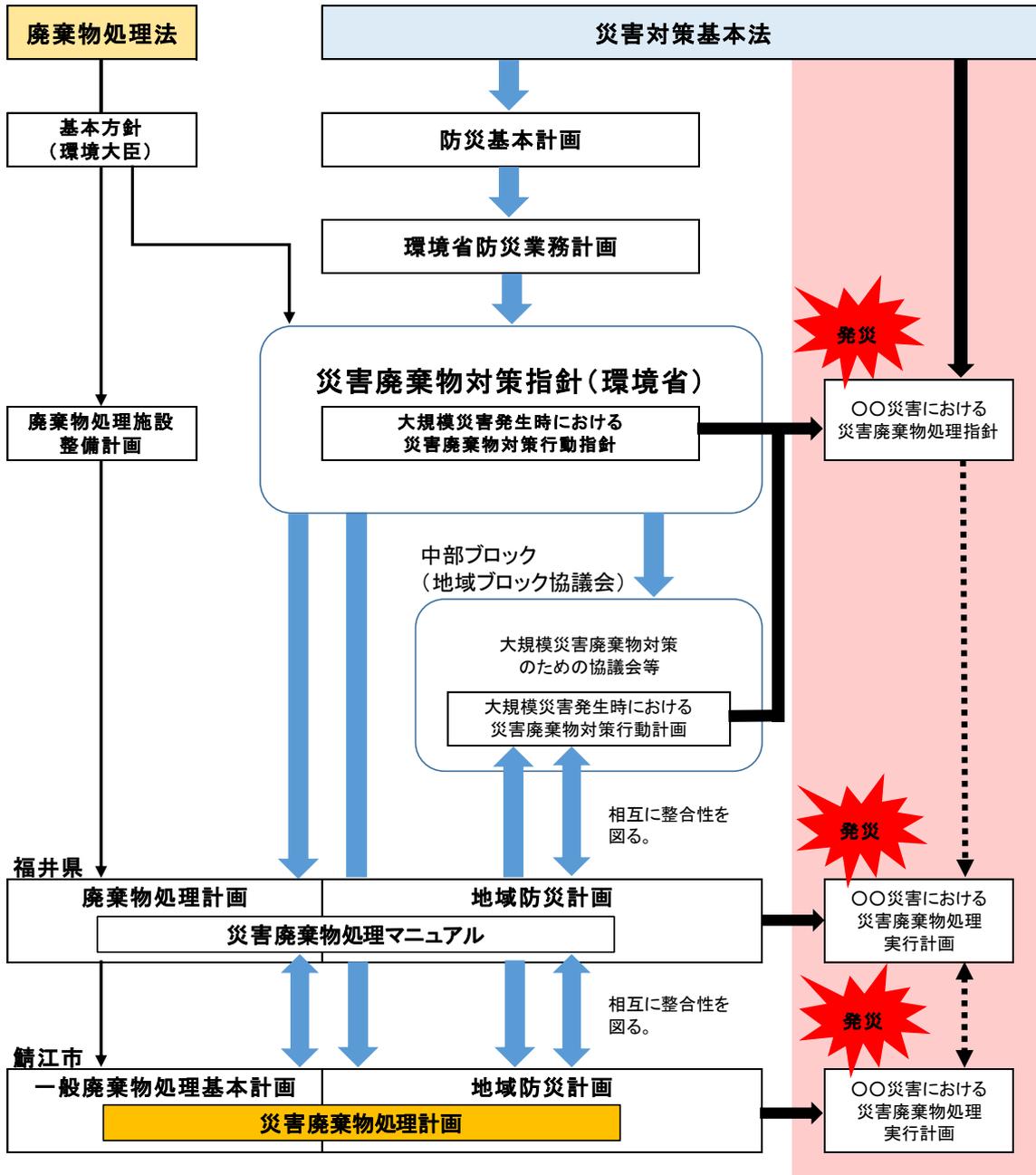
第3章 基本的事項

(1) 本計画の位置付け

本計画は、国が定める「災害廃棄物対策指針」（平成30年3月環境省環境再生・資源循環局災害廃棄物対策室）ならびに「福井県廃棄物処理計画」および「福井県災害廃棄物処理マニュアル」を参考に、関連する法律、計画等との整合を図りつつ、平常時（発災前）および発災後の災害廃棄物対策についての基本的事項を定めるものであり、本市の災害対策全般にわたる「鯖江市地域防災計画」および本市の一般廃棄物処理に係る「鯖江市一般廃棄物処理基本計画」を災害廃棄物処理という側面から補完する役割を果たすものである。

なお、全国各地で発生した災害に伴う廃棄物処理の知見等を踏まえ、必要に応じて適宜見直しを行うものとする。

災害廃棄物処理に係る防災体制に関する各種法令・計画の位置付け



(※環境省 災害廃棄物対策指針を参考に作成)

※ 本市の地域特性

・地勢

本市は福井県の中央に位置し、北は福井市、南は越前市と隣接している。東西は19.2km、南北は8.3kmにわたり、面積は84.59km²である。市のやや西部を日野川が南北に流れており、東方から西に流れる河和田川が、南方から流れる鞍谷川と合流して浅水川となり、この日野川に合流している。東部は三方が山地に囲まれた盆地、中央部は西山を中心とした丘陵地、西部は平野となっており、越前平野の一部を形成している。山地のふもとに集落があり、中央部の丘陵地から西は日野川、東は国道8号沿線にかけ南北に市街地を形成している。

・気候

日本海側の気候で、冬は北西からの季節風の影響を受けて雪が多く、山沿いの地域では豪雪地帯となるが、夏は晴れた日が多く気温は高い。

降水量が多いのは、梅雨末期に大雨が降る7月、台風や秋雨前線の影響が大きい9月、雨や雪の日が多い12月～1月であり、逆に、降水量が少ないのは、4～5月と8月である。

冬期には、季節風の影響を受けて海岸線には荒波が押し寄せ、鉛色をした曇天の日が続く。最大積雪深は、平均約44cmとなっているが、積雪が1mを超えることもあり、豪雪地帯対策特別措置法に基づく豪雪地帯の指定を受けている。

(※鯖江市国土強靱化地域計画から抜粋)

(2) 対象とする災害

本計画において対象とする災害は、地震災害、水害その他大規模な自然災害とする。

地震災害については、地震動により直接に生ずる被害およびこれに伴い発生する火災、爆発その他の異常な現象により生ずる被害を対象とする。

水害については、大雨、台風、雷雨などによる多量の降雨により生じる洪水、浸水、冠水、土石流、山崩れ、崖崩れなどの被害を対象とする。

※ 本計画で想定する地震被害については、鯖江市地域防災計画で想定するとおりとし、水害については、鯖江市土砂災害・洪水ハザードマップ（想定最大規模降雨）で想定するとおりとする。

※ 本市の地勢や市街地形成の状況を踏まえると、土砂崩れ等により集落間のアクセスが崩壊する可能性があり、災害廃棄物の運搬や仮置場整備に際しては、アクセスの確保に留意する必要がある。

【地震被害想定】

◆平成7・8年度地震被害予測調査に基づく被害想定

① 想定断層

- 1 福井地震（1948年M=7.1／断層長さ約26km）：嶺北地域に影響
- 2 敦賀断層地震（想定M=7.2／断層長さ約25km）：嶺南地域に影響

② 震度分布

福井地震の最大震度は7で、福井市、坂井市、あわら市に分布

敦賀断層地震の最大震度は7で、敦賀市に集中

③ 被害の概要

想定地震		福 井 地 震			敦 賀 断 層		
震度分布		5～6			4～5		
液状化危険度分布		日野川流域において可能性が高い。 そのうち、一部地域で極めて高い。			市東部の一部地域で可能性が高い。		
建築物被害	構造種別	木造	R C造	S造	木造	R C造	S造
	現況（棟）	26,936	999	6,631	26,936	999	6,631
	大破数（棟）	9,972	76	782	716	4	77
	大破率（％）	37.0	7.6	11.8	2.7	0.4	1.2
	中破数（棟）	6,019	55	598	5,338	2	68
	中破率（％）	22.3	5.5	9.0	19.8	0.2	1.0
	中破以上数（棟） 中破以上率（％）	15,991 59.4	131 13.1	1,380 20.8	6,054 22.5	6 0.6	145 2.2
季節・時刻の条件		冬（17～18時）		春秋（15～16時）		冬（17～18時） 春秋（15～16時）	
火災被害	延焼出火点数	134		48		1	
	焼失率（％）※	5.8		4.4		0.0	
	焼失棟数	1,567		1,190		1	
人的被害	死者（人）	445		410		2	
	負傷者（人）	2,711		2,571		78	
	罹災者（人）	18,271		17,760		314	
	避難者（人）	32,480		31,970		7,052	

※ 焼失率は木造棟数に対する割合とした。

（出典）福井県地震被害予測調査結果 平成8年5月

◆平成22・23年度地震被害予測調査結果に基づく被害想定

① 想定断層

- 1 福井平野東縁断層帯（想定M=7.6／断層長さ約4.5km）嶺北地域に影響
- 2 浦底－柳ヶ瀬山断層帯（想定M=7.2／断層長さ約2.5km）嶺南地域に影響

② 震度分布

福井平野東縁断層帯地震の最大震度は7で、福井市、坂井市、あわら市、永平寺町に分布
浦底－柳ヶ瀬山断層帯地震の最大震度は7で、敦賀市に集中

③ 被害の概要

想定地震		福井平野東縁断層帯 地 震			浦底－柳ヶ瀬山断層帯 地 震		
震度分布		5弱～6強			5弱～6弱		
液状化危険度分布		日野川流域において可能性が高い。 そのうち、一部地域で非常に高い。			市東部の一部地域で可能性が非常に 高い。		
建築物被害	構造種別	木造	RC造	S造	木造	RC造	S造
	現況（棟）	25,807	1,342	4,836	25,807	1,342	4,836
	全壊数（棟）	77	4	30	77	4	45
	全壊率（％）	0.3	0.3	0.6	0.3	0.3	0.9
	半壊数（棟）	476	11	67	1,350	19	127
	半壊率（％）	1.8	0.8	1.3	5.2	1.4	2.6
	半壊以上数（棟） 半壊以上率（％）	553 2.1	15 1.1	97 2.0	1,427 5.5	23 1.7	172 3.6
季節・時刻の条件		冬（5時）	秋（15時）	冬（18時）	冬（5時）	秋（15時）	冬（18時）
火災被害	延焼出火点数	0	0	0	0	0	0
	焼失率（％）	0	0	0	0	0	0
	焼失棟数	0	0	0	0	0	0
人的被害	死者（人）	4	4	4	5	4	5
	負傷者（人）	85	73	66	195	158	162
	避難者（人）	3,454			6,490		

※ 項目の被害が最大となるケースを記載。なお、被害の想定は一定の条件（震度、季節、時間など）を設定し、過去の地震災害の経験をもとに推計した結果であり、震度や気象条件が異なれば当然異なった予測値となるので、その前提のもとに取り扱う必要がある。

(3) 災害時に発生する廃棄物

本計画で対象とする災害廃棄物は、災害によって発生する廃棄物および被災者や避難者の生活に伴い発生する廃棄物とし、種類と内容を次の表に示す。

災害時に発生する廃棄物の種類

種類	内容	
災害によって発生する廃棄物	可燃物/可燃系混合物	繊維類、紙、木くず、プラスチック等が混在した可燃系廃棄物
	木くず	柱・はり・壁材などの廃木材
	畳・布団	被災家屋から排出される畳・布団であり、被害を受け使用できなくなったもの
	不燃物/不燃系混合物	分別することができない細かなコンクリートや木くず、プラスチック、ガラス、土砂などが混在したおおむね不燃系の廃棄物
	コンクリートがら等	コンクリート片やコンクリートブロック、アスファルトくずなど
	金属くず	鉄骨や鉄筋、アルミ材など
	廃家電（4品目）	被災家屋から排出される家電4品目（テレビ、洗濯機・衣類乾燥機、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫）で、災害により被害を受け使用できなくなったもの
	小型家電/その他家電	被災家屋から排出される小型家電等の家電4品目以外の家電製品で、災害により被害を受け使用できなくなったもの
	腐敗性廃棄物	被災冷蔵庫等から排出される水産物、食品、水産加工場や飼肥料工場等から発生する原料および製品など
	有害廃棄物	石綿含有廃棄物、PCB、感染性廃棄物、化学物質、フロン類・CCA（クロム銅砒素系木材保存剤使用廃棄物）・テトラクロロエチレン等の有害物質、医薬品類、農薬類の有害廃棄物
	危険物	太陽光パネル、蓄電池、消火器、ボンベ類などの危険物
	廃自動車等	自然災害により被害を受け、使用できなくなった自動車、自動二輪、原動機付自転車
適正処理困難物	市の施設では処理が困難なもの（レントゲン、非破壊検査用の放射線源を含む。）、石こうボードなど	
避難所ごみ等	生活ごみ	被災家庭から排出される生活ごみ
	避難所ごみ	避難所から排出される生活ごみ等
	し尿	仮設トイレ（災害用簡易組み立てトイレ、レンタルトイレおよび他市区町村・関係業界等から提供されたくみ取り式トイレの総称）等からのくみ取りし尿、災害に伴って便槽に流入した汚水

（※環境省 災害廃棄物対策指針を参考に作成）

発生する災害廃棄物（イメージ）

<p>可燃物/可燃系混合物</p> 	<p>木くず</p> 	<p>畳</p> 
<p>不燃物/不燃系混合物</p> 	<p>コンクリートがら等</p> 	<p>金属くず</p> 
<p>廃家電（4品目）</p> 	<p>小型家電/その他家電</p> 	<p>腐敗性廃棄物</p> 
<p>危険物</p> 	<p>廃自動車等</p> 	<p>適正処理困難物</p> 

（出典：環境省 災害廃棄物対策フォトチャンネル）

(4) 関係機関等の役割

ア 市の役割

災害廃棄物は、原則、一般廃棄物であることから廃棄物処理法第6条の2の規定により、市が処理の責任を担う。

県内他市町または県外で大規模な災害が発生した場合は、被災地域や地方公共団体からの要請に応じて、被災地域へ人材および資機材提供等の支援を行うとともに、災害廃棄物の広域処理に協力するものとする。

イ 県の役割

県は、県内の市町、近隣他県、国および事業者団体等との間で支援および協力体制を整えるなど、廃棄物処理に関する一連の業務についての調整機能を担う。

ただし、地震や津波、水害により甚大な被害を受けた市町が、自ら災害廃棄物処理を行うことが困難な場合には、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14（事務の委託）の規定により、他の地方公共団体に事務を委託することができることされており、必要により県が処理主体となり、直接廃棄物処理を担う場合がある。

また、県は、市町または市町から委託を受けた県による災害廃棄物の処理が適正かつ効率的に行われるように、国に対して関係法令に基づく特別措置、財政支援措置を要請する。

ウ 国の役割

国は、大規模災害時に発生する災害廃棄物の処理や、その処理に向けた事前の備えにおいて、司令塔機能を担う。

まず、中部地方環境事務所が中部ブロックにおける調整を行い、中部ブロックを超えた支援が必要となる場合は環境省および中部地方環境事務所が調整を行う。

エ 事業者等の役割

市と災害時の協力体制等について協定を締結している関係事業者等は、市の要請に応じて速やかに支援等に協力するものとする。

オ 市民の役割

災害時においてもごみの分別に努め、災害時に市が発信する情報に留意し、指定場所以外へのごみの排出や便乗ごみの排出、野焼き等を行うことがないよう災害廃棄物等の適切かつ円滑な処理に協力するものとする。

(5) 想定される業務

災害廃棄物処理において想定される業務を以下に例示する。

想定される業務

撤去	災害廃棄物の撤去
解体・撤去	関係機関等と連携し倒壊の危険性のある建物などの解体・撤去
収集・運搬	災害廃棄物や生活ごみ・粗大ごみ・し尿等の収集・運搬
分別・処理・再資源化	災害廃棄物の分別、仮置場、中間処置（焼却・破砕等）および最終処分ならびにリサイクルなど
二次災害の防止	強風による災害廃棄物の飛散、ハエなどの害虫の発生、発生ガスによる火災、感染症の発生、余震による建物の倒壊の対策など
進捗管理	災害廃棄物処理事業（仮置場への搬入・搬出量、解体家屋数、処分量の量的管理など）の進捗管理
広報、住民対応等	平時における啓発、初動期、応急対応期、復旧・復興期における広報、問合せ窓口の設置など
上記業務のマネジメント等	災害廃棄物処理の体制整備等、マニュアルの整備、BCPの策定、協定の締結など

(※福井県災害廃棄物処理マニュアルを参考に作成)

(6) 発災後における行動

災害廃棄物対策においては、時間の流れに応じて優先すべき事項等が推移することから、災害発生後の時期区分等を参考にして、対策を検討するものとする。また、時期区分ごとの市および県の主な行動ならびに災害廃棄物処理の流れを以下に例示する。

初動期においては、災害廃棄物対策に当たる組織を立ち上げ、国、県、支援助地方公共団体、民間事業者等を含む各主体間で連絡手段を確保し、被災状況や支援ニーズを把握するとともに、協力・支援体制を構築する。

応急対応期以降は、災害廃棄物の発生量等の推計、収集運搬・処理に必要な体制や仮置場、資機材の確保などを行うとともに、広域的な処理の必要性を検討しながら、災害廃棄物の撤去、分別、処理、再資源化を進めるものとする。

災害発生後の時期区分、その特徴および時間の目安

時期区分	時期区分の特徴	時間の目安
初動期	人命救助が優先される時期（体制整備、被害状況の確認、必要資材の確保等を行う期間）	発災後数日間
応急対応期 （前半）	避難所生活が本格化する時期（主に優先的な処理が必要な災害廃棄物を処理する期間）	～3週間程度
応急対応期 （後半）	人や物の流れが回復する時期（災害廃棄物の本格的な処理に向けた準備を行う期間）	～3か月程度
復旧・復興期	避難所生活が終了する時期（一般廃棄物処理の通常業務化が進み、災害廃棄物の本格的な処理の期間）	～3年程度

※ 時間の目安は、災害の規模や内容によって異なる。

（※環境省 災害廃棄物対策指針を参考に作成）

市および県の時期区分における行動

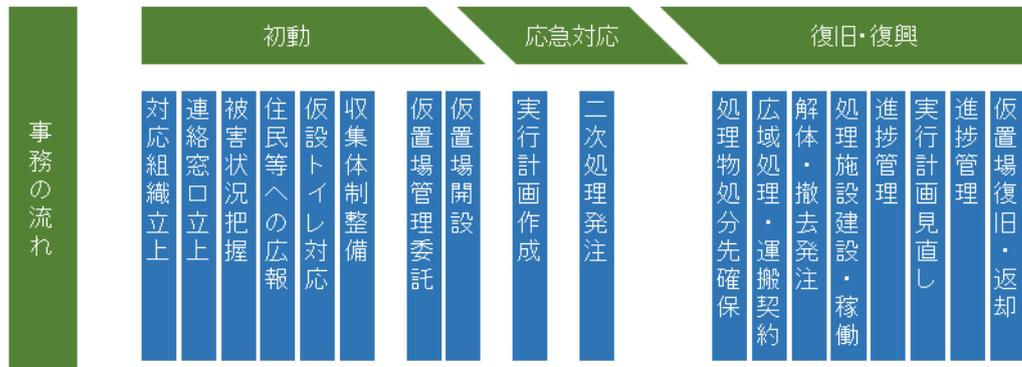
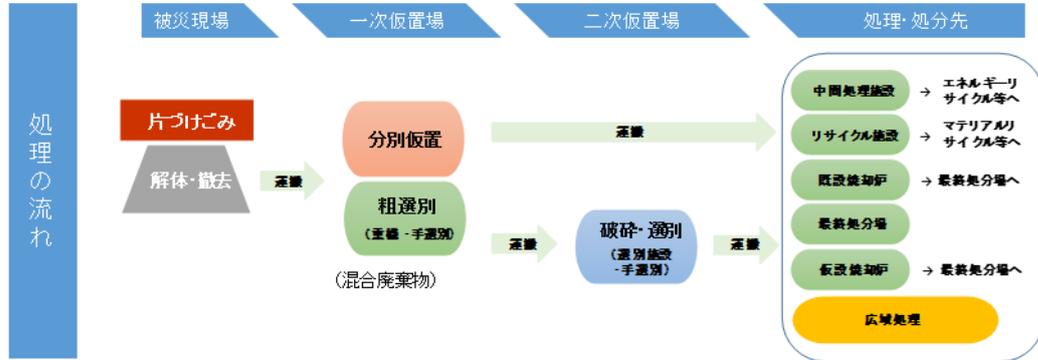
時期区分	市	県
初動期	<ul style="list-style-type: none"> ・組織体制の構築 ・被害情報等の収集・報告 ・仮設トイレ、避難所ごみの保管場所等の確保・設置、避難所等における殺虫剤、消臭剤の散布等衛生管理対策 ・仮置場の設置 ・災害廃棄物処理に関する広報、相談窓口の設置 ・災害廃棄物の収集運搬体制の確保、収集運搬 	<ul style="list-style-type: none"> ・組織体制の構築 ・被害情報等の収集・情報提供 ・災害廃棄物処理に関する広報等 ・市町への技術的助言等 ・国、他都道府県、市町、関係機関との連絡調整

	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物処理施設の稼働状況に合わせた分別区分の設定 ・福井県その他の関係機関との連絡調整 	
応急 対応期 (前半)	<ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物発生量推計 ・廃棄物処理施設の処理能力（処理可能量）の把握 ・仮置場の必要面積の算定、確保、設置・運営管理 ・広域的な処理の連絡調整（県内） ・県への事務委託要否検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物発生量のとりまとめ ・廃棄物処理施設の処理能力（処理可能量）の把握 ・仮置場の必要面積等のとりまとめ ・広域的な処理の連絡調整（県内） ・市町からの事務委託要否検討 ・市町への技術的助言等
応急 対応期 (後半)	<ul style="list-style-type: none"> ・組織体制等の見直し ・災害廃棄物発生量・処理可能量の見直し ・処理スケジュール、処理フローの作成 ・実行計画の策定・公表 ・仮置場における火災防止対策 ・損壊家屋等の解体申請受付、事業の発注、事業者の決定、所有者立会い・解体 ・二次仮置場用地の手配・確保 ・仮設廃棄物処理施設の設計・積算・発注 ・廃棄物処理施設の設置等に関する特例規定の活用 ・広域的な処理の連絡調整（県外） ・広域処理の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・組織体制等の見直し ・災害廃棄物発生量・処理可能量の見直し ・処理スケジュール・処理フローの作成 ・（必要に応じて）実行計画策定・公表 ・広域的な処理の連絡調整（県外） ・市町の実行計画策定の支援 ・市町への技術的助言等
復旧・ 復興期	<ul style="list-style-type: none"> ・実行計画の見直し ・仮設廃棄物処理施設の整備、処理の実施 ・仮設廃棄物処理施設の解体・撤去 ・仮置場の復旧・返還 ・災害廃棄物処理の進捗管理 ・災害廃棄物処理状況のとりまとめ、補助金の申請 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物処理の進捗管理 ・補助金事務のとりまとめ ・市町への技術的助言等

(※福井県災害廃棄物処理マニュアルを参考に作成)

発災後における災害廃棄物処理の流れ

災害廃棄物処理の流れ



(※令和元年度福井県災害廃棄物ワーキング会議「災害廃棄物の仮置場開設に係る事前の備えの重要性 (国立環境研究所 宗 清生 氏) 講義資料を参考に作成)

第1章 災害応急対応

災害が発生した際、市は、必要な人員を確保しながら組織体制・指揮命令系統を整備し、被害の状況を的確に把握するとともに、災害廃棄物の撤去、処理等が可能かどうか確認を行う。また、災害廃棄物の撤去など初動期において必要な予算を確保する。

災害に伴う廃棄物の処理には、①道路上の災害廃棄物の撤去、②倒壊の危険性のある建物の解体・撤去、③仮置場の設置、④生活ごみ等の処理（仮設トイレ等し尿の処理、避難所ごみ、粗大ごみの処理等）、⑤災害廃棄物の処理があるが、これらは重点的に対応すべき時期が異なる。応急対応時には、道路上の災害廃棄物の撤去や仮設トイレの設置など緊急性の高い作業から仮置場の確保など生活再開に向けた作業を順に行う必要があることから、計画的・総合的な作業の実施が求められる。

水害時は、大雨等の予報が出された段階で、早期に水害廃棄物への対応体制を準備するとともに、防災部局と協力して、住民等に対して浸水しないよう予防策を講ずることを呼びかけ、水害廃棄物の発生を最小化するよう努める。

また、冬季において地震が発生した場合、他の季節に発生する地震災害に比べて積雪による被害の拡大や避難場所の確保等に支障が生じることが懸念されるため、災害廃棄物の排出や分別等に注意する必要がある。

第1節 処理基本方針

(1) 衛生的な処理

災害時は、膨大な災害廃棄物の発生や上下水道の断絶等の被害が想定されるため、衛生状態の悪化を防止し、市民の健康維持を最優先事項として対応する。

(2) 迅速な処理

生活衛生の確保および早期の復旧・復興の観点から、国、県、他市町、民間事業者等と連携・協力し、時間とともに変化する状況に対応しつつ迅速な処理を行う。

(3) 計画的な処理

災害により一時的に多量に発生する災害廃棄物に対応するため、処理体制の確立や仮置場の適正配置により災害廃棄物を計画的に処理する。発災時は、災害対策本部等から伝達される各種情報や本計画等に基づき、実行計画を策定する。

(4) 環境に配慮した処理

災害時においても、環境に十分に配慮し、災害廃棄物の処理を行う。特に石綿含有廃棄物、PCB、フロン類、化学物質、感染性廃棄物等の飛散・流出防止対策など有害廃棄物への対策を実施する。

(5) 分別・リサイクルの推進

災害廃棄物の仮置場への搬入時や倒壊家屋の解体・撤去時から可能な限り分別を行うとともに、破碎・選別等により、リサイクル可能なものは極力リサイクルを図ることで、焼却処理場、埋立処分量の低減を図る。

(6) 安全作業の確保

災害廃棄物処理業務は、ごみの組成や量の違い、危険物の混入等に伴い、発生ガスによる火災や感染症の発生等が想定されるため、二次災害の発生を防止し、作業の安全性の確保を図る。

※ 災害廃棄物の処理期間については、発災からおおむね3年以内の処理完了を目標とするが、災害の規模や災害廃棄物の発生量に応じて、適切な処理期間を設定するものとする。

以下、参考として近年の大規模災害における災害廃棄物の発生量および処理期間を示す。

近年の大規模災害における災害廃棄物の発生量および処理期間

災害名	災害の種別	発生年月	災害廃棄物量 [万トン]	処理期間
阪神・淡路大震災 (※1)	地震	H7年1月	1,500	約3年
新潟県中越地震 (※2)	地震	H16年10月	60	約3年
東日本大震災 (※3)	地震・津波	H23年3月	3,100 (津波堆積物1,100を含む)	約3年 (福島県を除く)
熊本地震 (※4)	地震	H28年4月	311	約2年
平成30年7月豪雨 (※5)	水害	H30年7月	190 (※6)	約2年
令和元年房総半島台風・東日本台風 (※7)	水害	R1年 9～10月	116 (※8)	約2年 (予定)
令和2年7月豪雨 (※9)	水害	R2年7月	53.4 (※10) (土砂混じりがれきを含む)	約1.5年(※11) (予定)
令和3年7月豪雨 (※12)	水害	R3年7月	1.3 (※13) (土砂混じりがれきを含む)	
令和3年8月豪雨 (※14)	水害	R3年8月	7.6 (※15)	

(※1) 消防庁災害情報の合計(平成18年5月19日時点) (※2) 内閣府防災被害報告の合計(平成21年10月27日時点)

(※3) 消防庁災害情報の合計(令和3年3月9日時点) (※4) 内閣府防災被害報告の合計(平成31年4月12日時点)

(※5) 主要被災3県の公表値の合計(平成31年1月9日時点) (※6) 主要被災3県の合計(令和3年3月時点)

- (※7) 内閣府防災被害報告の合計(令和2年4月10日時点) (※8) 被災自治体からの報告の合計(令和3年8月末時点)
(※9) 内閣府防災被害報告の合計(令和3年1月7日時点) (※10) 被災自治体からの報告の合計(令和3年8月末時点)
(※11) 熊本県分のみ(令和3年7月末時点) (※12) 内閣府防災被害報告の合計(令和3年12月3日時点)
(※13) 令和3年10月29日時点の調査における推計値 (※14) 内閣府防災被害報告の合計(令和3年11月16日時点)
(※15) 令和3年10月29日時点の調査における推計値)

(※第14回大規模災害時廃棄物対策中部ブロック協議会
協議会資料を参考に作成)

第2節 災害応急対応時における処理主体の検討

災害廃棄物は、廃棄物処理法第2条第2項の「一般廃棄物」に該当するため、本市内で発生する災害廃棄物の処理主体は、本市となる。

災害廃棄物の処理に当たっては、本市内に存する資機材、人材、廃棄物処理施設を最大限に活用し、極力、本市内において処理するものとする。ただし、災害廃棄物の発生量や廃棄物処理施設の処理能力、本市の被災状況等を踏まえ、処理が可能かどうかを総合的に判断する必要があり、処理が困難である場合には、県内の他市町の処理施設での処理に向けた調整を県に要請するものとする。

また、本市が甚大な被害を受け、自ら災害廃棄物処理業務を行うことが困難な場合には、地方自治法第252条の14の規定により、災害廃棄物処理についての事務委託を検討するため、県との協議を行うものとする。

※ 道路、河川、農地に堆積している土砂、倒木、流木等については、基本的に各管理者が処理するものであるが、民地等に堆積した土砂混じりのがれき等、容易に分離できず一体となっている場合には、国（環境省）および県と相談した上で対応方法について検討する。

※ 災害後に事業活動を再開する際に発生する廃棄物等（被災した事業所の撤去に伴う廃棄物や敷地内に流入した土砂、流木等）については、原則として事業者が処理する。

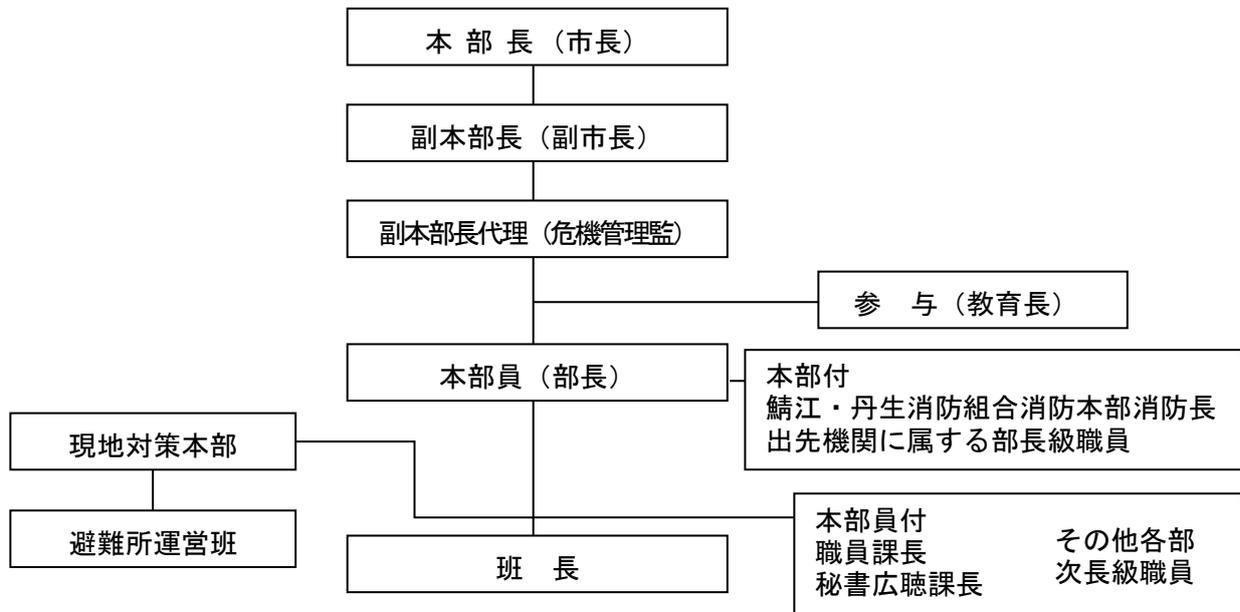
※ 損壊家屋等の撤去（必要に応じて解体）は、原則として所有者が実施する。ただし、倒壊のおそれがあるなど二次被害の起因となる損壊家屋等については、本市と所有者が協議・調整の上、本市が撤去（必要に応じて解体）を実施する場合がある。

なお、公共施設や大企業の建物の撤去については、それぞれの管理者が実施する。

第3節 組織体制・指揮命令系統

本市において大規模災害が発災した場合には、鯖江市地域防災計画等に基づき、内部組織体制を整備し、災害廃棄物対策に係る組織体制を早急に構築することとなるが、発災直後の非常参集などの配備体制と業務については、鯖江市地域防災計画で定めるとおりとする。

鯖江市災害対策本部の組織図



(※鯖江市地域防災計画から抜粋)

災害対策本部に設置される部

災害対策本部 設置時の部名	部長名	災害対策本部 設置時の部名	部長名
総務部	総務部長	都市整備部	都市整備部長
政策経営部	政策経営部長	教育部	教育委員会事務部長
健康福祉部	健康福祉部長	支援部	会計管理者
産業環境部	産業環境部長		議会事務局長

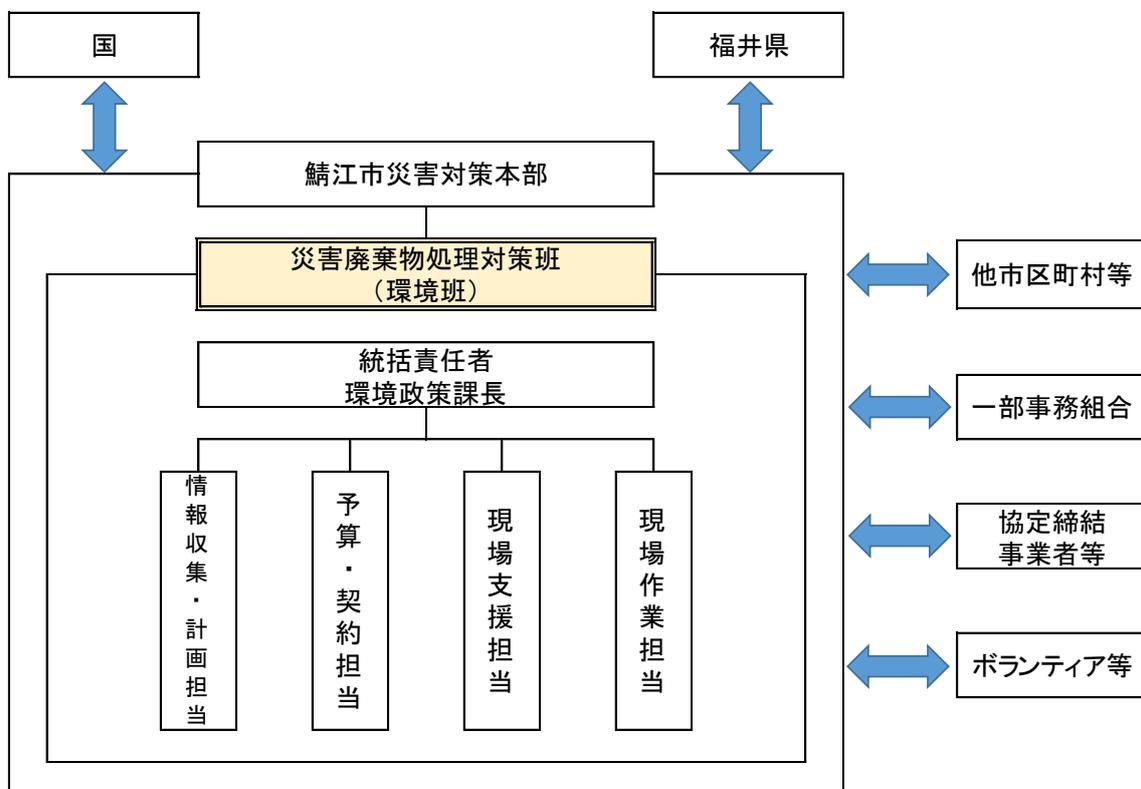
(※鯖江市地域防災計画から抜粋)

災害廃棄物処理に係る体制として、産業環境部を中心に災害廃棄物処理対策班（環境班）を設置することとする。

災害廃棄物処理対策班には、組織体制として指揮系統が機能するように、統括責任者（班長）を置き、環境政策課長をもって充てる。

また、班内に情報収集・計画担当、予算・契約担当、現場支援担当および現場作業担当として職員を配置する。その他災害の状況・規模に応じて関係部署と連携し、人員の応援、県への支援要請等により業務に必要な人員を配置する。

発災後の災害廃棄物処理に係る組織図



災害廃棄物処理対策班各担当の業務は、おおむね次のとおりとする。

災害廃棄物処理対策班の業務

担当	主な業務
統括責任者（班長） （環境政策課長）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害廃棄物対策の総括、処理業務全体の進捗管理 ・ 災害対策本部、国および県との連絡調整 ・ その他重要事項に関すること。
情報収集・計画担当 （環境政策課職員および応援職員）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報収集および被災状況の把握 ・ 災害廃棄物処理実行計画の策定、見直し（発生量推計、作業スケジュール、処理フロー等） ・ 県、他市町、一部事務組合その他関係機関との連絡調整 ・ 人員調整 ・ 広報、問合せ・苦情対応
予算・契約担当 （環境政策課職員および応援職員）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 予算管理 ・ 各種契約、資機材の調達 ・ 国庫補助対応（災害査定）
現場支援担当 （環境政策課職員および応援職員）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 庁内各部署との連絡調整 ・ 仮置場の場所選定および設置、仮設トイレの設置 ・ 車両等の資機材調達、処理に係る仮設施設の整備
現場作業担当 （環境政策課職員および応援職員）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 仮置場の運営管理 ・ 集積されたごみの分別・運搬等 ・ 避難所ごみ、し尿の収集運搬

（山形県天童市、愛知県江南市参考）

組織体制構築に当たり考慮すべき点

総括責任者が意思決定する体制	正確な情報収集と指揮を速やかに行うため、総括責任者を定めて意思決定体制を一元化し、権限の範囲を明確にする。
土木・建築職経験者の確保	災害廃棄物の処理においては、土木・建築工事に類する業務が想定されるため、設計、積算、工程管理、現場管理等に必要な土木・建築職を含めた組織体制を検討する。
環境省職員・専門家の受入	廃棄物処理法の解釈や災害等廃棄物処理事業等を含めた技術的支援を受けるとともに、関係機関との連携を促進するため、環境省職員の派遣を要請する。また、環境省が構築した災害廃棄物処理支援ネットワーク（D. Waste-Net）を活用して、専門家の派遣を要請する。
組織体制の見直し	必要とされる業務は、時間の経過や処理の進捗により変化するため、柔軟な組織体制の見直しを行う。

（※福井県災害廃棄物処理マニュアルを参考に作成）

第4節 情報収集・連絡

人命救助を優先しつつ、災害廃棄物処理に必要となる情報について優先順位をつけて収集し、関係機関等に連絡する。災害廃棄物処理対策班各担当が収集した情報は、情報収集・計画担当において集約し、災害対策本部と共有する。

収集する情報は、おおむね次のとおりである。

被災時に収集する情報

分類	収集する情報	収集先	目的
被災状況	職員の参集状況	災害対策本部	組織体制の構築 支援要請内容、連絡手段の検討
	ライフライン（停電・断水・ガス供給）の停止と復旧見込み		
	下水道被災状況		
	ごみ収集運搬委託業者の被災状況	委託先業者等	
避難状況	避難所の開設場所、開設数、避難者数	災害対策本部	避難所ごみ・し尿発生量の推計
道路被害	道路・橋梁等の被災状況、道路啓開・交通規制・交通渋滞等の状況、復旧の見通し	一部事務組合	収集運搬能力の検討
建物被害	全半壊の建物数と解体撤去を要する建物数		災害廃棄物発生量の推計
	水害の浸水範囲（床上、床下戸数）		
廃棄物処理施設	一般廃棄物処理施設（ごみ処理施設、し尿処理施設、最終処分場等）の被害状況	一部事務組合	処理方法の検討
	産業廃棄物等処理施設（焼却施設、最終処分場等）の被害状況	産業廃棄物処理業者	
廃棄物	ごみ集積所（ごみステーション）に排出された生活ごみの状況	現地確認	優先的に処理すべき廃棄物の確認
	指定場所以外に投棄された災害廃棄物の状況		
	災害廃棄物の種類と量		災害廃棄物発生量の推計 処理方法の検討
	有害廃棄物の発生状況		
	腐敗性廃棄物の発生状況		
仮置場	仮置場候補地およびその周辺の被災状況	災害対策本部	仮置場の広報
	仮置場設置場所、面積、充足状況	現地確認	仮置場の管理
資機材等	仮設トイレその他の資機材の数	災害対策本部 現地確認	支援要請内容の検討

（※福井県災害廃棄物処理マニュアルを参考に作成）

関係機関連絡先 (R4. 4. 1 現在)

県・市町	担当部署	電話番号	F A X 番号
福井県	安全環境部 循環社会推進課	0776-20-0382	0776-20-0679
福井市	市民生活部 環境政策課	0776-20-5609	0776-20-5754
敦賀市	市民生活部 環境廃棄物対策課	0770-22-8121	0770-22-6042
小浜市	民生部 環境衛生課	0770-64-6016	0770-53-1016
大野市	くらし環境部 環境・水環境課	0779-64-4828	0779-65-8371
勝山市	市民課	0779-88-8104	0779-88-1119
あわら市	市民生活部 生活環境課 生活グループ	0776-73-8017	0776-73-5688
越前市	産業環境部 環境政策課	0778-22-5342	0778-22-5167
坂井市	生活環境部 環境推進課	0776-50-3032	0776-68-2940
永平寺町	民生部門 住民税務課 住民窓口係	0776-61-3945	0776-61-3464
池田町	保健福祉課	0778-44-8000	0778-44-8009
南越前町	建設整備課	0778-47-8003	0778-47-3166
越前町	住民環境課	0778-34-8708	0778-34-1235
美浜町	住民環境課	0770-32-6703	0770-32-5885
高浜町	住民生活課	0770-72-7703	0770-72-4100
おおい町	くらし環境課	0770-77-4058	0770-77-1289
若狭町	環境安全課	0770-45-9126	0770-45-9107

県内ごみ処理施設一覧 (R4. 4. 1 現在)

事業主体	施設名称	所在地	電話番号
福井市	クリーンセンター	福井市寮町 50-41	0776-53-8999
福井坂井地区広域 市町村圏事務組合	清掃センター	あわら市笹岡 33-3-1	0776-74-1324
大野・勝山地区 広域行政事務組合	ビュークリーンおくえつ	大野市南新在家 28-1	0779-66-6690
南越清掃組合	エコクリーンセンター南越	南越前町上野 85-39	0778-47-2553
南越清掃組合	第2清掃センター	越前市匂当原町 86-28	0778-28-1370
鯖江広域衛生施設 組合	鯖江クリーンセンター	鯖江市西番町 15-11	0778-51-2310
敦賀市	清掃センター	敦賀市櫛川 88-1-2	0770-21-1153
美浜・三方 環境衛生組合	エコクル美方	若狭町向笠 128-13-1	0770-45-2300
小浜市	クリーンセンター	小浜市谷田部 63-5	0770-53-5550
おおい町	大飯清掃センター	おおい町北郷 46-13	0770-77-2100

県内大型ごみ処理施設一覧 (R4. 4. 1 現在)

事業主体	施設名称	所在地	電話番号
福井市	クリーンセンター	福井市寮町 50-41	0776-53-8999
福井坂井地区広域 市町村圏事務組合	清掃センター	あわら市笹岡 33-3-1	0776-74-1324
大野・勝山地区 広域行政事務組合	ビュークリーンおくえつ	大野市南新在家 28-1	0779-66-6690
南越清掃組合	第2清掃センター	越前市勾当原町 86-28	0778-28-1370
鯖江広域衛生施設 組合	鯖江クリーンセンター	鯖江市西番町 15-11	0778-51-2310
敦賀市	清掃センター	敦賀市櫛川 88-1-2	0770-21-1153
美浜・三方 環境衛生組合	エコクル美方	若狭町向笠 128-13-1	0770-45-2300
小浜市	リサイクルプラザ	小浜市深谷 25-20-1	0770-59-9000

県内最終処分場一覧 (R4. 4. 1 現在)

事業主体	施設名称	所在地	電話番号
福井坂井地区広域 市町村圏事務組合	最終処分場	あわら市笹岡 5-16	
大野・勝山地区 広域行政事務組合	最終処分場	勝山市平泉寺町岩ヶ野 42 字上野 34-2	0779-66-6690
南越清掃組合	埋立処分地施設	越前市勾当原町 87-3	0778-28-1370
高浜町	不燃物処分地	大飯郡高浜町下 41-11- 1	
鯖江広域衛生施設 組合	一般廃棄物最終処分場 (夢の杜おた)	越前町平等 126-37-2	
敦賀市	赤崎最終処分場	敦賀市赤崎 32-3-2	0770-22-8019
美浜・三方 環境衛生組合	エコクル美方	三方上中郡若狭町新庄 291-36-4	
小浜市	小浜市リサイクルプラザ	小浜市深谷 25-20-1	0770-59-9000
おおい町	えこあいらんど	大飯郡おおい町大島 52 字花田地先	
若狭町	一般廃棄物最終処分場 (クリーンセンターかみなか)	三方上中郡若狭町下夕 中 14-2-3	

県内し尿処理施設一覧 (R4. 4. 1 現在)

事業主体	施設名称	所在地	電話番号
福井市	福井市境浄化センター	福井市菅谷 1-1-1	0776-26-5701
小浜市	衛生管理所	小浜市飯盛 3-1	0770-52-1522
大野市	浄化センター	大野市堂本 27-71	0779-69-9082
美浜・三方 環境衛生組合	美方汚泥再生処理センター	美浜町松原 7-1-6	0770-45-1215
南越清掃組合	第1 清掃センター	越前市北府 1-3-20	0778-47-2553
坂井地区広域連合	さかいクリーンセンター	坂井市今井 1-1	0776-72-3305
勝山・永平寺 衛生管理組合	衛生センター	勝山市村岡町滝波 3-1309-1	0779-88-1499
鯖江広域衛生施設 組合	鯖江クリーンセンター	鯖江市西番町 15-30	0778-51-2310
敦賀市	衛生処理場	敦賀市昭和 1-4-19	0770-25-1888
おおい町	大飯浄化センター	おおい町本郷 46-13	0770-77-1666
おおい町	おおい町名田庄東部浄化 センター	おおい町名田庄三重 4-15-1	0770-67-3670
高浜町	高浜町浄化センター	高浜町和田 152-2-2	0770-72-1355

国の廃棄物担当課 (R4. 4. 1 現在)

国	担当部署	電話番号	F A X 番号
環境省 環境再生・資源循環局	環境再生事業担当参事官付 災害廃棄物対策室	03-3582-3351	03-3593-8359
環境省 環境再生・資源循環局	廃棄物適正処理推進課	03-3581-3351	03-3593-8263
環境省 中部地方 環境事務所	資源循環課	052-955-2132	052-951-8889

第5節 協力・支援体制

(1) 自衛隊・警察・消防との連携

発災初動期においては、まず人命救助を優先しなければならない。迅速な人命救助のために、道路管理者、自衛隊、警察、消防と連携して道路上の災害廃棄物の撤去等を行う必要がある。

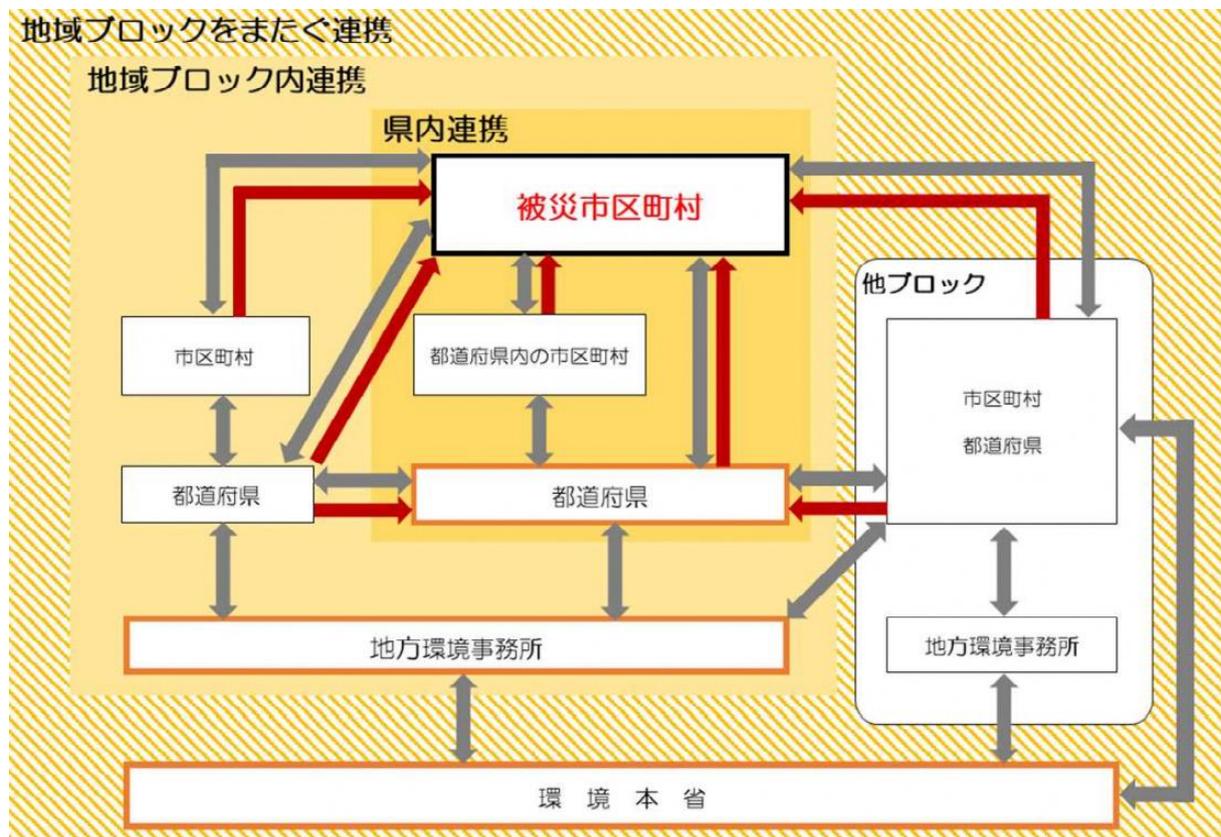
連携に当たっては、情報の一元化の観点から災害対策本部と調整した上で行う。災害廃棄物等を撤去する際には、石綿や硫酸などの有害物質や危険物質が混在する可能性があるため、撤去時の安全確保に努める。

(2) 広域的な支援体制

本市のみでの処理が困難な場合は、県を通して県内市町への協力要請や、災害時相互応援協定を結んでいる協定締結自治体、事業者等に対し、当該協定に基づく協力要請をするなどして、県内における広域的な処理体制を確保する。

また、次の図に示すとおり、相互協力は、まず「県内連携」を模索し、県内連携だけでは処理が停滞したり、処理しきれない場合に「地域ブロック内連携」を検討する。地域ブロック内で連携しても同様の事態が生じる場合には、次に「地域ブロックをまたぐ連携」を検討する。

災害廃棄物処理に係る広域的な相互協力体制



: 連絡・調整
 : 支援
 : 連携ごとの調整主体

※政令指定都市間や姉妹都市関係にある市町村間では直接協力・支援が行われる場合がある。

県内連携	都道府県は域内の市区町村と調整を図り、県内市区町村と連携して被災市区町村を支援する。
地域ブロック内連携	地方環境事務所は地域ブロック内の都道府県と調整を図り、支援自治体（地域ブロック内の都道府県や市区町村）と連携して被災市区町村を支援する。
地域ブロックをまたぐ連携	地域ブロック内連携だけでは処理が停滞し、住民の生活環境保全上支障が生じると判断される場合や、早期の地域ブロックをまたぐ広域連携が今後の適正かつ円滑・迅速な災害廃棄物処理に寄与することが期待される場合には、地方環境事務所と調整・協議を行った上で、環境本省が地域ブロックをまたぐ広域連携を調整する。

(※環境省 災害廃棄物対策指針【技 8-1】から抜粋)

※ 本市に被害がなく県から協力・支援の要請があった場合には、それに応じて、可能な限り協力・支援を行う。また、自治体間で個別に締結している協定等がある場合は、当該自治体間で調整の上支援を行う。

本市が締結している災害時相互応援に関する協定（自治体間）

協定の名称	締結先	締結日
災害時における相互応援協定	岐阜県大垣市	平成7年7月26日
災害時における相互応援協定	滋賀県長浜市	平成7年9月1日
鯖江市、加賀市災害時相互応援協定	石川県加賀市	平成24年5月28日
鯖江市、知立市災害時相互応援協定	愛知県知立市	平成25年1月31日
災害時相互応援協定	静岡県袋井市	平成25年3月4日
福井県・市町災害時相互応援協定	福井県、県内市町	平成28年9月16日
鯖江市、村上市災害時相互応援協定	新潟県村上市	平成29年10月13日

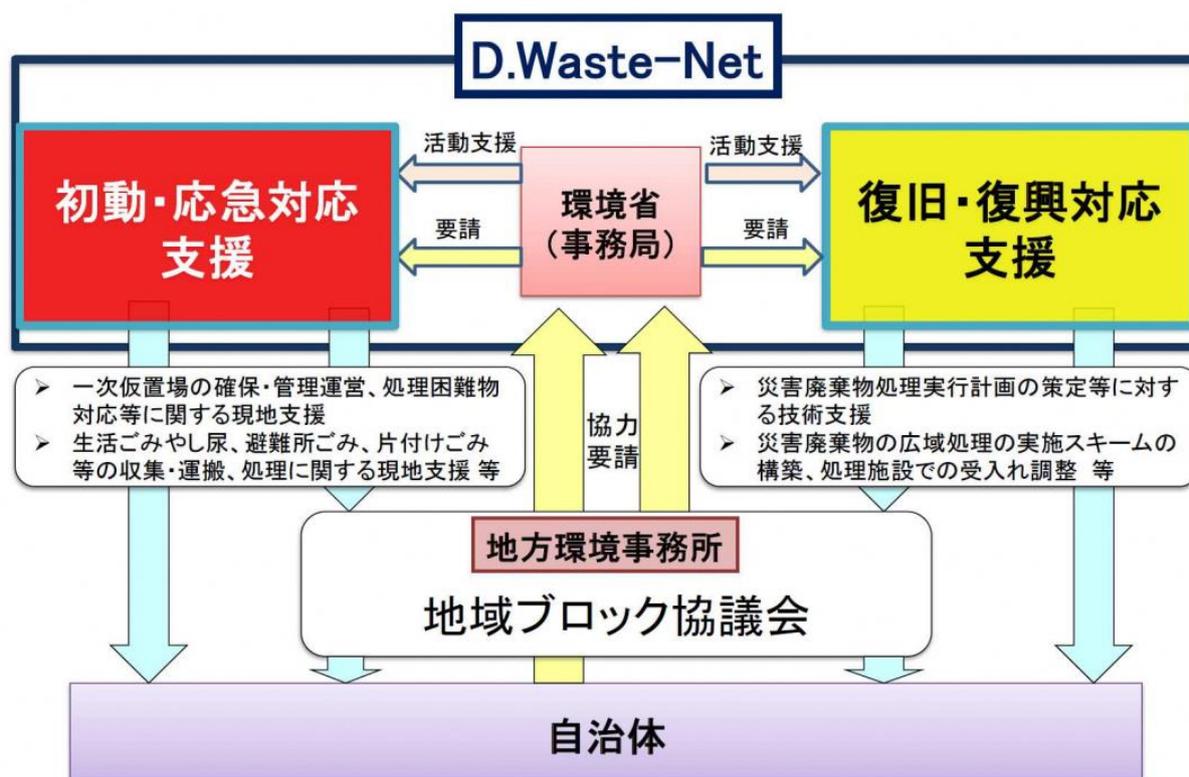
(※鯖江市地域防災計画を参考に作成)

(3) D. Waste-Net（災害廃棄物処理支援ネットワーク）との連携

D. Waste-Net は、国が集約する知見・技術を有効に活用し、各地における災害対応力向上につなげるための人的支援ネットワークとして平成27年に発足しており、国（環境省）から協力要請を受けて、災害の種類・規模に応じて災害廃棄物処理が適正かつ円滑・迅速に行われるよう、「発災時」と「平時」の各局面においての機能・役割を有している。

発災後には、災害情報および被害情報の収集・分析を行い、専門家・技術者の派遣などの支援も実施されることから、必要な場合は支援要請を行う。

D. Waste-Net の災害時の支援の仕組み



(※環境省 災害廃棄物対策指針【技 11-1】から抜粋)

(4) 民間事業者との連携

災害廃棄物の性状は、平時に産業廃棄物として取り扱っている廃棄物と同一の性状のものが多いため、産業廃棄物処理事業者の経験・能力の活用を検討する。

災害協定を締結している建設事業者団体や廃棄物事業者団体等に協力・支援要請を行い、倒壊した建物や災害廃棄物の撤去を進める等、災害廃棄物の収集運搬・処理体制を整備する。

また、必要に応じて協定の見直しや新たな協定を締結する等、円滑な処理が行えるよう連携の強化を図る。

なお、締結済みの協定の詳細については、鯖江市地域防災計画の記載を参照すること。

(5) ボランティアとの連携

被災家屋の片づけ等にボランティアが関わることが想定されるため、ごみ出し方法や分別区分、健康への配慮等に係る情報について、災害ボランティア担当課や社会福祉協議会等と共有しながら、ボランティアに対する周知広報を行う。

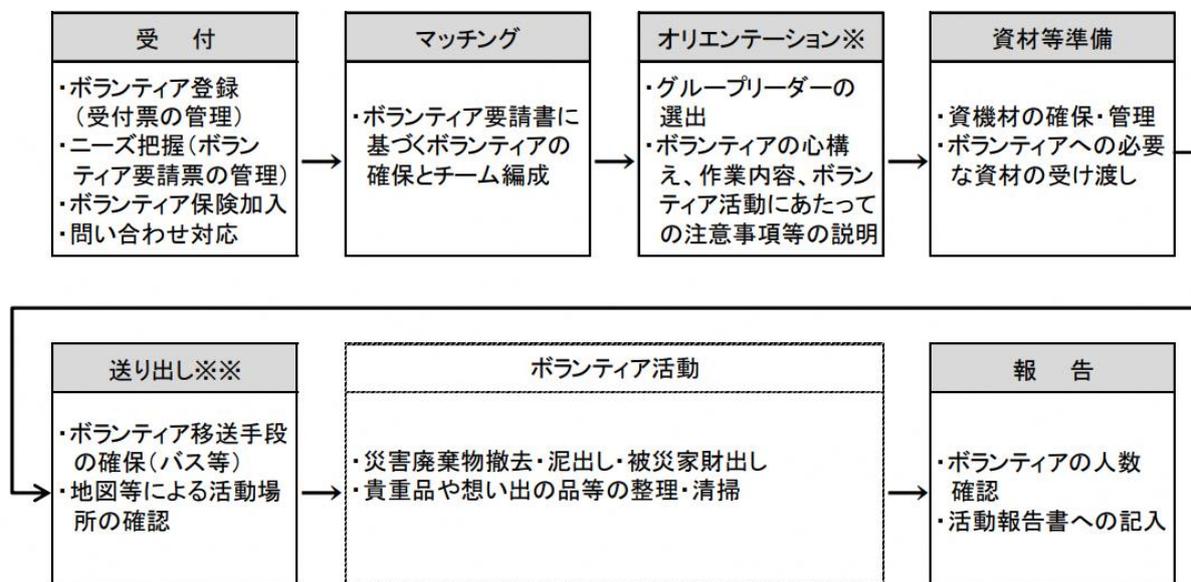
【基本的事項】

被災地での災害ボランティア活動には様々な種類がある。災害廃棄物に関連するものとしては、①一般家庭の敷地内に散乱した廃棄物の搬出、②浸水家屋の床下の泥出し、③家屋内の被災した家財の搬出、④貴重品や思い出の品等の整理・清掃等が挙げられる。

災害ボランティアの活動は、災害廃棄物処理に係る事項が多い。そのため、担当者は、活動開始時点において災害廃棄物の分別方法や排出禁止物（便乗ごみ等）、搬出方法、搬出先（仮置場）、保管方法を災害ボランティアに対して事前に説明できることが望ましい（実際には災害ボランティアセンターを介して伝達することとなる）。

災害ボランティアによって被災住宅から出された片づけごみは、運搬車両がないため通常のごみステーションや道路脇に出される場合がある。このことから、被災自治体が設置した仮置場まで搬出（輸送）する方法をあらかじめ検討し、災害ボランティアに周知する必要がある。

【災害ボランティアセンターでの作業フロー】



※オリエンテーションはマッチングの前に行う場合がある。

※※送り出しは資材等準備の前に行う場合がある。

（※環境省 災害廃棄物対策指針【技 12】から抜粋）

第6節 一般廃棄物処理施設等

(1) 鯖江クリーンセンターの施設の概要

本市の一般廃棄物処理については、本市、福井市、越前町および池田町の2市2町で構成する鯖江広域衛生施設組合の処理施設（鯖江クリーンセンター）において実施している。

鯖江クリーンセンターの施設、ごみ処理・し尿処理状況の概要は、次のとおりである。

鯖江クリーンセンターの施設の概要

ごみ焼却施設	
施設概要	鉄骨ALC造（一部RC造）地上6階地下1階／延床面積3,355㎡
建設年度	昭和58年8月～昭和61年3月
処理方式	旋回流型流動床炉
処理能力	120トン／16時間／日（60トン×2基）
粗大ごみ処理施設	
施設概要	鉄骨ALC造（一部RC造）地上5階地下1階／延床面積2,532㎡
建設年度	平成3年12月～平成5年3月
処理方式	横型回転破砕機、2軸低速破砕機、粗大ごみ前処理装置
処理能力	50トン／5時間／日
し尿処理施設	
施設概要	鉄骨ALC造地上2階地下1階／延床面積627㎡
建設年度	平成4年6月～平成5年3月
処理方式	前処理方式（鯖江市環境衛生センターへ移送処理）
処理能力	80kl/日
汚泥処理施設	
施設概要	鉄骨ALC造地上2階地下1階／延床面積207㎡
建設年度	平成2年9月～平成3年3月
処理方式	ごみ混焼方式（炉内直接投入）
処理能力	2.4トン／時間（1.2トン×2基）
一般廃棄物最終処分場施設（夢の杜おた）	
施設概要	管理棟1棟、雨水調整池4,900㎡、浸出水調整池2,000㎡、浸出水処理施設（能力80㎡／日）
建設年度	平成5年8月～平成7年3月
埋立面積	19,400㎡
埋立容量	116,800㎡

（※鯖江広域衛生施設組合資料をもとに作成）

ごみ処理の状況

(単位：t)

年度 区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
可燃物	27,371	27,349	27,816	27,152	26,877
不燃物	3,904	4,395	4,411	4,682	4,307
資源物等	545	538	515	513	493
合計	31,820	32,282	32,742	32,347	31,677

し尿処理の状況

(単位：kl)

年度 区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
し尿	1,441	1,532	1,290	1,179	1,124
浄化槽	9,933	9,929	10,109	9,790	9,723
合計	11,374	11,461	11,399	10,969	10,847

汚泥処理の状況

(単位：t)

年度 区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
汚泥	5,087	5,002	5,145	5,039	5,168

(※出典：鯖江広域衛生施設組合資料)

(2) 一般廃棄物処理施設の安全性の確認および補修

ア 安全確認

施設の管理者は、平常時に作成した点検手引きに基づき、一般廃棄物処理施設および運搬ルート of 被害内容を確認するとともに、安全性の確認を行う。

イ 報告

施設の管理者は、施設の被害状況や応急措置の内容について、速やかに担当部署へ連絡する。

ウ 補修等

ライフラインの遮断、施設被害等に対する復旧、補修に必要な資機材、燃料の確保および人材の手配（施設のプラントメーカーや共同企業体等）を行う。廃棄物処理施設の運転に当たっては、処理不適物の混入や施設の稼働状況等の確認について、平常時以上に慎重に行う。

(長浜市・米原市)

(3) 仮設トイレ等し尿処理

平時に備蓄している仮設トイレを優先して利用し、不足する場合は県に支援の要請を行う。仮設トイレのし尿は、開設後翌日から回収が必要となるため、発災後すぐに必要な車両を手配する必要がある。本市においては、平時し尿の収集・運搬は許可業者が行っているため、当該許可業者と連携して対応する必要がある。

し尿収集必要量および仮設トイレの必要基数の推計は、次に示す事項を参考に行うものとする。

し尿収集必要量は、①仮設トイレを必要とする人数と②非水洗化区域のし尿収集人口の合計に、し尿計画1人1日平均排出量を乗じて推計する。

【前提条件】

- ・断水のおそれがあることを考慮し、避難所に避難する住民全員が仮設トイレを利用する避難所は一時に多くの人数を収容することから既存のトイレでは処理しきれないと仮定する。
- ・断水により水洗トイレが使用できなくなった在宅住民も、仮設トイレを使用すると仮定する。
- ・断水により仮設トイレを利用する住民は、上水道が支障する世帯のうち半数とし、残り半数の在宅住民は給水、井戸水等により用水を確保し、自宅のトイレを使用すると仮定する。

し尿収集必要量

＝災害時におけるし尿収集必要人数×1日1人平均排出量

＝（①仮設トイレ必要人数＋②非水洗化区域し尿収集人口）×③1人1日平均排出量

① 仮設トイレ必要人数＝避難者数＋断水による仮設トイレ必要人数

避難者数：避難所へ避難する住民数

断水による仮設トイレ必要人数＝{水洗化人口－避難者数×(水洗化人口／総人口)}
×上水道支障率×1／2

水洗化人口：平常時に水洗トイレを使用する住民数

(下水道人口、コミュニティプラント人口、農業集落排水人口、浄化槽人口)

総人口：水洗化人口＋非水洗化人口

上水道支障率：地震による上水道の被害率

1／2：断水により仮設トイレを利用する住民は、上水道が支障する世帯のうち約1／2の住民と仮定

② 非水洗化区域し尿収集人口＝汲取人口－避難者数×(汲取人口／総人口)

汲取人口：計画収集人口

③ 1人1日平均排出量＝1.7L／人・日

(※環境省 災害廃棄物対策指針【技 14-3】を参考に作成)

仮設トイレの必要基数の推計式（例）を以下に示す。

$$\text{仮設トイレ必要設置数} = \text{仮設トイレ必要人数} / \text{仮設トイレ設置目安}$$

仮設トイレ設置目安 = 仮設トイレの容量 / し尿の1人1日平均排出量 / 収集計画)

仮設トイレの平均的容量：例 400L

し尿の1人1日平均排出量：例 1.7L / 人・日

収集計画：3日に1回の収集

(※環境省 災害廃棄物対策指針【技 14-3】を参考に作成)

災害用トイレ配備状況

資機材名	配備箇所	配備数
簡易トイレ（貯槽式）	各地区防災資機材倉庫	20（各2）
簡易トイレ（ラップ式）	各小・中学校	45（各3）
オストメイト用トイレ	市役所	3
車いす用トイレ	市役所	1

(※鯖江市地域防災計画から抜粋)

(4) 避難所ごみ・生活ごみ

避難所ごみ・生活ごみの収集運搬、処理は、平時と同様に本市および鯖江広域衛生施設組合が行う。被災者の生活環境保全のために優先的な処理が必要であるため、廃棄物の保管場所・方法、収集運搬ルートを早急に確保する。また、避難所ごみ・生活ごみは、仮置場に搬入せずに既存の施設で処理を行う。

避難所において分別を行うことは、その後のスムーズな処理へと繋がるため、可能な限り分別を行う。

また、腐敗性廃棄物（生ごみ）、し尿、感染性廃棄物（注射針、血の付着したガーゼ等）についても、避難所での感染症を防ぐため、分別・管理をする必要がある。

避難所ごみの発生量は、避難者数に発生原単位を乗じて推計する。

【前提条件】

- ・在宅世帯以外に避難所からの増加分が加わる。
- ・避難者数に原単位を乗じて生活ごみの発生量を推計する。
- ・原単位は、収集実績に基づき設定する（参考：令和3年度実績 635g / 人・日）。

$$\text{避難所ごみの発生量} = \text{避難者数（人）} \times \text{発生原単位（g / 人・日）}$$

(※環境省 災害廃棄物対策指針【技 14-3】を参考に作成)

■初動時の避難所ごみの分別

初動時には、水、食料、トイレのニーズが高く、水と食料を中心とした支援物資が避難所に届けられるが、それに伴い段ボール、ビニール袋や容器包装等のプラスチック類、生ごみ、し尿等が発生する。

衛生状態の確保等からも、粗くても良いので、ダンボールやごみ袋、ラベリング用品（ペン、ガムテープ、紙）等を使って、分別を行う。

■避難所で発生する廃棄物

避難所で発生する廃棄物の種類、その発生源、管理方法について示す。

避難所で発生する廃棄物（例）

種類	発生源	管理方法
腐敗性廃棄物 (生ごみ)	残飯等	ハエ等の害虫の発生が懸念される。袋に入れて分別保管し、早急に処理を行う。処理事例として近隣農家や酪農家等により堆肥化を行った例もある。
段ボール	食料の梱包	分別して保管する。新聞等も分別する。
ビニール袋、プラスチック類	食料・水の容器包装等	袋に入れて分別保管する。
衣類	洗濯できないことによる着替え等	分別保管する。
し尿	携帯トイレ 仮設トイレ	携帯トイレを使用する。ポリマーで固められた尿は衛生的な保管が可能だが、感染や臭気の面でもできる限り密閉する管理が必要である。
感染性廃棄物（注射針、血の付着したガーゼ等）	医療行為等	・保管のための専用容器の安全な設置および管理 ・収集方法にかかる医療行為との調整（回収方法、処理方法等）

（※環境省 災害廃棄物対策指針【技 16-1】を参考に作成）

第7節 災害廃棄物処理

(1) 災害廃棄物処理実行計画の作成

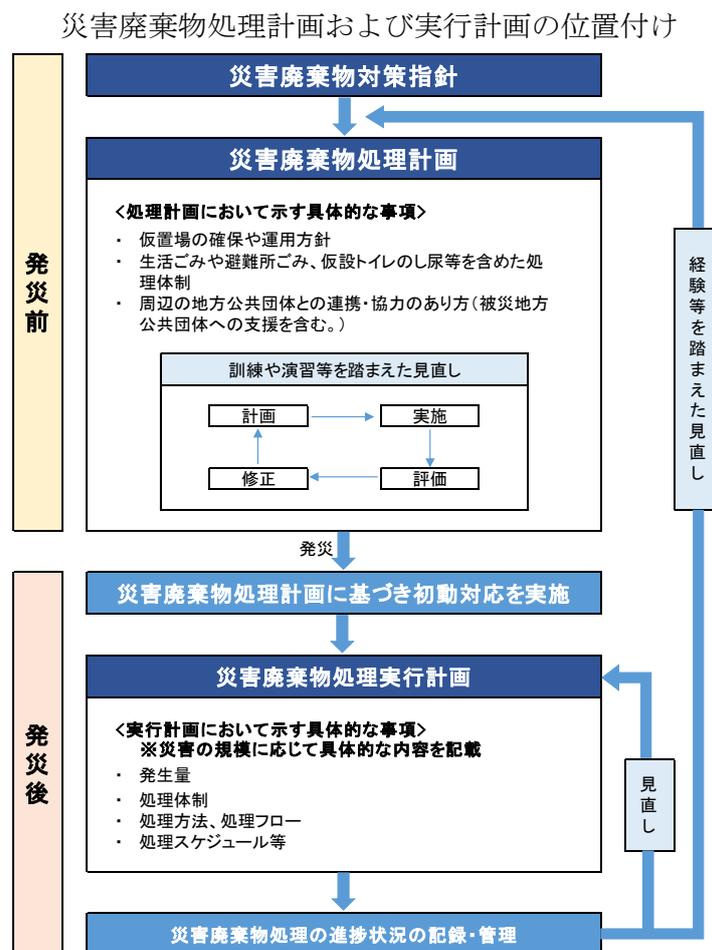
災害廃棄物を計画的に処理するため、一般廃棄物処理基本計画、地域防災計画等を踏まえ、処理の基本方針、処理期間、処理方法等を定めた災害廃棄物処理実行計画を策定する。

実行計画には、役割分担、処理の基本方針、発生量、処理体制、処理スケジュール、処理方法、処理フロー等、災害の規模に応じて具体的な内容を示すとともに、実施状況を適宜反映して実行計画の見直しを行う。

復旧・復興後には、実行計画を基に本計画を見直し、次の災害に備える。

災害廃棄物の処理が終了した後、処理に係る記録を整理するとともに評価を行い、必要に応じて災害廃棄物処理計画の見直しを行う。なお、記録の整理は、時期区分（初動、応急対応、復旧・復興等）毎に振り返りを行い、発生量、発生原単位、処理経費等のデータ整理を行い、記録誌として取りまとめることが望ましい。

なお、災害廃棄物処理計画および実行計画の位置付けについては、次の図に示すとおりである。



(※環境省 災害廃棄物対策指針をもとに作成)

(2) 発生量・処理可能量・処理見込量の推計

災害廃棄物発生量は、処理目標期間の設定や支援を要するか否かを判断する基礎情報となるものであり、発災後速やかに以下の示す推計方法により推計する。

地震発生時の災害廃棄物発生量

発生量＝発生原単位×建物被害棟数	※発生原単位：全壊	117トン／棟
	半壊	23トン／棟
	床上浸水	4.60トン／棟
	床下浸水	0.62トン／棟

なお、参考に、発災前の被害想定に基づく建物被害等の情報を用いて、がれき等の発生量を推計した結果を次に示す。

災害廃棄物発生量の推計

被害区分	発生原単位 (t)	被害棟数 (棟)	発生量 (t)
全壊	117	111 (77+4+30)	12,987
半壊	23	554 (476+11+67)	12,742
計		665 (553+15+97)	25,729

※被害棟数は、平成22・23年度地震被害予測調査結果に基づく被害想定（福井平野東縁断層帯地震）における木造、RC造およびC造の合計とした。

水害廃棄物発生量

発生量＝発生原単位×建物被害棟数	※発生原単位：床上浸水	3.79トン／棟
	床下浸水	0.08トン／棟

市は、一般廃棄物処理施設の被災状況等を考慮し、災害廃棄物処理可能量を算出する。

また、発生量推計後、管内の一般廃棄物収集量（通常回収分）や災害廃棄物処理可能量等を考慮して災害廃棄物処理見込量を推計する。推計した結果、管内での処理が困難な場合は、県と調整の上、広域的な処理体制を整備する。

(3) 処理スケジュールの作成

発災後速やかに、職員の被災状況、災害廃棄物の発生量、廃棄物処理施設の処理可能量等を踏まえた処理スケジュールを設定するものとするが、処理スケジュールは、災害廃棄物処理の進捗管理やマネジメントのために必要となるものであり、住民の生活再建にも関係するため、被災状況（災害の種類や規模、災害廃棄物の発生量等）に応じて検討を行い、活用可能な資源を勘案して可能な限り短い処理期間を設定するのが望ましい。

特に、生活環境に支障が生じる災害廃棄物（例えば、現在住民が生活を営んでいる場所の近傍にある災害廃棄物（片づけごみを含む。）や腐敗性廃棄物）については、どの災害でもできる限り早期の対応が必要であり、発災時期も踏まえ、撤去・回収スケジュールを検討する。そのためには仮置場の早期（発災直後）の確保が重要である。

処理スケジュール例として、平成23年5月に環境省から示された「東日本大震災に係る災害廃棄物の処理指針」（マスタープラン）を参考とする。また、スケジュール作成に当たり、検討すべき事項を次の表に示す。

処理スケジュール作成に当たり検討すべき事項

実際の被害状況等	①職員の被災状況、廃棄物の処分に関する民間事業者の被災状況 ②片づけごみの排出状況 ③撤去（必要に応じて解体）が必要な損壊家屋等の棟数 ④災害廃棄物の性状毎の発生量 ⑤処理施設の被害状況等を考慮した処理可能量など
緊急性の高いもの	①道路障害物の撤去 ②仮設トイレ等のし尿処理 ③有害廃棄物・危険物の回収（回収後、早期に処理が必要） ④倒壊の危険性のある損壊家屋等の撤去（必要に応じて解体） ⑤腐敗性廃棄物の処理

(参考) 環境省マスタープラン (東日本大震災)

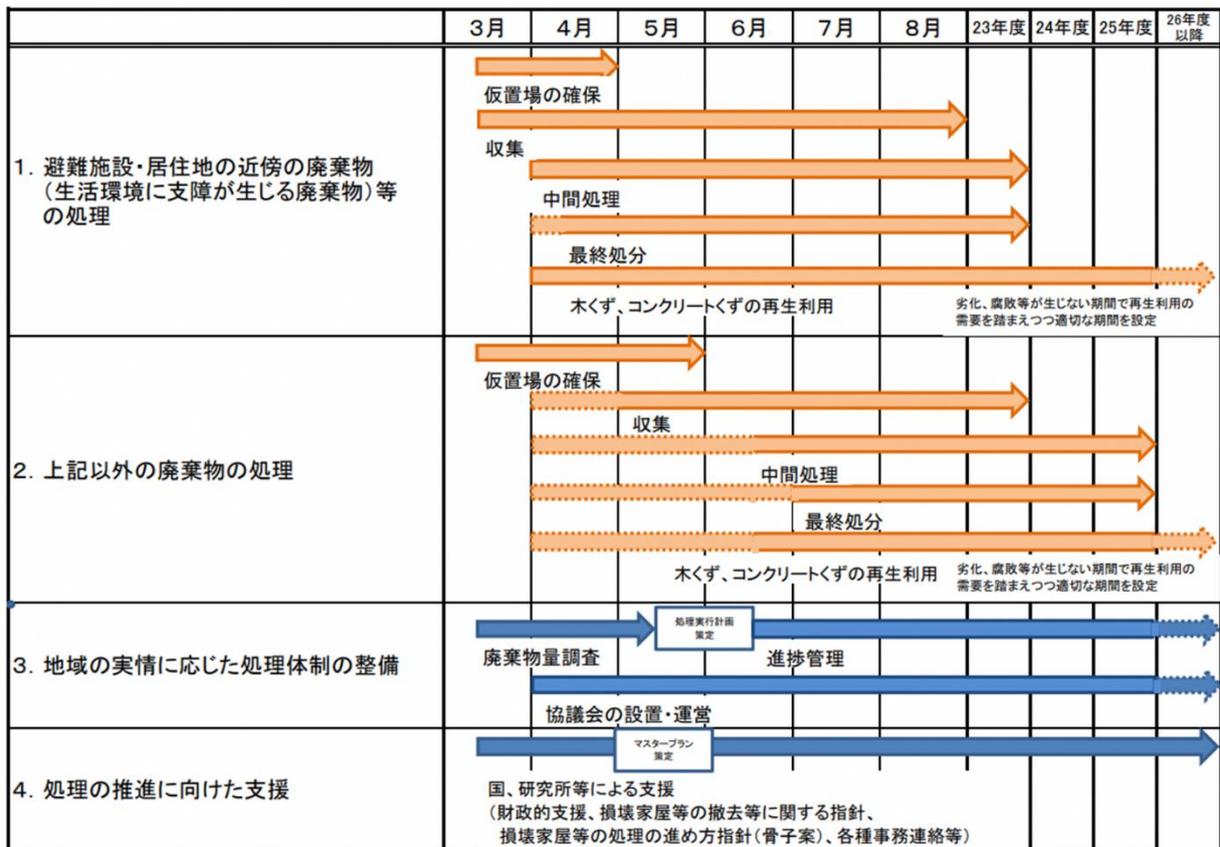
東日本大震災における処理のスケジュール例として、「東日本大震災に係る災害廃棄物の処理指針 (マスタープラン)」(平成23年5月16日、環境省)に記載された処理スケジュールを示す。

(1) 仮置場への移動

- 生活環境に支障が生じうる災害廃棄物 (例えば、現在住民が生活を営んでいる場所の近傍にある災害廃棄物) : 2011年 (平成23年) 8月末を目途に仮置場へ概ね移動する。
- その他 : 2012年 (平成24年) 3月末までを目途に移動する。

(2) 中間処理・最終処分

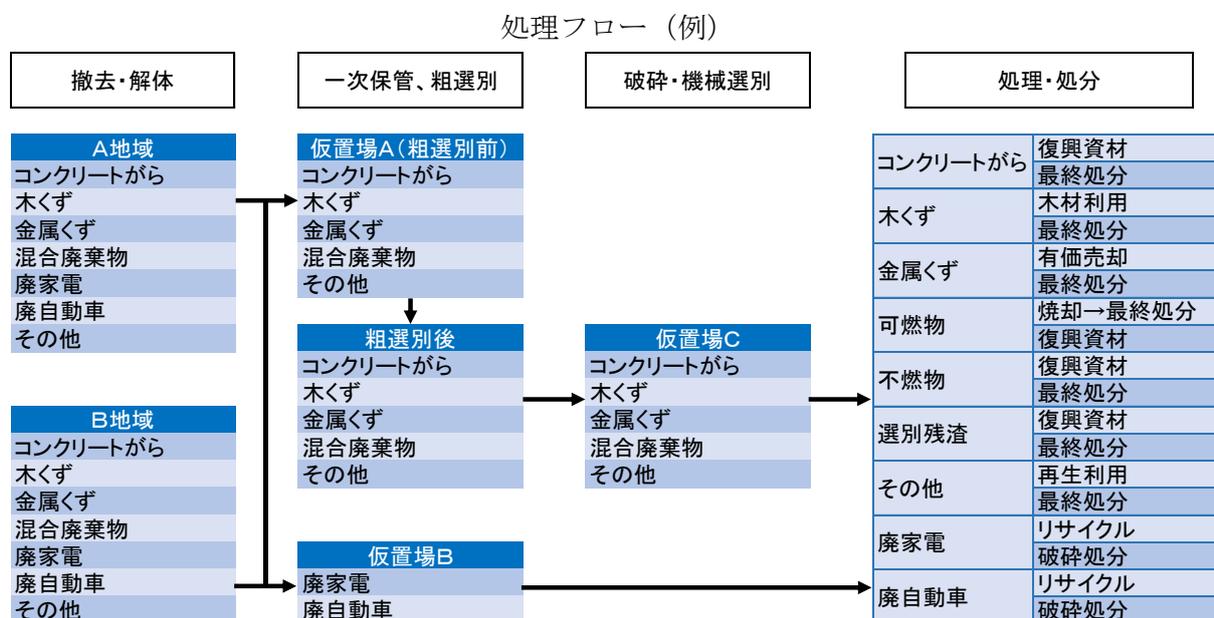
- 腐敗性等がある廃棄物 : 速やかに処分する。
- 木くず、コンクリートくずで再生利用を予定しているもの : 劣化、腐敗等が生じない期間で再生利用の需要を踏まえつつ適切な期間を設定する。
- その他 : 2014年 (平成26年) 3月末までを目途に処分する。



(※東日本大震災に係る災害廃棄物の処理指針 (マスタープラン) から抜粋)

(4) 処理フローの作成

災害廃棄物発生量・処理可能量、廃棄物処理施設の被害状況を踏まえ、災害廃棄物の種類別に分別、中間処理、最終処分・再資源化の方法とその量を一連の流れで示した処理フローを作成する。



（※環境省 災害廃棄物対策指針をもとに作成）

(5) 収集運搬

発災直後は収集体制を上回る廃棄物が発生する可能性があるため、優先的に回収する災害廃棄物の種類を定め、必要な機材、収集運搬方法・ルート等を確保する。

優先的に回収すべき災害廃棄物の種類としては、道路障害物、仮設トイレ等のし尿、有害廃棄物、危険物、腐敗性廃棄物、必要な機材としては、収集運搬車両（ダンプトラック、脱着装置付コンテナ自動車等）、排出用機材（収納コンテナ等）、重機（バックホウ、つかみ機、ブルドーザー等）等が挙げられる。

また、収集運搬に係る以下の主な留意事項について、必要に応じ関係者に周知する。

- ・災害廃棄物に、釘やガラスなどが混入していることがあるため、防護服・安全靴・ゴーグルなど必要な防具を装着する。
- ・火災焼失した災害廃棄物は、有害物質の流出などの可能性があることから、他の廃棄物と混合せずに収集運搬を行う。
- ・廃棄物処理に当たっては季節によって留意する事項が異なるため、地域によっては台風や積雪等による収集運搬への影響を考慮する。
- ・収集運搬を行う車両が、交通規制区域を通行する必要がある場合は、「緊急通行車両」として登録する。

(6) 仮置場

仮置場の種類

本計画では、災害廃棄物の発生個所のすぐそばで、主に一時的な仮置きを行う仮置場を「集積所」、比較的面積が大きく、主に災害廃棄物の破砕・選別等を行う仮置場を「一次仮置場」、一次仮置場での分別が不十分だった場合に、より高度な破砕・選別を行う仮置場を「二次仮置場」とする。

呼称	定義	備考
集積所	・個人の生活環境・空間の確保・復旧等のため、被災家屋等から災害廃棄物を被災地内において仮に集積する場所	・被災後、数日以内に設置。一次仮置場への搬出が完了するまでの運用 ・地域内の複数個所に仮置場を設けることを検討する。
一次仮置場	・処理（リユース・リサイクルを含む。）前に、仮置場等にある災害廃棄物を一定期間、分別・保管しておく場所	・災害廃棄物が混合状態で搬入される場合には、分別等のため広い用地が必要 ・処理施設または二次仮置場への搬出が完了するまで運用 ・二次仮置場への中継的な機能も持つ。
二次仮置場	・災害廃棄物等の一時的な保管および中間処理（高度な破砕・選別・焼却）を行う。 ・設計および運用においては、一次仮置場と同様の扱い	・一次仮置場での分別が不十分な場合等は、二次仮置場が必要となる。 ・災害応急対応時から災害復旧・復興時に確保が必要となる。搬入された災害廃棄物の処理が全て完了するまで運用

(※福井県災害廃棄物処理マニュアルを参考に作成)

仮置場の検討フロー（例）



(※環境省 災害廃棄物対策指針から抜粋)

仮置場必要面積の推計

市は、災害廃棄物発生量の推計結果を元に、以下に示す推計方法により仮置場必要面積を算出する。

仮置場の推計方法

〈方法1〉

・ **必要面積 = 集積量 ÷ 見かけ比重 ÷ 5 (積上げ高さ) × (1 + 作業スペース割合)**

※集積量：災害廃棄物発生量一年間処理量

※年間処理量：災害廃棄物の発生量 ÷ 処理期間

※見かけ比重：可燃物（災害廃棄物発生量の23.4%）…0.4（トン/㎡）

不燃物（災害廃棄物発生量の76.6%）…1.1（トン/㎡）

※積上げ高さ：5m以下が望ましい。

※作業スペース割合：0.8～1

〈方法2（簡易式）〉

・ **必要面積 = 災害廃棄物発生量（千トン） × 87.4（㎡/トン）**

〈方法1〉による仮置場必要面積の推計

	災害廃棄物 発生量(t) ①	年間処理量(t) ② =①÷3年	集積量(t) ③ =①-②	集積量(㎡) ④ =③÷見かけ比重	仮置場必要 面積(㎡) ⑤ =④÷5×2
可燃物	6,021	2,007	4,014	10,035	4,014
不燃物	19,708	6,569	13,139	11,945	4,778
計	25,729	8,576	17,153	21,980	8,792

※可燃物の組成割合=0.234、不燃物の組成割合=0.766、処理期間=3年、積上げ高さ=5m、作業スペース割合=1として推計

集積所の管理

集積所の設置状況を速やかに把握するとともに、簡易な分別を促す。また、ボランティア等と協力しながら、被災家屋から集積所に災害廃棄物を搬出し、集積所の災害廃棄物を一次仮置場に搬入する。なお、集積所は集落内に設置される場合が多く、被災住民の生活環境に影響を及ぼすおそれがあることから、家屋内の災害廃棄物があらかじめ排出された場合は早急に一次仮置場への搬出を完了し、集積所を閉鎖する必要がある。

■仮置場候補地の選定に当たってのポイント

【平時】

以下①から③までの場所等を参考に、次の表に示す条件を考慮して仮置場の候補地を選定する。

- ① 公園、グラウンド、廃棄物処理施設等の公有地（市有地、県有地、国有地等）
- ② 未利用工場用地等で、今後の用途が見込まれておらず、長期にわたって仮置場として利用が可能な民有地（借り上げ）
- ③ 二次災害のリスクや環境、地域の基幹産業への影響が小さい地域

※ 空地等は災害時に自衛隊の野営場や避難所・応急仮設住宅等としての利用が想定されている場合もあるが、調整によって仮置場として活用できる可能性もあるため、これらも含めて抽出しておく。

候補地の合計面積が災害廃棄物処理計画上の必要面積に満たない場合は、表に示す条件に適合しない場所であっても、利用可能となる条件を付して候補地とするとよい（例：街中の公園…リサイクル対象家電（4品目）等、臭気発生の可能性の低いものの仮置場としてのみ使用する等）。

仮置場候補地の選定に当たってのチェック項目

項目	条件	理由	
所有者	<ul style="list-style-type: none"> ・公有地（市有地、県有地、国有地）が望ましい。 ・（民有地の場合）地権者の数が少ない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時には迅速な仮置場の確保が必要であるため 	
面積	一次仮置場	<ul style="list-style-type: none"> ・広いほどよい（3,000㎡は必要）。 	<ul style="list-style-type: none"> ・適正な分別のため
	二次仮置場	<ul style="list-style-type: none"> ・広いほどよい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・仮設処理施設等を設置する必要があるため
平時の土地利用	<ul style="list-style-type: none"> ・農地、校庭等は避けたほうがよい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・原状復旧の負担が大きくなるため 	
他用途での利用	<ul style="list-style-type: none"> ・応急仮設住宅、避難場所、ヘリコプター発着場等に指定されていないほうがよい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・当該機能として利用されている時期は、仮置場として利用できないため 	
望ましいインフラ（設備）	<ul style="list-style-type: none"> ・使用水、飲料水を確保できること（貯水槽で可）。 	<ul style="list-style-type: none"> ・火災が発生した場合の対応のため ・粉じん対策、夏場における熱中症対策のため 	

	<ul style="list-style-type: none"> 電力が確保できること（発電設備による対応も可）。 	<ul style="list-style-type: none"> 仮設処理施設等の電力確保のため
土地利用規制	<ul style="list-style-type: none"> 諸法令（自然公園法、文化財保護法、土壤汚染対策法等）による土地利用の規制がない。 	<ul style="list-style-type: none"> 手続、確認に時間を要するため
土地基盤の状況	<ul style="list-style-type: none"> 舗装されているほうがよい。 水はけの悪い場所は避けたほうがよい。 	<ul style="list-style-type: none"> 土壤汚染、ぬかるみ等の防止のため
	<ul style="list-style-type: none"> 地盤が硬いほうがよい。 	<ul style="list-style-type: none"> 地盤沈下が発生しやすいため
	<ul style="list-style-type: none"> 暗渠排水管が存在しないほうがよい。 	<ul style="list-style-type: none"> 災害廃棄物の重量で暗渠排水管を破損する可能性があるため
	<ul style="list-style-type: none"> 河川敷は避けたほうがよい。 	<ul style="list-style-type: none"> 集中豪雨や台風等増水の影響を避けるため 災害廃棄物に触れた水が河川等へ流出することを防ぐため
地形・地勢	<ul style="list-style-type: none"> 平坦な土地がよい。起伏が少ない土地がよい。 	<ul style="list-style-type: none"> 廃棄物の崩落を防ぐため 車両の切り返し、レイアウトの変更が難しいため
	<ul style="list-style-type: none"> 敷地内に障害物（構造物や樹木等）が少ないほうがよい。 	<ul style="list-style-type: none"> 迅速な仮置場の整備のため
土地の形状	<ul style="list-style-type: none"> 変則形状でないほうがよい 	<ul style="list-style-type: none"> レイアウトが難しくなるため
道路状況	<ul style="list-style-type: none"> 前面道路の交通量は少ない方がよい。 	<ul style="list-style-type: none"> 災害廃棄物の搬入・搬出は交通渋滞を引き起こすことが多く、渋滞による影響がその他の方面に及ばないようにするため
	<ul style="list-style-type: none"> 前面道路は幅員 6.0m 以上がよい。二車線以上がよい。 	<ul style="list-style-type: none"> 大型車両の相互通行のため
搬入・搬出ルート	<ul style="list-style-type: none"> 車両の出入口を確保できること。 	<ul style="list-style-type: none"> 災害廃棄物の搬入・搬出のため
輸送ルート	<ul style="list-style-type: none"> 高速道路のインターチェンジ、緊急輸送道路等に近いほうがよい。 	<ul style="list-style-type: none"> 広域輸送を行う際に効率的に災害廃棄物を輸送するため
周辺環境	<ul style="list-style-type: none"> 住宅密集地でないこと、病院、福祉施設、学校、公民館に隣接していないほうがよい。 企業活動や農林水産業、住民の生業の妨げにならない場所がよい。 	<ul style="list-style-type: none"> 粉じん、騒音、振動等による住民生活への影響を防止するため
	<ul style="list-style-type: none"> 鉄道路線に近接していないほうがよい。 	<ul style="list-style-type: none"> 火災発生時の鉄道への影響を防ぐため
被害の有無	<ul style="list-style-type: none"> 各種災害（洪水、液状化、土石流等）の被災エリアでないほうがよい。 	<ul style="list-style-type: none"> 二次災害の発生を防ぐため

その他	・道路啓開の優先順位を考慮する。	・早期に復旧される運搬ルートを活用するため
-----	------------------	-----------------------

【災害時】

災害時に候補地から仮置場を選定する場合は、以下の点を考慮する。

- ① 被災地内の住区基幹公園や空地等、できる限り被災者が車両等により自ら搬入することができる範囲（例えば学区内等）で、住居に近接していない場所とする。
- ② 仮置場が不足する場合は、被災地域の情報に詳しい住民の代表者（町内会長等）とも連携し、新たな仮置場の確保に努める。

■仮置場を開設するに当たってのポイント

災害時には、前項で示した点を考慮して選定した候補地の中から仮置場を選定して設置する。設置に当たってのポイントは、次のとおりである。

- ・ 発災直後から排出される片づけごみの保管場所として、仮置場の開設は迅速に行う必要がある。
- ・ 仮置場の開設に当たっては、場所、受付日、時間、分別・排出方法等についての広報、仮置場内の配置計画の作成、看板等の必要資機材の確保、管理人員の確保、協定締結事業者団体への連絡等、必要な準備を行った上で開設する。
- ・ 迅速な開設を求められる中であって、住宅に近接している場所を仮置場とせざるを得ない場合には、周辺住民の代表者（町内会長等）あるいは周辺住民に事前に説明する。
- ・ 仮置き前に土壌の採取を行い、必要に応じて分析できるようにしておく。
- ・ 民有地の場合、汚染を防止するための対策と原状復旧時の返却ルールを事前に作成して、地権者や住民に提案することが望ましい。

（※環境省 災害廃棄物対策指針【技 18-3】をもとに作成）

一次仮置場の設置に係る準備

一次仮置場の開設に当たっては、管理する人員や資機材が必要となるため、次の表にあるような仮置場の管理・指導の担い手（例：市や一部事務組合の退職者等）や必要となる資機材の種類と量を確保する。

なお、天候や気温などの影響により、交代要員が必要となる場合もあることに留意する。

仮置場の開設に当たり必要となるもの

人員（1つの仮置場に15人程度いれば十分対応可能）		
全体管理 職員	1人	
交通整理・誘導	2人（搬入が多い場合は増員）	
仮置場の入口での搬入物チェック	2人（搬入が多い場合は増員）	
分別品目毎の荷降物チェック	分別品目毎に各1人	
荷降補助（重量物等）	各2、3人	
資機材		
項目	機能・用途	
重機	仮置場内分別品目の整理、積み上げ、粗破碎、圧縮、選別、搬出車への積込等の作業を行う。	
設備・機材	受付機材	搬入車の受付場所（テント張等）、受付台等
	看板等掲示物	受入日、受入時間、仮置場内分別配置図、分別品目名を記載した立看板、持込禁止物、夜間不法投棄防止
	鉄板	未舗装の仮置場でのぬかるみ防止対策として
	品目仕切り	分別品目の混合防止（カラーコーン等による仕切り）
	誘導矢印等	仮置場内車両誘導用の誘導矢印版、白線、場内徐行看板等
	立入禁止帯等仕切り	重機稼働範囲等立入禁止区域設定 （カラーコーン／コーンバー等による仕切り）
	門、フェンス等	夜間等不法投棄防止
	作業員控室	空調設備を完備したユニットハウス、電源など
	トイレ	作業員用
	駐車場	作業員用

（※令和元年度福井県災害廃棄物ワーキング会議「災害廃棄物の仮置場開設に係る事前の備えの重要性（国立環境研究所 宗 清生 氏）」講義資料に加筆）

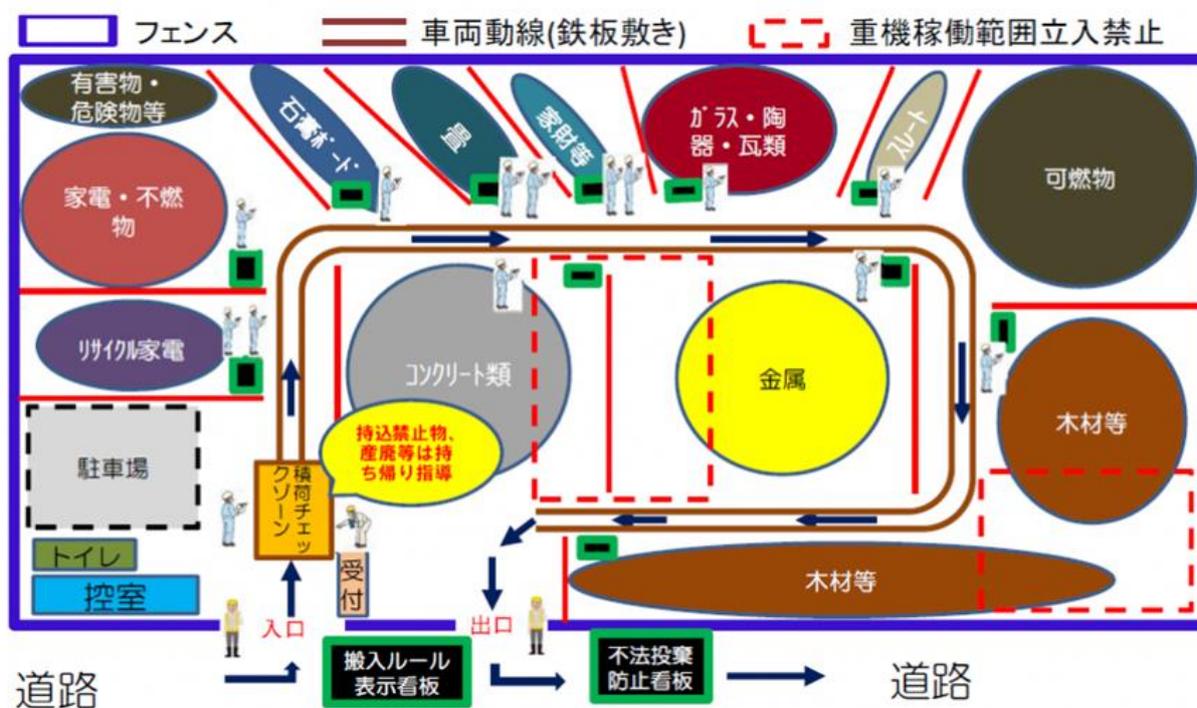
一次仮置場の設置

仮置場必要面積の推計結果を元に、仮置場を選定・設置する。なお、仮置場の選定・設置に当たっては、落橋、がけ崩れ、水没等、道路の被害状況を踏まえた上で設置する。

なお、平時に一次仮置場として関係機関と調整済みであっても、自衛隊の野営場や避難所、仮設住宅等への利用も想定されることから、関係機関と調整の上、仮置場を確保する。

また、一次仮置場の状況に応じた災害廃棄物の配置計画を作成し、災害廃棄物を搬入する。参考として以下に一般的な仮置場の配置計画例を示すが、災害の種類によって排出される主な災害廃棄物の種類が異なることに注意する必要がある。

一次仮置場の配置計画例



(※令和元年度福井県災害廃棄物ワーキング会議「災害廃棄物の仮置場開設に係る事前の備えの重要性(国立環境研究所 宗 清生 氏)」講義資料から抜粋)

一次仮置場の配置計画(レイアウト)を検討する際のポイント

【人員の配置】

- ・ 出入口に交通誘導員を配置し、入口に受付を設置する。
- ・ 分別指導や荷下ろしの補助ための人員を配置する。

【出入口】

- ・ 出入口には門扉等を設置する。門扉を設置できない時は、夜間に不法投棄されないよう、重機で塞いだり、警備員を配置する。
- ・ 損壊家屋の撤去等に伴い発生した災害廃棄物を搬入する場合、その搬入量や搬出量を記録するため、出入口に計量器（簡易なものでよい。）を設置する。なお、簡易計量器は片づけごみの搬入量・搬出量の管理にも活用可能であるが、住民による搬入時には渋滞等の発生の原因になることから、計量は必須ではない（省略できる。）。仮置場の状況や周辺の道路環境を踏まえ判断する必要がある。

【動線】

- ・ 搬入・搬出する運搬車両の動線を考慮する。左折での出入りとし場内は一方通行とする。そのため、動線は右回り（時計回り）とするのがよい。場内道路幅は、搬入車両と搬出用の大型車両の通行が円滑にできるよう配慮する。

【地盤対策】

- ・ 仮置場の地面について、特に土（農地を含む。）の上に仮置きする場合、建設機械の移動や作業が行いやすいよう鉄板を手当する。

【災害廃棄物の配置】

- ・ 災害廃棄物は分別して保管する。
- ・ 災害廃棄物の発生量や比重を考慮し、木材等の体積が大きいもの、発生量が多いものはあらかじめ広めの面積を確保しておく。地震と水害では、発生量が多くなる災害廃棄物の種類は異なることから、災害の種類に応じて廃棄物毎の面積を設定する。
- ・ 災害廃棄物の搬入・搬出車両の通行を妨害しないよう、搬入量が多くなる災害廃棄物（例：可燃物／可燃系混合物等）は出入口近傍に配置するのではなく、仮置場の出入口から離れた場所へ配置する。
- ・ 搬入量が多く、大型車両での搬出を頻繁に行う必要がある品目については、大型車両への積み込みスペースを確保する。
- ・ スレート板や石膏ボードにはアスベストが含まれる場合もあるため、他の廃棄物と混合状態にならないよう離して仮置きする。また、スレート板と石膏ボードが混合状態にならないよう離して仮置きする。またシートで覆うなどの飛散防止策を講ずる。
- ・ PCBおよびアスベスト、その他の有害・危険物、その他適正処理が困難な廃棄物が搬入された場合には、他の災害廃棄物と混合しないよう、離して保管する。
- ・ 時間の経過とともに、搬入量等の状況に応じて、レイアウトを変更する。

【その他】

- ・市街地の仮置場には、災害廃棄物処理事業の対象ではない「便乗ごみ」が排出されやすいため、受付時の被災者の確認、積荷チェック、周囲へのフェンスの設置、出入口への警備員の配置など防止策をとる。フェンスは出入口を限定する効果により不法投棄を防止することに加え、周辺への騒音・振動等の環境影響の防止や目隠しの効果が期待できるものもある。
- ・木材、がれき類等が大量で、一次仮置場で破砕したほうが二次仮置場へ運搬して破砕するよりも効率的である場合には、一次仮置場に破砕機を設置することを検討する。

(※環境省 災害廃棄物対策指針【技 18-3】をもとに作成)

住民への仮置場の周知

仮置場を設置した際には、場所、受入れ期間（時間）、分別、持込禁止物等を明確にした上で広報を行う。広報は、防災行政無線、市ホームページ、広報誌、携帯電話メール、CATV等複数の方法により行い、全世帯へ周知できるようにする。

一次仮置場の運営・管理

一次仮置場の運営・管理に当たっては、以下の環境対策等を行う必要がある。

一次仮置場の管理

区分		管理内容
環境対策	飛散防止策	<ul style="list-style-type: none"> ・粉じんの飛散を防ぐため、散水を適宜実施する。 ・ごみの飛散防止のため、覆い（ブルーシート等）をする。 ・仮置場周辺への飛散防止のため、ネット・フェンス等を設置する。
	臭気・衛生対策	<ul style="list-style-type: none"> ・腐敗性廃棄物は長期保管を避け、優先的に焼却等の処分を行う。 ・殺虫剤等薬剤の散布を行う。
	火災防止策	<ul style="list-style-type: none"> ・可燃性廃棄物は、積上げは高さ5 m以下、災害廃棄物の山の設置面積を200 m²以下、災害廃棄物の山と山との離間距離は2 m以上とする。
その他	仮置場の監視	<ul style="list-style-type: none"> ・他市町からの災害廃棄物の搬入を防止するため、被災者の身分証や搬入申請書等を確認して搬入を認める。 ・生ごみや危険物等の不適切な廃棄物の搬入を防止するため、仮置場入口に管理者を設置し、確認・説明を行う。 ・仮置場の搬入受入時間を設定し、時間外は仮置場入口を閉鎖する。 ・夜間の不適切な搬入や安全確認のため、パトロールを実施する。
	災害廃棄物の数量の管理	<ul style="list-style-type: none"> ・日々の搬入・搬出管理（計量と記録）を行う。停電や機器不足により計量が困難な場合は、搬入・搬出台数や集積した災害廃棄物の面積・高さを把握することで、仮置場で管理している廃棄物量とその出入りを把握する。
	作業員の安全管理	<ul style="list-style-type: none"> ・作業員は、防塵マスク、ヘルメット、安全靴、手袋、長袖等の作業着を着用する。

(※福井県災害廃棄物処理マニュアルを参考に作成)

二次仮置場の設置

既存の一般廃棄物処理施設のみでは、災害廃棄物を目標とする期間内に処理する能力が不足する場合には、仮設処理施設を設置し、災害廃棄物の機械選別、破碎・選別、焼却、再生等の処分を行う二次仮置場を設置する。

なお、二次仮置場は、一時的な保管や一部破碎処理等を行う仮置場に比べ、広い用地が求められるとともに、災害廃棄物を集積して処理することを踏まえ、その位置を考慮して設定することが必要となる。

(7) 環境保全対策、モニタリング、火災対策

環境保全対策、モニタリング

廃棄物処理施設や仮置場周辺等を対象に大気質、騒音・振動、臭気、水質等のモニタリングを行う。

また、災害廃棄物の処理によって生じる環境影響に対し、必要な環境保全対策を講ずる。なお、災害廃棄物の処理によって生じる環境影響と環境保全対策の例は、次の表のとおりである。

災害廃棄物の処理等によって生じる環境影響と環境保全対策の例

影響項目	環境影響	対策例
大気質	<ul style="list-style-type: none"> 解体・撤去、仮置場作業における粉じんの飛散 石綿含有廃棄物（建材等）の保管・処理による飛散 災害廃棄物保管による有害ガス、可燃性ガスの発生 	<ul style="list-style-type: none"> 定期的な散水の実施 保管、選別、処理装置への屋根の設置 周囲への飛散防止ネットの設置 フレコンバッグへの保管 搬入路の鉄板敷設等による粉じんの発生抑制 運搬車両の退出時のタイヤ洗浄 収集時分別や目視による石綿分別の徹底 作業環境、敷地境界での石綿の測定監視 仮置場の積上げ高さ制限、危険物分別による可燃性ガス発生や火災発生の抑制
騒音・振動	<ul style="list-style-type: none"> 撤去・解体等処理作業に伴う騒音・振動 仮置場への搬入、搬出車両の通行による騒音・振動 	<ul style="list-style-type: none"> 低騒音・低振動の機械、重機の使用 処理装置の周囲等に防音シートを設置
土壌等	<ul style="list-style-type: none"> 災害廃棄物から周辺土壌への有害物質等の漏出 	<ul style="list-style-type: none"> 敷地内に遮水シートを敷設 P C B等の有害廃棄物の分別保管
悪臭	<ul style="list-style-type: none"> 災害廃棄物からの悪臭 	<ul style="list-style-type: none"> 腐敗性廃棄物の優先的な処理 消臭剤・脱臭剤、防虫剤の散布、シートによる被覆等
水質	<ul style="list-style-type: none"> 災害廃棄物に含まれる汚染物質の降雨等による公共水域への流出 	<ul style="list-style-type: none"> 敷地内に遮水シートを敷設 敷地内で発生する排水、雨水の処理 水たまりを埋めて不害防止

(※福井県災害廃棄物処理マニュアルを参考に作成)

仮置場における火災対策

仮置場において災害廃棄物の内部で蓄熱が進むと火災が発生する可能性があるため、災害廃棄物の積上げ高さの制限、散水の実施、堆積物の切り返しによる放熱、放熱管の設置などを実施するとともに、定期的に温度監視や可燃性ガスの濃度測定を行い、火災の未然防止に努める。

万一火災が発生した場合に備え、初期消火のための消火栓、防火水槽、消火器の設置、作業員に対する消火訓練の実施に努める。なお、消火器は圧力容器であるため、破損・変形したものや水害を受けたものは、作動時に破裂のおそれがあるため使用しない。

万一火災が発生した場合は、消防と連携し、迅速な消火活動を行う。消火器や水などでは消火不可能な危険物に対しては、消防の指示に従い適切に対応する。

(8) 損壊家屋等の撤去（必要に応じて解体）

ライフラインの早期復旧、損壊家屋の倒壊による二次被害の防止などの観点から、損壊家屋等について緊急の対処が必要となる場合がある。

損壊家屋等の撤去（必要に応じて解体）は、原則として所有者が実施するが、災害規模が甚大で公費による撤去（必要に応じて解体）を実施する場合は、災害対策本部と連携して人命救助のために必要な倒壊家屋等の撤去を最優先で行うとともに、通行上支障のある災害がれきの撤去および倒壊の危険性のある建物の解体・撤去を優先的に行い、その後、順次損壊家屋の解体・撤去を行う。

解体・撤去手順

損壊家屋の解体・撤去手順の概略については、次のとおりとする。

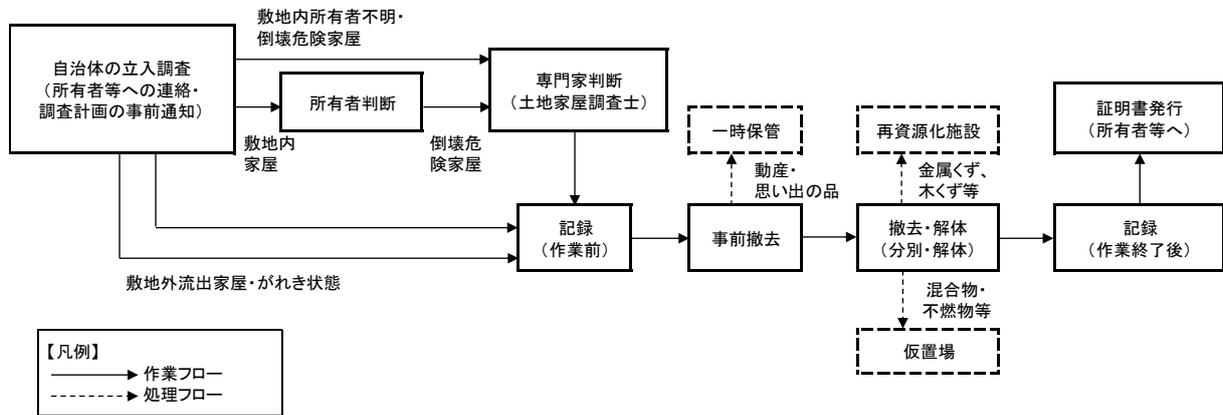
- ・解体申請窓口を設置し、り災証明（全壊、大規模半壊、半壊）の確認や所有者の解体意思を確認する。
- ・申請を受け付けた建物等については、図面等で整理を行い、現地調査による応急危険度判定や、重機の移動効率性などを勘案し、優先順位を検討する。
- ・解体・撤去の着手に当たっては、所有者や関係者の立会いを求め、解体範囲等の最終確認を行う。

なお、危険性等の観点から緊急に対処する必要がある場合には、倒壊してがれき状態になっているものや一定の原型を留め敷地内に残った建物について、現地確認の上、所有者からの申請によらず市の判断により解体・撤去を行う場合がある。その場合には、次の点に留意する。

- ・可能な限り所有者等に連絡を行い、その意思を確認した上で、解体・撤去を行う。
- ・所有者等の利害関係者とどうしても連絡が取れない場合は、災害対策基本法第64条第2項の規定により、承諾がなくとも撤去することができるとされている。

- ・一定の原型を留め敷地内に残った建物で、所有者等に連絡が取れない場合は、土地家屋調査士に判断を求め、建物の価値がないと認められたものについては、所有者等の立会・確認を行わずに解体・撤去を行う。なお、その場合には、現状を写真等で記録する。

損壊家屋等の撤去に係る作業・処理フロー

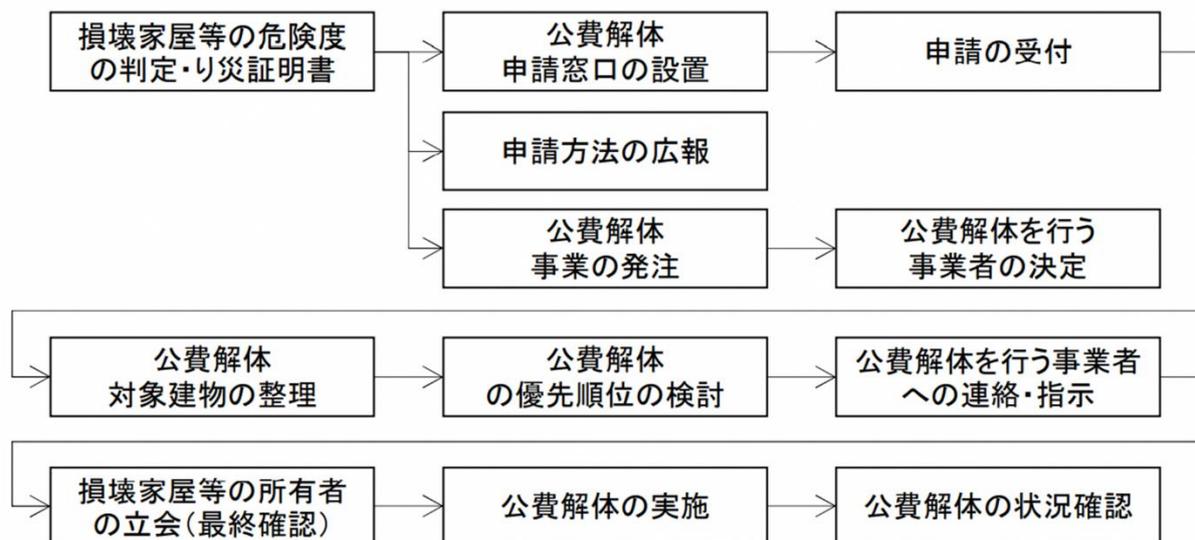


(※環境省 災害廃棄物対策指針【技 19-1】をもとに作成)

なお、市自ら損壊家屋等の撤去を行う場合は、国庫補助の対象となり得るが、解体は原則として国庫補助の対象外であることに留意する（詳細は環境省が策定した「災害関係業務事務処理マニュアル」を参照）。

以下、公費解体の手順（例）を示す。撤去・解体棟数が多い場合は事務量が膨大となるため、庁内他部局からの協力を得て体制を構築することが必要である。

公費解体の手順（例）



(※環境省 災害廃棄物対策指針【技 19-2】から抜粋)

また、損壊家屋等の撤去（必要に応じて解体）を行う際は以下に留意して実施する。

【石綿対策】

石綿含有建材を使用した損壊家屋等の撤去（必要に応じて解体）、石綿を含有する廃棄物の撤去や収集・運搬に当たっては、環境省が策定した「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（改訂版）」を参照し、安全に配慮する。

【太陽光パネル、蓄電池等への対応】

太陽光発電設備や家庭用、業務用の蓄電池等の撤去に当たっては、感電のおそれがあるため、環境省が策定した「太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン（第二版）」を参照し、安全に配慮する。

電気自動車やハイブリッド車等の高電圧の蓄電池を搭載した車両を取り扱う場合には、感電する危険性があることから、十分に安全性に配慮して作業を行う。

【損壊家屋等の撤去（必要に応じて解体）】

損壊家屋等の優先的な撤去（必要に応じて解体）は、現地調査による危険度判定や所有者の意思を踏まえ決定する。

撤去（必要に応じて解体）する損壊家屋等の中に家具・家財道具、貴重品、思い出の品等がある場合は、所有者確認を行った上で、原則として撤去（必要に応じて解体）前に所有者に回収してもらう。

撤去（必要に応じて解体）事業者が決定次第、建設リサイクル法に基づく届け出を行った後に、撤去（必要に応じて解体）の優先順位を指示する。撤去（必要に応じて解体）の着手に当たっては、建物所有者の立合いを求め、範囲等の最終確認を行う。

撤去（必要に応じて解体）が完了した段階で事業者から報告を受け、物件ごとに現地立会い（申請者、市町、事業者）を行い、履行を確認する。

(9) 分別・処理・再資源化

災害廃棄物を再資源化することは、最終処分量を減少させ、その結果として最終処分場の延命化に繋がる。このため、再生利用不可能な不燃物や可燃物の焼却により発生した焼却残渣等の最終処分になるものが極力発生しないような中間処理を行うことが必要となる。

災害時には様々な種類の災害廃棄物が発生することから、処理できる事業者等を廃棄物の種類・処理区分・処理能力ごとに把握しリスト化する。

次の表の廃棄物種類毎の処理方法・留意事項等を踏まえ、災害廃棄物を可能な限り再資源化し、最終処分量の低減を図る。また、有害廃棄物・危険物等は飛散・流出や事故の未然防止のため、優先的に回収を行い、保管または早期処分を行う。

廃棄物種類毎の処理方法・留意事項等

種類	処理方法・留意事項等
被災自動車	<ul style="list-style-type: none"> ・通行障害となっている被災自動車を仮置場等へ移動させる。移動に当たっては、損壊した場合の訴訟リスク等が考えられるため、所有者の意向を確認する。 ・電気自動車やハイブリッド自動車等、高電圧の蓄電池を搭載した車両を取り扱う場合は、感電する危険性があることから、運搬に際しても作業員に絶縁防具や保護具（マスク、保護メガネ、絶縁手袋等）の着用、高電圧配線を遮断するなど、十分に安全性に配慮して作業を行う。
太陽光発電設備	<ul style="list-style-type: none"> ・太陽電池モジュールは破損していても光が当たれば発電するため、感電に注意する。 ・感電に注意して、作業に当たっては、乾いた軍手やゴム手袋、ゴム長靴を着用し、絶縁処理された工具を使用する。 ・複数の太陽電池パネルがケーブルでつながっている場合は、ケーブルのコネクターを抜くか、切断する。
蓄電池	<ul style="list-style-type: none"> ・感電に注意して、作業に当たっては、乾いた軍手やゴム手袋、ゴム長靴を着用する等絶縁処理された工具を使用する。 ・感電のおそれがある場合には、不用意に近づかず電気工事士やメーカー等の専門家の指示を受ける。
腐敗性廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> ・水産廃棄物や食品廃棄物などの腐敗性廃棄物は、冷凍保存されていないものから優先して処理する。

また、処理に当たっては、次の表にあるように、季節によって課題が異なることに留意する必要がある。夏季においては廃棄物の腐敗が早く、それに伴いハエなどの害虫が発生すると、生活環境が悪化し感染症の発生・まん延が懸念される。災害救助主管部局や衛生主幹部局と連携を図り、対応を講ずる。害虫駆除に当たっては、専門機関に相談し、殺虫剤や消石灰、消臭剤・脱臭剤等の散布を行う。

季節別の留意事項（例）

	留意事項（例）
夏季	<ul style="list-style-type: none"> ・腐敗性廃棄物の処理 ・ねずみ族や害虫の発生防止対策
夏季～秋季	<ul style="list-style-type: none"> ・台風等による二次災害（飛散等）の対策
冬季	<ul style="list-style-type: none"> ・乾燥による火災等 ・積雪等による影響 ・強風による災害廃棄物の飛散 ・着火剤など爆発・火災の危険性のある廃棄物の優先的回収

(10) 有害廃棄物・適正処理が困難な廃棄物の対策

有害物質が漏えい等により災害廃棄物に混入すると、災害廃棄物の処理に支障をきたすばかりか、適切な回収および処理が実施されない場合、環境への長期的な悪影響を及ぼすおそれがあるため、十分留意する必要がある。

回収・引渡しのための体制を確保し、有害廃棄物の飛散・流出や危険物による爆発・火災等の事故を未然に防ぐため、有害廃棄物や危険物の優先回収を行い、保管または早期の処理を行う。

なお、産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を含む。）に該当するものは、事業者の責任において処理することを原則とし、一般廃棄物に該当するものは、排出に関する優先順位や適切な処理方法等について住民に広報する。

また、災害廃棄物が混合状態になっている場合は、有害廃棄物が含まれている可能性も考慮し、作業員は適切な服装やマスクの着用、散水などによる防じん対策の実施など、労働環境安全対策を徹底する。

(11) 思い出の品等

貴重品や所有者等にとって価値があると認められるもの（思い出の品）等については廃棄せずに回収・保管し、可能な限り所有者に引き渡す。なお、発災直後は回収量が大幅に増えることが想定されるため、早急に保管場所を確保する。

保管対象としては位牌、アルバム、卒業証書、賞状、成績表、写真等が想定される。また、貴重品（財布、通帳、ハンコ、株券、金券、商品券等）等の動産は遺失物法による対応を基本とし、所持禁制品等が混入していた場合は、警察と協議する。

なお、歴史的遺産、文化財等が他の災害廃棄物と混在しないよう、建物の解体、災害廃棄物の撤去等を行う者に処理の留意点の周知を図るとともに、必要な措置を行い、保護・保全に努める。

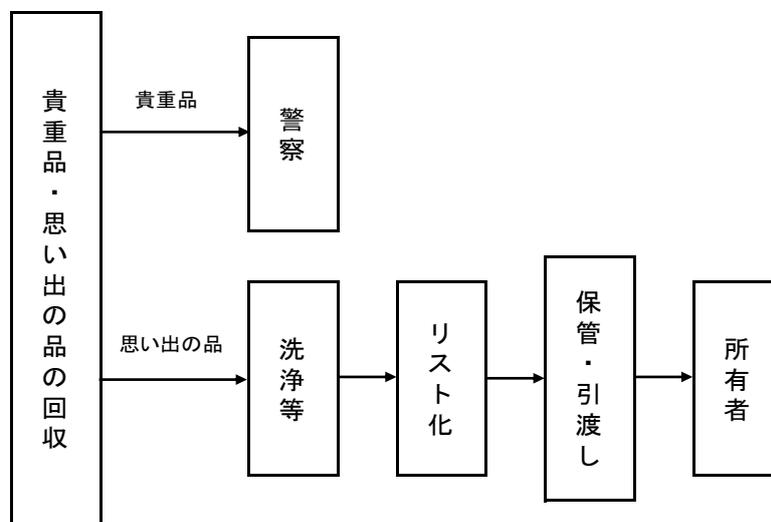
思い出の品等の取扱方法例

項目	内容
対象例	所有者等にとって価値があると認められるもの（位牌、アルバム、卒業証書、賞状、成績表、写真、手帳、パソコン、ハードディスク、USBメモリ等記録媒体、携帯電話、ビデオ、デジタルカメラ、金庫）および貴重品（財布、通帳、ハンコ、株券、金券、商品券、古銭、貴金属類）等
回収方法	災害廃棄物の撤去現場や建物の解体現場で発見された場合は、その都度回収する。 住民・ボランティアの持込みによって回収する。 現場や人員の状況により、思い出の品回収チームを作り回収する。
保管方法	土や泥が付着している場合は、洗浄、乾燥させた上で、市の公共施設で保管・管理する。

	発見場所や品目等の情報が分かる管理リストを作成し管理する。 保管・管理に当たっては、思い出の品等に個人情報が含まれる点に留意する。
所有者等の確認方法	市の公共施設で保管・閲覧し、申請により確認する。
返却方法	閲覧や引渡しの日時を設定し、持ち主に返却する。 基本直接引渡しとするが本人確認ができる場合は郵送引渡しも可とする。 貴重品等は、速やかに警察に届けを行った上で、警察へ引き渡す。

(※環境省 災害廃棄物対策指針から抜粋)

回収・引渡しフロー



(※環境省 災害廃棄物対策指針をもとに作成)

(12) 災害廃棄物処理事業の進捗管理

仮置場への搬入・搬出量、損壊家屋等の撤去（必要に応じて解体）棟数、処分量などの量的管理に努め、進捗管理を行う。

(13) 許認可の取扱い

災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理を行うため、関係法令の目的を踏まえ、災害廃棄物の処理に係る規制緩和や期限の短縮措置等について必要な手続を精査し、決定した必要な手続等を適切に実施する。

第8節 各種相談窓口の設置等

災害時においては、被災者をはじめとする住民から様々な相談・問合せが寄せられることが想定されるため、受付体制および情報の管理方法を設定した上で、被災者相談窓口を速やかに開設する。適切な相談窓口が用意されない場合、廃棄物業務の担当者が問合せ対応以外の業務ができなくなるため注意する。

住民からの災害廃棄物に関する相談・要望・問合せの内容としては、仮置場の場所、仮置場への搬入に際しての分別区分、有害廃棄物（石綿含有建材の使用有無など）の情報や生活環境に関すること、損壊家屋等の解体・撤去や基礎の撤去、不法投棄や野焼きに関すること、災害廃棄物の処理スケジュール等が想定される。

第9節 住民等への啓発・広報

住民に対し、次のとおり災害廃棄物に関する啓発・広報を行う。なお、発災直後は、他の優先情報の周知の阻害、情報過多による混乱を招かないよう考慮しつつ、情報の一元化に努め、必要な情報を発信する。なお、被災地ではテレビ等が使用できなくなっている場合があるため、住民が情報を得ることができるよう多くの発信手段を用いる必要がある。

1 啓発・広報の手段

- (1) 避難所等への掲示等
- (2) 防災行政無線
- (3) テレビ、ラジオ、新聞
- (4) 市ホームページ等
- (5) 市広報誌

2 啓発・広報の内容

- (1) 災害廃棄物に関すること。
 - ・戸別収集の有無や集積場、分別方法、収集日時等
 - ・仮置場の場所および仮置場への搬入に際しての分別方法や時間
- (2) 生活ごみに関すること。
 - ・集積場、収集日時
 - ・粗大ごみ等の排出方法
- (3) 災害廃棄物、生活ごみ共通
 - ・生活環境の保全の重要性
 - ・便乗ごみの排出、混乱に乗じた不法投棄および野焼き等の不適正処理の禁止
 - ・市の相談窓口

第2章 災害復旧・復興等

災害廃棄物の再資源化や中間処理が本格化する復旧・復興時において実施・検討する事項について示す。

第1節 処理主体の決定

災害廃棄物処理見込み量や廃棄物処理施設能力、職員の被災状況などを踏まえて総合的に検討し、独自で災害廃棄物を処理できるか判断する。

被害の規模等により、災害廃棄物処理実行計画等の作成および災害廃棄物の処理の実施が困難であると判断した場合は、県に支援（事務委託）を要請する。

第2節 組織体制・指揮命令系統の見直し

災害廃棄物処理の進捗状況に応じ、災害廃棄物対策に係る組織体制や指揮命令系統の見直しを行う。

第3節 情報収集・連絡

電気や通信網の復旧に伴い、より確実な連絡手段を利用して、災害廃棄物発生量や復旧状況などの情報収集を継続する。

第4節 協力・支援体制

(1) 自衛隊・警察・消防との連携

応急対応時に引き続き、自衛隊や警察等と連携し、災害廃棄物の撤去や倒壊した建物の解体・撤去を行う。

(2) 協力・支援体制

被災時

県からの災害廃棄物処理に係る指導・助言を受け、必要に応じて広域的な協力体制、被害情報収集体制の確保に努める。

支援時

応急対応時に引き続き、可能な限り協力・支援を行う。

第5節 一般廃棄物処理施設等

(1) 一般廃棄物処理施設等の復旧

被災した一般廃棄物処理施設のできるだけ早期の復旧を図るよう鯖江広域衛生施設組合と連携する。

(2) 仮設トイレ等し尿処置

避難所の閉鎖に併せ、仮設トイレを撤去し、平時のし尿処理体制へ移行する。

(3) 避難所ごみ

避難所の閉鎖に併せ、平時のごみ処理体制へ移行する。

第6節 災害廃棄物処理

環境の保全を図るため、災害の種類、態様、被害の状況、環境汚染の状況等を総合的に勘案しつつ、必要に応じ、以下の事項を含む復旧・復興対策を講ずる。

- ・ 広域処理の調整
- ・ 仮設処理施設の必要規模の算定
- ・ 災害廃棄物処理事業に係る国庫補助の活用

また、災害からの復旧・復興に当たっては、環境保全への配慮が重要であることから、以下の事項について、県からの技術的支援や助言を受け、処理を行う。

- ・ 災害廃棄物による環境汚染の未然防止のための必要な措置を講ずるよう努めること。
- ・ 石綿対策について、環境への影響を最小限にする観点から、関係機関との調整を検討すること。

(1) 災害廃棄物処理実行計画の見直し

復旧・復興段階では、発災直後に把握できなかった被害の詳細や災害廃棄物の処理に当たっての課題が次第に判明することから、処理の進捗に応じて実行計画を見直す。

(2) 処理見込量の見直し

災害廃棄物の処理の進捗状況に応じて処理見込量を適宜見直す。

(3) 処理スケジュールの見直し

災害廃棄物の発生量、処理の進捗状況や、一般廃棄物処理施設の復旧・稼働状況、動員可能な人員数、資機材の確保状況等を踏まえ、処理スケジュールの見直しを行う。

見直し後において、管内の既存の一般廃棄物処理施設だけでは処理しきれない、または処理するために相当の年月を要すると判断される場合には、広域的な処理や仮設処理施設の設置の必要性について検討する。

(4) 処理フローの見直し

災害廃棄物の処理の進捗や性状の変化等に応じ、応急対応時に作成した処理フローの見直しを行う。

(5) 収集運搬方法の見直し

道路の復旧状況や周辺の生活環境の状況、仮置場の位置を踏まえ、ルート、体制、機材、連絡体制等の収集運搬方法の見直しを行う。

(6) 仮置場

一次（二次（設置している場合））仮置場の管理・運営

災害廃棄物の処理状況を踏まえ、引き続き管理・運営を行う。管理・運営に当たっては、効率的な受入・分別・処理ができるよう分別保管し、また周辺住民への環境影響を防ぐよう、設置場所・レイアウト・搬入導線等を検討する。

一次（二次（設置している場合））仮置場の返還

跡地利用計画等がある場合、早期の復旧および土地所有者へ返還を行わなければならない。一方、土地の返還に当たっては、様々な種類の災害廃棄物が仮置きされていた場所であることから、仮置きによる土壌汚染の有無や安全性等について確認する必要がある。

(7) 環境保全対策、モニタリング、火災対策

環境対策、モニタリング

災害廃棄物の処理状況を踏まえ、継続して環境保全対策や環境モニタリング等を実施する。

仮置場における火災対策

放熱管の設置等により仮置場における火災を未然に防止するとともに、二次災害の発生を防止するための措置を継続して実施する。

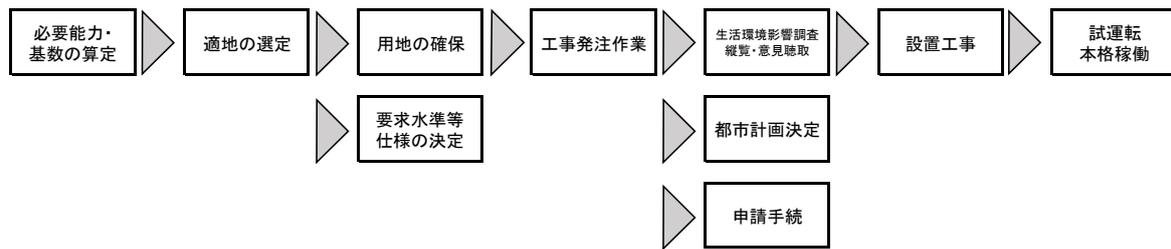
(8) 仮設処理施設

既存の施設での処理が困難な場合は、仮設処理施設の必要性、必要基数、設置場所等について検討し、次のフローに従って仮設処理施設を設置する。なお、仮設処理施設を設置する場合には、以下の事項について留意する。

仮設処理施設の必要性

- ・ 想定される災害廃棄物の発生量に対して、地域内外の焼却施設や破砕施設等での処理可能量を把握した上で、処理が可能であるか確認する。
- ・ 管内外で災害廃棄物を処理できないと判断される場合は、仮設焼却炉や破砕機等の必要能力や機種等を把握する。

仮設処理施設の設置フロー（例）



（※環境省 災害廃棄物対策指針をもとに作成）

設置手続

- ・以下の項目に留意し、仮設処理施設の設置場所を選定する。
 - ア 仮設住宅建設等の喫緊の土地利用予定がないこと。
 - イ 処理を効率的に行うことができる面積を有すること。
 - ウ 周辺に住居や学校・病院、公共施設がないこと。
 - エ 運搬車両等の通行に支障を来さない搬入・搬出路が確保されていること。
- ・設置場所の決定後は、環境影響評価、都市計画決定、工事発注作業、設置工事等を進める。設置に当たっては、制度を熟知した上で手続の簡易化に努め、工期の短縮を図る。
- ・仮設処理施設は、周辺住民への環境上の影響を防ぐ配置とする。

管理・運営

- ・災害廃棄物の処理が円滑に進むよう、仮設処理施設の運営・管理を適切に行う。
- ・焼却炉投入前に災害廃棄物の分別を徹底し、土砂等の不燃物を取り除くことでクリンカや残渣物の発生を抑制する。
- ・土砂や水分が影響し、焼却炉の発熱量（カロリー）確保が必要となった場合は、助燃剤として解体木くずや廃プラスチック類、または重油等の投入を検討する。
- ・災害廃棄物への降雨等による水分の影響を防ぐには、テントの設置なども有効である。ただし、経費の増大に注意が必要である。

解体・撤去

- ・仮設処理施設の解体・撤去に当たっては、関係法令を遵守し、関係者と十分に協議した上で解体・撤去方法を検討する。
- ・焼却炉自体がダイオキシン類や有害物質等に汚染されている可能性も考えられることから、作業前、作業中および作業後においてダイオキシン類等の環境モニタリングを行う。
- ・ダイオキシン類や有害物質が飛散しないよう、関係者との協議を踏まえた必要な措置（周囲をカバーで覆う等）を施した上で解体・撤去を行う。
- ・作業員は汚染状況に応じた適切な保護具を着用して作業を行う。落下等の危険を伴う箇所での作業も生じることから安全管理を徹底する。

(9) 損壊家屋等の撤去（必要に応じて解体）

応急対応時における優先順位の高い建物の撤去（必要に応じて解体）に引き続き、家屋の被災状況等を勘察し、必要な建物の撤去（必要に応じて解体）を順次行う。

また、損壊家屋等の撤去（必要に応じて解体）については、以下の事項について留意する。

石綿対策

- ・ 平時の調査等により石綿の含有が懸念される建築物および建築物以外の構造物は、解体前に専門業者により分析調査等を行い、石綿の使用が確認された場合、大気汚染防止法および石綿障害予防規則等に基づき、関係機関と調整し、必要な手続を行った上で、石綿の除去作業を実施する。除去された石綿については、直接処分場に埋め立てる等適切に処分する。

損壊家屋等の撤去（必要に応じて解体）

- ・ 被災規模が大きく、広い範囲で撤去（必要に応じて解体）が必要な場合、作業の発注は建物ごとでなく地区ごとに行い、効率化を図る。
- ・ 撤去（必要に応じて解体）に当たっては、重機の移動などが効率的に行えるよう順序を検討し、順序の決定後は、地域毎の撤去（必要に応じて解体）予定時期を広報する。なお、広報の対象は、建物所有者だけでなく周囲の住民も含める。
- ・ 災害廃棄物の再資源化率を高めるためには混合状態を防ぐことが重要であるため、その後の処理方法を踏まえた分別を徹底する。分別撤去（必要に応じて解体）は時間とコストを要するが、混合廃棄物量を減らすことで、再資源化・中間処理・最終処分のトータルコストを低減できる。

(10) 分別・処理・再資源化

復旧・復興時に、廃棄物の資源としての活用が望まれることから、復興計画や復興事業の進捗に合わせて選別・処理・再資源化を行う。選別・処理・再資源化の実施に当たっては、次の表を参考に、種々の課題に応じた適切な方法を選択する。

廃棄物種類毎の処理方法・留意事項等

種類	処理方法・留意事項等
混合廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> ・混合廃棄物は、有害廃棄物や危険物を優先的に除去した後、再資源化可能な木くずやコンクリートがら、金属くずなどを抜き出し、トロンメルやスケルトンバケットにより土砂を分離した後、同一の大きさに破碎し、選別（磁選、比重差選別、手選別など）を行うなど、段階別に処理する方法が考えられる。
木くず	<ul style="list-style-type: none"> ・木くずの処理に当たっては、トロンメルやスケルトンバケットによる事前の土砂分離が重要である。木くずに土砂が付着している場合、再資源化できず最終処分せざるを得ない場合も想定される。土砂や水分が付着した木くずを焼却処理する場合、焼却炉の発熱量（カロリー）が低下し、処理基準（800℃以上）を確保するために、助燃材や重油を投入する必要が生じる場合もある。
コンクリートがら	<ul style="list-style-type: none"> ・分別を行い、再資源化できるように必要に応じて破碎を行う。再資源化が円滑に進むよう、コンクリートがらの強度等の物性試験や環境安全性能試験を行って安全を確認するなどの対応が考えられる。
家電類	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時に、特定家庭用機器再商品化法（以下「家電リサイクル法」という。）の対象物（テレビ、冷蔵庫、エアコン、洗濯機）については他の廃棄物と分けて回収し、家電リサイクル法に基づき製造事業者等に引き渡してリサイクルすることが一般的である。この場合、市が製造業者等に支払う引渡料金は原則として国庫補助の対象となる。一方、津波等により形状が大きく変形した家電リサイクル法対象物について、東日本大震災では破碎して焼却処理を行った事例がある。 ・冷蔵庫や冷凍庫の処理にあっては、内部の飲食料品を取り出した後に廃棄するなど、生ごみの分別を徹底する。 ・冷蔵庫等フロン類を使用する機器については、分別・保管を徹底し、フロン類を回収する。
畳	<ul style="list-style-type: none"> ・破碎後、焼却施設等で処理する方法が考えられる。 ・畳は自然発火による火災の原因となりやすいため、分離し高く積み上げないように注意する。また腐敗による悪臭が発生するため、迅速に処理する。 ・水害の場合、土砂や水分を多く含み、破碎が困難となる可能性が高いことに留意する。
タイヤ	<ul style="list-style-type: none"> ・チップ化することで燃料等として再資源化が可能である。火災等に注意しながら処理する。
石膏ボード、スレート板などの建材	<ul style="list-style-type: none"> ・石綿を含有するものについては、適切に処理・処分を行う。石綿を使用していないものについては再資源化する。 ・建材が製作された年代や石綿使用の有無のマークを確認し、処理方法を判断する。

	<ul style="list-style-type: none"> ・バラバラになったものなど、石膏ボードと判別することが難しいものがあるため、判別できないものをほかの廃棄物と混合せずに別保管するなどの対策が必要である。
石綿	<ul style="list-style-type: none"> ・損壊家屋等は撤去（必要に応じて解体）前に石綿の事前調査を行い、発見された場合は災害廃棄物に石綿が混入しないよう適切に除去を行い、廃石綿または石綿含有廃棄物として適切に処分する。 ・廃石綿等は原則として仮置場に持ち込まない。 ・仮置場で災害廃棄物中に石綿を含むおそれがあるものが見つかった場合は、分析によって確認する。
肥料・飼料等	<ul style="list-style-type: none"> ・肥料・飼料等が水害等を受けた場合は、平時に把握している事業者へ処理を依頼する。
P C B 廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> ・P C B 廃棄物は、市の処理対象物とはせず、P C B 保管事業者に引き渡す。 ・P C B を使用・保管している損壊家屋等の撤去（必要に応じて解体）作業中にP C B 機器類を発見した場合は、他の廃棄物に混入しないよう分別し、保管する。 ・P C B 含有有無の判断がつかないトランス・コンデンサ等の機器は、P C B 廃棄物とみなして分別する。
テトラクロロエチレン	<ul style="list-style-type: none"> ・最終処分に関する基準を超えたテトラクロロエチレン等を含む汚泥は、埋立処分を行わず、原則として焼却処理を行う。
危険物	<ul style="list-style-type: none"> ・危険物の処理は、種類によって異なる（例：消火器の処理は日本消火器工業会、高圧ガスの処理は県エルピーガス協会、フロン・アセチレン・酸素等の処理は製造業者など）。

（※環境省 災害廃棄物対策指針をもとに作成）

処理・処分に当たっての問題および対策

処理・処分に当たっての種々の問題およびその対策	
土砂分の影響	<ul style="list-style-type: none"> ・水害等により土砂が可燃物に付着・混入することで焼却炉の摩耗や可動部分への悪影響、焼却残渣の増加等の影響を及ぼすことや、発熱量（カロリー）が低下することで助燃材や重油を投入する必要があるため、トロンメルやスケルトンバケットによる土砂分の分離を事前に行うことが有効である。 ・仮置場において発生した火災に対して、土砂による窒息消火を行う場合は、災害廃棄物が土砂まみれになるため、土砂を分離する方法として薬剤の使用も考えられる。
水分の影響	<ul style="list-style-type: none"> ・水分を多く含んだ災害廃棄物を焼却することで焼却炉の発熱量（カロリー）が低下し、助燃材や重油を投入する必要があることや、水分の影

	響で木くず等に付着した土砂分の分離を難しくすることから、テントを設置するなど降雨から災害廃棄物を遮蔽する対策が考えられる。
--	---

(※環境省 災害廃棄物対策指針をもとに作成)

(11) 最終処分

再資源化や焼却ができない災害廃棄物を埋め立てるための最終処分先を確保する。最終処分場が確保できていない場合、処理を行っても仮置場から搬出できなくなるため、撤去（必要に応じて解体）現場から災害廃棄物を仮置場へ搬入することができず、処理の進捗に影響を与えることになるため注意する必要がある。

(12) 広域的な処理・処分

被害状況等を踏まえ、復旧・復興に相応の時間を要すると判断した場合は、災害廃棄物の広域的な処理について検討する。検討した結果、広域的な処理・処分が必要である場合には、災害廃棄物中部ブロック広域連携計画や協定等に基づき、広域的な処理・処分先を確保する。なお、広域的な処理・処分を行う場合には、搬出物の品質がバラつかないようにするなど、受入側の要求に配慮する。

(13) 有害廃棄物・適正処理が困難な廃棄物の対策

応急対応時に引き続き、有害廃棄物や危険物を発見次第、優先的に回収する。

災害廃棄物処理の進捗に伴い、発見される有害廃棄物も減少することが想定されるが、災害廃棄物の撤去や建物解体・撤去中に有害廃棄物や危険物が発見されることもあるため、その都度回収し処理を行う。

(14) 思い出の品等

応急対応時に引き続き、貴重品および思い出の品等の回収・保管・運営・返却を行う。時間の経過とともに、写真等の傷みやカビなどの発生が考えられるため、清潔な保管に努める。

(15) 災害廃棄物処理事業の進捗管理

進捗管理の方法を慎重に検討し、実行に移す。専門職員が不足する場合は、災害廃棄物処理の管理業務を委託することを検討する。

(16) 許認可の取扱い

応急対応時に引き続き、平時に調整した手続に基づき、災害廃棄物の処理等に係る必要な手続等を実施する。

第7節 各種相談窓口の設置等

被災者からの各種相談窓口での受付を継続する。また、事業所などの建物解体・撤去に関する相談が寄せられることが想定されるため、市において方針を決定し、対応する。

第8節 住民等への啓発・広報

応急対応時に引き続き、住民に対して、災害廃棄物に関する広報や生活環境の保全の重要性に関する啓発を行う。

災害復旧・復興時において、情報提供不足による住民の不安を解消するため、市広報誌やホームページ、新聞等のマスコミ等を活用して生活環境の保全対策や災害廃棄物処理の進捗状況等を周知する。

第9節 処理事業費の管理

大量の災害廃棄物の処理には多額の経費が必要であり、本市のみで対応することは困難であるため、国の補助事業の活用が必要となる。環境省では「災害等廃棄物処理事業」および「廃棄物処理施設災害復旧事業」の二種類の災害関係補助事業がある。

市は円滑な事業実施のため、発災後早期から、県、中部地方環境事務所等、国の担当者と緊密な情報交換を行う。

なお、災害関係補助事業の補助金申請においては、廃棄物処理に係る管理日報や写真等多くの書類作成が必要となるため、必要な人員の確保に留意する必要がある。

また、国への申請等の手続は、県を経由して行われることになるため、県に対して必要な手続の内容、留意事項に係る情報提供等の支援を求める（補助事業の詳細については、「災害関係業務事務マニュアル（自治体事務担当者用）（平成26年6月環境省廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課）」を参照。）。

第3章 平時における検討事項

仮置場候補地の選定や処理困難な災害廃棄物の処理等、災害廃棄物処理に係る検討事項について整理する。

第1節 仮置場

発災直後に速やかに設置する必要があるため、平時において、仮置場候補地をあらかじめ選定しておくことと迅速な災害廃棄物処理につながる。仮置場候補地は多ければ多いほど災害時の初動態勢がとりやすく、想定外の災害に備えるためにも、徐々に候補地を増やすなど、可能な限り多くの仮置場を確保しておくことが必要である。

また、近隣市町と仮置場の開設期間、受入品目が異なる場合に、他の市町の住民の持ち込みや住民からの問い合わせが多くなることが想定される。従って、できる限り、近隣市町と災害廃棄物の受け入れに関する方針を共通にすることが望ましい。方針を共通にすることが難しい場合は、住民への広報を徹底する。

(1) 集積所候補地の選定

災害時には被災者が保有する車が使用できなくなることが想定されることから、自治会程度の単位での集積所候補地を検討する。また、集積所でも簡易な分別ができるよう、地区の防災訓練や研修の際に分別品目の周知を図ることや、災害時の分別品目の看板等の配布を検討する。

(2) 一次・二次仮置場候補地の選定

以下を考慮して一次・二次仮置場候補地の選定を行う。

- ・候補地の設定に当たっては、利用方法も同時に検討する。
- ・候補地が公有地の場合、自衛隊の野営地、仮設住宅、被災自動車の保管場所などへの利用も想定されるため、個別に十分な事前調整をしておく。
- ・公有地が不足するなど、やむを得ず私有地とする場合は、貸与・返却時のルールを事前に定めておく。
- ・候補地の選定に当たっては、災害の種類（地震・水害）に応じて数多く、具体的に検討する。また、検討時には大型車両が通行可能であることや、交通渋滞を招かないような収集運搬ルートが確保されているかも考慮する。

第2節 広域的な処理・処分

市内での処理が困難な場合、県に対して早急に支援要請を行うことができるよう処理実績のある事業者等をリスト化する。

第3節 有害廃棄物・適正処理が困難な廃棄物の対策

平時に処理困難な災害廃棄物（水害の場合の濡れた畳や泥が酷く付着した廃棄物等を含む。）をリスト化し、県や関係機関等と情報を共有する。

第4節 一般廃棄物処理施設の補修体制の整備

発災後、迅速に処理が再開できるよう、鯖江広域衛生施設組合に対して、「点検の手引き」の作成、施設を整備したメーカー等との点検、補修のための協力体制を整備しておくよう依頼する。また、補修に必要な資機材、部品、燃料等の備蓄を行うよう依頼する。

第5節 住民等への啓発・広報

災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理する上で、住民や事業者の理解・協力は必要不可欠であるため、市は、仮置場の必要性、災害廃棄物の分別・排出方法、混乱に乗じた不適正処理の禁止等や、災害に起因するごみのみを受け入れることについて、平時から継続して啓発・広報を行う。

平時の分別意識が災害時にも生きてくるため、以下の事項について住民の理解を得るよう日頃から啓発等を継続的に実施する。

- ① 仮置場の必要性
- ② 災害廃棄物の分別・排出方法
- ③ 便乗ごみ（災害廃棄物の回収に便乗した災害とは関係のない通常ごみ、事業ごみ、危険物等）の排出、混乱に乗じた不法投棄および野焼き等の不適正な処理の禁止

第6節 職員への教育訓練

災害廃棄物処理は、災害の規模、種類、発生場所に応じて、計画では想定していなかった様々な課題が発生する。災害時の混乱した状況においてスピード感をもって適切に処理を実施するためには、平時からの人材育成が必要である。担当者が自ら考え、適切な判断、行動がとれるよう、災害廃棄物処理に関する研修会等を開催し、職員等の教育訓練を行う。

第7節 災害廃棄物処理計画の見直し

本計画は、鯖江市地域防災計画の修正のほか、国が行う関係法律や指針、関係機関からの意見等を踏まえ、計画の実効性を高めるための見直しを適宜行う。また、大規模災害の発生等により新たな知見が得られた際にも適宜見直しを行う。

なお、災害廃棄物発生量や仮置場の必要面積については、浸水想定区域図の策定を受け見直される水害ハザードマップ作成後に推計を実施し追加する。

鯖江市水防協議会設置条例

昭和 59 年 4 月 1 日

条 例 第 3 号

(目 的)

第 1 条 この条例は、水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 33 条第 1 項および第 5 項の規定に基づき、鯖江市水防協議会（以下「協議会」という。）を置き、同法に定めるもののほか協議会に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組 織)

第 2 条 協議会は、会長 1 名、副会長 1 名および委員 20 名以内で組織する。

2 会長は、水防管理者をもって充てる。

3 副会長は、助役をもって充てる。

4 委員は、関係行政機関の職員ならびに水防に関係ある団体の代表者および学識経験のある者のうちから水防管理者が命じ、または委嘱する。

5 協議会に顧問を置き、会長が委員に諮って委嘱する。

(会長等の任務)

第 3 条 会長は、協議会を代表し所掌事業の方針ならびに具体策の樹立にあたりとともに措置対策に関する意見を決定しこれの推進にあたる。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。

(代 理)

第 4 条 関係行政機関の職員または水防に関係ある団体の代表者である委員に事故あるときは、それぞれ当該行政機関または団体の指名した者に、その職務を代理させることができる。

(任 期)

第 5 条 関係行政機関の職員である委員の任期は、当該職にある期間とし、その他の委員の任期は 2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(議 長)

第 6 条 会長は、会議を招集しその議長となる。

(表決等)

第 7 条 協議会は、委員の 3 分の 1 以上出席がなければ会議を開くことができない。

2 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(幹事および書記)

第 8 条 協議会に幹事および書記若干名を置き、会長が命じ、または委嘱する。

2 幹事は、会長の命を受け、庶務を処理する。

3 書記は、上司の命を受け、庶務に従事する。

(その他)

第 9 条 この条例に定めるもののほか、協議会について必要な事項は、会長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。